池田市開始時個別施設計画（案）

目次

個別施設計画について

(1)背景と目的 1

(2)個別施設計画の位置付け 2

(3)個別施設計画の対象期間 2

(4)個別施設計画の対象施設について 2

(5)公共施設等のマネジメント推進 21

個別施設計画の様式の見方について

施設用 22

簡易版 27

行政系施設 29

庁舎 30

庁舎（外部） 34

消防署 55

分団拠点施設 60

その他消防施設 66

観測所 70

市民文化系施設 74

文化施設 75

人権・高齢福祉施設 80

展示館 84

共同利用施設 90

コミュニティセンター……100
集会施設……106
普通会館……111
その他集会施設……120

保健・福祉施設……125
保健福祉施設……126
高齢福祉施設……130
障がい福祉施設……135

スポーツ・レクリエーション施設……141
レクリエーション施設……142

社会教育系施設……146
資料館……147
児童文化センター等……153
音楽堂……159
展示コーナー……163
公民館……167

学校教育系施設……171
運動場……172
教育系施設……179
給食施設……185

子育て支援施設……189

特定教育・保育施設等 190
児童発達支援センター 197
地域子育て支援拠点 201
学童保育施設 207

その他施設 213
消費生活センター 214
シルバー人材センター 218
観光施設 222
創業支援施設 226
環境啓発施設 230
葬祭施設 234
駐車場 240
駐輪場 247
事務所等 252
倉庫等 265
車両置き場 274
旧学校 277
旧給食センター 292
野菜洗場 296

公衆便所 299

その他土地 303
土地活用 303
市営霊園・墓地 321
地元管理霊園・墓地 324

碑等 327

池・沼 332
溜池 333

道路 336

橋梁 339

道路敷・河川敷・廃道敷等 342

公園 347
都市計画公園 348
都市計画緑地 352
都市公園施設 355
都市計画墓園 359
その他公園 362

病院 398

個別施設計画について

（1）背景と目的

全国的に地方自治体が厳しい財政運営を強いられている中、人口減少に伴う税収減と少子高齢化を背景とする人口構造の急激な変化が、行政サービスの質・量のあり方におおきな影響を及ぼすと予想される。そのような状況の中で、老朽化が進む公共施設及びインフラ資産（以下「公共施設等」という。）の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、統廃合、転用、長寿命化、更新などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平等化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが重要となっている。

本市では、戦後から高度経済成長期を経て、人口急増や経済成長に伴いながら公共施設等を整備してきました。現在、それらの公共施設等は少なからず老朽化が進んでおり、機能面及び安全面を確保するための改修、更新が必要な時期を一斉に迎えている。

しかし、人口減少や高齢化が切実な問題となっている昨今において、当時の公共施設等のすべてを更新することは困難であり、今後においては財政状況などを踏まえながら、長期的な視点を持って計画的に施設の更新や、統合・廃止等を含めた再配置を進めていく必要がある。

そのような背景から、本市における公共施設等の現状を把握し、今後の方向性を定めるために、平成 28 年 3 月に策定した「池田市公共施設等総合管理計画」（以下「公共施設等総合管理計画」という。）」を踏まえ、施設ごとの実施方針を示す計画（以下「個別施設計画」という。）を策定する。

なお、令和 2 年度に策定する個別施設計画は「更新」「転用」「廃止」として公表可能なもの以外は全ての施設を「維持」とした上での「開始時個別施設計画」とする。

（２）個別施設計画の位置づけ

個別施設計画は、上位計画である池田市公共施設等総合管理計画の内容に即し、他の関連計画や財政運営との整合を図る。

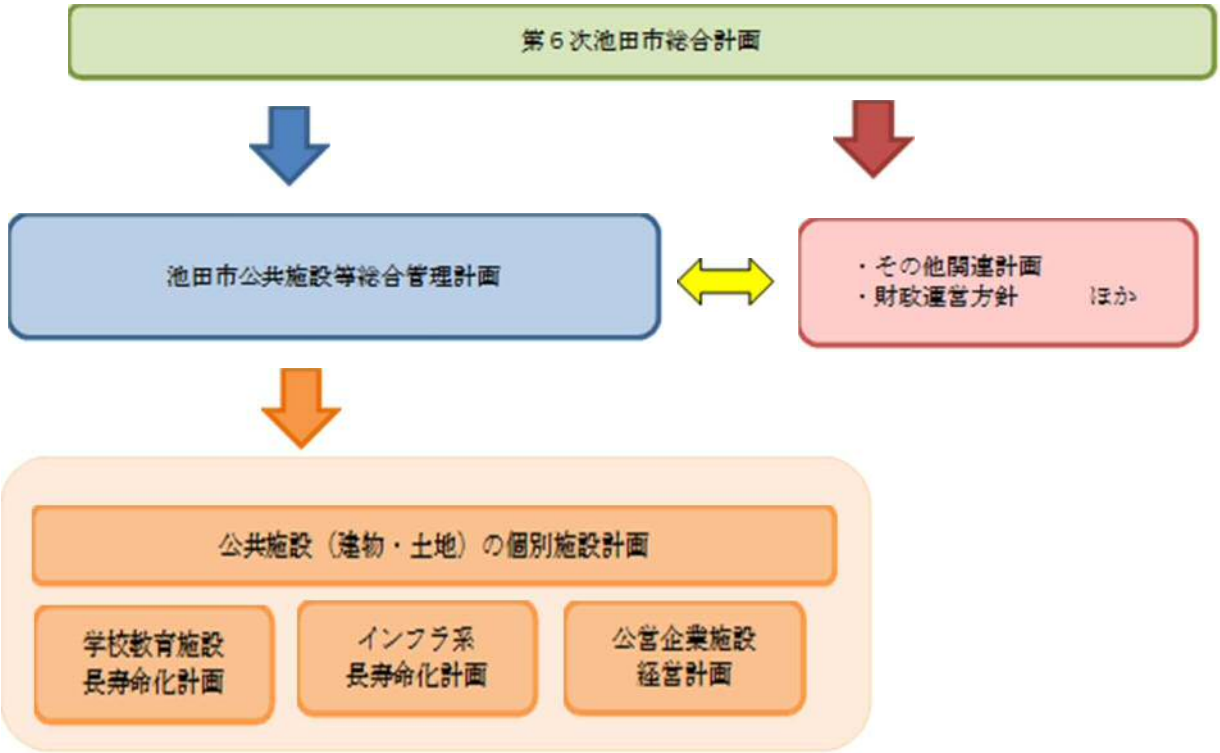

（３）個別施設計画の対象期間

個別施設計画の対象期間は、原則計画策定年度より 10 年間として設定する。なお、社会情勢や本市の政策動向等によって公共施設等を取り巻く環境は変化し得るため、対象施設の方向性が変更される都度、計画内容の見直しを適宜行う。

（４）個別施設計画の対象施設について

公共施設等総合管理計画と同様に、個別施設計画の対象施設は公共施設（建物）のほか、道路、橋梁等のインフラ施設や土地を含む公共施設等とし、令和 2 年度までに本市の公共施設等のすべての分野において策定することとする。

なお、総務省からの「インフラ長寿命化基本計画」より、個別施設計画の内容に準じる計画を既に策定している施設（長寿命化計画等を含む）については、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができると明記されており、今回のパブリックコメント手続きの対象施設については「未策定」及び「改定」を行う施設とする。

対象施設一覧

施設分類	施設用途			NO	施設名	所管課	1次評価単位	策定状況
	大分類	中分類	小分類					
行政事務系施設	行政系施設	庁舎等	庁舎	1	市庁舎	総務課	庁舎施設（本庁）	未策定
			庁舎（外部）	2	神田事務所	土木管理課	庁舎施設（外部）	
				3	営繕事務所	教育総務課		
				4	健康増進課（保健福祉総合センター内）	健康増進課		
				5	休日急病診療所（病院内）	休日急病診療所		
				6	休日急病診療所（保健福祉総合センター内）	休日急病診療所		
				7	基幹相談支援センターあおぞら（保健福祉総合センター内）	障がい福祉課		
				8	業務センター	業務センター		
		消防施設	消防署	9	消防署庁舎	消防本部総務課	消防庁舎等施設	
				10	細河分署	消防本部総務課		
			分団拠点施設	11	池田分団	消防本部総務課	消防分団拠点施設	
				12	呉服分団	消防本部総務課		
				13	北豊島分団	消防本部総務課		
				14	秦野分団	消防本部総務課		
				15	細河分団	消防本部総務課		
				16	神田分団	消防本部総務課		
				17	鉢塚分団	消防本部総務課		
			その他消防施設	18	宮ノ前防火水槽	消防本部総務課	簡易版	
				19	吉田防火水槽	消防本部総務課		
				20	荘園防火水槽	消防本部総務課		
				21	古江防火水槽	消防本部総務課		
		その他行政施設	観測所	22	神田大気観測所	環境政策課	観測所	
市民サービス系施設	市民文化系施設	文化施設	文化施設	1	市民文化会館	人権・文化国際課	文化施設	
				2	カルチャープラザ	人権・文化国際課		
				3	カルチャープラザ　駐車場	人権・文化国際課		

施設分類	施設用途			NO	施設名	所管課	1次評価単位	策定状況
	大分類	中分類	小分類					
市民サービス系施設	市民文化系施設	文化施設	人権・高齢福祉施設	4	人権文化交流センター	人権・文化国際課	人権・高齢福祉施設	未策定
			多文化共生施設	5	男女共生サロン（コミセン内）	人権・文化国際課	多文化共生施設	策定済
				6	国際交流センター（保健福祉総合センター内）	人権・文化国際課		
			展示館	7	上方落語資料展示館	人権・文化国際課	展示館	未策定
				8	ギャラリーいけだ	人権・文化国際課		
			公益活動施設	9	公益活動促進センター	コミュニティ推進課	公益活動施設	策定済
		集会施設	共同利用施設	10	神田会館	コミュニティ推進課	地域集会施設	改定
				11	豊島南会館	コミュニティ推進課		
				12	住吉会館	コミュニティ推進課		
				13	呉服会館	コミュニティ推進課		
				14	秦野会館	コミュニティ推進課		
				15	豊島北会館	コミュニティ推進課		
				16	池田会館	コミュニティ推進課		
				17	早苗の森会館	コミュニティ推進課		
				18	井口堂北会館	コミュニティ推進課		
				19	神田北会館	コミュニティ推進課		
				20	宇保会館	コミュニティ推進課		
				21	城南会館	コミュニティ推進課		
				22	空港会館	コミュニティ推進課		
				23	鉢塚会館	コミュニティ推進課		
				24	五月丘会館	コミュニティ推進課		
				25	脇塚会館	コミュニティ推進課		
				26	桃園会館	コミュニティ推進課		
				27	上池田会館	コミュニティ推進課		
				28	旭丘会館	コミュニティ推進課		
				29	渋谷会館	コミュニティ推進課		
				30	南畑会館	コミュニティ推進課		

施設分類	施設用途			NO	施設名	所管課	1次評価単位	策定状況
	大分類	中分類	小分類					
市民サービス系施設	市民文化系施設	集会施設	共同利用施設	31	荘園会館	コミュニティ推進課	地域集会施設	改定
				32	花園会館	コミュニティ推進課		
				33	石橋北会館	コミュニティ推進課		
				34	宮之原会館	コミュニティ推進課		
				35	石橋駅前会館	コミュニティ推進課		
				36	中之嶋会館	コミュニティ推進課		
				37	河原島会館	コミュニティ推進課		
				38	姫室・室町会館	コミュニティ推進課		
				39	北神田会館	コミュニティ推進課		
				40	池田駅前北会館	コミュニティ推進課		
				41	池田駅前南会館	コミュニティ推進課		
			コミュニティセンター	42	コミュニティセンター	コミュニティ推進課		
				43	伏尾台コミュニティセンター(第1会館)	コミュニティ推進課		
				44	伏尾台コミュニティセンター(第2会館)	コミュニティ推進課		
				45	細河コミュニティセンター	コミュニティ推進課		
			集会施設	46	石橋会館	コミュニティ推進課		未策定
			普通会館	47	呉羽の里会館	総務課	普通会館	未策定
				48	才尊会館	総務課		
				49	木部会館	総務課		
				50	古江町自治会館	総務課		
				51	伏尾会館	総務課		
				52	畑会館	総務課		
				53	北今在家集会所兼倉庫	総務課		
				54	宮之前会館兼倉庫	総務課		

施設分類	施設用途			NO	施設名	所管課	1次評価単位	策定状況
	大分類	中分類	小分類					
市民サービス系施設	市民文化系施設	集会施設	普通会館	55	下渋谷会館	総務課	普通会館	未策定
				56	とどろき庵	総務課		
				57	満寿美会館	総務課		
				58	槻木会館	総務課		
				59	新宅会館	総務課		
				60	緑丘1丁目集会所	総務課		
				61	東山会館	総務課		
				62	上畠会館	総務課		
				63	吉田会館	総務課		
				64	南鼓ヶ丘自治会館	総務課		
				65	西市場集会所	総務課		
				66	中川原会館	総務課		
			その他集会施設	67	きたてしまプラザ（旧北豊島公民館）	総務課	その他集会施設	
				68	ちいさな絵本館	総務課		
	保健・福祉施設	保健福祉施設	保健・福祉施設	1	保健福祉総合センター	高齢・福祉総務課	保健・福祉施設	
		高齢福祉施設	高齢福祉施設	2	養護老人ホーム	高齢・福祉総務課	高齢福祉施設	
				3	敬老会館	高齢・福祉総務課		
		障がい福祉施設	障がい福祉施設	4	くすのき学園	障がい福祉課	障がい福祉施設	
				5	ソシオワーク	障がい福祉課		
	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	スポーツ施設	1	総合スポーツセンター	生涯学習・推進課	スポーツ施設	策定済
			運動施設	－	五月山体育館	公園みどり課	長寿命化計画	策定済
				－	猪名川運動場	公園みどり課	長寿命化計画	策定済
		レクリエーション施設	レクリエーション施設	2	野外活動センター	生涯学習・推進課	レクリエーション施設	未策定
	社会教育系施設	図書館	図書館	1	図書館	図書館	図書館	策定済
				2	石橋プラザ	図書館		
				3	図書コーナー（公民館内）	図書館		

施設分類	施設用途			NO	施設名	所管課	1次評価単位	策定状況
	大分類	中分類	小分類					
市民サービス系施設	社会教育系施設	資料館	資料館	4	歴史民俗資料館	歴史民俗資料館	資料館	未策定
		児童文化センター等	児童文化センター等	5	水月児童文化センター	生涯学習・推進課	児童文化センター等	
				6	五月山児童文化センター	生涯学習・推進課		
				7	児童館	生涯学習・推進課		
		音楽堂	音楽堂	8	くれは音楽堂	生涯学習・推進課	音楽堂	
		展示コーナー	展示コーナー	9	展示コーナー（公民館内）	生涯学習・推進課	展示コーナー	
		公民館	公民館	10	中央公民館	公民館	公民館	
	学校教育系施設	学校教育系施設	小学校	－	池田小学校	教育総務課	長寿命化計画	未策定
				－	秦野小学校	教育総務課		
				－	北豊島小学校	教育総務課		
				－	呉服小学校	教育総務課		
				－	石橋小学校	教育総務課		
				－	五月丘小学校	教育総務課		
				－	石橋南小学校	教育総務課		
				－	緑丘小学校	教育総務課		
				－	神田小学校	教育総務課		
			中学校	－	池田中学校	教育総務課		
				－	渋谷中学校	教育総務課		
				－	北豊島中学校	教育総務課		
				－	石橋中学校	教育総務課		
			義務教育学校	－	ほそごう学園	教育総務課		
			運動場	1	池田小学校（運動場）	教育総務課	簡易版	未策定
				2	秦野小学校（運動場）	教育総務課		
				3	北豊島小学校（運動場）	教育総務課		
				4	呉服小学校（運動場）	教育総務課		
				5	石橋小学校（運動場）	教育総務課		

施設分類	施設用途			NO	施設名	所管課	1次評価単位	策定状況
	大分類	中分類	小分類					
市民サービス系施設	学校教育系施設	学校教育系施設	運動場	6	五月丘小学校（運動場）	教育総務課	簡易版	未策定
				7	石橋南小学校（運動場）	教育総務課		
				8	緑丘小学校（運動場）	教育総務課		
				9	神田小学校（運動場）	教育総務課		
				10	池田中学校（運動場）	教育総務課		
				11	渋谷中学校（運動場）	教育総務課		
				12	北豊島中学校（運動場）	教育総務課		
				13	石橋中学校（運動場）	教育総務課		
				14	ほそごう学園（運動場①）	教育総務課		
				15	ほそごう学園（運動場②）	教育総務課		
		その他学校教育系施設	教育系施設	16	教育センター	教育センター	教育系施設	
			給食施設	17	学校給食センター	保健給食課	給食施設	
	子育て支援施設	子育て支援施設	特定教育・保育施設等	1	石橋保育所	幼児保育課	特定教育・保育施設等	改定
				2	古江保育所	幼児保育課		
				3	なかよしこども園	幼児保育課		
				4	ひかりこども園	幼児保育課		
				5	カルガモ	幼児保育課		
				6	もりもりKIDS（ザ・ライオンズ池田内）	幼児保育課		
				7	さくら幼稚園	教育総務課		
				8	あおぞら幼稚園	教育総務課		
				9	ふしお台保育所	幼児保育課		
				10	中央保育園（旧中央保育所）	幼児保育課		
				11	天神保育園（旧天神保育所）	幼児保育課		
				12	はたの保育園（旧秦野保育所）	幼児保育課		
				13	住吉保育園（旧住吉保育所）	幼児保育課		
				14	緑丘保育園（旧緑丘保育所）	幼児保育課		

施設分類	施設用途			NO	施設名	所管課	1次評価単位	策定状況
	大分類	中分類	小分類					
市民サービス系施設	子育て支援施設	子育て支援施設	特定教育・保育施設等	15	友星幼稚園（旧伏尾台幼稚園）	幼児保育課	特定教育・保育施設等	改定
			児童発達支援センター	16	やまばと学園	発達支援課	児童発達支援センター	未策定
			地域子育て支援拠点	17	ホップくん（古江保育所内）	子育て支援課	その他保育施設	
				18	わたぼうし（なかよしこども園内）	子育て支援課		
				19	もりもりKIDS（ザ・ライオンズ池田内）	子育て支援課		
				20	くるぽん（保健福祉総合センター内）	子育て支援課		
			学童保育施設	21	池田留守家庭児童会	子育て支援課	学童保育施設	
				22	秦野留守家庭児童会	子育て支援課		
				23	北豊島留守家庭児童会	子育て支援課		
				24	呉服留守家庭児童会	子育て支援課		
				25	石橋留守家庭児童会	子育て支援課		
				26	五月丘留守家庭児童会	子育て支援課		
				27	石橋南留守家庭児童会	子育て支援課		
				28	緑丘留守家庭児童会	子育て支援課		
				29	神田留守家庭児童会	子育て支援課		
				30	ほそごう留守家庭児童会	子育て支援課		
	公営住宅施設	公営住宅施設	市営住宅施設	－	石橋住宅	都市政策課	長寿命化計画	策定済
				－	秦野住宅	都市政策課		
				－	狭間池住宅	都市政策課		
				－	井口堂住宅	都市政策課		
				－	古江住宅	都市政策課		
				－	アルビス五月丘住宅	都市政策課		
				－	アルビス緑丘住宅	都市政策課		
				－	神田住宅	都市政策課		
	その他施設	産業系施設	消費生活センター	1	消費生活センター	商工労働課	消費生活センター	未策定
			しごと相談・支援センター	2	しごと相談・支援センター（コミセン内）	商工労働課	しごと相談・支援センター	策定済

施設分類	施設用途			NO	施設名	所管課	1次評価単位	策定状況
	大分類	中分類	小分類					
市民サービス系施設	その他施設	産業系施設	シルバー人材センター	3	シルバー人材センター	商工労働課	シルバー人材センター	未策定
			観光施設	4	観光案内所	空港・観光課	観光施設	
			創業支援施設	5	いけだピアまるセンター	商工労働課	創業支援施設	
		環境啓発施設	環境啓発施設	6	3R推進センター（公民館内）	環境政策課	環境啓発施設	
		葬祭施設	葬祭施設	7	火葬場	総合窓口課	葬祭施設	
				8	斎場	総合窓口課		
				9	やすらぎ会館	総合窓口課		
				10	動物お別れ室	総合窓口課		
				11	葬祭場用駐車場	総合窓口課		
		駐車場	駐車場	12	池田市立駐車場	交通道路課	簡易版	
				13	旧新町勤労者センター跡地	総務課		
				14	古江第2駐車場	人権・文化国際課		
				15	古江第3駐車場	人権・文化国際課		
		駐輪場	駐輪場	16	石橋阪大前駅中央第2駐輪場	交通道路課	簡易版	
				17	石橋駅西駐輪場	交通道路課		
				18	石橋駐輪場	総務課		
		事務所等	事務所等	19	公民館内貸付部分（店舗・事務所）	総務課	事務所等	
				20	細河みどりの郷案内所	農政課		
				21	旧伏尾台公園管理事務所	公園みどり課		
		倉庫等	倉庫等	22	鉢塚町会倉庫	総務課	簡易版	
				23	宮之前町会消防倉庫	総務課		
				24	豊島自治会倉庫	総務課		
				25	北轟木町会倉庫	総務課		
				26	井口堂地区倉庫	総務課		
				27	石橋地区倉庫	総務課		
				28	障がい者地域生活支援センター内町会倉庫	総務課		

施設分類	施設用途			NO	施設名	所管課	1次評価単位	策定状況
	大分類	中分類	小分類					
市民サービス系施設	その他施設	倉庫等	倉庫等	29	元公益質屋(がんがら火祭り準備作業所)	総務課	簡易版	未策定
				30	井口堂高架下倉庫	総務課		
				31	伏尾台倉庫	総務課		
				32	中央公民館敷地内倉庫	総務課		
				33	防災備蓄倉庫	危機管理課		
				34	ボーイスカウト集会場	教育センター		
		車両置き場	車両置き場	35	放置自転車等保管場所	交通道路課	簡易版	
		その他施設	旧学校	36	旧細河幼稚園(建物)	総務課	旧学校	
				37	旧細河幼稚園(遊戯室)	生涯学習・推進課		
				38	旧細河小学校(東校舎)	生涯学習・推進課	旧学校	
				39	旧細河小学校(屋内体育館)	生涯学習・推進課		
				40	旧細河小学校(運動場)	生涯学習推進課	簡易版	
				41	旧伏尾台小学校(南校舎)	総務課	旧学校	
				42	旧伏尾台小学校(北校舎東)	総務課		
				43	旧伏尾台小学校(北校舎西)	総務課		
			旧給食センター	44	旧給食センター(本館)	給食センター	旧給食センター	
				45	旧給食センター(附属建物)	給食センター		
		野菜洗場	野菜洗場	46	共同野菜洗場	農政課	野菜洗場	
生活基盤系施設	一般廃棄物処理施設	クリーンセンター	クリーンセンター	－	クリーンセンター	クリーンセンター	長寿命化計画	策定済
	公衆便所	公衆便所	公衆便所	1	池田駅前公衆便所	業務センター	簡易版	未策定
				2	電話局前公衆便所	業務センター		
				3	栄本町公衆便所	業務センター		
				4	伏尾町公衆便所	業務センター		
	その他土地	土地活用	土地活用	1	職業安定所	総務課	簡易版	未策定
				2	元室町派出所	総務課		
				3	伏尾台派出所用地	総務課		

施設分類	施設用途			NO	施設名	所管課	1次評価単位	策定状況
	大分類	中分類	小分類					
生活基盤系施設	その他土地	土地活用	土地活用	4	荘園口派出所	総務課	簡易版	未策定
				5	石橋派出所	総務課		
				6	満寿美町派出所	総務課		
				7	旧古江共同浴場跡及び道路残地	総務課		
				8	元本町市場	総務課		
				9	城山住宅跡	総務課		
				10	旧山の家分室跡地	総務課		
				11	城山町宅地	総務課		
				12	古江町宅地	総務課		
				13	五月丘4丁目宅地	総務課		
				14	旧緑丘幼稚園跡地	総務課		
				15	五月山高台	総務課		
				16	古江町4-3	総務課		
				17	古江町12	総務課		
				18	上渋谷雑種地	総務課		
				19	緑丘公共用地	総務課		
				20	五月丘雑種地	総務課		
				21	杉ヶ谷川雑種地	総務課		
				22	新町水路用地	総務課		
				23	北今在家広場	総務課		
				24	元素面地	総務課		
				25	伏尾町雑種地	総務課		
				26	旧古江消防ポンプ格納庫	総務課		
				27	栄本町他町会倉庫	総務課		
				28	元古江町第1駐車場	総務課		
				29	古江法面保護用地	総務課		

施設分類	施設用途			NO	施設名	所管課	1次評価単位	策定状況
	大分類	中分類	小分類					
生活基盤系施設	その他土地	土地活用	土地活用	30	井口堂会館残地	総務課	簡易版	未策定
				31	元杉ケ谷関連事業用地	総務課		
				32	アルパカ工房	障がい福祉課		
				33	東山作業所	障がい福祉課		
				34	三恵園	障がい福祉課		
				35	伏尾台周辺緑地	公園みどり課		
				36	古江古墳保護用地	生涯学習・推進課		
				37	山の家跡地	生涯学習・推進課		
				38	旧古江産業会館	人権・文化国際課		
				39	元古江第2駐車場	人権文化国際課		
		霊園・墓地	市営霊園・墓地	40	桃園墓地	総合窓口課	簡易版	
			地元管理霊園・墓地	41	才尊霊園	総務課	簡易版	
				42	宮之前・北轟木地区墓地	総務課		
				43	北今在家地区墓地	総務課		
				44	井口堂墓地	総務課		
		碑等	碑等	45	弁慶の泉	総務課	簡易版	
				46	交通安全記念碑	総務課		
				47	染殿井	総務課		
				48	城山町地蔵堂	総務課		
				49	日初和尚石碑	生涯学習・推進課		
	池・沼	池・沼	溜池	1	長尾池	総務課	簡易版	未策定
				2	寺池	総務課		
				3	元古江町第2事業用地（沼地）	総務課		
	道路	道路	道路	1	道路	土木管理課	簡易版	未策定
	橋梁	橋梁	橋梁	1	橋梁	交通道路課	簡易版	未策定

施設分類	施設用途			NO	施設名	所管課	1次評価単位	策定状況
	大分類	中分類	小分類					
生活基盤系施設	道路敷・河川敷・廃道敷等	道路敷・河川敷・廃道敷等	道路敷・河川敷・廃道敷等	1	満寿美会館前道路予定地	総務課	簡易版	未策定
				2	綾羽2丁目道路残地	総務課		
				3	菅原町道路残地	総務課		
				4	細河6号線道路残地	総務課		
				5	神田18・19号線廃道敷	総務課		
				6	石橋廃道敷	総務課		
				7	鉢塚1丁目廃道敷	総務課		
				8	上池田2丁目市有道路	総務課		
				9	天神1丁目水路敷	総務課		
				10	建石町廃道敷	総務課		
				11	五月丘4丁目水路敷	総務課		
				12	畑4丁目府道残地	総務課		
				13	天神1丁目旧堤防敷	総務課		
	公園	都市計画公園	都市計画公園	1	井口堂公園	公園みどり課	簡易版	未策定
				2	石橋玉坂公園	公園みどり課		
				3	夫婦池公園	公園みどり課		
				4	石橋南公園	公園みどり課		
				－	渋谷公園	公園みどり課	長寿命化計画	策定済
				－	辻ヶ池公園	公園みどり課		
				－	光明公園	公園みどり課		
				－	豊島公園	公園みどり課		
				－	桃園公園	公園みどり課		
				－	山之手公園	公園みどり課		
				－	横岡公園	公園みどり課		
				－	塩塚公園	公園みどり課		
				－	鉢塚公園	公園みどり課		

施設分類	施設用途			NO	施設名	所管課	1次評価単位	策定状況
	大分類	中分類	小分類					
生活基盤系施設	公園	都市計画公園	都市計画公園	－	石橋公園	公園みどり課	長寿命化計画	策定済
				－	石橋前池公園	公園みどり課		
				－	池田駅前公園	公園みどり課		
				－	豊島野公園	公園みどり課		
				－	石橋駅前公園	公園みどり課		
				－	茶臼山公園	公園みどり課		
				－	水月公園	公園みどり課		
		都市計画緑地	都市計画緑地	－	五月山緑地	公園みどり課		
				－	猪名川緑地	公園みどり課		
				5	五月丘緑地	公園みどり課	簡易版	未策定
		都市公園施設	都市公園施設	6	都市緑化植物園	公園みどり課	簡易版	未策定
				7	池田城跡公園	公園みどり課		
				8	猪名川緑地駐車場	公園みどり課		
				9	五月山動物園	公園みどり課		
				10	五月山緑地駐車場	公園みどり課		
		都市計画墓園	都市計画墓園	11	五月山霊園	総合窓口課	簡易版	未策定
		その他公園	その他公園	12	早苗の森公園	公園みどり課	簡易版	未策定
				13	駒の森公園	公園みどり課		
				14	新宅公園	公園みどり課		
				15	久安寺公園	公園みどり課		
				16	宇保公園	公園みどり課		
				17	秦野東公園	公園みどり課		
				18	緑丘2丁目公園	公園みどり課		
				19	鉢塚3丁目公園	公園みどり課		
				20	住吉公園	公園みどり課		
				21	石橋東公園	公園みどり課		

施設分類	施設用途			NO	施設名	所管課	1次評価単位	策定状況
	大分類	中分類	小分類					
生活基盤系施設	公園	その他公園	その他公園	22	石橋4丁目第2公園	公園みどり課	簡易版	未策定
				23	宮の前公園	公園みどり課		
				24	石橋3丁目公園	公園みどり課		
				25	豊島南1丁目公園	公園みどり課		
				26	住吉2丁目新池公園	公園みどり課		
				27	旭丘3丁目第2公園	公園みどり課		
				28	渋谷1丁目第1公園	公園みどり課		
				29	吉田公園	公園みどり課		
				30	城山第2公園	公園みどり課		
				31	鉢塚2丁目第3公園	公園みどり課		
				32	杉ヶ谷西公園	公園みどり課		
				33	栄本町公園	公園みどり課		
				34	緑丘1丁目第2公園	公園みどり課		
				35	旭丘3丁目第1公園	公園みどり課		
				36	陽田北公園	公園みどり課		
				37	鉢塚2丁目第2公園	公園みどり課		
				38	緑丘1丁目第1公園	公園みどり課		
				39	五月丘3丁目公園	公園みどり課		
				40	天神2丁目公園	公園みどり課		
				41	古江南公園	公園みどり課		
				42	陽田南公園	公園みどり課		
				43	木部公園	公園みどり課		
				44	住吉1丁目公園	公園みどり課		
				45	伏尾台第1公園	公園みどり課		
				46	城山第1公園	公園みどり課		
				47	北轟木公園	公園みどり課		

施設分類	施設用途			NO	施設名	所管課	1次評価単位	策定状況
	大分類	中分類	小分類					
生活基盤系施設	公園	その他公園	その他公園	48	伏尾台1丁目第1公園	公園みどり課	簡易版	未策定
				49	伏尾台1丁目第2公園	公園みどり課		
				50	伏尾台2丁目第1公園	公園みどり課		
				51	伏尾台2丁目第2公園	公園みどり課		
				52	伏尾台2丁目第3公園	公園みどり課		
				53	伏尾台2丁目第4公園	公園みどり課		
				54	伏尾台2丁目第5公園	公園みどり課		
				55	伏尾台2丁目第6公園	公園みどり課		
				56	伏尾台2丁目第7公園	公園みどり課		
				57	伏尾台3丁目公園	公園みどり課		
				58	伏尾台センタープラザ	公園みどり課		
				59	伏尾台4丁目公園	公園みどり課		
				60	伏尾台東公園	公園みどり課		
				61	荒堀川公園	公園みどり課		
				62	城南2丁目公園	公園みどり課		
				63	畑4丁目公園	公園みどり課		
				64	池田駅前てるてる広場	公園みどり課		
				65	五月丘2丁目第1公園	公園みどり課		
				66	荘園1丁目第2公園	公園みどり課		
				67	渋谷1丁目第3公園	公園みどり課		
				68	旭丘1丁目第1公園	公園みどり課		
				69	鉢塚1丁目公園	公園みどり課		
				70	脇塚公園	公園みどり課		
				71	東山公園	公園みどり課		
				72	あびこ公園	公園みどり課		
				73	杉ヶ谷公園	公園みどり課		

施設分類	施設用途			NO	施設名	所管課	1次評価単位	策定状況
	大分類	中分類	小分類					
生活基盤系施設	公園	その他公園	その他公園	74	伏尾台5丁目公園	公園みどり課	簡易版	未策定
				75	石橋2丁目第2公園	公園みどり課		
				76	住吉1丁目第2公園	公園みどり課		
				77	五月丘2丁目第2公園	公園みどり課		
				78	畑5丁目第2公園	公園みどり課		
				79	木部高架下第1公園	公園みどり課		
				80	木部高架下第2公園	公園みどり課		
				81	つづみ公園	公園みどり課		
				82	木部高架下第3公園	公園みどり課		
				83	城山第3公園	公園みどり課		
				84	豊島南2丁目公園	公園みどり課		
				85	緑丘2丁目第2公園	公園みどり課		
				86	畑5丁目第1公園	公園みどり課		
				87	槻木町第1公園	公園みどり課		
				88	城南3丁目第2公園	公園みどり課		
				89	神田4丁目第1公園	公園みどり課		
				90	空港緑地	公園みどり課		
				91	ビリケンプラザ	公園みどり課		
				92	五月丘5丁目緑地	公園みどり課		
				93	鉢塚3丁目第2公園	公園みどり課		
				94	豊島南2丁目第2公園	公園みどり課		
				95	神田4丁目第2公園	公園みどり課		
				96	渋ケ丘公園	公園みどり課		
				97	池田城跡緑道公園	公園みどり課		
				98	鉢塚2丁目第1公園	公園みどり課		
				99	古江寺山公園	公園みどり課		

施設分類	施設用途			NO	施設名	所管課	1次評価単位	策定状況
	大分類	中分類	小分類					
生活基盤系施設	公園	その他公園	その他公園	100	渋谷1丁目第2公園	公園みどり課	簡易版	未策定
				101	畑2丁目公園	公園みどり課		
				102	荘園2丁目第1公園	公園みどり課		
				－	神田東公園	公園みどり課	長寿命化計画	策定済
				－	伏尾台中央公園	公園みどり課		
				－	古江公園	公園みどり課		
				－	石橋2丁目公園	公園みどり課		
				－	荘園1丁目第1公園	公園みどり課		
				－	豊島北2丁目公園	公園みどり課		
				－	石橋西公園	公園みどり課		
				－	豊島東公園	公園みどり課		
				－	城南3丁目公園	公園みどり課		
				－	神田1丁目第1公園	公園みどり課		
				－	神田1丁目第2公園	公園みどり課		
				－	東畑公園	公園みどり課		
				－	南畑公園	公園みどり課		
				－	伏尾台第2公園	公園みどり課		
				－	伏尾台北公園	公園みどり課		
				－	伏尾台北中央公園	公園みどり課		
				－	西畑公園	公園みどり課		
				－	伏尾台西公園	公園みどり課		
				－	伏尾台南公園	公園みどり課		
				－	室町公園	公園みどり課		
				－	宇保第2公園	公園みどり課		
				－	ちばら公園	公園みどり課		
				－	きのもと公園	公園みどり課		

施設分類	施設用途			NO	施設名	所管課	1次評価単位	策定状況
	大分類	中分類	小分類					
行政事務系施設（企業会計）	上下水道庁舎	上下水道庁舎	上下水道庁舎	－	上下水道庁舎	上下水道部・経営企画課	長寿命化計画	策定済
	上水道施設	上水道施設	上水道施設	－	上水道施設	上下水道部・水道工務課		
	配水池	配水池	配水池	－	配水池	上下水道部・水道工務課		
	古江浄水場	古江浄水場	古江浄水場	－	古江浄水場	上下水道部・水道工務課		
	排水処理場	排水処理場	排水処理場	－	排水処理場	上下水道部・水道工務課		
	下水道施設	下水道施設	下水道施設	－	下水道施設	上下水道部・下水道工務課		
	ポンプ場	ポンプ場	ポンプ場	－	ポンプ場（6箇所）	上下水道部・下水道工務課		
	下水終末処理場	下水終末処理場	下水終末処理場	－	下水終末処理場	上下水道部・下水道工務課		
	病院	病院	病院	1	病院（本館）	市立池田病院(管理課)	病院	未策定
				2	病院（東館）	市立池田病院(管理課)		
				3	病院（MRI検査棟）	市立池田病院(管理課)		

（５）公共施設等のマネジメント推進にあたって

１．今後の取組

公共施設等のマネジメントの基本指針を着実に実施するため、以下の取組を行う。

開始時個別施設計画	
～令和２年度	「更新」「転用」「廃止」として公表可能なもの以外は「維持」として個別施設計画を策定。

↓

総合管理計画との調整及び方向性の構想策定	
令和３年度	開始時個別施設計画の内容及び収支見通しを踏まえ、総合管理計画にて公共施設等の総量及び維持管理コストの削減目標を設定。１または複数の施設分類毎に施設所管課にて削減目標を設定する。

↓

個別施設計画の実施	
令和４年度～	目標達成に向け、住民等の参加手続を経ながら適正配置に向けた具体的な方向性を定め、個別施設計画へ反映する。

２.庁内の推進体

職員が公共施設等の問題意識を共有し、これまで施設所管課が管理していた施設情報を、部局の枠組みを超えて一元的に管理し、施設総量の縮減及び最適配置に向けたプロセスの統括管理、施設保全の総合的かつ戦略的な実施及び全庁的視点に立った公共施設等マネジメントの強力な推進体制と進捗管理を行う体制を構築する。

３．市民との協働

これからの時代に合った新しい公共施設・公共空間のあり方を、ワークショップなど通じて市民の皆さんと協働で考えることとする。

個別施設計画の見方について

【施設用】

策定年度		所管課	

行政財産や
普通財産などの
財産区分

○○系施設

施設一覧参照

財産区分	○○財産	中分類	○▲▲			1/3
対象施設 施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性

・有（新）
・有（旧）
・未診断
・補強済
・未補強

施設の概要

設置目的

小分類ごとの施設の設置目的について記載

運営主体

現在の運営主体について記載

現状と課題

施設ごとに現状と課題について記載

①施設概略
②劣化状況・維持管理コスト
③利用状況
④管理運営状況等

対策の優先順位の考え方及び機能別再配置方針

再配置手法	集約化	○	複合化	○	機能統合	○	民間活用	○	広域連携	○	転用	○

公共施設等の総延床面積の見直しを進めるため、更新等の対策を行う前に機能別に
「集約化」「複合化」「機能統合」「民間活用」「広域連携」「転用」の可能性を検討する

機能別の再配置方針及び対策の優先順位について記載
【例：対策の優先順位】
（１）建物の安全性
（２）建物の管理の方向性
（３）利用状況等
【例：再配置方針】

耐震性について

耐震性については以下のとおり区分分けをする。

耐震性種別	内容	耐震性判別フロー
有（新）	新耐震基準で建築された建築物。 （新耐震基準＝昭和56年6月1日施行の改正建築基準法及び施行令による基準）	
有	旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震診断を実施し、新耐震基準を満たす耐震性を有すると診断されたもの。 （旧耐震基準＝新耐震基準施行以前の耐震基準）	
未診断	旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震診断を実施していないもの。	
補強済	旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震診断を実施し、新耐震基準を満たす耐震性を有しないと診断されたもののうち、既に耐震改修工事を実施し、新耐震基準を満たす耐震性を有するもの。	
未補強	旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震診断を実施し、新耐震基準を満たす耐震性を有しないと診断されたもののうち、耐震改修工事を実施していないもの。	

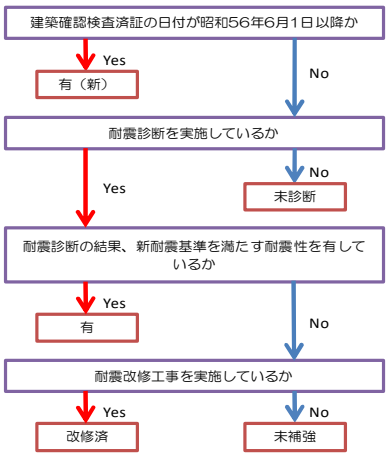

再配置手法について

再配置については以下のとおり区分分けをする。

手法	内容	イメージ
集約化	同じ用途の施設を統合し、現在のニーズに合わせ延床面積を最適化する。	
複合化	異なった用途の施設を統合し、スペース効率や利便性を向上し、整備を行う。	
機能統合	設置目的が異なるが、機能が類似している施設を、提供サービス視点で見て統合する。	
民間施設の活用	将来見通しや必要機能、立地条件等から周辺の民間施設を活用する。	
広域連携	他の自治体と施設を共有することにより、相互の費用を軽減する。	
転用	ニーズが少なくなった施設を新たにニーズに対応した改修を行い、別機能へ転換します。	

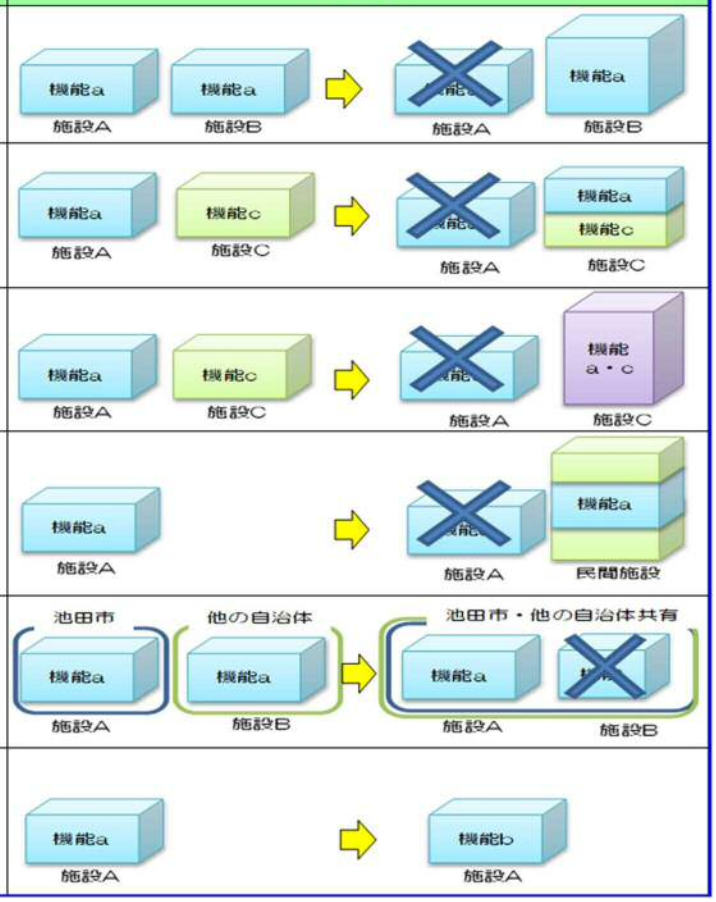

様式の見方

行政財産	中分類		小分類		2/3

評価結果

一次評価結果

施設ごとに現状について定量的に評価

類似施設として評価単位が同一の施設については、個別の施設ごとにハード面（経過年数、健全度、バリアフリー度等）ソフト面（機能面、財務面等）を定量的に分析し、比較した結果を表すポートフォリオを図として示す。ただし、類似施設がなく、評価単位に１施設しかない場合は、ポートフォリオを作成できないため、建物状況、利用状況、コスト状況の推移を

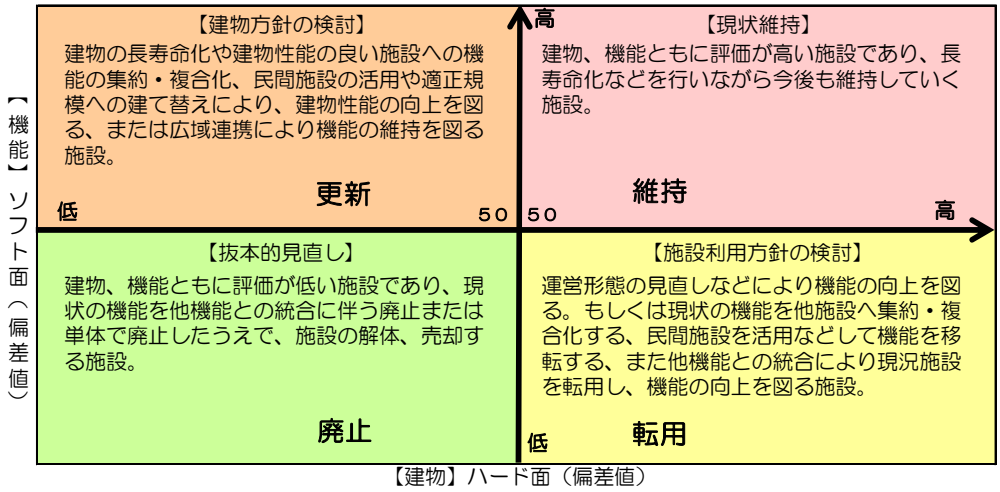

利用圏域区分

機能の利用圏域区分の整理結果について記載

二次評価結果

機能について定性的に評価

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

機能について法律による設置義務があるか記載

有効性（利便性、今後の利用見込み）

立地条件、交通機関など施設の利便性はいいか、
今後の少子高齢化・人口減少を踏まえ、利用状況の改善が見込まれるか等を記載

代替性（類似機能を持つ民間施設･公共施設で代替可能か）

機能が同種又は同類の民間施設や公共施設で代替できるか記載

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理･運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

維持管理・運営面で民間活用や、受益者負担の見直し等によりコスト改善が見られるか記載

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
1			機能別の再配置方針、対策の優先順位及び施設別の一次評価、二次評価の結果を踏まえ、個別施設ごとに今後の実施方針を記載
2			
3			

「維持」「更新」「転用」「廃止」の４つから選択して記載

特記事項

施設別の実施方針等に関する特記事項を記載

一次評価結果の指標について

類似施設として評価単位が同一の施設については、個別の施設ごとにハード面（経過年数、健全度、バリアフリー度等）ソフト面（機能面、財務面等）を定量的に分析し、比較した結果を表すポートフォリオを図として示す。ただし、類似施設がなく、評価単位に１施設しかない場合は、ポートフォリオを作成できないため、建物状況、利用状況、コスト状況の推移を用いて評価する。

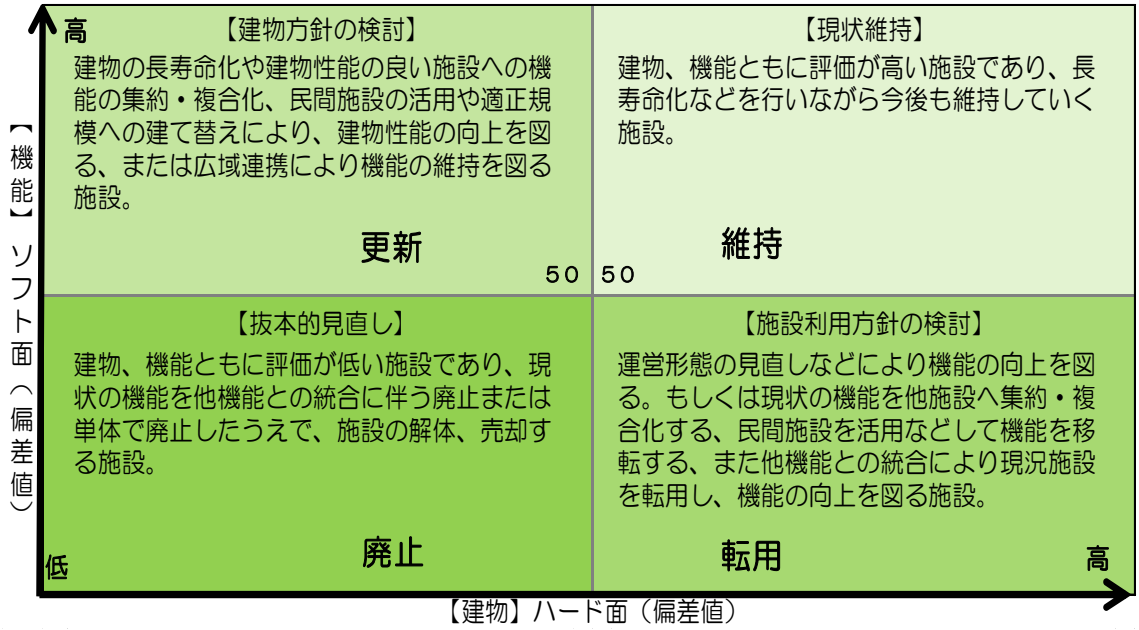

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
1		内容	
		概算額(改修費用)	0
2			0
3			0
4		内容	
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	0

施設の実施方針に基づき、施設の修繕履歴、改修サイクルを基に、今後10年間に要する対策費用を記載（費用は概算）。

様式1

策定年度		所管課	

【簡易版】

○○系施設

行政財産や
普通財産などの
財産区分

施設一覧参照

財産区分			中分類		1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）

概要

設置目的

小分類ごとの施設の設置目的について記載

運営主体

現在の運営主体について記載

現状と課題

施設ごとに現状と課題について記載

対策の優先順位の考え方

対策の優先順位について記載
【例：対策の優先順位】
（1）建物の安全性
（2）建物の管理の方向性
（3）利用状況

様式2

行政財産	中分類		小分類		2/2

個別施設の状態等点検結果

No	1	施設名称	
点検結果を記載（劣化状況等）			
No	2	施設名称	
No	3	施設名称	

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	1	施設名称		
実施方針	施設の実施方針を記載			
年度	対策内容	概算（千円）	備考	
施設の実施方針に基づき、施設の修繕履歴、改修サイクルを基に、今後１０年間に要する対策費用を記載（費用は概算）				
		合計	0	

No	2	施設名称		
実施方針				
年度	対策内容	概算（千円）	備考	
2019～2028	草刈			
		合計	0	

No	3	施設名称		
実施方針				
年度	対策内容	概算（千円）	備考	
		合計	0	

特記事項	

行政系施設

庁舎

策定年度	令和2年度	所管課	総務課

行政系施設

財産区分		行政財産	中分類	庁舎等			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	1	庁舎	市庁舎	15,444.3	昭和48年（1973年）	RC、SRC、S造	有（新）

施設の概要

設置目的

市民サービス提供、行政組織配置。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
大阪府・池田市の合同庁舎により設置しており、行政組織を配置し様々な市民サービスを提供している施設。
池田市庁舎15,444㎡　大阪府庁舎5,908㎡

②劣化状況・維持管理コスト
竣工後47年経過しており、経年劣化による老朽化がみられる。
平成26年度に耐震改修工事を実施し、外壁、防水改修等も行っており、都度修繕等による対応も行っている。

③利用状況
施設概略にも記載の通り、様々な市民サービスを提供している施設であり、利用状況は不明である。

④管理運営状況
庁舎管理については、総務課が管理し、清掃・警備・設備保守・受付業務等は民間委託しているところがある。
また運営については行政組織を配置し、各々による運営を行っている。
・庁舎管理費
令和元年度　214,442千円　平成30年度　219,462千円　平成29年度　224,410千円

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	○	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
竣工後47年経過しており、経年劣化による老朽化がみられる。市民の利用が多い施設でもあることから、安全性を優先し、改修・修繕を計画しつつ維持していく。
【機能別再配置方針】
本施設については、他の機能施設との複合化、民間施設の活用が可能であると考える。現在も様々な機能を持った行政組織が複合された施設となっており、民間施設の活用についても、本庁規模の行政組織が入る施設があれば可能。しかし、大阪府との合同庁舎のため、大阪府との調整が必要である。

行政財産	中分類	庁舎等	小分類	庁舎	2/3

評価結果

一次評価結果

行政事務系施設については、偏差値による評価が困難なため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能の評価については下記のとおり。

【建物状況】
昭和48年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化がみられる。平成26年度に耐震改修工事を実施し、外壁、防水改修等も行っており、都度修繕による対応も行っている。

【利用状況】
様々な市民サービスを提供している施設であり、利用状況についての数値は不明であるが、利用者は多い。

【コスト状況】
庁舎管理については、総務課が管理し、清掃・警備・設備保守・受付業務等は民間委託しているところがある。また運営については行政組織を配置し、各々による運営を行っている。
・庁舎管理費
令和元年度　214,442千円　平成30年度　219,462千円　平成29年度　224,410千円

利用圏域区分　市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

官公庁施設の建設等に関する法律→都市計画法→池田市都市計画→池田市立地適正化計画にて都市機能誘導区域における誘導施設に本庁舎が明記されている。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

国・府の公共施設が集まる池田市の中心部で、駅近に位置し利便性は良い。窓口業務が減らない限り、利用は有る。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

本庁規模の組織が入る施設があれば可能。但し、移転となれば、府との調整や地方自治法第四条の考慮が必要。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

各種委託業務にて民間企業を活用中である。駐車場について、窓口利用者以外は有料としている。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
1	市庁舎	維持	・昭和48年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化が見られる。耐震、外壁、防水については改修を実施しており、都度修繕等による対応を行っている状況。 ・短・中期的には、改修・修繕等を計画し、維持していく。しかし長期的には建物をあと何年使用するのか、建て替えをするのか検討が必要である。また、外部施設で建替え等の計画があれば本庁との複合的な施設にする等、市の施策としての総合的な判断が必要と思われる。

特記事項

本庁舎は、合同庁舎であり、全てにおいて大阪府との協議が必要となる。

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
1	市庁舎	内容	改修
		概算額(改修費用)	4,193
合計		概算額	4,193

庁舎（外部）

策定年度	令和2年度	所管課	土木管理課

行政系施設

財産区分		行政財産	中分類	庁舎等			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	2	庁舎（外部）	神田事務所	309.8	平成4年（1992年）	S造,軽S造	有（新）

施設の概要

設置目的

道路・河川・水路等を維持管理するため。

運営主体

（一財）池田みどりスポーツ財団

現状と課題

①施設概略
道路・河川・水路等を維持管理するため、（一財）池田みどりスポーツ財団の職員の事務所として活用。
「一般財団法人池田みどりスポーツ財団補助金交付要綱」に基づき、補助金を支出することで、財団において運営している。

②劣化状況・維持管理コスト
経年劣化に伴う簡易な修繕については、運営主体において補助金の範囲内で実施している。
天井の雨漏りや内装の傷みなど、建物の老朽化が見受けられるものの、大規模な修繕は必要なく、小規模な修繕を実施していくことで対応できると考える。

③利用状況
（一財）池田みどりスポーツ財団の職員のみの利用で一般市民の利用は無し。

④管理運営状況
（一財）池田みどりスポーツ財団において管理運営を実施。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	○	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
平成4年に建築された建物であり、経年劣化に伴う修繕については運営主体において補助金の範囲内で実施。今後においては、老朽化による修繕・改修計画を検討しつつ、予防保全に努める。また道路・河川・水路等の維持管理に必要な施設となり、現在、（一財）池田みどりスポーツ財団の管理となっているが、包括民間委託の導入等の検討により、施設の管理運営方法の見直しが必要である。

【機能別再配置方針】
本施設は、他の施設との複合化、民間施設の活用が可能であると考える。
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が保有し、阪神高速道路株式会社が管理する敷地に設置しているため、今後の土地利用計画や高速道路の大規模工事等に関連して撤去等の指示を受ける可能性があり、検討が必要。

様式2

行政財産	中分類	庁舎等	小分類	庁舎(外部)	2/3

評価結果

一次評価結果

行政事務系施設については、偏差値による評価が困難なため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能の評価については下記のとおり。

【建物状況】
天井の雨漏や内装の傷みなど、建物の老朽化が見受けられるものの、大規模な修繕は必要無く、小規模な修繕を実施していくことで対応できると考えている。

【利用状況】
(一財)池田みどりスポーツ財団の職員のみの利用で一般市民の利用が無いため、建物の劣化速度は緩やかと認識。

【コスト状況】
(一財)池田みどりスポーツ財団に委託しており、市としては、「一般財団法人池田みどりスポーツ財団補助金交付要綱」に基づき、補助金を支出し、施設機能の管理運営に努めている。
・補助金
令和元年度　49,751千円　平成30年度　46,772千円　平成29年度　45,762千円

利用圏域区分	市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による設置義務はない。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

道路・河川・水路等の維持管理の拠点として活用している。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

類似機能を持つ民間施設等は無いが、包括民間委託による代替が可能かの検討が必要。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

(一財)池田みどりスポーツ財団により管理運営することで、維持管理・運用面で効率化を図っている。また行政事務系施設であり、受益者負担についてはそぐわない。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
2	神田事務所	維持	・「現状と課題」「一次評価結果」より、平成4年に建築された建物であり、天井の雨漏りや内装の傷みなど、建物の老朽化が見受けられるものの、大規模な修繕は必要ないと考える。 ・本施設の土地は無償借地となっていること、周辺の資材置き場も無償で借地していること、建物に大きな損傷が見られないこと等から、建物の長寿命化を図りながら維持していくことが効果的と考える。 ・今後においては、改修・修繕計画を検討し、予防保全に努めていく。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
2	神田事務所	内容	
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	0

策定年度	令和2年度	所管課	教育総務課

行政系施設

財産区分		行政財産	中分類	庁舎等			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	3	庁舎(外部)	営繕事務所	832.8	平成6年（1994年）	S造	有（新）

施設の概要

設置目的

教育施設の施設不具合における迅速な営繕業務を実施するための拠点施設として設置。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
教育施設の営繕業務を行う事務所であり、教育施設の修繕や植栽作業など実施している。
修繕作業が業者対応の場合、現地確認をおこなった上で見積書を徴取し、その後修繕を行うので作業実施に時間がかかってしまうが、本事務所は直営であり、費用見積もりに係る手続きを省略することができるため、修繕作業に迅速に対応することができる。

②劣化状況・維持管理コスト
平成6年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化が進んでいる。
特に床の痛みなどが見られ、修繕等にて対応していくかは検討する必要がある。

③利用状況
一般市民の利用は無し。

④管理運営状況
市による直営。正職員6名、会計年度任用職員1名にて管理運営をしている。管理運営コストとしては、職員にかかる人件費を除き、約1,100千円/年程度かかっている。また施設の管理について、不具合の点検を事務所職員にて確認し、対応しており、警備については、機械警備及び、1日1回の巡回警備を業者委託にて行っている。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	○	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
平成6年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化が見られる。今後においては安全性を考慮し、改修・修繕計画を検討する必要がある。
【機能別再配置方針】
本施設については、他の施設との複合化、民間施設の活用については可能であると考える。
本施設の現在の立地は、各学校園へのアクセスに適した場所にあり、緊急時においても迅速な対応が可能となっている。
現状どおりコストを抑えながら老朽化対策を行い、維持管理を行うのが効率的な方法であると考えられる。

様式2

行政財産	中分類	庁舎等	小分類	庁舎(外部)	2/3

評価結果

一次評価結果

行政事務系施設については、偏差値による評価が困難なため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能の評価については下記のとおり。
【建物状況】
平成6年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化が進んでいる。
特に床の痛みなどが見られ、修繕等にて対応していくかは検討する必要がある。

【利用状況】
一般市民の利用が無く、職員のみの利用である。

【コスト状況】
市による直営。正職員6人、会計年度任用職員1名にて施設の管理運営を行っている。
・管理運営費(※人件費除く)
令和元年度　1,135千円　平成30年度1,060千円　平成29年度1,479千円

利用圏域区分　市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律の定めはなく、必置ではない。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

立地が良く、池田市内学校施設の営繕業務に迅速な対応が可能。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

民間施設にて代替可能。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

コストの面でも民間活用は有利と考えられるが、民間活用の場合、迅速で柔軟な対応が難しいと考えられる。また行政事務系施設であり、受益者負担にはそぐわない。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
3	営繕事務所	維持	・平成6年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化が見られる。 ・市民の利用はないが、床の痛みなどが見られる。今後については、改修・修繕計画を検討し、予防保全に努めていく。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
3	営繕事務所	内容	
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	0

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	健康増進課

行政系施設

財産区分		行政財産	中分類	庁舎等			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	4	庁舎（外部）	健康増進課（保健福祉総合センター内）	1,051.0	平成21年（2009年）	RC造	有（新）

施設の概要

設置目的

行政事務実施のため。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
保健福祉総合センター内に健康増進課を設置し、健診業務等に活用。

②劣化状況・維持管理コスト
保健福祉総合センター内にあるため保健福祉総合センターの品質に依る。
平成21年に建築された建物であり、外壁にひび割れ等が見られる。しかし至急対応が必要なものではなく、概ね良好である。

③利用状況
母子保健・健康事業等事務による利用件数は下記のとおり。
令和元年度　9,523件
平成30年度　9,199件
平成29年度　9,309件

④管理運営状況
保健福祉総合センターについては、高齢福祉総務課による指定管理。
健康増進課としては、正職員20名、会計年度任用職員10名にて管理運営を行っている。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
平成21年に建築された建物の一室を利用しており、建築品質については概ね良好な状態であり、安全性は高い。今後においても、利用者の安全性を優先し、予防保全に努める。
【機能別再配置方針】
本施設については、他の施設の複合化は可能であると考える。
市の機構改革により保健福祉総合センター内で他の機能施設との複合化がされている。公共交通機関での来課の困難さはあるが、健診等の事業を行うための機能は充実しており、現状の配置が適正であると考える。

様式2

行政財産	中分類	庁舎等	小分類	庁舎(外部)	2/3

評価結果

一次評価結果

行政事務系施設については、偏差値による評価が困難なため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能の評価については下記のとおり。

【建物状況】
平成21年に建築された建物であり、外壁ににひび割れ等が見られるが、至急対応が必要なものではなく、概ね良好である。
【利用状況】
母子保健・健康事業等を行っており、利用者は年々増加している。
令和元年度　9,523件
平成30年度　9,199件
平成29年度　9,309件
【コスト状況】
市による直営。正規職員20名、会計年度任用職員10名にて管理運営を行っている。
・管理運営費(人件費除く)
令和元年度592,977千円　平成30年度571,066千円　平成29年度584,907千円

利用圏域区分　市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

課名等に法律的根拠はないが、業務は法律等により定められている。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

現状、市民に健診等の施設として定着してきているが、公共交通機関を使った利便性については難あり。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

現状、市内の公共施設で同様の機能を有する施設なし。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

市による直営にて業務を行っている。行政の業務を実施しており、民間活用は難しい。受益者負担については好ましくない。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
4	健康増進課(保健福祉総合センター内)	維持	・平成21年に建築された建物であり、外壁のひび割れ等はあるが、概ね良好な状態である。 ・保健福祉総合センターについては、健診等を行うことを前提としており、問診室等も整備されていることから現在の配置で維持していく方向である。また施設は良好な状態であり、予防保全に努める。今後の改修・修繕については、保健福祉総合センターに依るところである。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
4	健康増進課（保健福祉総合センター内）	内容	
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	0

策定年度	令和2年度	所管課	休日急病診療所

行政系施設

財産区分		行政財産	中分類	庁舎等			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	5	庁舎（外部）	休日急病診療所（病院内）	785.0	平成16年（2004年）	SRC造	有（新）
	6		休日急病診療所（保健福祉総合センター内）	282.7	平成21年（2009年）	RC造	有（新）

施設の概要

設置目的

【休日急病診療所（病院内）】
市民の健康の保持増進及び休日における急病患者の診療を行うため。
【休日急病診療所（保健福祉総合センター内）】
64歳までの障がいのある方を対象に心身機能の維持・回復（機能訓練）を図り、日常生活の自立を助けるため。また、65歳以上の高齢者に対しては、筋力トレーニング（一般介護予防）を実施するため。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
休日急病診療所（病院内）
設置日：平成16年10月
日曜・祝日・年末年始における、市内の医療機関の補完的役割を担っている。 市立池田病院から同病院東棟1階部分の一部を借り、そこで運営している。保健福祉総合センター内については、機能・療育訓練室として活用している。
休日急病診療所（保健福祉総合センター内）
設置日：平成21年4月
機能訓練や筋力トレーニングを実施する場として、保健福祉総合センターの4階部分に設置

②劣化状況・維持管理コスト
休日急病診療所（病院内）
平成16年に建築された建物であり、目視的には損傷も少なく、過去の地震等によるひび割れが一部見られる程度であり、修繕により対応している。
休日急病診療所（保健福祉総合センター内）
保健福祉総合センター内にあるため、保健福祉総合センターの品質に依る。
平成21年に建築された建物であり、外壁にひび割れ等が見られる。しかし至急対応が必要なものではなく、概ね良好である。

③利用状況
休日急病診療所（病院内）については、平日は検診業務、休日等は診療業務を担っており、利用状況は、検診業務は、定員制のため、毎年若干の変動はあるもののほぼ横ばい。診療業務は、疾病の流行等もあり、毎年変動がある。
休日急病診療所（保健福祉総合センター内）については、機能訓練において障がい児・者を対象としているため、日常生活に不可欠なものとなっている。また、高齢者への筋力トレーニングは、健康への関心の高さから、予約が取れない方が出るなど人気のある教室となっている。
【休日急病診療所（病院内）利用者数】
・検診業務
令和元年度2,250人　平成30年度2,237人　平成29年度2,327人
・診療業務
令和元年度3,648人　平成30年度3,688人　平成29年度3,699人
【休日急病診療所（保健福祉総合センター内）利用者数】
令和元年度1,933人　平成30年度1,912人　平成29年度2,165人

④管理運営
市による直営。正職員3人、再任用職員2人、会計年度任用職員2人、にて運営を行っている。また管理については市立池田病院に、施設使用料だけでなく、建物を含め光熱水費にかかる管理経費等も支払っており、市立池田病院でみてもらっている。
【管理運営費】
令和元年度　57,966千円　平成30年度　59,115千円　平成29年度　55,787千円

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	○	複合化	○	機能統合	○	民間活用	○	広域連携	○	転用	○

【対策の優先順位】
休日急病診療所（病院内）については市立池田病院内にあり、平成16年に建築された建物である。今後は、病院の状況を鑑みながら予防保全に努める。
休日急病診療所（保健福祉総合センター内）については、保健福祉総合センター内にあり、建築品質については概ね良好な状態であり、安全性は高い。

【機能別再配置方針】※再配置手法については、各施設異なるため、下記のとおり。
休日急病診療所（病院内）については、集約化や民間施設の活用、広域的な連携が可能と考える。市内の医療機関の補完的役割を担っている施設であり、現状の配置が適正であると考える。今後については、施設利用者数、施設の利便性などを踏まえながら、最適配置を検討する。
休日急病診療所（保健福祉総合センター内）については、複合化、機能統合、民間施設の活用、転用は可能であると考える。対象者が障がい児・者と高齢者と違いがあるため、目的用途を鑑みながらの判断が必要。

行政財産	中分類	庁舎等	小分類	庁舎(外部)	2/3

評価結果

一次評価結果

行政事務系施設については、偏差値による評価が困難なため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能の評価については下記のとおり。

【建物状況】
休日急病診療所(病院内)については、平成16年に建築された建物であり、目視的には損傷も少なく、過去の地震等によるひび割れが一部見られる程度であり、修繕により対応している。
休日急病診療所(保健福祉総合センター内)については、平成21年に建築された建物であり、外壁にひび割れ等が見られる。しかし至急対応が必要なものではなく、概ね良好である。

【利用状況】
休日急病診療所(病院内)については、検診業務は定員制であり、ほぼ横ばい。診察業務は、疾病の流行等もあり、毎年変動がある。
休日急病診療所(保健福祉総合センター内)については、高齢者の筋力トレーニングなど、予約がとれない方が出るなど人気がでている状況。
【休日急病診療所(病院内)】
・検診業務
令和元年度2,250人　平成30年度2,237人　平成29年度2,327人
・診療業務
令和元年度3,648人　平成30年度3,688人　平成29年度3,699人
【休日急病診療所(保健福祉総合センター内)】
令和元年度1,933人　平成30年度1,912人　平成29年度2,165人
【コスト状況】
市による直営。正職員3人、再任用職員2人、会計年度任用職員2人にて運営している。
・管理運営費
令和元年度　57,966千円　平成30年度　59,115千円　平成29年度　55,787千円

利用圏域区分	市域型施設

二次評価結果

公共性(法律により設置が義務付けられているか)

法律による設置義務はない。池田市立休日急病診療所設置条例により設置。

有効性(利便性、今後の利用見込み)

【休日急病診療所(病院内)】
市立池田病院内にあり、重症患者への対応等一定の利便性はある。また、市内の医療機関の補完的役割を担っており、有効性は高いものと考える。
【休日急病診療所(保健福祉総合センター内)】
保健福祉の拠点となることからも、建物全体がバリアフリー化されており、また駐車スペースも確保されていることから施設の利便性は高い。

代替性(類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か)

【休日急病診療所(病院内)】
診療業務や検診業務は、民間施設等活用している自治体はあり、代替は可能である。
【休日急病診療所(保健福祉総合センター内)】
障がい者に対する機能訓練は、類似機能を持つ施設なし。高齢者対象の介護予防事業は規模・内容を簡素化すれば、地域の会館等でも代替可能。

効率性(コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか)

【休日急病診療所(病院内)】
診療業務や検診業務は、医療機関でも実施しており、民間活力は十分可能と考える。
【休日急病診療所(保健福祉総合センター内)】
事業の運営に必要な機器が設置できる施設があれば民間活用は可能。受益者負担は、障がい児・者に対しては実施していないが、介護予防事業の利用者からは1回あたり200円を徴収しており、適切と考える。

様式2

	個別実施方針			
	施設No	施設名称	実施方針	詳細
	5	休日急病診療所（病院内）	維持	・平成16年に建築された建物であり、目視的には損傷も少なく、過去の地震等によるひび割れが一部見られる程度であり、修繕にて対応している。 ・今後の施設の改修・修繕については、市立池田病院に依る。日曜・祝日・年末年始といった市内の医療機関が休診の時に診療業務を行っており、患者への対応として補完的な役割を担っている。また、立地条件からも市立池田病院との連携も容易であり、施設として維持していく必要性は高い。
	6	休日急病診療所（保健福祉総合センター内）	維持	・平成21年に建築された建物であり、外壁にひび割れ等が見られるが、至急対応が必要なものではなく、概ね良好である。 ・今後の改修・修繕計画については保健福祉総合センターに依るところである。日常生活の自立を助けるためにも、障がい児・者の機能訓練は必要不可欠。また、筋力トレーニングも元気な高齢者を生み出すことにより、医療費の削減など、社会貢献に大きく寄与するものである。施設として維持していく必要性は高い。
特記事項				

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
5	休日急病診療所（病院内）	内容	
		概算額(改修費用)	0
6	休日急病診療所（保健福祉総合センター内）	内容	
		概算額（改修費用）	0
合計		概算額	0

策定年度	令和2年度	所管課	障がい福祉課

行政系施設

財産区分		行政財産	中分類	庁舎等			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	7	庁舎（外部）	基幹相談支援センターあおぞら	215.0	平成21年（2009年）	RC造	有（新）

施設の概要

設置目的

障がい者の地域生活の支援を行い福祉の推進を図る。

運営主体

委託

現状と課題

①施設概略
設置日：平成21年4月1日
開所時間：午前9時～午後5時
定休日：土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
障がい者の地域生活での相談、支援を行うための相談室を設置。
利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労、教育等の関連機関との緊密な連携を図りつつ、利用者の意向、適正、障がいの特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に支援を行っている。

②劣化状況・維持管理コスト
保健福祉総合センター内にあるため保健福祉総合センターの品質に依る。
平成21年に建築された建物であり、外壁にひび割れ等が見られる。しかし至急対応が必要なものではなく、概ね良好である。

③利用状況
行政事務系施設であるが、障がい者の相談支援を行っており、相談件数は下記のとおり。
・相談件数
令和元年度　8,647件
平成30年度　8,229件
平成29年度　6,540件

④管理運営状況
社会福祉法人てしま福祉会に委託し、管理運営を行っている。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	○	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
平成21年に建築された建物の一室を利用しており、建築品質については概ね良好な状態であり、安全性は高い。今後については、関連施設と連携をし、利用者の増加に努める。
【機能別再配置方針】
本施設については、他の施設の複合化、民間施設の活用は可能であると考える。
現在は保健福祉総合センター内で他の機能施設との複合化がされている。民間施設の活用も可能であるが、事業の実施において関連機関との連携が必要であることから、立地条件等は検討する必要がある。現状は、保健福祉総合センター内での配置の継続が望まれる

様式2

行政財産	中分類	庁舎等	小分類	庁舎(外部)	2/3

評価結果

一次評価結果

行政事務系施設については、偏差値による評価が困難なため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能の評価については下記のとおり。

【建物状況】
平成21年に建築された建物であり、外壁ににひび割れ等が見られるが、至急対応が必要なものではなく、概ね良好である。
【利用状況】
障がい者の相談支援を行っており、相談件数は年々増加している。
令和元年度　8,647件
平成30年度　8,229件
平成29年度　6,540件
【コスト状況】
社会福祉法人てしま福祉会に委託しており、管理運営を行っている。
・管理運営費
令和元年度14,319千円　平成30年度14,379千円　平成29年度14,319千円

利用圏域区分	市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

障害者総合支援法において設置が義務付けられている。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

障がい者の地域生活での相談機能として有効で、利用見込みも十分ある。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

障害者総合支援法において設置が義務付けられている施設であるため代替は不可能である。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

専門性の高い民間への委託業務として実施している。障がい者への相談・支援を行っており、受益者負担にはそぐわない。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
7	基幹相談支援センターあおぞら	維持	・平成21年に建築された建物であり、外壁のひび割れ等はあるが、概ね良好な状態である。 ・障がい者への相談・支援を関係機関と連携をし実施している。利用者数は年々増加している。 ・現状の保健福祉総合センター内での配置で維持していく方向である。また施設は良好な状態であり、予防保全に努める。今後の改修・修繕については、保健福祉総合センターに依るところである。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
7	基幹相談支援センターあおぞら	内容	
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	0

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	業務センター

行政系施設

財産区分		行政財産	中分類	庁舎等			1/1
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	8	庁舎（外部）	業務センター	1,581.3	平成元年（1989年）	RC造	有(新)

施設の概要

設置目的

一般家庭ごみ収集及びし尿収集に係る作業員の詰所ならびに当該駐車場の事務所施設として設置。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
設置日：平成元年
開館時間：午前8時45分～午後5時15分
平成元年2月に鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨造として建築。一般家庭ごみ収集及びし尿収集に係る作業員の詰所として設置。

②劣化状況・維持管理コスト
平成元年に建築された建物であり、経年劣化による屋上防水ならびに外壁の浮きや剥がれなどが見られる。
令和2年度にはキュービクル更新、LED照明更新、衣服乾燥機室更新、放送設備更新、電話設備更新を予定している。

③利用状況
一般市民の利用はなし。

④管理運営
民間への収集運搬業務委託を除き、池田市直営の管理運営で行っている。
正職員33人、再任用職員6人、会計年度任用職員17人でごみ収集業務、し尿収集業務を実施している。
【管理運営費】（人件費除く）
令和元年度　140,191千円　平成30年度 108,414千円　平成29年度　108,186千円

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	－	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	○	転用	－

【対策の優先順位】
平成元年に建築された建物であり、経年劣化による屋上防水や外壁の浮きや剥がれなどが見られる。今後においては、安全性を優先し、改修・修繕計画を検討しつつ、予防保全に努める。
【機能別再配置方針】
本施設については、広域連携が可能であると考える。
過去に箕面市との連携を試みたが合意に至らず頓挫した経緯があるが、可能性はある。

様式2

行政財産	中分類	庁舎等	小分類	庁舎(外部)	2/3

評価結果

一次評価結果

行政事務系施設については、偏差値による評価が困難なため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能の評価については下記のとおり。

【建物状況】
平成元年に建築された建物であり、経年劣化による屋上防水ならびに外壁の浮きや剥がれなどが見られる。

【利用状況】
一般市民の利用はなく、職員等が使用する施設である。

【コスト状況】
民間への収集運搬業務委託を除き、池田市直営の管理運営で行っている。
管理運営費(人件費除く)
令和元年度　140,191千円　平成30年度　108,414千円　平成29年度　108,186千円

利用圏域区分　市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による設置義務はない。
池田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・池田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則により設置。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

クリーンセンターと隣接しており、市民生活に直結する利便性の高い施設である。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

代替は困難であると考える。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

今年度、高圧引き込みから低圧引き込みへ改修することによりコスト削減が見込まれる。既に一部の収集委託を適切な範囲で実施しているが、今後は退職等による人員の変更があれば検討する。また臨時ごみ収集及び臨時し尿収集業務については、適切な受益者負担で徴求している。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
8	業務センター	維持	・平成元年に建築された建物であり、経年劣化による屋上防水や外壁の浮きや剥がれなどが見られる。 ・令和2年度に高圧引き込みから低圧引き込みへ改修することによりコスト削減が見込まれる。 ・今後においては、改修・修繕計画を検討し、予防保全に努めていく。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
8	業務センター	内容	改修
		概算額(改修費用)	77
合計		概算額	77

消防署

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	消防本部総務課

行政系施設

財産区分		行政財産	中分類	消防施設			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	9	消防署	消防署庁舎	1,919.9	昭和50年（1975年）	RC造	補強済
	10		細河分署	331.1	昭和54年（1979年）	RC造	補強済

施設の概要

設置目的

火災、救急、救助等の災害時の活動拠点及び災害予防の指導、啓発拠点としての役割を担うとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減することによって、安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を目的としている。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概要
両施設ともに、日々発生する消火、救急、救助活動を始め、いつ起こるかも知れない地震や津波等の自然災害、テロ災害などに迅速に対応するため、職員が24時間365日体制で稼働する施設。

②劣化状況・維持管理コスト
消防署庁舎については、昭和50年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化が進んでいる。主には、天井部分のシミ、内装のひび割れ、建物の錆などが見られる。令和2年3月に庁舎外壁改修工事が完了しており、外観の状況にあっては良好である。
細河分署については、昭和54年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化が進んでいる。主には、天井部分のシミ、内装のひび割れ、建物の錆などが見られる。

③利用状況
一般市民の利用は無し。

④管理運営
消防署庁舎については、職員86人、再任用職員3人にて管理運営を行っている。
管理運営費（人件費除く）
令和元年度　8,032千円　平成30年度　10,063千円　平成29年度　10,216千円
細河分署については、職員19人にて管理運営を行っている。
管理運営費（人件費除く）
令和元年度　2,455千円　平成30年度　2,651千円　平成29年度　4,076千円

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
消防署庁舎については、令和2年3月に庁舎外壁改修工事が完了し外観については問題なし。室内、床面、天井等の内面については老朽化が進んでいる箇所がみられるため、今後、計画的に修繕及び建替えを検討する必要がある。
細河分署については、築41年経過し、老朽化が進行。屋根部分の錆、外壁の亀裂等もみられる。室内、床面、天井等の内面についても消防署庁舎と同様で、老朽化が進んでいる箇所がみられるため、今後、計画的に修繕及び建替えを検討する必要がある。
【機能別再配置方針】
両施設ともに他の機能施設との複合化は可能である。
他市では他の機能施設と複合化しているところはあり、不可能ではない。しかし、配置については、池田市内の消火、救急、救助等を迅速に対応する必要があり、現在の配置が好ましい。

様式2

行政財産	中分類	消防施設	小分類	消防署	2/3

評価結果

一次評価結果

行政系施設については、偏差値による評価が困難なため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能の評価については下記のとおり。

【建物状況】
消防署庁舎については、昭和50年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化が進んでいる。主には、天井部分のシミ、内装のひび割れ、建物の錆などが見られる。
細河分署については、昭和54年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化が進んでいる。主には、天井部分のシミ、内装のひび割れ、建物の錆などが見られる。

【利用状況】
一般市民の利用は無し。

【コスト状況】
消防署庁舎については、職員86人、再任用職員3人にて管理運営を行っている。
細河分署については、職員19人にて管理運営を行っている
・消防署庁舎
管理運営費（人件費除く）
令和元年度 8,032千円　平成30年度　10,063千円　平成29年度　10,216千円
・細河分署
管理運営費（人件費除く）
令和元年度　2,455千円　平成30年度　2,651千円　平成29年度　4,076千円

利用圏域区分　市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

消防組織法に市町村消防の原則が明記されている。
また、消防本部、消防署の設置及び名称並びに消防署の管轄区域は、池田市消防本部及び消防署の設置に関する条例で定められている。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

災害時の活動拠点と災害予防の指導及び啓発拠点としての役割に加え、地域住民と連携した地域防災力の要としての役割も担っている。災害の多様化するなか、必要不可欠な施設であると考えられる。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

類似機能をもつ民間施設、代替施設はない。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

コスト改善については、現段階が限界と考えられる。また、維持管理・運営面での民間活用については、「消防業務」という特殊な業務体系であることから、不可能と思われる。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
9	消防署庁舎	維持	・昭和50年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化が進んでいる。 ・災害の多様化するなか、必要不可欠な施設であると考えられる。過去には耐震補強、内装改修等も実施しており、令和2年3月には外壁の改修工事を行う。今後においても、改修・修繕計画を検討し、維持していく。

様式２

	10	細河分署	維持	・昭和54年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化が進んでいる。 ・災害の多様化するなか、必要不可欠な施設であると考えられる。過去には耐震補強、外壁改修等も実施しており、今後においても、改修・修繕計画を検討し、維持していく。
特記事項				

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
9	消防署庁舎	内容	改修
		概算額(改修費用)	65
10	細河分署	内容	改修
		概算額(改修費用)	92
合計		概算額	157

分団拠点施設

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	消防本部総務課

行政事務系施設

財産区分		行政財産	中分類	消防施設			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	11	分団拠点施設	池田分団	58.7	昭和53年（1978年）	S造	未補強
	12		呉服分団	70.0	昭和56年（1981年）	S造	有（新）
	13		北豊島分団	299.9	令和2年（2020年）	RC造	有（新）
	14		秦野分団	82.6	平成2年（1990年）	S造	有（新）
	15		細河分団	99.6	平成12年（2000年）	S造	有（新）
	16		神田分団	70.8	平成2年（1990年）	S造	有（新）
	17		鉢塚分団	81.0	昭和45年（1970年）	RC造	未補強

施設の概要

設置目的

災害時の活動拠点と災害予防の指導及び啓発拠点としての役割に加え、地域住民と連携した地域防災力の要としての役割を担っている。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概要
自然災害等の発生に伴う出場準備並びに待機に使用。また、月に2回の定期訓練、消防車両、可搬式ポンプ等の保有資機材の定期点検実施。年末に実施される、「消防団歳末特別警備」に伴う消防団員の待機等に使用。

②劣化状況・維持管理コスト
築年数30年以上を経過している施設が約70%を占め、建物の老朽化が進んでおり、天井部分のシミ、内装のひび割れ、建物の錆などが見られる。
また、7分団ある詰所の中で「池田分団」「鉢塚分団」については、旧耐震基準で建てられた建物であるため、今後の課題である。

③利用状況
一般市民の利用はなし。

④管理運営
分団拠点施設については、市内に7分団設置している。
消防団員171人を各分団に配置し、管理運営を行っている。
管理運営費（人件費除く）
令和元年度　4,439千円　　平成30年度　1,527千円　平成29年度　3,236千円

様式１

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方												
再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
北豊島分団、細河分団を除く他の5分団については老朽化が進んでおり、屋根部分のさび、外壁の亀裂等がみられる。とくに、鉢塚分団（築50年）、池田分団（築42年）にあっては耐震についても未補強であるため、今後、施設の安全性を優先し、必要に応じた修繕、建替えの計画を検討する。
【機能別再配置方針】
分団施設については、他の機能施設との複合化は可能である。
分団施設の中には、会議室があり、防災研修等に活用している。集会施設等の複合化は不可能ではないが、配置については、市内で発生する災害に至急対応できる配置が必要であるため、検討が必要である。

行政財産	中分類	消防施設	小分類	分団拠点施設	2/3

評価結果

一次評価結果

行政事務系施設については、偏差値による評価が困難なため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能の評価については下記のとおり。

【建物状況】
築年数30年以上を経過している施設が約70%を占め、建物の老朽化が進んでおり、天井部分のシミ、内装のひび割れ、建物の錆などが見られる。

【利用状況】
一般市民の利用はなし。

【コスト状況】
分団拠点施設については、市内に7分団施設設置している。
消防団員171人を各分団に配置し、管理運営を行っている。
管理運営費（人件費除く）
令和元年度　4,439千円　平成30年度　1,527千円　平成29年度　3,236千円

利用圏域区分	地区型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

消防組織法第9条（消防機関の設置義務）がある。
また、消防組織法第18条第1項の規定に基づき、池田市消防団の設置等に関する条例にて設置。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

災害時の活動拠点と災害予防の指導及び啓発拠点としての役割に加え、地域住民と連携した地域防災力の要としての役割も担っている。災害の多様化するなか、必要不可欠な施設であると考えられる。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

類似機能をもつ民間施設、代替施設はない。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

全国各地の市町村の中では、指定管理者制度を活用し、「消防コミュニティセンター」という名称で災害発生時には消防団員の出動・待機拠点とし、また、平常時は市民のコミュニティを図り、福祉の向上、活力あるまちづくりを推進する施設として活用している。本市においても、北豊島分団が、それに近い形での運用となっているところから、他の6分団についても、今後、検討の余地はある。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
11	池田分団	維持	「現状と課題」「一次評価結果」から見ると、築42年を経過し老朽化が進行しており、また、耐震性が未耐震であることから、建物性能が低くなっている。今後においては、修繕・改修計画を検討し、維持していく。
12	呉服分団	維持	「現状と課題」「一次評価結果」から見ると、築39年を経過し老朽化が進行しており、建物性能が低くなっている。今後においては、修繕・改修計画を検討し、維持していく。

	13	北豊島分団	維持	令和2年に新築した建物であり、健全な状態である。今後においては、安全性を優先し、予防保全に努める。
	14	秦野分団	維持	「現状と課題」「一次評価結果」から見ると、築30年を経過し老朽化が進行しており、建物性能が低くなっている。今後においては、修繕・改修計画を検討し、維持していく。
	15	細河分団	維持	平成12年に建築された建物であり、健全な状態である。今後においては、安全性を優先し、予防保全に努める。
	16	神田分団	維持	「現状と課題」「一次評価結果」から見ると、築30年を経過し老朽化が進行しており、建物性能が低くなっている。今後においては、修繕・改修計画を検討し、維持していく。
	17	鉢塚分団	維持	「現状と課題」「一次評価結果」から見ると、築50年を経過し老朽化が進行しており、また、耐震性が未耐震であることから、建物性能が低くなっている。今後においては、修繕・改修計画を検討し、維持していく。
特記事項				

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
11	池田分団	内容	改修
		概算額(改修費用)	16
12	呉服分団	内容	改修
		概算額(改修費用)	19
13	北豊島分団	内容	
		概算額(改修費用)	0
14	秦野分団	内容	
		概算額(改修費用)	0
15	細河分団	内容	改修
		概算額(改修費用)	27
16	神田分団	内容	
		概算額(改修費用)	0
17	鉢塚分団	内容	改修
		概算額(改修費用)	22
合計		概算額	84

その他消防施設

策定年度	令和2年度	所管課	消防本部総務課

行政系施設

財産区分		行政財産	中分類	消防施設	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
	18	その他消防施設	宮ノ前防火水槽	池田市住吉2丁目9番	49.5
	19		吉田防火水槽	池田市吉田町215番地	46.0
	20		荘園防火水槽	池田市荘園2丁目1番22号	36.0
	21		古江防火水槽	池田市古江町414番地	28.0

概要

設置目的

消火活動の際、消火栓が近くにない場合、又は使用不能時に活用するため。

運営主体

直営

現状と課題

宮ノ前防火水槽
①概要
設置年月日：昭和47年(48年経過)
型式：長方形・地下式　幅：4．5m×3．3m　水深：3．0m　利用距離：2．5m　投入口径：0．6m
投入口数：1口
②劣化状況
防火水槽が地下式のため確認不可。マンホールの腐食等は無し。

吉田防火水槽
①概要
設置年月日：昭和49年（46年経過）
型式：長方形・地下式　幅：4．5m×3．3m　水深：3．0m　利用距離：2．5m　投入口径：0．6m
投入口数：1口
②劣化状況
防火水槽が地下式のため確認不可。マンホールの腐食等は無し。

荘園防火水槽
①概要
設置年月日：昭和54年（41年経過）
型式：長方形・地下式　幅：6．0m×2．8m　水深：2．6m　利用距離：1．5m　投入口径：0．6m
投入口数：1口
②劣化状況
防火水槽が地下式のため確認不可。マンホールの腐食等は無し。

古江防火水槽
①概要
設置年月日：平成8年（24年経過）
型式：長方形・地上式　幅：4．0m×3．0m　水深：3．8m　採水口：2口
②劣化状況
錆び、ひび割れを確認。（防火水槽が地上式のため確認可能）

様式１

対策の優先順位の考え方
適切に管理し、維持していく。

様式2

行政財産	中分類	消防施設	小分類	その他消防施設	2/2

個別施設の状態等点検結果

No	18	施設名称	宮ノ前防火水槽

年に一度、消防水利の点検時に確認し、修繕が必要な場合その都度修繕を実施するもの。

No	19	施設名称	吉田防火水槽

年に一度、消防水利の点検時に確認し、修繕が必要な場合その都度修繕を実施するもの。

No	20	施設名称	荘園防火水槽

年に一度、消防水利の点検時に確認し、修繕が必要な場合その都度修繕を実施するもの。

No	21	施設名称	古江防火水槽

年に一度、消防水利の点検時に確認し、修繕が必要な場合その都度修繕を実施するもの。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	18	施設名称	宮ノ前防火水槽
実施方針	適切に修繕を行い今後も維持していく		
年度	対策内容	概算（千円）	備考
	合計	0	

No	19	施設名称	吉田防火水槽
実施方針	適切に修繕を行い今後も維持していく		
年度	対策内容	概算（千円）	備考
	合計	0	

No	20	施設名称	荘園防火水槽
実施方針	適切に修繕を行い今後も維持していく		
年度	対策内容	概算（千円）	備考
	合計	0	

No	21	施設名称	古江防火水槽
実施方針	適切に修繕を行い今後も維持していく		
年度	対策内容	概算（千円）	備考
	合計	0	

特記事項	

観測所

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	環境政策課

行政系施設

財産区分	行政財産	中分類	その他行政施設			1/3
施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
22	観測所	神田大気観測所	6.8	平成11年（1999年）	S造	未診断

施設の概要

設置目的

阪神高速道路大阪池田線の延伸に伴い、大気汚染状況を把握すること。

運営主体

委託

現状と課題

①施設概略
阪神高速道路大阪池田線の延伸に伴い、大気汚染への不安に関する意見が地域住民からあった背景から、旧阪神高速道路公団より観測局舎、測定機器の寄付を受けて、大気汚染測定を実施している。また測定機器点検業務については、専門性が高いため、維持管理業務委託により管理している。

②劣化状況・維持管理コスト
平成11年に建てられてた建物であり、経年劣化に伴う外壁のひび割れや老朽化が目立つ。大気汚染計測については測定機器により常時実施しており、職員等が常駐していないため、トイレ等の設備はない。

③利用状況
大気汚染計測については測定機器により常時測定している。機器の維持管理のために通常点検を15日に1回以上、臨時点検等行っている。

④管理運営状況
平成12年から運用しており、環境計測株式会社に管理委託している。旧阪神高速道路公団より観測局舎、測定機器及び管理費用（10年間）の寄付を受けた。大気観測局管理基金条例を制定し、基金により運用している中で、当該基金については令和3年度末で底をつく見込みであるため、令和4年度以降の管理運営の財源を見直す必要がある。

⑤配置状況
類似機能施設としては、大阪府所管大気測定局が池田市立南畑会館に設置されている。大気汚染防止法による都道府県の業務に位置付けられており、大気汚染常時監視を実施している。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	○	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
市民の利用はないが、経年劣化による老朽化が目立つため、修繕・改修等を計画し維持する。
【機能別再配置方針】
再配置手法としては、複合化および民間活用は可能である。
阪神高速道路大阪池田線の延伸に伴い、大気汚染への不安に関する住民意見があった背景から、旧阪神高速道路公団より観測局舎、測定機器の寄付を受けて、大気汚染測定を実施している。公共施設の複合化や民間施設の活用は可能であるが、平成12年から現在の場所にて測定し統計していることや阪神高速道路大阪池田付近の立地が必要であること上記の事項を検討した立地での再配置が必要である。

様式2

行政財産	中分類	その他行政施設	小分類	観測所	2/3

評価結果

一次評価結果

同一単位内に1施設しかないため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能についての評価は下記のとおり。
【建物状況】
神田大気観測所については、平成11年に建築されており、旧阪神高速道路公団による寄付を受けている。経年劣化に伴う外壁にひび割れや老朽化は目立つ。
【利用状況】
大気汚染測定については、測定機器により常時測定している。通常点検や臨時点検を委託により行っているが、利用頻度については多くない。
【コスト】
環境計測株式会社に維持管理業務を委託している。また大気汚染測定に関する運営費もあるが、コストは精査しており、最低限にて運営している。
平成29年度　維持管理委託費3,456千円　　運営費270千円
平成30年度　維持管理委託費3,456千円　　運営費243千円
令和元年度　維持管理委託費3,488千円　　運営費240千円

利用圏域区分　その他施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による設置義務はない。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

阪神高速道路大阪池田線付近の立地が必要であるため、現在の立地は計測において利便性がよい。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

池田市内において類似機能を持つ民間施設はなく、大阪府所管大気測定局においても大気汚染測定の用途が異なっている。また施設の1機能としての配置は可能であるが、阪神高速道路大阪池田線付近の立地が必要である。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

環境計測株式会社に維持管理業務委託。コストについては平成29年度に精査し、現状の業務を行うにあたって最低限のコストにて実施している。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
22	神田大気観測所	維持	・「現状と課題」「一次評価結果」から見ると、旧阪神高速道路公団から寄付されている建物であり、平成11年に建築されていることから、経年劣化に伴う外壁のひび割れや老朽化はある。 ・大気汚染測定については、測定機器により常時測定しており、常駐している職員や市民の利用はなく、維持管理委託業者が点検業務で月2回程度利用する程度である。 ・平成12年から現在の立地にて計測をしている。阪神高速道路大阪池田線付近の立地が必要であり、他施設で測定をするとなると過去からの大気測定結果と比較ができなくなるため、改修費用を見込みながら維持し運営する。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
22	神田大気観測所	内容	改修
		概算額(改修費用)	2
合計		概算額	2

市民文化系施設

文化施設

策定年度	令和2年度	所管課	人権・文化国際課

市民文化系施設

財産区分		行政財産	中分類	文化施設			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	1	文化施設	市民文化会館	8,365.4	昭和50年（1975年）	RC造	補強済
	2		カルチャープラザ	1,501.0	昭和59年（1984年）	RC造	有（新）
	3		カルチャープラザ　駐車場	1,141.7	平成7年（1995年）	－	－

施設の概要

設置目的

市民の文化の向上と福祉の増進を図るため。

運営主体

指定管理者

現状と課題

【市民文化会館】
①施設概略
設置日：昭和50年　休館日：年末年始　開館時間：午前9時～午後10時

②劣化状況・維持管理コスト
昭和50年に建築。屋上シート防水部分に膨れ、破れや、外壁のコンクリート柱・天井部分に錆・剥離等が見られるが、都度指定管理者が改修・応急処置をしている。

③利用状況
利用件数
令和元年度　2,311件、平成30年度　2,518件、平成29年度　2,580件、平成28年度　2,720件

④管理運営状況
平成16年4月1日～令和11年3月31日までいけだ市民文化振興財団に指定管理(現在4期目)。
平成21年4月1日より利用料金制を採用し、利用の促進や市民に対してのサービスの向上を目指しているところ。

【カルチャープラザ】
①施設概略
設置日：昭和59年　休館日：年末年始　開館時間：午前9時～午後9時
平成21年度より、「青年の家」から「カルチャープラザ」へ改称。

②劣化状況・維持管理コスト
昭和59年に建築。鉄骨の柱・梁・階段に錆があり、窓・ドアの廻りで漏水がある。
駐車場については、特に目立った損傷はない。

③利用状況
・カルチャープラザ
利用人数
令和元年度　56,928人、平成30年度　58,572人、平成29年度　57,086人、平成28年度　54,058人
・カルチャープラザ駐車場
利用件数
令和元年度　約6,200件、平成30年度　約6,200件、平成29年度　約6,200件、平成28年度　約6,200件

④管理運営状況
平成22年4月1日～令和11年3月31日　いけだ市民文化振興財団　指定管理(現在4期目)。
青少年の育成を目的に青年の家を設置。しかし、近年の少子高齢化に伴い、青少年活動の小規模化、指導者が減少する一方で、市民の生きがいづくりに利用される割合が多くなり、その状況を踏まえ青年の家の名称及び施設の目的について見直されることとなった。対象を青年から市民へ拡大し、「市民が文化・教養を育むため、集う広場に」という思いからカルチャープラザへ改称された。
平成17年度より指定管理者制度を導入し、いけだ市民文化振興財団を指定管理者に指定。導入前より倍の講座を開催しながら貸館業務を行い、部屋の有効活用ができており、かつ、市民に生涯学習の場を提供するなど効果はあがっている。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	－	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
両施設ともに、経年劣化による老朽化がみられるため、修繕・改修等を計画する必要がある。
【機能別再配置方針】
市民文化会館、カルチャープラザは近隣施設であり、石橋駅から徒歩7分の距離に立地している。また市民文化会館には池田タクシー・阪急タクシーの専用電話を設置しており、会館利用者の利便性向上に努めている。文化施設として類似機能施設に位置付けらているが、音楽ホールを有する市民文化会館と市民向けの各種講座を運営するカルチャープラザは用途を異にしており、集約等にはなじまない。また複合化や民間施設活用についても、事業を実施するうえで市民文化会館は音楽ホールや大ホール等の設備、カルチャープラザにおいては多くの講座、貸館ができる部屋数が必要であり再配置は難しい。

様式2

行政財産	中分類	文化施設	小分類	文化施設	2/3

評価結果

一次評価結果

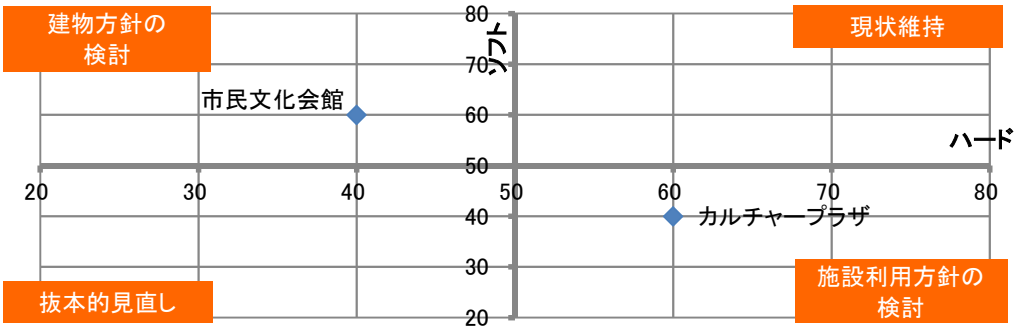

文化施設における共通項目として、ハード面劣化状況（耐震化含む）、バリアフリー状況、ソフト面でコスト評価した。文化施設の性質に鑑み、ソフト面の評価に利用件数を追加して評価した。
以上の項目を総合的に判定し、ソフト面・ハード面を分けて偏差値として示した。

利用圏域区分　広域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

必置ではない。
池田市民文化会館条例により、池田市民文化会館を設置。
池田市立カルチャープラザ条例により、池田市立カルチャープラザを設置。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

利用状況においては年々微減にあるものの、安定した利用率を保っている。
市民文化会館とカルチャープラザは近い立地にあり、市民文化会館の駐車場が満車になるとカルチャープラザの駐車場を案内するなど、相互に補完している。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

1,000人収容の音楽ホール、年間200件の講座を運営する施設は他に無いため、代替不可。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

指定管理による運営でコスト減を図っている。また、市民文化会館は利用料金制を採用しており、平成16年度には施設使用料収入約3,800万円であったものが現在は約6,000万円となっている。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
1	市民文化会館	維持	・類似施設はなく、民間施設においても本施設の規模を備えた施設は市内にない。 ・安定した利用率を保っており、現状は他の機能施設との複合化はそぐわない。 ・昭和50年に建築された建物であり、経年劣化や緊急的な災害による雨漏りや外壁の錆・剥離が見られる。一次評価結果にて「建物方針の検討」であることから、築44年経過しており、都度指定管理者による改修は実施しているが、改修・修繕計画を検討し、今後も利用者の安全性が確保できるよう維持していく。
2	カルチャープラザ	維持	・年間200件の講座を運営している類似施設、民間施設は市内にない。 ・事業を実施する上で、多くの講座・貸館ができる部屋数が必要であり、現状は他の機能施設の複合化はそぐわない。 ・昭和59年に建築された建物であり、経年劣化や緊急的な災害による雨漏りや錆等が見られる。都度指定管理者による修繕は実施しているが、築35年経過しており、改修・修繕計画を検討し、今後も利用者の安全性が確保できるよう維持していく。一次評価結果にて「施設利用方針の検討」であることから、講座や貸館の利用者数増を図るよう努める。
3	カルチャープラザ駐車場	維持	

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
1	市民文化会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	2,300
2	カルチャープラザ	内容	改修
		概算額(改修費用)	413
3	カルチャープラザ駐車場	内容	改修
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	2,713

人権・高齢福祉施設

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	人権・文化国際課

市民文化系施設

財産区分	行政財産	中分類	文化施設			1/3
施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
4	人権・高齢福祉施設	人権文化交流センター	1,804.0	昭和48年（1973年）	RC造	補強済

施設の概要

設置目的

基本的人権の尊重の精神に基づき、人権啓発及び地域交流を促進し、あらゆる差別のない豊かな社会を築くことを目的として、池田市立人権文化交流センターを設置する。また、隣保館の機能も兼ね備えており、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うものとする。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
設置日：昭和48年（1973年）4月1日
休館日：土曜日、日曜日、祝休日、年末年始
人権啓発及び地域交流の拠点として広く市民に利用されており、人権啓発活動や人権協会相談員による相談業務、貸館、浴室開放、講座・講習などの事業を行っている。また、細郷小学校区の指定緊急避難場所の一つとしても機能している。

②劣化状況・維持管理コスト
本施設は、昭和48年（1973年）に建てられた。平成24年度（2012年度）にリニューアル改修工事を行ったが、発生する災害による雨漏りや床や壁の剥がれなどが見られ、緊急的な修繕が増えている。

③利用状況
利用状況は、以下の表のとおり、横ばいとなっており、常に一定数の利用がある。
令和元年度　利用件数1,261件　利用人数21,035人
平成30年度　利用件数1,276件　利用人数21,380人
平成29年度　利用件数1,294件　利用人数21,215人

④管理運営状況
設立時より、市による直営。正規職員2名、再任用職員1名、会計年度任用職員1名にて管理運営している。利用者は主に中・高年齢層の世代が利用しており、今後は若い世代の利用促進が課題である。

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	○	広域連携	－	転用	－

本施設については、人権分野の機能と隣保館の機能を複合させた施設であり、近隣市も設置している。昭和48年（1973年）に建築され、平成24年度（2012年度）にリニューアル改修工事を行ったが、発生する災害による雨漏りや床や壁の剥がれなどが見られ、緊急的な修繕が増えている。本施設の事業においては他施設の複合化・民間活用は可能であると考えるが、施設設置の背景や地域性の特性があり、立地条件や環境等を鑑みて検討する必要がある。

様式2

行政財産	中分類	文化施設	小分類	人権・高齢福祉施設	2/3

評価結果

一次評価結果

同一単位内に1施設しかないため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能についての評価は以下のとおり。

【建物状況】
本施設は、昭和48年(1973年)に建築し、平成24年度(2012年度)にリニューアル改修工事を行い、エレベーターや自動扉を設置するなどバリアフリー化を図った。しかし発生する災害による雨漏り、床や壁の剥がれなどが見られ、緊急的な修繕は増えており、前回の改修工事の保証にて修繕しているところ。
【利用状況】
利用者数は横ばいとなっており、常に一定数の利用がある。
令和元年度　利用件数1,261件　利用人数21,035人
平成30年度　利用件数1,276件　利用人数21,380人
平成29年度　利用件数1,294件　利用人数21,215人
【コスト】
設立時より、市による直営。正規職員2名、再任用職員1名、会計年度任用職員1名にて管理運営している。
令和元年度　5,825千円(人件費除く)
平成30年度　7,558千円(人件費除く)
平成29年度　6,112千円(人件費除く)

利用圏域区分　市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

隣保館設置運営要綱の定めはあるものの必置ではない。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

利用者数は、ここ数年、横ばいの状態が続いており、常に一定数の利用がある。今後も同等数の利用が見込まれる。交流の場及び安全で気軽に生活・人権相談ができる場所は必須である。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

代替施設は考えられない。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

現在、本施設の管理運営の費用において、府より補助金を受けている現状。民間活用に伴う市の歳出の増減を精査した上で判断する必要がある。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
4	人権文化交流センター	維持	・「現状と課題」、「一次評価結果」から、昭和48年(1973年)に建築された建物であり、平成24年度(2012年度)にリニューアル改修工事を行ったが、発生する災害による雨漏りや軽微な床や壁の剥がれなどが見られる。しかしリニューアル改修工事による保証の修繕等も行っており、現状は施設の運営に支障はない。 ・本施設については、施設設置の背景や地域性の特性があり、再配置については、立地条件や環境等を鑑みて検討する必要があることからも、維持する。

特記事項

、

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
4	人権文化交流センター	内容	改修
		概算額(改修費用)	4
合計		概算額	4

展示館

策定年度	令和2年度	所管課	人権・文化国際課

市民文化系施設

財産区分		一	中分類	文化施設			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	7	展示館	上方落語資料展示館	275.5	平成19年（2007年）	S造	有（新）
	8		ギャラリーいけだ	60.0	昭和59年（1984年）	S造、RC造	有（新）

施設の概要

設置目的

市民文化振興を推進し、市民福祉の増進を図ること。

運営主体

指定管理者

現状と課題

【上方落語資料展示館】
①施設概略
上方落語ゆかりの地としての池田の歴史及び文化に対する市民の理解を深め、落語文化の継承及び発展に努めることにより、市民文化の向上及び観光の振興並びに市民の憩いの場の創出に寄与することを目的としている。
【設置日】平成19年4月29日　新築し「（愛称）落語みゅーじあむ」として開設。
【休館日】火曜日、年末年始
【開館時間】午前11時～午後7時

②劣化状況・維持管理コスト
平成19年に建築されており、目立った経年劣化は見られない。また民間施設を借りて事業を実施しているため、修繕や大規模な改修が発生する場合は施設所有者にて行うため、改修コストはかからない。

③利用状況
【入場者数】
令和元年度31,208人、平成30年度32,575人、平成29年度30,735人、平成28年度26,153人

④管理運営状況
平成20年4月1日～平成29年3月31日までは池田市観光協会、平成29年4月からは落・楽倶楽部『いけだ』が指定管理者となって管理運営している。令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月12日以降閉館したため入場者数は昨年度より減となったが、それを除けば過去4年間は順調に利用者数を伸ばしている。

【ギャラリーいけだ】
①施設概略
現代美術に関する市民文化の振興を図ることを目的としている。
【設置日】昭和61年4月11日
【休館日】火曜日、年末年始
【開館時間】午前10時～午後7時

②劣化状況・維持管理コスト
民間施設を借りて事業を実施しているため、修繕や大規模な改修が発生する場合は施設所有者にて行うためコストはかからない。

③利用状況
（貸館）
令和元年度：31件、入場者数13,891人、平成30年度：36件、入場者数16,489人、
平成29年度：43件、入場者数21,813人、平成28年度：43件、入場者数18,571人

（市及び財団主催事業）
令和元年度：12件、入場者数4,539人、平成30年度：4件、入場者数4,101人、平成29年度：5件、入場者数2,797人
平成28年度：4件、入場者数1,249人

④管理運営状況
平成11年からいけだ市民文化振興財団が受託管理、平成16年からはいけだ市民文化振興財団が指定管理による管理運営を行っている。貸館の予約が入らない場合、財団保有の池田市に所縁のある作家の作品を展示するなど、常時市民が身近にアートに触れられる機会を提供している。池田駅構内にあり、気軽に立ち寄れる立地となっている。

様式1

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方												
再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
両施設は民間施設を活用しており、改修コストはかからない。今後は利用者の増加に努めていく。
【機能別再配置方針】
「上方落語資料展示館」「ギャラリーいけだ」については、他機能施設との複合化は可能であると考える。
・上方落語資料展示館
上方落語資料展示館については、類似施設は無い。現在、平成19年に建築された民間施設を借りて運営しており、池田市の観光名所の一つとして定着している。「カップヌードルミュージアム 大阪池田」から「五月山動物園」をつなぐ回遊ルートの一施設として、近隣の大衆演劇場「呉服座」との相乗効果も図られているところであり、利用者数は増加している。「落語のまち池田」を推進するうえでも、複合化を検討する際には立地条件等を鑑みる必要がある。
・ギャラリーいけだ
ギャラリーいけだについては、類似施設として中央公民館の展示スペースがある
（ギャラリーいけだ）
使用料：50,000円（6日間）、利用者：個人または2人展まで、立地：駅構内であり気軽に立ち寄れる
（中央公民館）
使用料：18,000円（6日間）、利用者：個展、グループも可能、立地：駅から近いが、施設の中の一室で通りがかりの方が立ち寄れる場所ではない。
個人の利用者についてはギャラリーいけだ、グループの利用者は中央公民館を利用しており、上記の施設の棲み分けを図れているといえる。またいずれのギャラリーも、市民に身近な文化鑑賞の機会を提供しており、複合化を検討する際には立地条件等を鑑みる必要がある。

一	中分類	文化施設	小分類	展示館	2/3

評価結果

一次評価結果

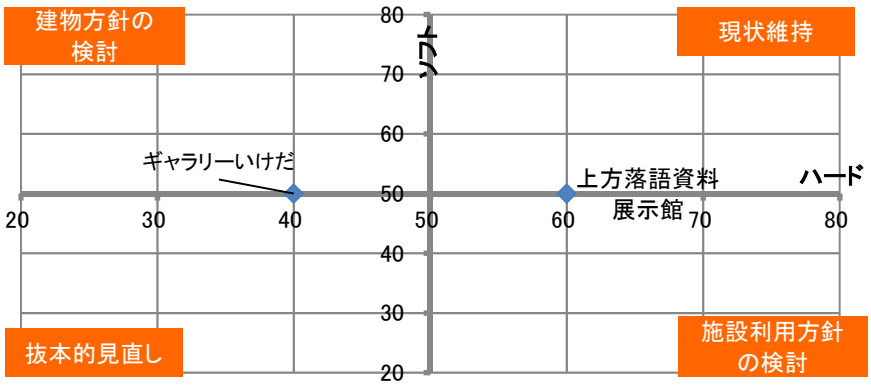

展示館における共通項目として、ハード面劣化状況（耐震化含む）、バリアフリー状況、ソフト面でコスト評価した。展示館の性質に鑑み、ソフト面の評価に利用者数の項目を追加して評価した。
以上の項目を総合的に判定し、ソフト面・ハード面を分けて偏差値として示した。
ソフト面については、入場者数の差はあるが、維持管理コストが違うため同じ評価となっている。

利用圏域区分	広域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

必置ではない。
池田市立上方落語資料展示館条例により、池田市立上方落語資料展示館を設置。
池田市立ギャラリー条例により、池田市立ギャラリーいけだを設置。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

本市では、毎年「社会人落語日本一決定戦」を開催しているが、上方落語資料展示館は「落語のまち池田」をPRし、落語文化を普及するため、欠かせない施設となっている。入場者数も安定しており、令和元年には入場者数の累計が40万人を突破した。
ギャラリーいけだについては、池田駅構内に敷地を有し、利便性の高い立地となっている。リピーターの貸館利用者も多く、安定した利用が見込まれる。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

両施設ともに民間施設を借りて運営している。「上方落語資料展示館」においては類似施設はなく、現状の代替不可である。「ギャラリーいけだ」については、中央公民館内に展示コーナーがあるが、現在は個人の利用者はギャラリーいけだ、グループの利用者は中央公民館を利用しており、用途の棲み分けを図れている。またいずれのギャラリーも、市民に身近な文化鑑賞の機会を提供しているといえることから、現状のまま施設の活用を進める。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

両施設ともに指定管理者制度を採用している。上方落語資料展示館については、落語に気軽に親しんでもらうという趣旨から料金の徴収は不適切。自主事業として実施している落語会や落語講座については料金を徴収している。ギャラリーいけだについては、貸館利用者から利用料を徴収している。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
7	上方落語資料展示館	維持	・類似施設が他にないこと。 ・民間施設を借りて運営しており、改修コストはかからない。観光客が訪問しやすい立地であり、入場者数は増加している。令和元年度の入場者数が累計40万人を突破しており、落語のまち池田を推進し、文化の向上、観光の振興のためにも現在の立地にて維持する。
8	ギャラリーいけだ	維持	・民間施設を活用し、中央公民館と棲み分けを図り運営しており、駅構内にあることから立地はよい。 ・入場者数の増加に対する対策が必要である。 ・現代美術に関する市民文化の振興を目的としており、立地の条件は重要である。現在は駅構内の民間施設を借りて運営しており、改修コストはかからない。市民や観光客が身近に来られる場所であり、入場者数を増加に努め、維持していく。

様式2

特記事項	

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
7	上方落語資料展示館	内容	
		概算額(改修費用)	0
8	ギャラリーいけだ	内容	
		概算額（改修費用）	0
合計		概算額	0

共同利用施設

策定年度	令和2年度	所管課	コミュニティ推進課

市民文化系施設

財産区分	行政財産	中分類	集会施設			1/3
施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
10	共同利用施設	神田会館	501.3	昭和44年（1969年）	RC造	未補強
11		豊島南会館	536.6	昭和46年（1971年）	RC造	未診断
12		住吉会館	650.8	昭和46年（1971年）	RC造	未診断
13		呉服会館	500.0	昭和48年（1973年）	RC造	有
14		秦野会館	532.1	昭和48年（1973年）	RC造	未補強
15		豊島北会館	504.0	昭和49年（1974年）	RC造	未診断
16		池田会館	501.2	昭和50年（1975年）	RC造	未診断
17		早苗の森会館	501.4	昭和50年（1975年）	RC造	未診断
18		井口堂北会館	500.0	昭和51年（1976年）	RC造	補強済
19		神田北会館	505.4	昭和52年（1977年）	RC造	未診断
20		宇保会館	504.0	昭和53年（1978年）	RC造	未診断
21		城南会館	502.6	昭和53年（1978年）	RC造	未診断
22		空港会館	504.5	昭和54年（1979年）	RC造	未診断
23		鉢塚会館	504.9	昭和54年（1979年）	RC造	未診断
24		五月丘会館	503.5	昭和54年（1979年）	RC造	有
25		脇塚会館	504.6	昭和55年（1980年）	RC造	未診断
26		桃園会館	500.0	昭和55年（1980年）	RC造	未診断
27		上池田会館	500.0	昭和55年（1980年）	RC造	未診断
28		旭丘会館	500.0	昭和56年（1981年）	RC造	未診断
29		渋谷会館	500.0	昭和56年（1981年）	RC造	未診断
30		南畑会館	532.5	昭和57年（1982年）	RC造	有（新）
31		荘園会館	310.9	昭和57年（1982年）	RC造	有（新）
32		花園会館	500.0	昭和57年（1982年）	RC造	有（新）
33		石橋北会館	500.0	昭和58年（1983年）	RC造	有（新）
34		宮之原会館	100.0	昭和58年（1983年）	RC造	有（新）

対象施設

	35		石橋駅前会館	560.0	昭和58年（1983年）	RC造	有（新）
	36		中之嶋会館	100.0	昭和59年（1984年）	RC造	有（新）
	37		河原島会館	100.0	昭和59年（1984年）	RC造	有（新）
	38		姫室・室町会館	539.4	昭和60年（1985年）	RC造	有（新）
	39		北神田会館	100.0	昭和60年（1985年）	RC造	有（新）
	40		池田駅前北会館	353.6	昭和60年（1985年）	RC造	有（新）
	41		池田駅前南会館	358.2	昭和62年（1987年）	RC造	有（新）

施設の概要

設置目的

大阪国際空港に発着する航空機の騒音により生活が阻害されている周辺地域の市民の障がい緩和に資するため、学習、集会等の用に供することを目的とする。（根拠法令：航空機騒音障害防止法）

運営主体

指定管理者

現状と課題

①施設概略
航空機騒音の対策として設置されており、保育室、大集会室、小集会室、休養室（和室）、料理実習室、学習室等を有する地域の集会施設である。
その後航空機騒音対策区域が変わり、現在の騒音区域内に位置する施設は5会館（神田会館、豊島南会館、中之嶋会館、河原島会館、北神田会館）。
また、池田駅前北会館及び池田駅前南会館については民間施設内に設置し、秦野会館については市営住宅秦野住宅G棟の一部に設置。
運営委員会が雇用する管理人が住み込みで施設の受付や清掃等施設の維持管理を行っている。ただし宮之原会館、中之嶋会館、河原島会館、北神田会館の4会館は管理人が不在であり、集会室と休養室のみの小規模施設である。
設立当初から、地域に必要とされ利用されてきたが、近年どの会館も利用者は減少傾向にある。

②劣化状況・維持管理コスト
32会館（うち2会館は令和2年度に解体）中旧耐震で耐震診断未実施の会館は、休館中の脇塚会館を除き14会館ある。
築年数の経過に伴う雨漏りや外壁、内装のひび割れ、建具の錆などが各会館に見られる。また、空調機・給排水管など、修繕が必要な箇所が多く、バリアフリー化がなされていない会館が多数ある。
例年において発生する台風や地震などにより、屋根、外壁の飛散やガラス破損、天井材の落下、配管の破損など、経年劣化に伴う被害が多数発生した。中には近隣へ被害をもたらす程に老朽化が進んだ会館もある。経年劣化に伴い施設の緊急的な修繕が増えている。

③利用状況
市内に多数施設が点在するため、市内居住者にとって立地はそれほど影響しないと考えるが、利用者数は、年度毎に増減がみられる。しかし利用者数は総じて減少傾向にある。

④管理運営状況
指定管理による運営。また、早苗の森会館・神田北会館・鉢塚会館については借地のため、賃借料が発生している。

様式１

対策の優先順位の考え方及び機能別再配置方針												
再配置手法	集約化	○	複合化	○	機能統合	○	民間活用	○	広域連携	－	転用	○

【対策の優先順位】
安全性の確保が最優先のため、利用者の安全に関わるような不具合が発生するおそれのある会館から改修・修繕が必要。また、大規模な改修については、耐震性の有無、利用者数の多寡、会館へのアクセスの状況等利便性も考慮し、優先順位をつけて対策を行う。また住み込み管理人の高齢化及びなり手不足もあることから、管理人によらない施設管理のあり方についても今後の検討事項である。

【機能別再配置方針】
集約化や他施設との複合化、機能統合、民間施設の活用及び転用は可能。
指定緊急避難場所であること、会館利用者数、会館の利便性、航空機騒音対策区域内施設であること、などを踏まえながら最適配置を検討する。

行政財産	中分類	集会施設	小分類	共同利用施設	1/3

一次評価結果

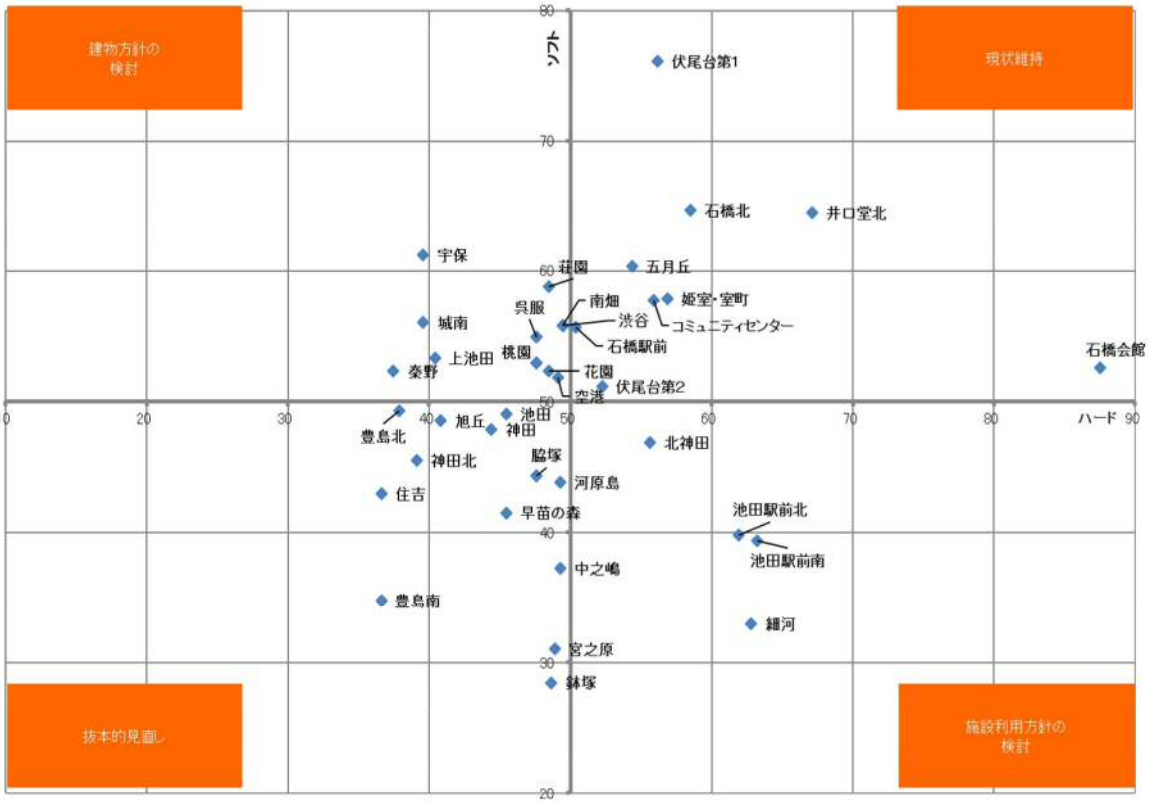

※評価方法について
類似機能を持つ共同利用施設、コミュニティセンター、集会施設は「地域集会施設」として一体評価を実施。
公共施設全体における共通項目として、ハード面で劣化状況（耐震化含む）、バリアフリー状況、ソフト面でコストを評価し、地域集会施設の性質に鑑みてソフト面の評価に利用者数、稼働率の項目を追加して評価した。
以上の項目を総合的に判定し、ソフト面・ハード面を分けて偏差値として示した。

※表中施設名称について
施設名称中の「会館」は全て省略。その他一部省略している施設の正式名称は下記のとおり。
伏尾台第1→伏尾台コミュニティセンター第1会館、伏尾台第2→伏尾台コミュニティセンター第2会館、
細河→細河コミュニティセンター

利用圏域区分	地区型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

必置ではないが、5会館（神田会館、豊島南会館、中之嶋会館、河原島会館、北神田会館）は航空機騒音区域内に位置しており、行政課題の解決策として取り組むべきと認識している。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

利用者数増減をくり返しているもしくは減少しており、今後の大幅な利用者数増は困難である。特に空港会館や豊島南会館は立地条件が悪い。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

類似する公共施設として、共同利用施設が市内に32会館（うち2会館は令和2年度に解体）あることから代替性がある。
また地域が管理する集会施設として市内に普通会館が20会館あり、代替可能である。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

平成16年度から指定管理者制度を導入し、維持管理・運用面で効率化を図っているものの、全施設老朽化のため維持管理面でコスト増が見込まれる。また管理人制度のあり方について、今後検討が必要。受益者負担の見直しについては、市の方針のとおり定期的に検証する。

評価結果	個別実施方針			
	施設No	施設名称	実施方針	詳細
	10	神田会館	維持	一次評価の結果、築51年を経過し老朽化が進行しているため、「抜本的見直し」の評価となっている。航空機騒音対策区域内に位置していることを踏まえ、今後においては、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
	11	豊島南会館	維持	一次評価の結果、築49年を経過し老朽化が進行している点や、他施設との利用率の比較から「抜本的見直し」の評価となっている。航空機騒音対策区域内に位置していることを踏まえ、今後においては利用率の向上、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
	12	住吉会館	維持	一次評価の結果、築49年を経過し老朽化が進行している点や、他施設との利用率の比較から「抜本的見直し」の評価となっている。今後においては利用率の向上、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
	13	秦野会館	維持	一次評価の結果、築47年を経過し老朽化が進行しているため、「建物方針の検討」の評価となっている。秦野住宅の一部であることから、今後においては、市営住宅の長寿命化計画を踏まえながら、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
	14	呉服会館	維持	一次評価の結果、築47年を経過し老朽化が進行しているため、「建物方針の検討」の評価となっている。今後においては、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
	15	豊島北会館	維持	一次評価の結果、築46年を経過し老朽化が進行している点や、他施設との利用率の比較から「抜本的見直し」の評価となっている。今後においては利用率の向上、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
	16	池田会館	**廃止**	・地域住民が拠点として施設を活用している一方で、1次評価の結果、旧耐震施設であり、かつ老朽化が進行しており維持管理経費の負担が大きい ・2次評価のとおり集会施設として同機能を持つコミュニティセンターが近接していることを踏まえ、**コミュニティセンターと統合し、池田会館側へ集約・複合化し、池田会館を（仮称）池田地域交流センターとして建て替える。**
	17	早苗の森会館	維持	一次評価の結果、築45年を経過し老朽化が進行している点や、他施設とのコスト面の比較から「抜本的見直し」の評価となっている。今後においては、コスト面の改善、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
	18	井口堂北会館	**維持**	・1次評価の結果、築44年を経過し老朽化が進行していることから建物性能は低いものの、利用者の多さや稼働率の高さ、コスト面からも施設性能が高いこと ・地域の拠点施設となっていること ・地域から特定目的の寄付を受けたことを踏まえ、法定耐用年数47年に対して、「池田市公共施設等総合管理計画」に準じ、**施設の使用目標年数を65年と設定し**、施設の**長寿命化・バリアフリー化への対策を行った。**
	19	神田北会館	維持	一次評価の結果、築43年を経過し老朽化が進行している点や、他施設とのコスト面の比較から「抜本的見直し」の評価となっている。今後においては、コスト面の改善、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。

20	宇保会館	維持	一次評価の結果、築42年を経過し老朽化が進行しているため、「建物方針の検討」の評価となっている。今後においては、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
21	城南会館	維持	一次評価の結果、築42年を経過し老朽化が進行しているため、「建物方針の検討」の評価となっている。今後においては、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
22	空港会館	維持	一次評価の結果、築41年を経過し老朽化が進行しているため、「建物方針の検討」の評価となっている。今後においては、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
23	鉢塚会館	維持	一次評価の結果、築41年を経過し老朽化が進行している点や、他施設とのコスト面の比較から「抜本的見直し」の評価となっている。今後においては、コスト面の改善、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
24	五月丘会館	維持	一次評価の結果、「現状維持」の評価となっている。今後は、改修・修繕計画を検討し、維持していく。
25	脇塚会館	維持	一次評価の結果、築40年を経過し老朽化が進行している点や、他施設との利用率の比較から「抜本的見直し」の評価となっている。今後においては、施設の活用方法、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
26	桃園会館	維持	一次評価の結果、築40年を経過し老朽化が進行している点や、他施設との利用率の比較から「建物方針の検討」の評価となっている。今後においては利用率の向上、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
27	上池田会館	維持	一次評価の結果、築40年を経過し老朽化が進行しているため、「建物方針の検討」の評価となっている。今後においては、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
28	旭丘会館	維持	一次評価の結果、築39年を経過し老朽化が進行している点や、他施設との利用率の比較から「抜本的見直し」の評価となっている。今後においては、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
29	渋谷会館	維持	一次評価の結果、築39年を経過し老朽化が進行しているため、「建物方針の検討」の評価となっている。今後においては、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
30	南畑会館	維持	一次評価の結果、築38年を経過し老朽化が進行しているため、「建物方針の検討」の評価となっている。今後においては、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
31	荘園会館	維持	一次評価の結果、築38年を経過し老朽化が進行しているため、「建物方針の検討」の評価となっている。今後においては、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
32	花園会館	維持	一次評価の結果、築38年を経過し老朽化が進行しているため、「建物方針の検討」の評価となっている。今後においては、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
33	石橋北会館	維持	一次評価の結果、「現状維持」の評価となっている。今後は、改修・修繕計画を検討し、維持していく。

	34	宮之原会館	維持	一次評価の結果、築37年を経過し老朽化が進行している点や、他施設との利用率の比較から「抜本的見直し」の評価となっている。今後においては利用率の向上、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
	35	石橋駅前会館	**廃止**	平成28年3月「石橋未来夢プラン2030」にて地域から石橋会館、石橋駅前会館の活用が提言されたことを受け、周辺の天神会館とともに**集約化、**また図書館施設等との**複合化**を行い、石橋駅前会館を**（仮称）石橋地域拠点施設として建て替える。**
	36	中之嶋会館	維持	一次評価の結果、築36年を経過し老朽化が進行している点や、他施設との利用率の比較から「抜本的見直し」の評価となっている。航空機騒音対策区域内に位置していることを踏まえ、今後においては利用率の向上、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
	37	河原島会館	維持	一次評価の結果、築36年を経過し老朽化が進行している点や、他施設との利用率の比較から「抜本的見直し」の評価となっている。航空機騒音対策区域内に位置していることを踏まえ、今後においては利用率の向上、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
	38	姫室・室町会館	維持	一次評価の結果、「現状維持」の評価となっている。今後は、改修・修繕計画を検討し、維持していく。
	39	北神田会館	維持	一次評価の結果、築35年を経過し老朽化が進行している点や、他施設との利用率の比較から「施設利用方針の検討」の評価となっている。航空機騒音対策区域内に位置していることを踏まえ、今後においては利用率の向上、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。
	40	池田駅前北会館	維持	一次評価の結果、他施設とのコスト面の比較から、「施設利用方針の検討」の評価となっている。ステーションNビル内に位置することから、改修・修繕については、順ずるところがあるが、今後においては、コスト改善、改修・修繕計画を検討し、維持していく。
	41	池田駅前南会館	維持	一次評価の結果、他施設とのコスト面の比較から、「施設利用方針の検討」の評価となっている。サンシティ池田内に位置することから、改修・修繕については、順ずるところがあるが、今後においては、コスト改善、改修・修繕計画を検討し、維持していく。
特記事項	天神会館は平成28年3月「石橋未来夢プラン2030」での提案を受けて石橋会館（以下「旧石橋会館」という。）、石橋駅前会館との集約・複合化し（仮称）石橋地域拠点施設へ建替えるため、平成31年3月末をもって共同利用施設としての用途を廃止した。 また、旧石橋会館は平成30年3月末をもって廃止し、平成30年度中に新たな石橋会館として、規模を縮小し平屋へ建て替え（平成31年4月供用開始）を行った。共同利用施設ではなく、集会施設として別計画にて策定する。			

スケジュール（令和元年度～令和10年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
10	神田会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	138
11	豊島南会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	148
12	住吉会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	179
13	呉服会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	138
14	秦野会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	146
15	豊島北会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	139
16	池田会館	内容	設計・解体・建築
		概算額(改修費用)	467
17	早苗の森会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	138
18	井口堂北会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	104
19	神田北会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	139
20	宇保会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	139
21	城南会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	138
22	空港会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	139
23	鉢塚会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	139
24	五月丘会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	138
25	脇塚会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	139
26	桃園会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	138
27	上池田会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	138

28	旭丘会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	138
29	渋谷会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	138
30	南畑会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	146
31	荘園会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	85
32	花園会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	138
33	石橋北会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	138
34	宮之原会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	28
35	石橋駅前会館	内容	設計・解体・建築
		概算額(改修費用)	450
36	中之嶋会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	28
37	河原島会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	27
38	姫室・室町会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	148
39	北神田会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	28
40	池田駅前北会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	97
41	池田駅前南会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	99
合計		概算額	4,532

コミュニティ
センター

策定年度	令和2年度	所管課	コミュニティ推進課

市民文化系施設

財産区分	行政財産	中分類	集会施設			1/3
施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
42	コミュニティセンター	コミュニティセンター	1,151.8	昭和52年（1977年）	RC造	補強済
43		伏尾台コミュニティセンター第1会館	506.2	昭和56年（1981年）	RC造	有（新）
44		伏尾台コミュニティセンター第2会館	327.0	平成3年（1991年）	RC造	有（新）
45		細河コミュニティセンター	303.8	平成11年（1999年）	軽量鉄骨プレハブ造	有（新）

施設の概要

設置目的

次のような性格を持つことにより、市民がうるおいのある社会づくりを進める。
（1）市民の連帯意識の高揚と良好な地域社会を形成するために役立てられる。
（2）市民各層及び各種団体の交流並びに教養と文化の向上、福祉の増進に役立てられる。

運営主体

指定管理者

現状と課題

①施設概略
地域住民の集会施設であり、有料または無料で貸し出す施設内機能として右の機能を有する。設立当初から、地域に必要とされ利用されてきたが、近年どの会館も利用者数は減少傾向にある。また、年々経年劣化に伴う修繕費用等が膨れ上がっている状態である。

コミュニティセンター	伏尾台コミュニティセンター		細河コミュニティセンター
	第1会館	第2会館	
休養室	文庫室	集会室	談話室（10畳）
大会議室	和室1	会議室	談話室（12畳）
軽運動室	和室2	和室	講座室
会議室	小会議室		多目的ホール
料理実習室	大集会室		料理実習室
講習室	料理実習室		
和室			
会議室			

②劣化状況・維持管理コスト
築年数の経過に伴う雨漏りや外壁、内装のひび割れ、建具の錆などが各施設に見られる。また、空調機・給排水管など、修繕が必要な箇所が多く、バリアフリー化がなされていない施設が多数ある。
例年において発生する台風や地震などにより、屋根の飛散や天井材の落下など、経年劣化に伴う被害が多数発生するほどに老朽化が進んでおり、緊急的な修繕が増えている。

③利用状況
コミュニティセンター利用者数については近年減少傾向にある。
伏尾台コミュニティセンター第1会館の利用者数は、近年大幅な増加は見られないものの、令和元年度において、共同利用施設の令和元年度利用者数最多会館を上回る利用者数があり、地域に必要不可欠な施設と考えられる。ただし伏尾台コミュニティセンター第2会館については令和元年度第1会館の約9%の利用者しかなく、近年利用者数は減少傾向にある。
細河コミュニティセンターについては、利用者数は共同利用施設と比較して平均的であるものの、細河地域には他に代替施設がなく、地域にとって必要な施設となっている。

④管理運営
指定管理による運営。伏尾台コミュニティセンター第2会館、細河コミュニティセンターについては管理人が常駐しておらず、管理人によらない施設管理のあり方について今後の検討事項である。また、細河コミュニティセンターについては借地のため、賃借料が発生している。

様式１

対策の優先順位の考え方及び機能別再配置方針												
再配置手法	集約化	○	複合化	○	機能統合	○	民間活用	○	広域連携	－	転用	○

【対策の優先順位】
安全性の確保が最優先のため、利用者の安全に関わるような不具合が発生するおそれのある施設から改修・修繕が必要。また、大規模な改修については、耐震性の有無、利用者数の多寡、利便性（施設へのアクセスの状況等）等も考慮し、優先順位をつけて対策を行う。

【機能別再配置方針】
集約化や他施設との複合化、機能統合、民間施設の活用及び転用は可能。
指定緊急避難場所であること、施設利用者数、施設の利便性などを踏まえながら最適配置を検討する。

行政財産	中分類	集会施設	小分類	コミュニティセンター	2/3

一次評価結果

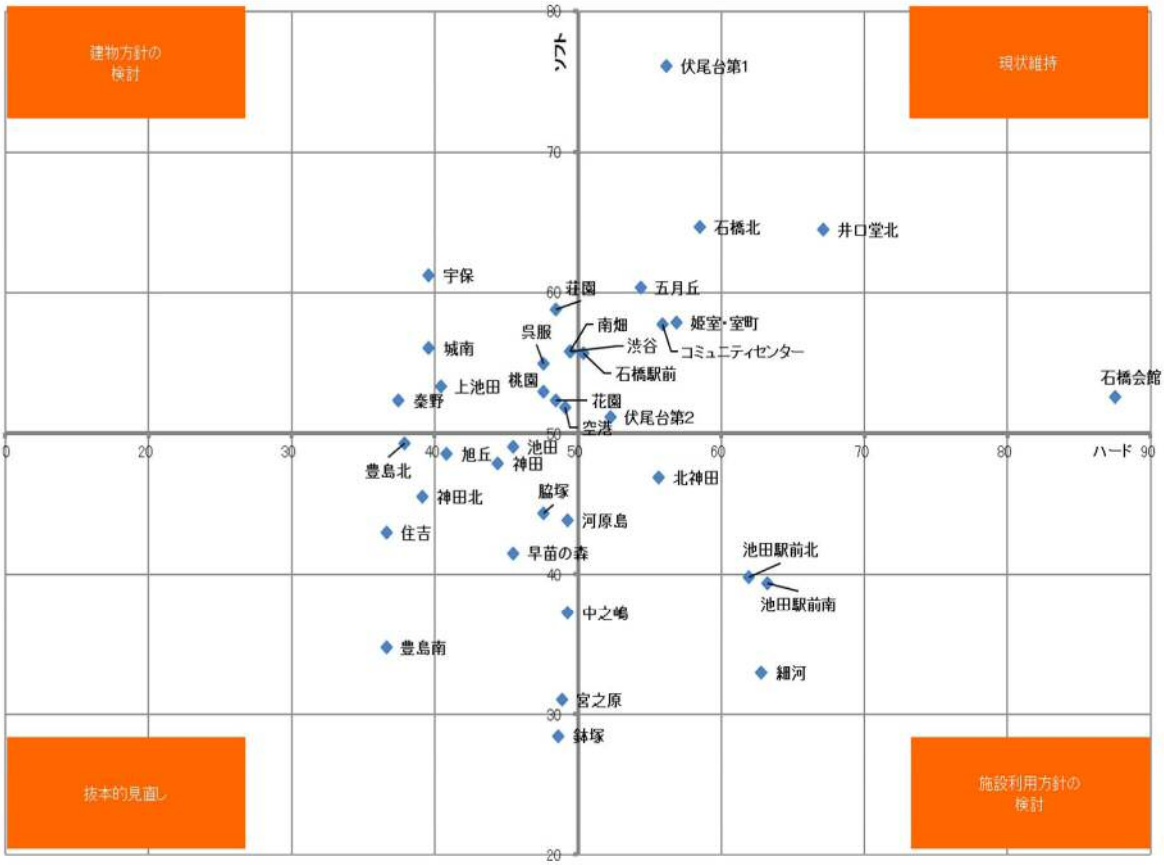

※評価方法について
類似機能を持つ共同利用施設、コミュニティセンター、集会施設は「地域集会施設」として一体評価を実施。
公共施設全体における共通項目として、ハード面で劣化状況（耐震化含む）、バリアフリー状況、ソフト面でコストを評価し、地域集会施設の性質に鑑みてソフト面の評価に利用者数、稼働率の項目を追加して評価した。
以上の項目を総合的に判定し、ソフト面・ハード面を分けて偏差値として示した。

※表中施設名称について
施設名称中の「会館」は全て省略。その他一部省略している施設の正式名称は下記のとおり。
伏尾台第1→伏尾台コミュニティセンター第1会館、伏尾台第2→伏尾台コミュニティセンター第2会館、
細河→細河コミュニティセンター

評価結果

利用圏域区分	地区型地域

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

必置ではない。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

利用者数増減をくり返しているもしくは減少しており、今後の大幅な利用者数増は困難である。立地として、伏尾台に2館、細河に1館、栄本町に1館、と西側に縦に偏在している。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

類似する公共施設として、共同利用施設が市内に32館（うち2会館は令和2年度に解体）あることから代替性があり、特に池田市立コミュニティセンターは池田会館と近接している。ただし細河地区、伏尾台地区には周辺に代替施設は無い。
また地域が管理する集会施設として市内に普通会館が20館あり、代替可能である。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

平成16年度から指定管理者制度を導入し、維持管理・運用面で効率化を図っているものの、特に池田市立コミュニティセンターについては老朽化対策が喫緊の課題であり、今後コスト増が見込まれる。受益者負担の見直しについては、市の方針のとおり定期的に検証する。

個別実施方針

施設No	施設名称	手法	実施方針
42	コミュニティセンター	更新	・一次評価の結果老朽化が進行しており雨漏り対策などの維持管理経費の負担が大きいこと。 ・二次評価のとおり近隣に同機能を持つ共同利用施設池田会館があることを踏まえ、**池田会館と統合し、池田会館側へ集約化し**、池田会館を（仮称）池田地域交流センターとして建替える。**（仮称）池田地域交流センターの完成をもって、供用を廃止する。**
43	伏尾台コミュニティセンター第1会館	維持	一次評価の結果、「現状維持」の評価となっている。今後は、改修・修繕計画を検討し、維持していく。
44	伏尾台コミュニティセンター第2会館	維持	一次評価の結果、「現状維持」の評価となっている。今後は、改修・修繕計画を検討し、維持していく。
45	細河コミュニティセンター	維持	一次評価の結果、築21年を経過し、利用者数の比較から、「施設利用方針の検討」の評価となっている。しかし、今後においては、利用率の向上、施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。

特記事項

コミュニティセンター建物内（総延床面積：1522.50㎡）には地域住民の集会施設としてのコミュニティセンターのほか、公益活動促進センター、男女共生サロン、しごと相談・支援センターが入居しているため、本計画上は各専有面積に加え、共用部分の面積を按分した延床面積を記載。

スケジュール（令和元年度～令和10年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
42	コミュニティセンター	内容	解体
		概算額(改修費用)	46
43	伏尾台コミュニティセンター第1会館	内容	改修
		概算額（改修費用）	139
44	伏尾台コミュニティセンター第2会館	内容	改修
		概算額（改修費用）	0
45	細河コミュニティセンター	内容	改修
		概算額（改修費用）	0
合計		概算額	185

集会施設

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	コミュニティ推進課

市民文化系施設

財産区分		行政財産	中分類	集会施設			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	46	集会施設	石橋会館	493.6	令和元年（2019年）	S造	有（新）

施設の概要

設置目的

市民の文化活動の場を提供することにより市民の知識及び教養の向上を図り、市民活動及び市民相互の交流を促進するとともに、まちづくりのにぎわいを創出し、もって個性豊かで活力ある地域社会の実現に寄与するため。

運営主体

石橋南地域コミュニティ推進協議会

現状と課題

①施設概要
設置日：平成31年4月1日
休館日：火曜日、12月28日～1月4日まで
開館時間：午前9時～午後9時（受付時間：毎週月・水・金曜日の9時～12時）
市民の文化活動の場を提供することを目的に設置されており、大集会室、小集会室、和室、調理室、多目的ホールを有する集会施設である。共同利用施設石橋会館を解体した跡地に設置され、平成31年4月より石橋会館として供用開始した。

②劣化状況・維持管理コスト
令和元年度に建築された施設であるため、雨漏りや外壁、内装のひび割れなどは、確認されない。多目的トイレの設置、玄関・廊下の段差をなくす等のバリアフリー化もなされている。
維持管理コストは、指定管理料、光熱水費、修繕料等を合わせて、令和元年度1,465千円。

③利用状況
令和元年度　利用件数904件　利用人数15,665人

④管理運営状況
指定管理者である石橋南地域コミュニティ推進協議会が施設の受付や清掃等の施設の管理運営を行っている。

⑤配置状況
同じ石橋地域には、共同利用施設石橋北会館が設置されている。
又、（仮称）石橋地域拠点施設が令和4年度に開設する予定。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	○	複合化	○	機能統合	○	民間活用	○	広域連携	－	転用	○

【対策の優先順位】
令和元年度に建築された建物であるため、劣化は見られない。今後においては耐用年数に応じた改修・修繕を計画し維持に努める。
【機能別再配置方針】
施設の機能としては、集約化や他施設との複合化、機能統合、民間施設の活用及び転用は可能。
共同利用施設石橋会館の跡地に建築し、平成31年4月より供用開始となった施設であるため、再配置等について優先順位は低いと考える。また指定緊急避難場所であり、今後の会館利用者数等を勘案しながら、検討する。

様式2

行政財産	中分類	集会施設	小分類	集会施設	2/3

評価結果

一次評価結果

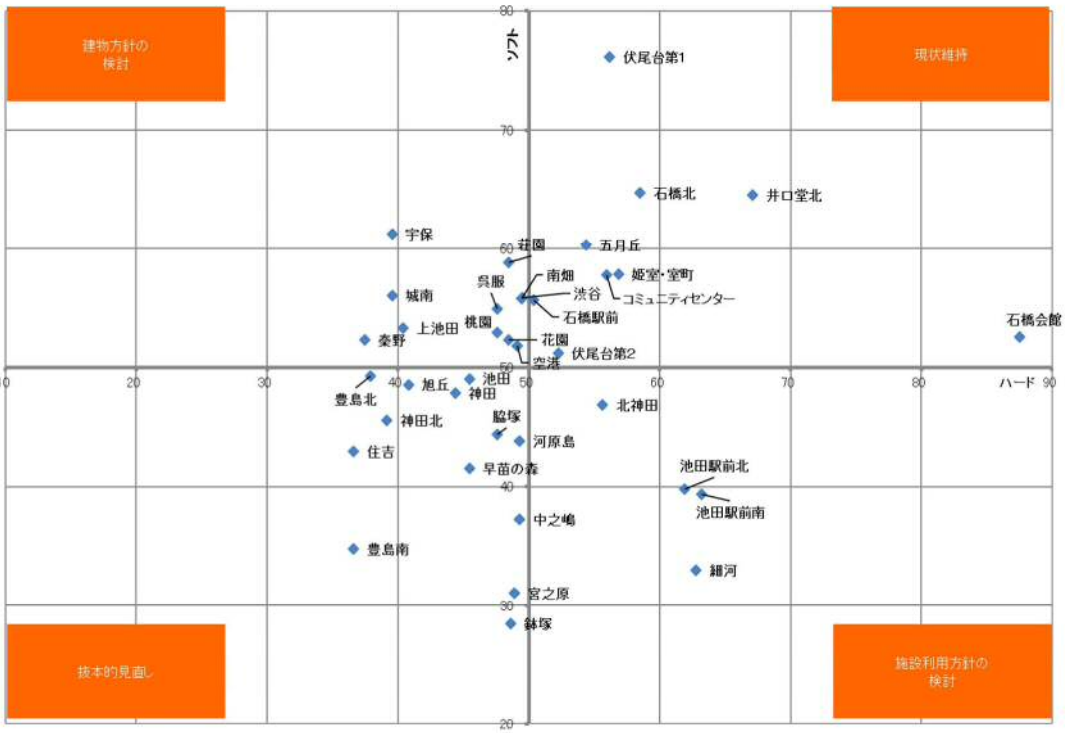

※評価方法について
類似機能を持つ共同利用施設、コミュニティセンター、集会施設は「地域集会施設」として一体評価を実施。
公共施設全体における共通項目として、ハード面で劣化状況（耐震化含む）、バリアフリー状況、ソフト面でコストを評価し、地域集会施設の性質に鑑みてソフト面の評価に利用者数、稼働率の項目を追加して評価した。
以上の項目を総合的に判定し、ソフト面・ハード面を分けて偏差値として示した。

※表中施設名称について
施設名称中の「会館」は全て省略。その他一部省略している施設の正式名称は下記のとおり。
伏尾台第1→伏尾台コミュニティセンター第1会館、伏尾台第2→伏尾台コミュニティセンター第2会館、
細河→細河コミュニティセンター

利用圏域区分	地区型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

必置ではない。
池田市立石橋会館条例により設置。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

今後の利用見込みは、大きく増減することは無いと思われる。
駅から離れており、駐車場も未設置であることから、利便性が高いとはいえない。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

市内に集会機能を持つ共同利用施設が32館(うち2会館は令和2年度に解体)、コミュニティセンターが4館あること、又近隣に（仮称）石橋地域拠点施設が令和4年度に開所することから代替は可能。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

指定管理者制度を導入し、維持管理・運用面で効率化を図っている。
また大集会室、小集会室、和室、調理室、多目的ホールについても適切に使用料を徴収している。

様式２

	個別実施方針			
	施設No	施設名称	実施方針	詳細
	46	石橋会館	維持	・平成31年4月に建築した建物であり、災害による雨漏りや緊急的な修繕等も発生していないため、健全性・安全性は確保できている。 ・駅から離れており、駐車場は未設置であるが、地域の方々の利用は多く、又指定緊急避難場所である。 ・一次評価結果から見ても、「現状維持」との評価結果である。令和4年度に（仮称）石橋地域拠点施設が開所するが、現状は会館利用者数、維持管理運営コストを勘案しながら、維持していく。
特記事項				

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
46	石橋会館	内容	
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	0

普通会館

策定年度	令和2年度	所管課	総務課

市民文化系施設

財産区分		普通財産	中分類	集会施設			1/3
	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
対象施設	47	普通会館	呉羽の里会館	91.3	昭和41年（1966年）	W造	未診断
	48		才尊会館	505.8	昭和44年（1969年）	RC造	未診断
	49		木部会館	188.0	昭和45年（1970年）	S造	未診断
	50		古江町自治会館	106.7	昭和50年（1975年）	W造	未診断
	51		伏尾会館	104.0	昭和45年（1970年）	W造	未診断
	52		畑会館	510.3	昭和49年（1974年）	RC造	未診断
	53		北今在家集会所兼倉庫	197.3	昭和47年（1972年）	RC造	未診断
	54		宮之前会館兼倉庫	134.3	昭和56年（1981年）	S造	有（新）
	55		下渋谷会館	220.5	昭和51年（1976年）	RC造	有
	56		とどろき庵	198.2	昭和46年（1971年）	RC造	未診断
	57		満寿美会館	154.0	昭和56年（1981年）	軽S造	有（新）
	58		槻木会館	99.9	平成18年（2006年）	S造	有（新）
	59		新宅会館	178.9	平成17年（2005年）	RC造	有（新）
	60		緑丘1丁目集会所	43.9	昭和57年（1982年）	S造	有（新）
	61		東山会館	229.2	平成5年（1993年）	W造	有（新）
	62		上畠会館	82.8	平成8年（1996年）	W造	有（新）
	63		吉田会館	158.9	平成8年（1996年）	S造	有（新）
	64		南鼓ヶ丘自治会館	88.4	平成8年（1996年）	W造	有（新）
	65		西市場集会所	118.6	平成11年（1999年）	S造	有（新）
	66		中川原会館	225.7	昭和52年（1977年）	W造	未診断

施設の概要

設置目的

地域住民の集会や交流の場の提供。

運営主体

地元自治会、会館管理運営委員会等

現状と課題

①施設概略
地元等より建物の寄附を受け設置された会館が複数ある。地域の集会所として、近隣住民に利用されている施設であり、集会室、ホール、会議室、和室、調理室、倉庫等を有する。各種同好会や塾の教室として利用されている会館もある。

②劣化状況・維持管理コスト
会館により劣化状況にばらつきがあるが、建築年度が古い会館も多く、外壁・内装のひび割れ、建具の錆、雨漏りが見られる会館もある。
経年劣化に伴い、施設・設備の緊急的な修繕が増えている。また、畑会館駐車場敷地、中川原会館進入路敷地については土地借上料が発生している。

③利用状況
会館により、利用件数・利用人数に差がある。教室や塾、同好会等の会場として使われている会館については、利用頻度が高い会館もあるが、一方で、月に1、2回程度しか利用されていない会館もある。

平成30年度利用人数

会館名称	利用人数	会館名称	利用人数	会館名称	利用人数	会館名称	利用人数
呉羽の里会館	817人	畑会館	1,940人	満寿美会館	4,201人	上畠会館	480人
才尊会館	11,004人	北今在家集会所兼倉庫	200人	槻木会館	3,275人	吉田会館	420人
木部会館	1,524人	宮之前会館兼倉庫	179人	新宅会館	605人	南鼓ケ丘自治会館	609人
古江町自治会館	146人	下渋谷会館	1,777人	緑丘1丁目集会所	365人	西市場集会所	505人
伏尾会館	60人	とどろき庵	660人	東山会館	285人	中川原会館	280人

④管理運営状況
使用者である地元自治会や会館管理運営委員会が管理を行っている。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	○	複合化	○	機能統合	○	民間活用	○	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
利用者の安全確保が最優先である。改修・修繕等については老朽化の進んでいる施設から優先的に行っていく必要がある。
【機能別再配置方針】
集約化、他施設との複合化、機能統合及び民間施設の活用は可能。
指定緊急避難場所となっている会館があること、会館利用者数などを考慮したうえで最適配置を検討する。

普通財産	中分類	集会施設	小分類	普通会館	2/3

評価結果

一次評価結果

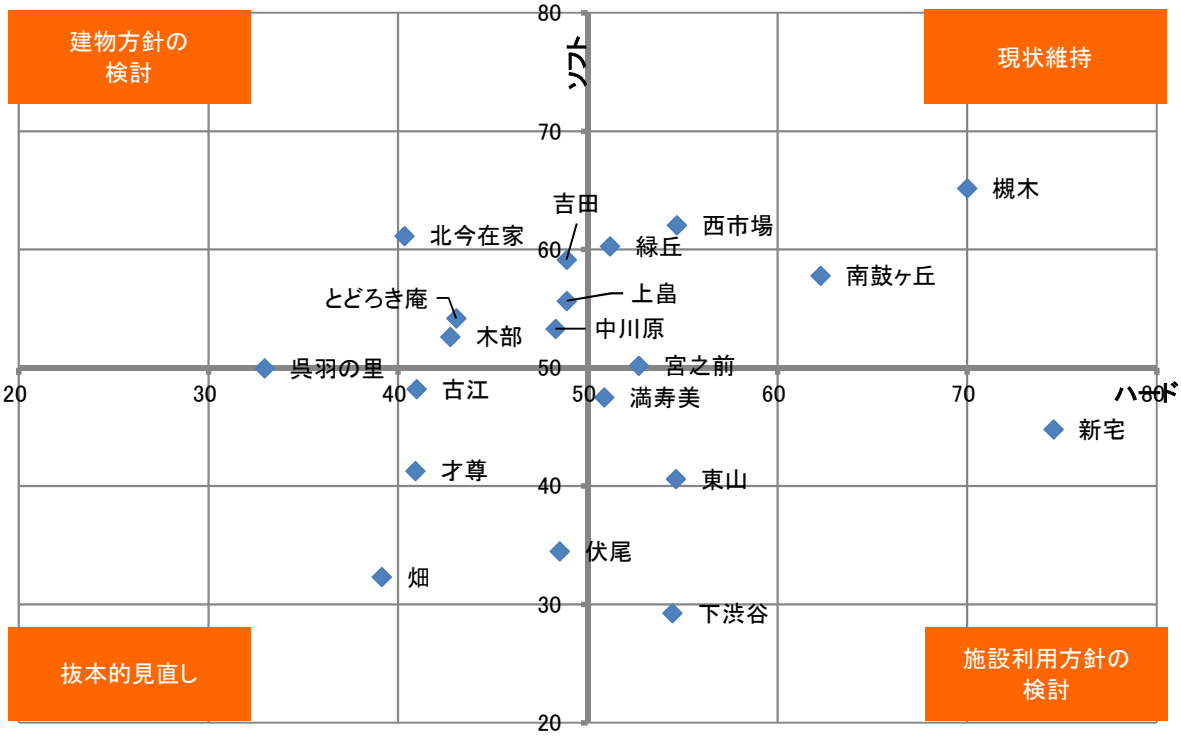

集会施設における共通項目として、ハード面劣化状況（耐震化含む）、バリアフリー状況、ソフト面でコスト評価した。集会施設の性質に鑑み、ソフト面の評価に利用者数の項目を追加して評価した。
以上の項目を総合的に判定し、ソフト面・ハード面を分けて偏差値として示した。

※表中施設名称について
施設名称中の「会館」はすべて省略。その他一部省略している施設の正式名称は下記のとおり。
古江→古江町自治会館、北今在家→北今在家集会所兼倉庫、宮之前→宮之前会館兼倉庫、
緑丘→緑丘1丁目集会所、南鼓ヶ丘→南鼓ヶ丘自治会館、西市場→西市場集会所

利用圏域区分	地区型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

必置ではない。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

利用者は近隣住民の中でも一部に限られており、今後利用者が増える見込みは少ない。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

市内に共同利用施設が32館あり、運営方法は異なるが、機能としては類似しており、代替可能。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

主なコストは施設や設備の修繕料であるが、老朽化が進み、今後もコストは増えていくことが予想される。

個別実施方針			
施設No	施設名称	実施方針	詳細
47	呉羽の里会館	維持	築54年が経過し老朽化が進行していることから、建物性能が低くなっており、「一次評価結果」ではハード面について検討し改善する必要がある。今後は修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
48	才尊会館	維持	築51年が経過し老朽化が進行していることから、建物性能は低くなっている。「一次評価結果」では「抜本的見直し」との評価であり、維持するにあたりソフト面、ハード面について検討し改善する必要がある。今後においては、比較的利用者数が多いことをふまえ、必要に応じた修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
49	木部会館	維持	築50年が経過し老朽化が進行していることから、建物性能が低くなっている。「一次評価結果」では「建物方針の検討」との評価であり、ハード面について検討し改善する必要がある。今後は修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
50	古江町自治会館	維持	築45年が経過し老朽化が進行していることから、建物性能は低くなっている。「一次評価結果」では「抜本的見直し」との評価であり、維持するにあたりソフト面、ハード面について検討し改善する必要がある。今後においては、必要に応じた修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
51	伏尾会館	維持	築50年が経過し老朽化が進行していることから、建物性能は低くなっている。「一次評価結果」では「抜本的見直し」との評価であり、維持するにあたりソフト面、ハード面について検討し改善する必要がある。今後においては、必要に応じた修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
52	畑会館	維持	築46年が経過し老朽化が進行していることから、建物性能は低くなっている。「一次評価結果」では「抜本的見直し」との評価であり、維持するにあたりソフト面、ハード面について検討し改善する必要がある。今後においては、必要に応じた修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
53	北今在家集会所兼倉庫	維持	築48年が経過し老朽化が進行していることから、建物性能が低くなっている。「一次評価結果」では「建物方針の検討」との評価であり、ハード面について検討し改善する必要がある。今後は修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
54	宮之前会館兼倉庫	維持	「一次評価結果」にて、「現状維持」に近い評価であるが、築39年が経過しており、今後は修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
55	下渋谷会館	維持	築44年が経過しており、適宜屋根や外壁改修を行っている。「一次評価結果」では「施設利用方針の検討」との評価であり、ソフト面について検討し改善していく必要がある。今後は修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。

56	とどろき庵	維持	築49年が経過し老朽化が進行していることから、建物性能が低くなっている。「一次評価結果」では「建物方針の検討」との評価であり、ハード面について検討し改善する必要がある。今後は修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
57	満寿美会館	維持	築39年が経過しており、「一次評価結果」では「施設利用方針の検討」との評価であり、ソフト面について検討し改善していく必要がある。今後は修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
58	槻木会館	維持	「一次評価結果」にて「現状維持」との評価であるが、築14年が経過しており、今後は修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
59	新宅会館	維持	築15年が経過しており、「一次評価結果」では「施設利用方針の検討」との評価であり、ソフト面について検討し改善していく必要がある。今後は修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
60	緑丘1丁目集会所	維持	「一次評価結果」にて「現状維持」との評価であるが、築38年が経過しており、今後は修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
61	東山会館	維持	築27年が経過し、「一次評価結果」では「施設利用方針の検討」との評価であり、ソフト面について検討し改善していく必要がある。今後は修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
62	上畠会館	維持	築24年が経過し、バリアフリー化が不十分であることから、建物性能が低くなっている。「一次評価結果」では「建物方針の検討」との評価であり、ハード面について検討し改善する必要がある。今後は修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
63	吉田会館	維持	築24年が経過し、バリアフリー化が不十分であることから、建物性能が低くなっている。「一次評価結果」では「建物方針の検討」との評価であり、ハード面について検討し改善する必要がある。今後は修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
64	南鼓ヶ丘自治会館	維持	「一次評価結果」にて「現状維持」との評価であるが、築24年が経過しており、今後は修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
65	西市場集会所	維持	「一次評価結果」にて「現状維持」との評価であるが、築21年が経過しており、今後は修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。

	66	中川原会館	維持	築43年が経過し老朽化が進行していることから、建物性能が低くなっている。「一次評価結果」では「建物方針の検討」との評価であり、ハード面について検討し改善する必要がある。今後は修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
特記事項				

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
47	呉羽の里会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	25
48	才尊会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	139
49	木部会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	52
50	古江町自治会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	29
51	伏尾会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	29
52	畑会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	140
53	北今在家集会所兼倉庫	内容	改修
		概算額(改修費用)	54
54	宮之前会館兼倉庫	内容	改修
		概算額(改修費用)	37
55	下渋谷会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	61
56	とどろき庵	内容	改修
		概算額(改修費用)	55
57	満寿美会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	42
58	槻木会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	0
59	新宅会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	0
60	緑丘1丁目集会所	内容	改修
		概算額(改修費用)	12
61	東山会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	0
62	上畠会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	0
63	吉田会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	0
64	南鼓ヶ丘自治会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	0

65	西市場集会所	内容	改修
		概算額(改修費用)	0
66	中川原会館	内容	改修
		概算額(改修費用)	62
合計		概算額	737

その他集会施設

策定年度	令和2年度	所管課	総務課

市民文化系施設

財産区分		普通財産	中分類	集会施設			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	67	その他集会施設	きたてしまプラザ（旧北豊島公民館）	500.0	昭和51年（1976年）	RC造	有
	68		ちいさな絵本館	58.9	昭和51年（1976年）	S造	未診断

施設の概要

設置目的

〈きたてしまプラザ〉
北豊島公民館の用途廃止を受け、教育委員会より普通財産として引き受けたもの。
北豊島地域コミュニティ推進協議会の拠点施設及び地域住民相互交流の場として活用。

〈ちいさな絵本館〉
池田交通安全協会より建物の寄附を受け、絵本館として活用。

運営主体

地域コミュニティ推進協議会等

現状と課題

＜きたてしまプラザ＞
①施設概略
北豊島地域コミュニティ推進協議会の拠点施設及び地域住民相互交流の場として利用されている施設であり、会議室、クッキングルーム等を有する。地域分権事業補助金を活用し、同協議会が使用者として、建物の維持管理および活用事業を行っている。

②劣化状況・維持管理コスト
築年数が経過し、建物の老朽化が進んでいる。建物及び設備の修繕のための費用がほぼ毎年度発生している。

③利用状況
文化教室や、きたてしま文庫・子育て支援場所・地域中学生学習支援会場等、利用用途が幅広く、また利用者数も比較的多い。
（利用人数）
令和元年度16,760人　平成30年度20,491人　平成29年度15,243人

④管理運営状況
使用者である地域コミュニティが管理運営を行っている。

＜ちいさな絵本館＞
①施設概略
池田地域コミュニティ推進協議会　まちのにぎわい創出部が中心となり、絵本の読み聞かせや貸出を行う施設として活用されている。

②劣化状況・維持管理コスト
池田交通安全協会から建物の寄附を受けた後、絵本館の設置にあたり、外装及び内装の大規模な改修工事を行ったが、外壁の劣化が進んでおり、雨漏りが見られる。

③利用状況
開館日は週4日で、主な利用者は、小学生以下の子どもとその保護者である。市立池田図書館が池田駅前へ移転したこと及び新型コロナウイルスの影響により、令和元年度は前年度までと比較し、利用者が大幅に減少した。
（利用人数）
令和元年度1,838人　平成30年度3,262人　平成29年度3,103人

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	○	複合化	○	機能統合	○	民間活用	○	広域連携	－	転用	－

「きたてしまプラザ」「ちいさな絵本館」については、集約化、他機能施設との複合化、機能統合及び民間施設の活用は可能である。
両施設ともに、築年数が経過し、建物の老朽化が進んでいる。改修・修繕については老朽化の具合や緊急性を判断して行っていく必要がある。機能としては集会施設であり、上記の再配置手法は可能であるが、利用者数増加に努めた再配置を検討する必要がある。

普通財産	中分類	集会施設	小分類	その他集会施設	2/3

評価結果

一次評価結果

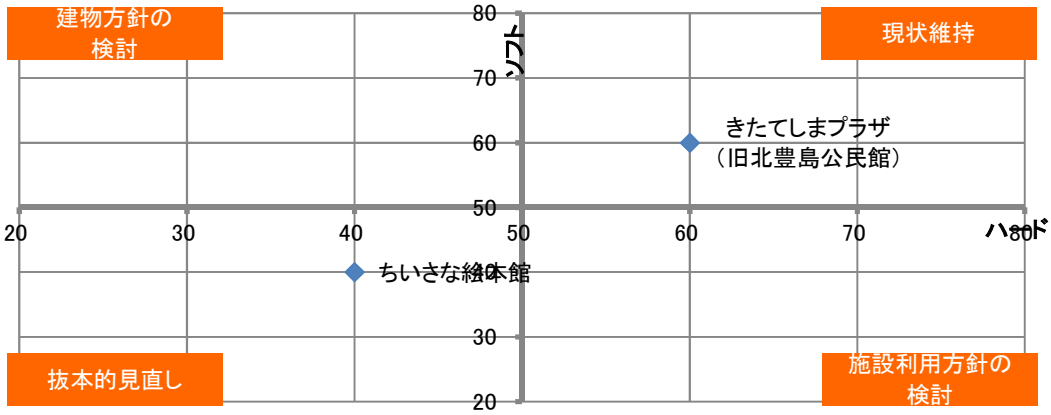

その他集会施設における共通項目として、ハード面劣化状況（耐震化含む）、バリアフリー状況、ソフト面でコスト評価した。その他集会施設の性質に鑑み、ソフト面の評価に利用者数の項目を追加して評価した。
以上の項目を総合的に判定し、ソフト面・ハード面を分けて偏差値として示した。

利用圏域区分	その他施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

必置ではない。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

利用者数は、きたてしまプラザは近年増減を繰り返している。ちいさな絵本館は、市立池田図書館の駅前への移転以降、利用者数が減少している。
今後も、両施設とも利用者数が今後大幅に増える見込みは少ない。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

〈きたてしまプラザ〉
普通会館や共同利用施設と機能は類似しており、使用する部屋や使用日数によっては代替可能と考える。
〈ちいさな絵本館〉
図書館と機能的に類似する部分が多く、立地に関しても近接しているため、代替可能と考える。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

両施設については、市からの補助金の中で運営している。維持管理・運営面に関しては民間活用は可能である。また、きたてしまプラザについては、地元ボランティア団体等の利用以外は、施設の使用料を北豊島地域コミュニティ推進協議会が徴収しており、適切な受益者負担が行われている。ちいさな絵本館については、受益者負担を適用する性質の施設ではないため、通常の利用、イベントを含め、一切使用料を徴収していない。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
67	きたてしまプラザ（旧北豊島公民館）	維持	・一次評価結果より「現状維持」との評価になったこと。 ・築44年を経過しており、建物の老朽化が進んでいる。改修・修繕については老朽化の具合や緊急性を判断して行っていく必要がある。また利用者数も比較的多いことから、必要に応じた改修・修繕を計画し、適切な維持管理に努める。
68	ちいさな絵本館	維持	・一次評価結果より「抜本的見直し」となったが、池田市立図書館の駅前移転による利用者数の減少が要因であると考える。 築44年を経過し、建物の老朽化が進んでおり、耐震性も未診断である。今後においては、必要に応じた改修・修繕を計画し、運営面においても利用者数増加に努める。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
67	きたてしまプラザ（旧北豊島公民館）	内容	改修
		概算額(改修費用)	138
68	ちいさな絵本館	内容	改修
		概算額（改修費用）	16
合計		概算額	154

保健・福祉施設

保健福祉施設

様式１

策定年度	令和2年度	所管課	高齢・福祉総務課

保健・福祉系施設

財産区分		行政財産	中分類	保健福祉施設			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	1	保健福祉施設	保健福祉総合センター	4,916.6	平成21年（2009年）	RC造	有（新）

施設の概要

設置目的

市民の相互の交流及び自主的な活動の場並びに市民の健康増進及び保健サービスの拠点とするとともに、福祉サービス及び子育て支援の推進に資するための施設

運営主体

指定管理者

現状と課題

①施設概略
設置日：平成21年3月竣工
開館時間：午前9時～午後9時
休館日：第2土曜日、年末年始
市民に交流や活動の場として提供している。また、乳幼児から高齢者、障がいのある方にも健やかで心豊かな生活が送れるように、各種の保健福祉サービスにも利用できる施設。

②劣化状況・維持管理コスト
平成21年3月に建築された建物であり、外壁にひび割れ等が見られる。しかし至急対応が必要なものではなく、概ね良好である。

③利用状況
令和元年度　利用回数4,668回　　利用人数　96,786人
平成30年度　利用回数5,122回　　利用人数106,191人
平成29年度　利用回数5,072回　　利用人数106,534人

④管理運営状況
平成29年4月1日から令和4年3月31日まで社会福祉法人池田市社会福祉協議会による指定管理。
管理運営費
令和元年度　38,254千円　平成30年度　37,210千円　　平成29年度　38,290千円

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
平成21年3月に建築された建物であり、外壁にひび割れ等が見られる。しかし至急対応が必要なものではなく、概ね良好であるため、今後においては利用者の安全性を優先し、予防保全に努める。
【機能別再配置方針】
本施設については、他機能施設との複合化が可能であると考える。
現在は他の類似機能施設が複合された施設であるため、再配置は難しい。

様式2

行政財産	中分類	保健福祉施設	小分類	保健福祉施設	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に1施設しかないため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能について評価は以下のとおり。

【建物状況】
平成21年3月に建築された建物であり、外壁にひび割れ等が見られる。しかし至急対応が必要なものではなく、概ね良好である。

【利用状況】
令和元年度の年間施設(会議室等)の利用回数、利用者数は下記のとおり。
・利用回数、利用者数
令和元年度　利用回数4,668回　利用人数　96,786人
平成30年度　利用回数5,122回　利用人数106,191人
平成29年度　利用回数5,072回　利用人数106,534人

【コスト状況】
平成29年4月1日から令和4年3月31日まで社会福祉法人池田市社会福祉協議会による指定管理。
・管理運営費
令和元年　38,254千円　　平成30年度　37,210千円　　平成29年度　38,290千円

利用圏域区分	市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による設置義務付けはない。
池田市保健福祉総合センター条例により設置。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

現在は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議室等の利用者人数を制限している。
利用者の推移としては、ほぼ横ばいである。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

類似機能を持つ施設がない。貸館機能は共同利用施設で代替できる。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

指定管理者に委託しており、コスト改善に努めている。民間活用は可能である。受益者負担については適切である。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
1	保健福祉総合センター	維持	・「現状と課題」「一次評価結果」より、平成21年3月に建築された建物であり、外壁にひび割れ等が見られる。しかし至急対応が必要なものではなく、概ね良好である。 ・現在は他の機能施設との複合施設となっている。市内に類似施設はなく、健康増進及び保健サービスの拠点とするとともに、福祉サービス及び子育て支援の推進に不可欠であることから、利用者の安全性を優先し、予防保全に努め、維持する。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
1	保健福祉総合センター	内容	
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	0

高齢福祉施設

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	高齢・福祉総務課

保健・福祉施設

財産区分		行政財産	中分類	高齢福祉施設			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	2	高齢福祉施設	養護老人ホーム	1,421.5	昭和48年（1973年）	RC造	補強済
	3		敬老会館	1,558.4	昭和47年（1972年）	RC造	未診断

施設の概要

設置目的

【養護老人ホーム】
65歳以上で、家庭環境上および経済的理由により自宅での生活を送ることが困難な高齢者について、措置入所していただく施設。
【敬老会館】
長年にわたり社会の発展に尽くされた高齢者に、生きがいのある生活を送っていただくためレクリエーションと憩いの場を提供する。

運営主体

指定管理者
【養護老人ホーム】社会福祉法人　のぞみ
【敬老会館】社会福祉法人　大阪府社会福祉事業団

現状と課題

【養護老人ホーム】
①施設概略
65歳以上で、家庭環境上および経済的理由により自宅での生活を送ることが困難な高齢者について、措置入所していただく施設

②劣化状況・維持管理コスト
昭和48年に建築された建物であり築年数の経過に伴い、毎年建物や設備の劣化・故障による修繕コストが発生している。

③利用状況
【入居者】
令和元年度 13人 平成30年度　16人　平成29年度　14人

④管理運営状況
平成31年4月1日から令和6年3月31日まで「社会福祉法人のぞみ」による指定管理。

【敬老会館】
①施設概略
開設以来、長年高齢者の生きがいづくりの場として機能している。

②劣化状況・維持管理コスト
昭和47年に建設された建物であり、築年数の経過に伴い、毎年建物や設備の劣化・故障による修繕コストが発生している。

③利用状況
【利用者数】
令和元年度　60,912人　平成30年度　69,283人　平成29年度　69,646人

④管理運営状況
平成31年4月1日から令和6年3月31日まで「社会福祉法人大阪府社会福祉事業団」による指定管理。

様式１

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方												
再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
両施設とも経年劣化による外壁や内装のひび割れ、雨漏り等があり、毎年修繕コストが発生している状態。「池田市敬老の里基本構想」において、周辺公共施設の機能を集約し、新設する施設にて機能の複合化を図る方向で検討している。養護老人ホームについては、令和5年度末までに廃止する予定のため、現入所者については他市町村施設などに転居していただく必要がある。
【機能別再配置方針】
両施設とも「池田市敬老の里基本構想」において、周辺公共施設の機能を集約し、新設する施設にて機能の複合化を図る方向で検討中。

行政財産	中分類	高齢福祉施設	小分類	高齢福祉施設	2/3

評価結果

一次評価結果

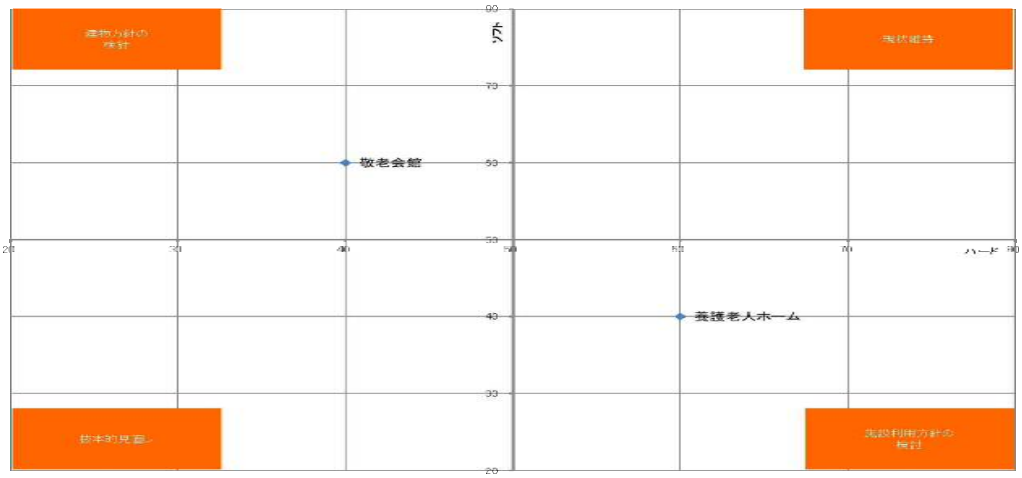

高齢福祉施設における共通項目として、ハード面劣化状況（耐震化含む）、バリアフリー状況、ソフト面でコスト評価した。その他集会施設の性質に鑑み、ソフト面の評価に利用者数の項目を追加して評価した。
以上の項目を総合的に判定し、ソフト面・ハード面を分けて偏差値として示した。

利用圏域区分	市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律の定めはあるが必置ではない。
【養護老人ホーム】老人福祉法に基づき池田市立養護老人ホーム条例により設置
【敬老会館】老人福祉法に基づき池田市立敬老会館条例により設置

有効性（利便性、今後の利用見込み）

【養護老人ホーム】入所者数は年々減少している。
【敬老会館】趣味の部会で固定された利用者がおり、今後も必要な施設である。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

【養護老人ホーム】他市町村の養護老人ホームに入所を依頼することが可能である。
【敬老会館】趣味の部会で部屋の利用が恒常的にあり、会館など他の公共施設で代替とすることは難しい。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

両施設とも指定管理者制度にて運営し、コスト改善に努めており、民間活用は可能。受益者負担についても適切に行われている。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
2	養護老人ホーム	廃止	・「現状と課題」「一次評価結果」より両施設ともに、築年数の経過に伴い、建物や設備の劣化・故障による修繕コストが発生している。 ・「池田市敬老の里基本構想」において両施設とも施設再編の対象となっている。養護老人ホームについては対象者の減少に伴い令和5年度末で廃止とする。敬老会館については、新規に周辺の会館機能と集約した施設を建設する。
3	敬老会館	更新	

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
2	敬老会館	内容	既存施設解体工事・新施設建設工事
		概算額(改修費用)	693
3	養護老人ホーム	内容	既存施設解体工事
		概算額(改修費用)	111
合計		概算額	804

障がい福祉施設

策定年度	令和2年度	所管課	障がい福祉課

保健・福祉施設

財産区分		4. 行政財産　5. 普通財産	中分類	障がい福祉施設			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	4	障がい福祉施設	くすのき学園	1,448.2	平成30年（2018年）	RC造	有（新）
	5		ソシオワーク	351.7	昭和63年（1988年）	軽S造	有（新）

施設の概要

設置目的

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

運営主体

【くすのき学園】・・・指定管理者
【ソシオワーク】・・・社会福祉法人

現状と課題

【くすのき学園】
①施設概略
養護学校（現特別支援学校）を卒業した18歳以上の人たち30人ほどが通い、地元企業から受注した自動車部品などの封入・梱包を中心とした作業所として開始。平成20年10月に自立支援法に基づく他機能型の障がい福祉サービス事業へ移行。現在は平成31年に新築し、 作業室、食堂、会議室、厨房、機械浴等を配置。生活介護支援、就労継続支援、就労移行支援を行っている。

②劣化状況・維持管理コスト
平成30年度に建築された建物であり、雨漏りや外壁、内装のひび割れなどはみられない。多目的トイレの設置、障がい者用エレベーターの設置、手摺等のバリアフリー化は十分されている。

③利用状況
施設の移転、事業の拡大に伴い、令和元年度から定員数を45人に増加。また障害者総合支援法により1日の平均利用者数による定員超過利用が可能となっている。
令和元年度　定員数45人　利用者数37人
平成30年度　定員数45人　利用者数30人
平成29年度　定員数33人　利用者数34人

④管理運営状況
指定管理者である社会福祉法人が施設の管理運営を行っている。

⑤配置状況
池田市内の障害者総合支援法に基づく民間施設としては、生活介護支援が7施設、就労継続支援は12施設あるが、就労移行支援を行っている施設はくすのき学園だけである。

【ソシオワーク】
①施設概略
新設時より、福祉作業所として使用、平成12年より障がい者の相談支援センター、平成15年には、1階部分の改修後、短期入所を始め、平成21年より、現社会福祉法人へ、土地、建物を貸出しにて、障害福祉サービスを始める。生活介護支援、就労継続支援を行い、特別支援学校卒業生や、在宅障がい者の日中活動の場として利用している。

②劣化状況・維持管理コスト
築30年以上のため、床、トイレ等の修繕は行っているが、外壁、軒裏、屋外鉄骨階段等の劣化がある。

③利用状況
定員22名となっているが障害者総合支援法により1日の平均利用者数による定員超過利用が可能となっている。
令和元年度　定員22名　利用者数23人
平成30年度　定員22名　利用者数29人
平成29年度　定員22名　利用者数27人

④管理運営状況
建物・土地を貸付し社会福祉法人がサービス管理責任者（施設長）、生活、職業指導員にて管理運営を行っている。

⑤配置状況
池田市内の障害者総合支援法に基づく関連施設は、くすのき学園の他に民間施設として、生活介護支援施設が7施設、就労継続支援施設が12施設ある。障がい者の施設利用のニーズを満たしておらず、他市の施設利用をしている状況である。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	－	機能統合	－	民間活用	○	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
両施設については、民間施設の活用は可能であると考える。
くすのき学園については、平成20年10月から他機能型の障がい福祉サービス事業を実施しているが、平成31年に施設を新築し、生活介護支援、就労継続支援、就労移行支援が可能な設備を整えた施設にて、利用者の増加に努めている。平成31年4月から開始しており、再配置等について優先順位は低いと考える。また民間施設の活用については、本事業の実施に伴う施設設備及び面積を勘案した再配置が必要である。
ソシオワークについては、福祉作業所として、また、相談支援センターとして使用し、平成21年からは多機能型の障がい福祉サービス事業を実施しており、生活介護支援、就労継続支援を行うことにより、障がい者の日中活動を支えており、利用者の増加に努めている。現在は市の建物を民間に貸付をし、運営しているが、施設の老朽化もみられるため、検討が必要である。
【再配置手法及び内容確認】
くすのき学園については平成31年に建築された建物であり、劣化状況は見当たらないが、利用者の安全性を優先し、予防保全に努める。
ソシオワークについては、昭和63年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化がみられる。利用者の安全性を優先し、改修・修繕の計画を検討する必要がある。

4.行政財産5. 普通財産	中分類	障がい福祉施設	小分類	障がい福祉施設	2/3

評価結果

一次評価結果

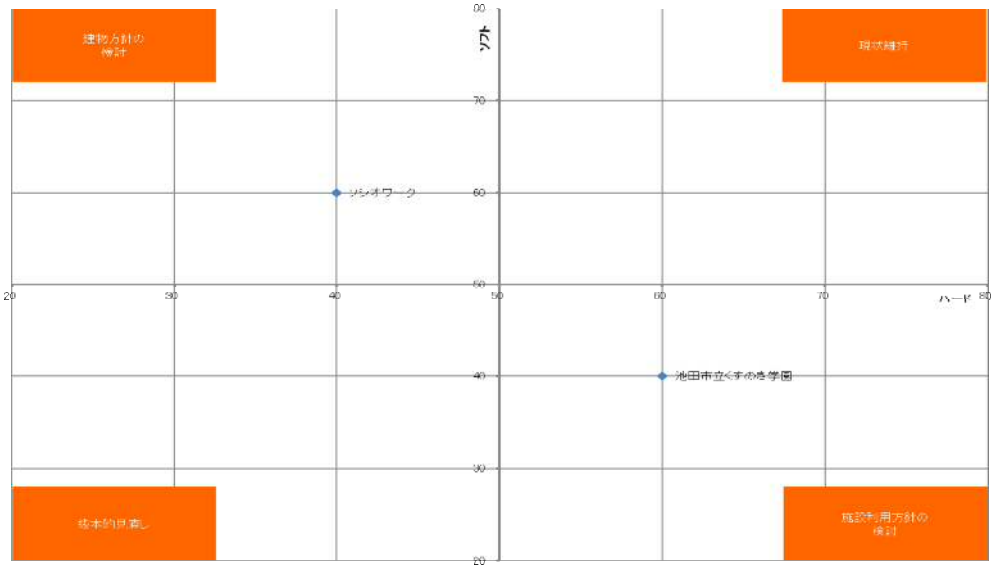

障がい福祉施設における共通項目として、ハード面劣化状況（耐震化含む）、バリアフリー状況、ソフト面でコスト評価した。障がい福祉施設の性質に鑑み、ソフト面の評価に利用者数の項目を追加して評価した。
以上の項目を総合的に判定し、ソフト面・ハード面を分けて偏差値として示した。

利用圏域区分	市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

両施設とも、法律による設置義務はない。
くすのき学園については、池田市立くすのき学園条例により設置。
ソシオワークについては、障害者総合支援法に基づく福祉サービス実施施設。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

施設の立地は駅から遠いが、利用者にはバスにて送迎をしている。
くすのき学園については平成31年4月からリニューアルし、利用者は増加している。
両施設とも、今後も利用促進に努める。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

「くすのき学園」については、民間施設として、生活介護養護施設が7施設、就労継続支援施設が12施設あるが、障がい者施設が不足している状況で、継続維持が必要である。
「ソシオワーク」については、社会福祉法人に土地建物を賃貸している。また民間の作業所はあるが、本施設ほど規模はないため代替は不可である。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

「くすのき学園」については、指定管理者制度を導入し、維持管理・運用面で効率化を図っている。民間活用は可能である。障害者総合支援法による収入があり、適切な受益者負担を行っている。
「ソシオワーク」については、自立支援給付金を元に運営しており、コスト改善は不可である。民間活用は可能である。障害者総合支援法に基づく報酬にて運営し、適切な受益者負担を行っている。

様式２

	個別実施方針			
	施設No	施設名称	実施方針	詳細
	4	くすのき学園	維持	・「現状と課題」「一次評価結果」から平成31年に建築された建物であり、劣化はみられない。「施設利用方針の検討」とのことからソフト面の改善を検討する。 ・今後、支援学校卒業生の受入れと利用ニーズの増加が見込まれるため、利用定員を60人（15人増）にすることを検討する。また民間施設では対応困難な障がい者を受入れ、障がい者の地域生活、日常生活の維持、向上につなげる。 ・利用者の安全性を優先し、予防保全に努め、維持する。
	5	ソシオワーク	維持	・「現状と課題」「一次評価結果」から昭和63年に建築された建物であり、経年劣化による修繕が増えてきている。「建物方針の検討」とのことからハード面の改善を検討する。 ・障がい者の施設利用のニーズの増加に伴い、受入れ施設として継続が必要である。利用者の安全性を優先し、改修・修繕を計画し、維持する。
特記事項				

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
4	くすのき学園	内容	
		概算額(改修費用)	0
5	ソシオワーク	内容	改修
		概算額（改修費用）	77
合計		概算額	77

スポーツ・
レクリエーション
施設

レクリエーション施設

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	生涯学習推進課

スポーツ・レクリエーション施設

財産区分		行政財産	中分類	レクリエーション施設			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	2	レクリエーション施設	野外活動センター	198.2	昭和59年（1984年）	S造	未診断

施設の概要

設置目的

青少年に野外活動を通じて集団生活の規律、協同の精神を養い、自然の中で青少年の自主活動を促進し健全育成をはかる

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
設置年月日：昭和59年4月1日
場所：兵庫県川辺郡猪名川町杉生字大野9の7外
敷地面積（実測）：97,382.02㎡
設備：管理棟、トイレ、避難小屋、倉庫、かまど、炊事場など

②劣化状況・維持管理コスト
昭和59年に建築。開設当初から常駐の管理責任者が不在であり、大規模な修繕等も行っていないことから、施設の老朽化が著しく、建物の耐震化も未実施である。

③利用状況
利用者の減少や施設の老朽化等により、平成22年度から一般利用を停止している。利用者が減少した理由としては、交通の便が悪いことや、水道やトイレなどの衛生上の問題、利用者による騒音の問題などが挙げられる。

④管理運営状況
施設の老朽化が著しく、建物の耐震化も未実施であるため、現在は一般利用を停止している。常駐の管理責任者はおらず、最低限の維持管理のため、シルバー人材センターに年1回の除草作業を委託している。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	－	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	－	転用	○

【対策の優先順位】
施設利用を再開するには、橋、接続道路、管理棟、トイレ等の修繕や浄化水槽の設置が必要であり、多額の費用がかかる上、周辺には他市のキャンプ場もあり、ニーズは低い。活用方法について検討しなくてはならない。
【機能別再配置方針】
民間活力を導入して再整備したうえで別の施設に転用するという方法も考えられるが、当該地が市街化調整区域内にあるほか、兵庫県立自然公園の特別地域内にあり、開発行為に対して条例による厳しい規制がかけられているため課題がある。

行政財産	中分類	レクリエーション施設	小分類	レクリエーション施設	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に1施設しかないため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能について評価は以下のとおり。

【建物状況】
管理棟については雨漏りはみられないが、外観上錆や腐食等の経年劣化が進んでおり、耐震化も未実施である。その他、トイレや避難小屋、炊事場等については老朽化が著しく、使用不能な状態である。

【利用状況】
利用者の減少や施設の老朽化等により、平成22年度から一般利用を停止している。
利用者が減少した理由としては、交通の便が悪いことや、水道やトイレなどの衛生上の問題、利用者による騒音の問題などが挙げられる。

【コスト状況】
最低限の維持管理のため、シルバー人材センターに年1回の除草作業を委託しており、委託料は令和元年度決算額で129,458円。
また、施設利用を再開するには、橋、接続道路、管理棟、トイレ等の修繕や浄化水槽の設置が必要であり、多額の費用がかかる。

利用圏域区分　広域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

池田市立青少年野外活動センター条例により設置。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

交通の便が悪く、周辺には他市のキャンプ場もあり、ニーズは低い。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

類似機能を持つ民間施設・公共施設は存在しない。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

現在は一般利用を停止しており、除草作業の委託費のみである。民間活力を導入して再整備したうえで別の施設に転用するという方法も考えられるが、当該地が市街化調整区域内にあるほか、兵庫県立自然公園の特別地域内にあり、開発行為に対して条例による厳しい規制がかけられているため課題がある。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
2	野外活動センター	維持	・「現状と課題」「一次評価結果」から見ても、昭和59年に建築された建物であり、老朽化が進み、耐震化も未実施である。またその他の設備等についても使用不能な状態である。 ・利用者の減少や施設の老朽化等により、現在は一般利用を停止している。将来的に活用か廃止かの方針を決める必要があるが、当面は現状どおり一般利用を停止する方向である。現状は維持をしていく上での、必要に応じた改修・修繕を計画し、適切な維持管理に努める。

特記事項

令和2年度時点で、市債未償還金226,213千円（令和12年まで）

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
2	野外活動センター	内容	改修
		概算額(改修費用)	92
合計		概算額	92

社会教育系施設

資料館

策定年度	令和2年度	所管課	歴史民俗資料館

社会教育系施設

財産区分		行政財産	中分類	資料館			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	4	資料館	歴史民俗資料館	551.9	昭和55年（1980年）	RC造	未診断

施設の概要

設置目的

市域および関連地域の歴史文化の資料に関する調査、研究、収集、保存、展示という一連の事業を行い、文化財の保存活用に努めることにより、市民の文化的向上に資することを目的とする。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
開館日：昭和50年4月29日
休館日：月、火曜日（祝日の場合は開館）展示替え期間等
開館時間：9時～17時
（令和2年8月現在）
上記設置目的に掲げる業務に加え、平成27年度から出前授業を実施し、学校教育との連携にも力を入れている。展示以外にワークショップを実施し、来館者の満足度をあげる努力を行っている。隣接した図書館本館（以下旧図書館）は令和元年5月に移転。
②劣化状況・維持管理コスト
旧耐震基準の建物で、診断も行われていない。歴史民俗資料館（以下資料館）の消防設備、展示室等一部空調設備は、旧図書館の機器と一体であったため、図書館移転に伴い、これらの管理費用は資料館が継承している。展示室・収蔵庫の空調設備は、貴重な資料の保存のため温湿度管理ができる必要があるが、機器が古く空気環境が安定せず、更新が必要である。令和2年度には収蔵庫の空調設備の更新工事を行っている。今後旧図書館のみ解体される場合を想定するなら、一体となっている高圧受電設備の新設、展示室等の個別空調化等が必要である。また、築年数の経過に伴い、建物南側外階段に地盤沈下が見られ、改善に向けて令和元年度に改修設計を行った。
③利用状況
（入館者数）
令和元年度　20,203人　平成30年度 19,170人　平成29年度 19,235人
（収集資料点数）
令和元年度131点　平成30年度201点　平成29年度77点
④管理運営状況
市による直営。職員3人（うち1名は館長。教育部次長が兼務）、再任用職員1人、任期付短時間勤務職員2人により管理運営を行っている。
開館当初から文化庁より収蔵庫の容量が少ないと指摘されている。その指摘どおり、旧家の解体による貴重な文化遺産の散逸防止、あるいは寄託資料、発掘調査による出土遺物等収集資料が増加し、資料館の収蔵庫ではまかないきれなくなっている。また開館以来大きな改修を行っていないことから、下記の課題が明らかになっている。
【収蔵庫容量の不足】
①所蔵資料を一箇所に保管できず、旧図書館、旧細河小学校等に一部保管している。
②整理作業スペースがなく、所蔵資料を活用した展示に支障をきたしている。
【展示スペースの不足】
③小展示室（47㎡）は、特別展を開催するには部屋が狭小である。
特別展時、大展示室（213㎡）の常設展を撤去し使用するため常設展と特別展の同時開催ができない。
④講座室がなく、講演会や体験型ワークショップの開催に支障がある。

様式1

機能別再配置方針及び対策の優先順位												
再配置手法	集約化	○	複合化	○	機能統合	○	民間活用	－	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
昭和55年に建築された建物であり、耐震性が未診断や経年劣化による老朽化がみられる。今後においては、利用者の安全性を優先し、改修・修繕を計画しつつ、再配置の方向性についても検討していく。

【機能別再配置方針】
資料館については、集約化、他機能施設との複合化、機能統合は可能であると考える。今後の展開（旧家の解体による史料の収集と活用）を考えるならば、最低でも、常設展示室　200㎡（現213㎡）・特別・企画展示室　100㎡（現47㎡）・収蔵庫200㎡（現58㎡）・作業準備室　60㎡（29㎡）は必要。これに事務所、トイレ、ロビーなどを加えると全体で約800㎡以上は必要である。今後の再配置については下記の様な手法による検討を行っていく。
①現状の建物を改修工事、修繕をしながら維持（個別空調化、壁面改修、多目的トイレの設置等）。
②これからの少子化あるいは人口減少を考え、五月山・水月両児童文化センターを統合して（仮称）こども文化センターとし、これに資料館を併設。歴史文化などの社会科学だけでなく自然科学や児童の社会教育など多様な事業が展開できる施設とする。場所としては親子の利便性を考え水月児童文化センターを選地。旧図書館、資料館の敷地は他の施設用地に活用。
③旧図書館、資料館ともに解体し、老朽化で課題のある五月山児童文化センターと資料館を合わせた複合施設を設ける。
　A　五月山児童文化センターの場所に設ける（旧図書館、資料館の敷地は他の施設用地に活用）
　B　旧図書館、資料館の敷地に設ける（五月山児童文化センターは緑地に戻す）
④旧図書館は解体。資料館部分は残し、旧図書館本館の場所に収蔵庫、多目的室等を増設。

様式2

行政財産	中分類	資料館	小分類	資料館	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に1施設しかないため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能についての評価は下記のとおり。
【建物状況】
未耐震でトイレの洋式化などバリアフリー化が行われていない。また、建築当初から指摘を受けていたが収蔵庫は狭小で、資料収蔵施設として十分な機能を果たしていない。開館40年を経るが大規模改修は実施しておらず、設計上の問題による展示内容の限界がある。また屋外から虫の侵入があり、通常の展示施設では考えられない状況である。現在、建物各所のひび割れ、壁面の断熱材劣化による展示室の温度管理といった機能低下の問題が生じている。
【利用状況】
・来館、行事参加者数（展示内容により、来館、行事参加者数は増減している）
※令和元年度より祝日開館、開館時間変更。令和2年3月13日から翌年2月9日までコロナウイルス感染症拡大防止及び空調改修工事等のため休館
令和元年度　20,203人　平成30年度19,170人　平成29年度19,235人
・収集資料点数（着実に資料点数が集積されている）
令和元年度131点　平成30年度201点　平成29年度77点
【コスト】
市による直営。職員3人（うち１名は館長。教育部次長が兼務）、再任用職員１人、任期付短時間勤務職員２人により運営している。令和元年度より図書館本館移転に伴い光熱水費、設備点検委託料など、施設管理に関する予算を継承。
令和元年度14,929千円　平成30年度4,667千円　平成29年度4,269千円

利用圏域区分	市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

設置を義務付ける法律はないが、文化財保護法第3条の規定では、国、地方公共団体は文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、公共のため大切に保存し公開するなど文化的活用に努めなければならないとされており、この趣旨により設置している。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

他の社会教育施設の老朽化、少子高齢化等の社会情勢に鑑み、他の社会教育施設との複合化が有効と認識。また、館の事業として、収蔵資料を活用して積極的な学校出前授業の実施や、資料閲覧の制度化が必要。
近年、旧家の解体などで近世、近代資料の散逸が危惧されはじめている。池田固有の歴史・文化を特長づけている近世、近代資料の散逸防止と市民共有の財産として後世に伝えるのも資料館の業務である。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

市内に類似の施設はあるが、設立目的が異なるため代替は不可能。資料館は池田市域の歴史的特性を展示するとともに本市に関わる歴史遺産の散逸を防止し、それを保存活用する施設である。また、民間に頼るべきではない業務（家文書など個人情報にかかわる史料や人権にかかわる史料の収蔵、行政と所蔵者との信頼関係をもとにした資料の活用や展示の構成など。地域に根差し住民と密接な関係を構築している施設としての性格を有する）がある。資料の取り扱いや市民への啓発等には長年にわたる学芸員の専門的知識の集積が必要であり、代替は不可能。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

上記の理由により、安易に民間活用を考えるべきではない。受益者負担に関しては、将来的に入館料や事業参加費の徴収について検討も必要。

様式2

	個別実施方針			
	施設No	施設名称	実施方針	詳細
	4	歴史民俗資料館	維持	・「現状と課題」「一次評価結果」から見ると、開館から40年経過しており、経年劣化による建物の老朽化、未耐震への対応、展示施設の機能維持をしていく上での改修が必要である。 ・致命的な収蔵庫の狭さ、展示作業場所の不足、バランスの悪い大・小展示室面積による展示活動の制限、空調の老朽化・非効率化など多くの課題がある。 ・隣接している旧図書館本館は令和元年5月に機能を移転した。本施設に関しても、開館から改修工事をしておらず、改修・修繕計画を検討し、維持していく。
特記事項				

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
4	歴史民俗資料館	内容	改修
		概算額(改修費用)	152
合計		概算額	152

児童文化
センター等

策定年度	令和2年度	所管課	生涯学習推進課

社会教育系施設

財産区分	行政財産	中分類	児童文化センター等			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	5	児童文化センター等	水月児童文化センター	580.5	昭和46年（1971年）	RC造	未診断
	6		五月山児童文化センター	1,061.5	昭和48年（1973年）	RC造	未診断
	7		児童館	383.7	昭和47年（1972年）	RC造	未診断

施設の概要

設置目的

【児童文化センター】
児童に対する情操の涵養、科学知識の普及、生活指導の実施等によって、健全な自発活動の促進を図る。
【児童館】
青少年の自主的な教育活動を推進し、人権尊重の精神を育み、健全な育成を図る。

運営主体

指定管理者

現状と課題

水月児童部文化センター
①施設概略
設置日：昭和46年3月25日　休館日：月、火、祝日　開館時間：午前9時～午後5時
②劣化状況・コスト
昭和46年に建築。築年数の経過に伴う雨漏りや内装のひび割れ等が見られ、建物の耐震診断も未実施である。必要な場合は、その都度、予算の範囲内で緊急的に修繕を行っているが、経年劣化により修繕コストは増加傾向にある。
③利用状況
3館のなかで利用者数が最も多く、年々増加傾向にある。親子連れの利用者も多い。
【利用者数】
令和元年度35,248人　平成30年度36,888人　平成29年度36,084人
【管理運営状況】
平成13年度から民間へ管理運営委託、平成16年4月から指定管理者制度を導入。現在はNPO法人北摂こども文化協会が管理運営を行っている。
【指定管理料】
令和元年度　21,268千円　平成30年度　19,782千円　平成29年度　19,930千円

五月山児童文化センター
①施設概略
設置日：昭和48年3月31日　休館日：月、火、祝日　開館時間：午前9時～午後5時
②劣化状況・コスト
昭和48年に建築。築年数の経過に伴う雨漏りや内装のひび割れ等が見られ、建物の耐震診断も未実施である。必要な場合は、その都度、予算の範囲内で緊急的に修繕を行っているが、経年劣化により修繕コストは増加傾向にある。
③利用状況
プラネタリウムがあるため、市外からの利用者も一定数在籍している。
【利用者数】
令和元年度22,956人　平成30年度53,974人　平成29年度29,849人
【管理運営状況】
平成20年7月から指定管理者制度を導入。現在はNPO法人関西コミュニティ協会が管理運営を行っている。
【指定管理料】
令和元年度　27,364千円　平成30年度　27,364千円　平成29年度　22,576千円

児童館
①施設概略
設置日：昭和47年5月20日　休館日：日、祝日　開館時間：午前9時～午後5時
②劣化状況・コスト
昭和47年に建築。築年数の経過に伴う雨漏りや内装のひび割れ等が見られ、建物の耐震診断も未実施である。必要な場合は、その都度、予算の範囲内で緊急的に修繕を行っているが、経年劣化により修繕コストは増加傾向にある。
③利用状況
校区内からの利用者がほとんどであり、子どもの放課後学習の場として利用されている。
【利用者数】
令和元年度16,214人　平成30年度17,724人　平成29年度17,407人
【管理運営状況】
平成21年10月から指定管理者制度を導入。現在は池田市退職教員友の会（教友会）が管理運営を行っている。
【指定管理料】
令和元年度　13,827千円　平成30年度　13,700千円　平成29年度　13,700千円

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	○	複合化	○	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
各施設ともに築年数の経過に伴う雨漏りや内装のひび割れ等が見られ、建物の耐震診断も、未実施である。利用者の安全性を優先し、改修・修繕計画を検討しつつ、維持していく。
【機能別再配置方針】
水月児童文化センター、五月山児童文化センター、児童館ともに集約化・複合化は可能である。少子化による児童数の減少に伴い、将来的には、設置目的が同じで類似機能を持つ水月と五月山の両児童文化センターを統合・集約化することも含めて検討する。

行政財産	中分類	児童文化センター等	小分類	児童文化センター等	2/3

評価結果

一次評価結果

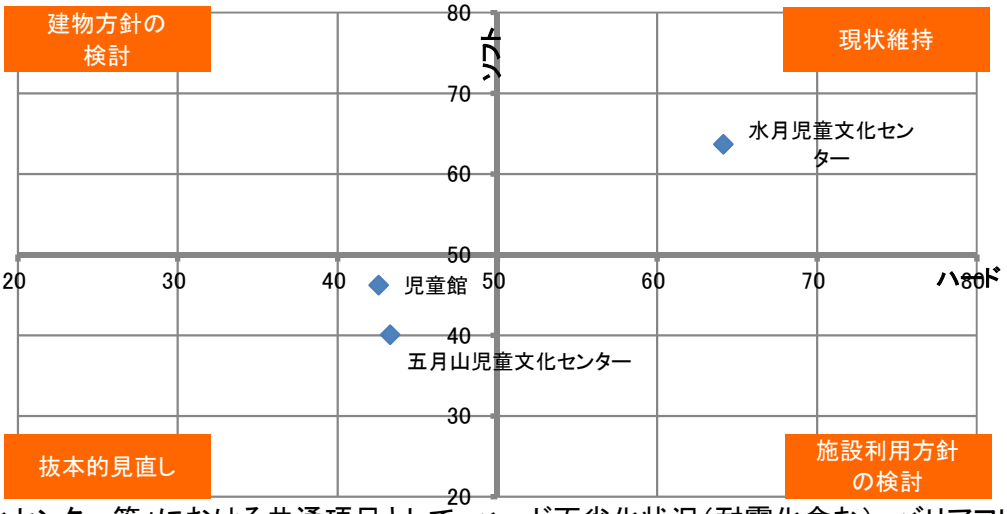

「児童文化センター等」における共通項目として、ハード面劣化状況（耐震化含む）、バリアフリー状況、ソフト面でコスト評価した。また集会施設の性質に鑑み、ソフト面の評価に利用者数、過去から増加率の項目を追加して評価した。
以上の項目を総合的に判定し、ソフト面・ハード面を分けて偏差値として示した。

利用圏域区分	市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による設置義務はない。
児童文化センターについては、社会教育法に基づき、池田市立児童文化センター条例により設置。
児童館については、池田市立児童館条例により設置。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

少子化による児童数の減少に伴い、今後の大幅な利用増加は見込めないと考えられる。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

類似機能を持つ民間施設や公共施設は存在しない。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

指定管理者制度の導入により、効率的かつ効果的な運営を行っている。また、平成30年度より五月山児童文化センターのプラネタリウム市外利用者のみ利用料を徴収しているが、受益者負担の更なる見直しについては、今後の市の方針に基づいて定期的に検証する。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
5	水月児童文化センター	維持	「一次評価結果」にて「現状維持」との評価であるが、築49年が経過しており、老朽化している。3館の中で利用者が多いことをふまえ、今後は修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
6	五月山児童文化センター	維持	築47年が経過し老朽化が進行していることから、建物性能は低くなっている。「一次評価結果」では「抜本的見直し」との評価であり、維持するにあたりソフト面、ハード面について検討し改善する必要がある。今後においては、必要に応じた修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。

様式２

	7	児童館	維持	築48年が経過し老朽化が進行していることから、建物性能は低くなっている。「一次評価結果」では「抜本的見直し」との評価であり、維持するにあたりソフト面、ハード面について検討し改善する必要がある。今後においては、必要に応じた修繕・改修計画を検討し、適切な維持管理に努める。
特記事項				

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
5	水月児童文化センター	内容	改修
		概算額(改修費用)	160
6	五月山児童文化センター	内容	改修
		概算額(改修費用)	292
7	児童館	内容	改修
		概算額(改修費用)	106
合計		概算額	558

音楽堂

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	生涯学習推進課

社会教育系施設

財産区分		行政財産	中分類	音楽堂			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	8	音楽堂	くれは音楽堂	581.1	昭和43年（1968年）	RC造	未診断

施設の概要

設置目的

市民の芸術、文化の振興と福祉の向上に寄与する。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
設置年月日：平成20年4月1日
休館日：12月28日～翌年1月4日
開館時間：午前9時30分～午後9時30分
収容人数：242席

②劣化状況・維持管理コスト
雨漏り等はなく、外観上大きな損傷はない。しかし、改修工事を実施してから10年以上が経過しており、劣化箇所の点検は必要と考える。空調についても、設置してから10年以上が経過しており、設備保守点検を委託しながら、指摘事項がある場合は修繕を行っている。

③利用状況
平成20年4月1日より、音楽堂部分を学校施設から切り離して社会教育施設として一般利用を開始。以降、市民による音楽活動や芸術鑑賞の貴重な場となっている。また、呉服小学校吹奏楽クラブや市吹奏楽団の演奏・練習場などとして使用されており、「音楽のまち池田」の文化的発展に寄与している。 しかしながら、定期的な利用がある一方で、年間の一般利用者数はほぼ横ばいであり、周知方法の見直しなど利用促進に向けた取り組みが課題である。

④管理運営状況
利用申請等の手続きについては、生涯学習推進課の職員が対応。館内に常駐の管理人はおらず、利用時のみ管理人が在館。シルバー人材センターに利用時の管理および定期的な清掃を委託。その他、設備保守点検や機械警備を業者に委託しており、点検での指摘事項や破損個所等があった場合は、その都度修繕を行う。
管理運営費：令和元年　2,990千円
主な内訳）光熱水費1,928千円、設備保守点検委託料239千円、シルバー委託料560千円

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	○	複合化	－	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
昭和43年に建築した建物であり、改修工事を実施しているが、今後においても利用者の安全性を優先し、改修・修繕計画を検討する。
【機能別再配置方針】
もともとは学校施設であったので、再度、学校施設に戻すための集約化は可能と考えるが、いずれにせよ維持費は必要である。現状、一般利用に供することにより貸館収入を維持管理費の一部に充てることができるので、コスト面からみても現状の運営方法が有効であると思われる。

様式2

行政財産	中分類	音楽堂	小分類	音楽堂	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に1施設しかないため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能についての評価は下記のとおり。

【建物状況】
昭和43年に建築。改修工事等は実施しており、現状は内外観とも大きな損傷は見られない。

【利用状況】 年間の施設利用者数、利用率、利用料収入の推移は下記のとおり。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	24,169人	24,889人	25,233人	22,382人	19,602人
利用率	49.6%	52.0%	49.2%	47.3%	46.3%
利用料収入	797,250円	736,500円	741,000円	771,000円	703,500円

【コスト状況】 年間の維持管理費は下記のとおりだが、今後、施設の老朽化に伴い修繕費が増大することが見込まれる。
令和元年度・・・管理運営費 2,989,754円、修繕費 108,000円
平成30年度・・・管理運営費 3,007,027円、修繕費 604,152円
平成29年度・・・管理運営費 2,927,611円

利用圏域区分 市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による設置義務はないが、社会教育法第3条に、「社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営」等により、「すべての国民が（中略）自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」との規定がある。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

現在、定期的に利用している団体はあるが、立地等の条件により、今後の大幅な利用増加は見込めないと考えられる。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

類似機能を持つ施設として池田市民文化会館があるが、音楽堂については学校施設としての役割も担っているため、代替は不可能である。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

学校施設としての機能も有しているため、民間委託は困難である。受益者負担の見直しについては、今後の市の方針に基づいて定期的に検証する。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
8	くれは音楽堂	維持	・「現状と課題」「一次評価結果」から、昭和43年に建築された建物であり、改修工事を実施しており、大きな損傷はない状態である。 ・現状、一般利用に供することにより貸館収入を維持管理費の一部に充てることができるので、コスト面からみても現状の運営方法が有効であると思われる。 ・今後においては、建物の長寿命化や耐震工事などを計画し、今後も維持していく。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
8	くれは音楽堂	内容	改修
		概算額(改修費用)	160
合計		概算額	160

展示コーナー

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	生涯学習推進課

社会教育系施設

財産区分		行政財産	中分類	展示コーナー			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	9	展示コーナー	展示コーナー（公民館内）	142.2	平成26年（2014年）	RC造	有（新）

施設の概要

設置目的

市政に関する情報を市民に幅広く提供する。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
当初、図書コーナーとして運用（平成26年4月1日～平成31年2月28日）されていたものを展示スペースとして改装。市主催・共催に限定して、年間を通して写真展・美術展など、さまざまな展示活動を行っている。
設置日：令和元年9月15日
開場日：毎月第1火曜日・年末年始12月28日～1月4日休館（中央公民館の開館日に準じる）
開場時間：午前9時～午後5時
②劣化状況・維持管理コスト
中央公民館内1階にあるため、中央公民館の品質に依る。
平成26年に建築された建物であり、経年劣化による雨漏りや外壁等のひび割れはみられない。多目的トイレやエレベーターの設置、手摺等のバリアフリー化は十分されている。
③利用状況
<利用件数>
令和元年度　5件　（令和元年9月15日～令和2年3月31日）
④管理運営状況
光熱水費に関しては中央公民館の予算で対応。事務管理に関しては生涯学習推進課が対応。ただし、一部の実務は中央公民館も対応。
なお、現在は公の施設と位置付けていないため、市民の利用に供することができず、活動が限定的となる。公民館として位置付けるためには、消防法に基づき屋内消火栓の設置が必要である。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	○	民間活用	○	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
中央公民館内にあり、現状は劣化は見られない。雨漏りやひび割れが発生した場合は、修繕を行い維持していく。
【機能別再配置方針】
現在は中央公民館内の1階にあり、他機能施設と複合化している。類似機能施設はなく、民間施設の活用は可能である。ただし、将来的には、市民の社会教育活動の場に供するためにも、中央公民館との機能統合は選択肢の一つと考える。なお、当施設は池田駅に近く、市民が立ち寄りやすい好立地であることから、現状、再配置は難しいと考える。

様式2

行政財産	中分類	展示コーナー	小分類	展示コーナー（公民館内）	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に1施設しかないため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能についての評価は下記のとおり。

【建物状況】
中央公民館内1階にあるため、中央公民館の品質に依る。
平成26年に建築された建物であり、経年劣化による雨漏りや外壁等のひび割れはみられない。多目的トイレやエレベーターの設置、手摺等のバリアフリー化は十分されている。

【利用状況】
運用が始まって令和2年度末で約1年半となるが、新型コロナウイルス対策に伴う休館期間を除き、さらに今後の予定も含めると、その間の運用率はおよそ85%となる。

【コスト状況】
光熱水費に関しては中央公民館にて対応。事務管理に関しては生涯学習推進課が対応。ただし、一部の実務は中央公民館も対応。

利用圏域区分　市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による設置義務付けはない。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

市主催・共催に限定しているため、同様に推移するものと考えられる。
市民の利用に供するためには、消防法に基づき屋内消火栓の設置が必要であり、利用率をあげていくためにも今後検討する必要がある。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

中央公民館、市庁舎1階ロビーで、代替は一定程度可能である。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

市主催・共催に限定しているため、受益者負担を行うことは想定しておらず、また、光熱水費のみの最低限のコストと負担で維持管理している。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
9	展示コーナー（公民館内）	維持	・「現状と課題」「一次評価結果」より、平成26年に建築された建物であり、経年劣化による雨漏りや外壁のひび割れ等は発生していないため、健全性・安全性は確保できている。 ・令和元年9月から設置しており、最低限のコストと負担で一定の有効性を果たしている。 ・今後、利用率を増加させるためには、室内消火栓の設置によって公民館に位置付けをし、市民の社会教育活動の利用に供することを検討していく必要があるが、当面は現状の機能を維持していく。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
9	展示コーナー	内容	
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	0

公民館

策定年度	令和2年度	所管課	公民館

社会教育系施設

財産区分		行政財産	中分類	公民館			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	10	公民館	中央公民館	1,487.0	平成26年（2014年）	RC造	有（新）

施設の概要

設置目的

「人と情報の出会いの場」が基本コンセプトとして生涯学習を推進していく社会教育施設として設置

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
設置日：平成26年2月
休館日：毎月第1火曜日、年末年始(12月28日～1月4日)
開館時間：月曜日～土曜日、(第2･4日曜日) 9:00～21:00　日曜日･祝日･休日　9:00～17:00
②劣化状況･維持管理コスト
平成26年に建築された建物であり、経年劣化による雨漏りや外壁等のひび割れはみられない。
多目的トイレやエレベーターの設置、手摺等のバリアフリー化は十分されている。
③利用状況について
各部屋の貸館、公民館主催講座、市美術展会場として利用されている。
令和元年度　利用件数：1,939件　利用人数：63,423人
平成30年度　利用件数：2,294件　利用人数：72,181人
平成29年度　利用件数：2,261件　利用人数：73,261人
④管理運営コスト
館長１人、副館長１人、主任主事２人、会計年度任用職員３人にて管理運営している。
光熱水費ついては、公民館のテナント（こじまクリニック、自動車安全協会、エコミュージアム）より、全体使用料から各子メーターでの按分で徴収している。
【管理運営費】
令和元年度　11,990千円（人件費除く）
平成30年度　12,162千円（人件費除く）
平成29年度　13,238千円（人件費除く）

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	○	民間活用	○	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
平成26年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化はみられない。利用者の安全を優先に、予防保全に努める。
【機能別再配置方針】
本施設については、他機能施設との複合化、機能統合、民間施設の活用は可能であると考える。
現在は池田駅に近く、市民が利用しやすい立地である。また、民間企業が施設内にはあり、幅広い活用を実施している複合施設である。公民館の機能としては、貸館、講座の開催等であり、他の機能施設との複合化、機能統合は可能であるが、施設面積の課題もあるため再配置は難しいと考える。

様式2

行政財産	中分類	公民館	小分類	公民館	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に1施設しかないため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能についての評価は下記のとおり。
【建物状況】
平成26年に建築された建物であり、経年劣化による雨漏りや外壁等のひび割れはみられない。
多目的トイレやエレベーターの設置、手摺等のバリアフリー化は十分されている。
【利用状況】
令和元年までの3カ年の稼働率は、令和元年度：40.2%、平成30年度：44.3%、平成29年度：46.4%
（稼働率…年間利用施設数/年間利用可能施設数）
【コスト】
館長1人、副館長1人、主任主事2人、会計年度職員3人にて管理運営している。
光熱水費については、公民館のテナント（こじまクリニック、自動車安全協会、エコミュージアム）より、全体使用料から各子メーターでの按分で徴収している。
・管理運営費
令和元年度　11,990千円　平成30年度　12,162千円　平成29年度　13,238千円　※人件費は除く

利用圏域区分　市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

社会教育法に基づき、池田市公民館条例により設置。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

池田駅に近く、利便性が良いので、これまでと同様に推移するものと考えられる。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

利用目的により、商工会議所、くれは音楽堂などで一定可能である。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

公民館事業は、社会教育法に基づき、社会教育の奨励に必要な施設として、国・地方公共団体に課せられた任務であり、民間活用はなじまない。公民館の利用者、貸付部分の事務所や店舗については使用料を徴求しており、適切である。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
10	中央公民館	維持	・「現状と課題」、「一次評価結果」から見ても、平成26年に建築した建物であり、経年劣化による雨漏りや外壁等のひび割れは見られなく、健全性・安全性は確保できている。 ・池田駅から近く、利便性がよい。また幅広い活用が可能な複合施設である。 ・早急に対策が必要な工事はないが、今後も施設を維持していくために、予防保全対処し、機能低下に努める。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
10	中央公民館	内容	
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	0

学校教育系施設

運動場

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	教育総務課

学校教育系施設

財産区分		行政財産	中分類	学校教育系施設	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
	1	運動場	池田小学校（運動場）	大和町1-4	5,498.0
	2		秦野小学校（運動場）	畑1-1-1	8,330.0
	3		北豊島小学校（運動場）	豊島北2-12-1	6,644.0
	4		呉服小学校（運動場）	姫室町10-1	7,530.0
	5		石橋小学校（運動場）	井口堂3-3-30	5,606.0
	6		五月丘小学校（運動場）	五月丘2-3-1	4,816.0
	7		石橋南小学校（運動場）	石橋4-6-1	8,513.0
	8		緑丘小学校（運動場）	緑丘2-5-12	9,188.0
	9		神田小学校（運動場）	神田2-4-1	6,230.0
	10		池田中学校（運動場）	上池田1-6-17	10,524.0
	11		渋谷中学校（運動場）	五月丘4-1-1	10,416.0
	12		北豊島中学校（運動場）	豊島北1-1-1	10,944.0
	13		石橋中学校（運動場）	井口堂3-6-1	8,285.0
	14		ほそごう学園（運動場①）	伏尾台3-14	8,607.0
	15		ほそごう学園（運動場②）	伏尾台2-11	11,100.0

概要

設置目的

児童・生徒の学習活動のため、地域住民にとって生涯学習やスポーツの場として設置

運営主体

直営

現状と課題

・市内14か所の小・中・義務教育学校に隣接して設置している。（ほそごう学園(運動場②)については、旧伏尾台小学校に隣接して設置）
・児童・生徒の学習活動や、地域住民にとっての生涯学習やスポーツの場として利用している。

対策の優先順位の考え方

利用者の安全性を優先し、適切な管理に努める。

様式2

行政財産	中分類	学校教育系施設	小分類	運動場	2/2
個別施設の状態等点検結果					
No	1	施設名称	池田小学校(運動場)		
適切に管理し、維持していく。					
No	2	施設名称	秦野小学校(運動場)		
適切に管理し、維持していく。					
No	3	施設名称	北豊島小学校(運動場)		
適切に管理し、維持していく。					
No	4	施設名称	呉服小学校(運動場)		
適切に管理し、維持していく。					
No	5	施設名称	石橋小学校(運動場)		
適切に管理し、維持していく。					
No	6	施設名称	五月丘小学校(運動場)		
適切に管理し、維持していく。					
No	7	施設名称	石橋南小学校(運動場)		
適切に管理し、維持していく。					
No	8	施設名称	緑丘小学校(運動場)		
適切に管理し、維持していく。					
No	9	施設名称	神田小学校(運動場)		
適切に管理し、維持していく。					
No	10	施設名称	池田中学校(運動場)		
適切に管理し、維持していく。					
No	11	施設名称	渋谷中学校(運動場)		
適切に管理し、維持していく。					
No	12	施設名称	北豊島中学校(運動場)		
適切に管理し、維持していく。					

No	13	施設名称	石橋中学校（運動場）
適切に管理し、維持していく。			

No	14	施設名称	ほそごう学園（運動場①）
適切に管理し、維持していく。			

No	15	施設名称	ほそごう学園（運動場②）
適切に管理し、維持していく。			

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	1	施設名称	池田小学校（運動場）
実施方針	適切に管理し、維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2年～令和11年	草刈・剪定・グラウンド整地等	625	
	合計	625	

No	2	施設名称	秦野小学校（運動場）
実施方針	適切に管理し、維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2年～令和11年	草刈・剪定・グラウンド整地等	946	
	合計	946	

No	3	施設名称	北豊島小学校（運動場）
実施方針	適切に管理し、維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2年～令和11年	草刈・剪定・グラウンド整地等	755	
	合計	755	

No	4	施設名称	呉服小学校（運動場）
実施方針	適切に管理し、維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2年～令和11年	草刈・剪定・グラウンド整地等	855	
	合計	855	

No	5	施設名称	石橋小学校（運動場）	
実施方針		適切に管理し、維持していく。		
年度		対策内容	概算（千円）	備考
令和2年～令和11年		草刈・剪定・グラウンド整地等	637	
		合計	637	

No	6	施設名称	五月丘小学校（運動場）	
実施方針		適切に管理し、維持していく。		
年度		対策内容	概算（千円）	備考
令和2年～令和11年		草刈・剪定・グラウンド整地等	547	
		合計	547	

No	7	施設名称	石橋南小学校（運動場）	
実施方針		適切に管理し、維持していく。		
年度		対策内容	概算（千円）	備考
令和2年～令和11年		草刈・剪定・グラウンド整地等	967	
		合計	967	

No	8	施設名称	緑丘小学校（運動場）	
実施方針		適切に管理し、維持していく。		
年度		対策内容	概算（千円）	備考
令和2年～令和11年		草刈・剪定・グラウンド整地等	1,044	
		合計	1,044	

No	9	施設名称	神田小学校（運動場）	
実施方針		適切に管理し、維持していく。		
年度		対策内容	概算（千円）	備考
令和2年～令和11年		草刈・剪定・グラウンド整地等	708	
		合計	708	

No	10	施設名称	池田中学校（運動場）	
実施方針		適切に管理し、維持していく。		
年度		対策内容	概算（千円）	備考

令和2年～令和11年	草刈・剪定・グラウンド整地等	1,195	
	合計	1,195	

No	11	施設名称	渋谷中学校（運動場）
実施方針	適切に管理し、維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2年～令和11年	草刈・剪定・グラウンド整地等	1,183	
	合計	1,183	

No	12	施設名称	北豊島中学校（運動場）
実施方針	適切に管理し、維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2年～令和11年	草刈・剪定・グラウンド整地等	1,243	
	合計	1,243	

No	13	施設名称	石橋中学校（運動場）
実施方針	適切に管理し、維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2年～令和11年	草刈・剪定・グラウンド整地等	941	
	合計	941	

No	14	施設名称	ほそごう学園（運動場①）
実施方針	適切に管理し、維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2年～令和11年	草刈・剪定・グラウンド整地等	978	
	合計	978	

様式2

No	15	施設名称	ほそごう学園（運動場②）	
実施方針	適切に管理し、維持していく。			
年度	対策内容	概算（千円）	備考	
令和2年～令和11年	草刈・剪定・グラウンド整地等	1,261		
	合計	1,261		
特記事項				

教育系施設

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	教育センター

学校教育系施設

財産区分	行政財産	中分類	その他学校教育系施設			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	16	教育系施設	教育センター	1,146.7	昭和44年（1969年）	RC造	補強済

施設の概要

設置目的

様々な教育課題に対して3つの支援から対応する。
①さまざまな課題を抱える子どもや保護者の支援
②子どもを指導する教職員への研修を実施し、研究活動の拠点とする
③少年団体などの健全育成活動を支援

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
開所日：平成24年4月2日（以前は旧勤労者センター）
開館時間：午前8時45分～午後5時15分
休館日：土・日曜日、祝休日、年末年始
様々な教育課題に対応する拠点施設として、旧勤労者センターを平成24年度に改修して開所。1階は執務室と教育相談に対応できる相談室・検査室・プレイルームを設置。また、ロビーには、教科書センターと教科書展示コーナーとインターネットに接続できるPCを設置した情報検索コーナーを設置。2階には、教職員研修、各種会議に対応できるよう大小2つの研修室を設置。さらに2階には、不登校児童生徒に対する適応指導教室を設置している。
②劣化状況・維持管理コスト
昭和44年に竣工した旧勤労者センターを平成23年度に耐震診断、平成24年度に耐震補強済。平成30年度に相談室の防音壁修繕、令和元年度に受変電設備改修、一部空調機器修繕を実施している。
③利用状況
利用状況は図のとおり。

令和元年度（教育相談件数）

年度	相談件数
令和元年度	3,362件
平成30年度	3,197件
平成29年度	3,658件
平成28年度	3,576件

令和元年度（利用実績）

利用内容	利用回数	利用人数
研修	29回	883人
受理会議	33回	208人
センター所管会議	86回	1,313人
その他の会議	36回	376人
適応指導教室活動	19回	70人
合計	203回	2,940人

④管理運営状況
市による直営。正職員8人、会計年度任用職員31人にて運営している。
管理運営費（人件費除く）
令和元年度　6,407千円　平成30年度5,849千円　平成29年度5,192千円

様式１

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方												
再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
昭和44年に竣工した建物であり、経年劣化による老朽化は見られる。耐震診断・耐震改修は実施しており、都度修繕や改修を実施している。児童生徒や未就学児も利用することから、安全性の確保を最優先とし、予防保全につとめる。
また現在、1階機械室に歴史民俗資料館所管の古文書類等を保管。さらに有効な収容方法について検討。
【機能別再配置方針】
本施設については、他の機能施設との複合化が可能であると考える。
教育相談の性質上、利用者のプライバシー保護を優先しなければならず、民間活用や広域連携は難しい。本事業を実施していく上での施設面積は必要である。

様式2

行政財産	中分類	その他学校教育系施設	小分類	教育系施設	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に1施設しかないため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能についての評価は以下のとおり。

【建物状況】

本施設は昭和44年に勤労者センターとして建築。平成23年度に改修工事を行い、平成24年4月2日に教育センターとして開館。入り口前にスロープや手すり、1階には多目的トイレを設置しユニバーサルデザイン化を図っているものの、2階へは階段しかないため十分であるとは言い難い。また、コロナウイルス感染症対策の一環として、窓やドアを開けて教育相談を実施しているが、相談室の一部は網戸がついておらず、早急に対応することが必要であると考える。平成30年度に相談室の防音工事、令和元年度に受変電設備改修、一部空調機器修繕を実施。

【利用状況】

年間相談件数からも、教育相談のニーズが高いことがわかる。また、研修や会議等でも活用されている。

令和元年度（教育相談件数）

年度	相談件数
令和元年度	3,362件
平成30年度	3,197件
平成29年度	3,658件
平成28年度	3,576件

令和元年度（利用実績）

利用内容	利用回数	利用人数
研修	29回	883人
受理会議	33回	208人
センター所管会議	86回	1,313人
その他の会議	36回	376人
適応指導教室活動	19回	70人
合計	203回	2,940人

【コスト状況】

正規職員8人、会計年度任用職員31人にて運営している。

管理運営費（人件費除く）

令和元年度6,407千円　平成30年度5,849千円　平成29年度5,192千円

利用圏域区分　市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による設置義務はない。

地方行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、本市の教育の総合的な向上を図ることを目的として設置。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

目まぐるしく変化する社会環境の中、子どもを取り巻く課題は多種多様なものがあり、児童生徒や保護者、教職員の支援のニーズは今後益々高まると思われる。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

教育相談や教職員研修、青少年健全育成など教育センターの業務は多岐に渡り、複合的な機能を有することができる他施設は存在しない。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

教育相談の性質上、利用者のプライバシー保護を優先しなければならず、運営面での民間活用は難しいと考える。また、研修室については集会所としての運用は想定しておらず、市民一般の利用もないことから受益者負担の考えは馴染まない。

様式2

	個別実施方針			
	施設No	施設名称	実施方針	詳細
	15	教育センター	維持	・「現状と課題」「一次評価結果」より、昭和44年に建築された建物であり、平成23年度に耐震診断・改修工事を実施し、その後も改修・修繕を実施している。 ・利用状況からも市民の利用は多く、類似機能施設は市内にはない。 ・今後においては、利用者の安全性の確保を最優先とし、予防保全に努める。
特記事項				

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
15	教育センター	内容	
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	0

給食施設

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	保健給食課

学校教育系施設

財産区分		行政財産	中分類	その他学校教育系施設			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	16	給食施設	学校給食センター	4,842.8	令和2年（2020年）	S造	有（新）

施設の概要

設置目的

学校給食法に基づく、市内学校園への学校給食を提供する。

運営主体

委託

現状と課題

①施設概略
設置日：令和2年8月27日設置
開館日：月曜日から金曜日（年末年始祝祭日は除く）
開館時間：午前8時45分から午後5時15分まで
市内の学校園（小学校9校、中学校4校、義務教育学校1校、幼稚園2園）に給食を調理し、配送する。

②劣化状況・維持管理コスト
令和2年5月竣工のため、劣化はみられない。バリアフリー化も十分にされている。

③利用状況
主としては市内学校園の給食を作るために使用。他にも年間約20件の施設見学に利用。

④管理運営状況
施設は、市と運営事業者の占有区分分けし、施設の維持管理は運営事業者で行っており、大規模改修・修繕についてはは市で行うこととしている。
管理運営費 ※人件費除く
令和2年度　95,400千円

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	－	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
令和2年5月に竣工された建物であり、劣化は見られない。市内で唯一の学校給食を作っていることから、利用者の安全性を優先し、予防保全に努める。
【機能別再配置方針】
旧給食センターの老朽化に伴う新設。国庫補助金を活用した施設のため、他の利活用は補助金の目的外使用にあたるため困難であると考える。

行政財産	中分類	その他学校教育系施設	小分類	給食施設	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に1施設しかないため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能についての評価は下記のとおり。
【建物状況】
令和2年5月に竣工された建物であり、劣化は見られない。バリアフリー化も十分にされている。
【利用状況】
主としては市内学校園の給食を作るために使用。他にも学校園の社会見学やPTA試食会年間約20回程度利用している。
【コスト】
維持管理・運営については委託により行っている。
管理運営費※人件費除く
令和2年度95.400千円（委託料等15,000千円、光熱水費80,400千円）

利用圏域区分	市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

学校給食法第6条に、『義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（以下「共同調理場」という。）を設けることができる。』としている。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

池田市の北部に位置し、利便性はよくないが、新しい施設になり見学など利用は増えると予想している。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

同じ規模・設備がある施設があれば、代替は可能。しかし、今回の新設にあたり国庫補助金を活用しており、他の利活用は補助金の目的外使用にあたるため、当面の間は現状にて利用していくのが妥当であると考える。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

令和2年に新築し、運営を始めたため、コスト改善については今後検討していく。維持管理・運営は民間事業者が実施している。受益者負担についてはそぐわない。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
16	学校給食センター	維持	「現状と課題」「一次評価結果」から見ると、令和2年に建築された建物であり、令和2年に建築された建物であり、劣化は見られない。 市内で唯一の学校給食を作っている施設であり、今後は利用者の安全性を優先し、予防保全に努める。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
16	学校給食センター	内容	
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	0

子育て支援施設

特定教育・
保育施設等

１　目　的

本計画は、特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第２７条第１項に規定される「特定教育・保育施設」をいう。）及び特定子ども・子育て支援施設等（法第３０条の１１第１項に規定される「特定子ども・子育て支援施設等」をいう。）並びに小学校就学前の子どもの保育を支援する事業であって、池田市又は池田市教育委員会がその施設及び事業に係る土地又は建物を所有し、かつ、特に長期的視点から財政負担の軽減及び平準化を図りながら老朽化対策等に計画的に取り組む必要があるもの（以下「特定教育・保育施設等」という。）について、その計画を定めるものです。

なお、本計画は国の「インフラ長寿命化基本計画（平成２５年１１月「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」で決定）に基づく「個別施設ごとの長寿命化計画」（個別施設計画）としても位置づけるものであり、池田市及び池田市教育委員会が平成３０年度に策定した「特定教育・保育施設個別施設計画」の全部改正として取り扱います。

２　本計画の対象施設等

（１）対象施設

この計画の対象である特定教育・保育施設等は、下表のとおりです。

運営主体	施設種別	施設名		市・教育委員会による所有状況	
				土地	建物
池田市	保育所	1	石橋保育所	○	○
		2	古江保育所	○	○
	幼保連携型認定こども園	3	なかよしこども園	○	○
		4	ひかりこども園	○	○
	送迎保育ステーション	5	カルガモ	△ ※区分所有	△ ※区分所有
		6	もりもりKIDS	△ ※区分所有	△ ※区分所有
池田市教育委員会	幼稚園	7	さくら幼稚園	○	○
		8	あおぞら幼稚園	○	○
民間事業者	保育所	9	ふしお台保育所	○	
		10	中央保育園	○	○
		11	天神保育園	○	
		12	はたの保育園	○	○
		13	住吉保育園	○	○
		14	緑丘保育園	○	
	幼稚園	15	友星幼稚園	○	

（２）計画期間

本計画の期間は、平成３０年度から令和９年度までの１０年間とします。

（３）計画の見直し

今後の定期的な点検等による見直しや事業の進捗状況等及び社会情勢や教育・保育施設の利用ニーズの変化等の必要に応じ、計画を見直すこととします。

３　特定教育・保育施設等の現状とこれまでの取組

（１）現状

本市の乳幼児数（０歳～５歳）は減少する一方で、核家族化や就労形態の多様化等に伴い、保育ニーズは高まりの一途を辿っており、市内の保育定員を上回る入所状況となっています。教育ニーズについては、保育ニーズの増加により減少傾向にはあるものの、令和元年１０月からの幼児教育・保育の無償化の施行の影響により今後も一定のニーズは見込まれるものと考えられます。

こうした状況を踏まえ、本市としては、今後の中長期的な教育・保育ニーズの動向を注視しつつ、ニーズに対して十分に対応できるだけの量の確保を計画的に行っていく必要があります。

とりわけ、土地又は建物を本市又は教育委員会が所有する特定教育・保育施設等については、子どもが安全・安心に利用できる環境を提供することを前提に、市の財政状況等に鑑みて、効果的かつ効率的な運営を行うための検討が必要です。

（２）特定教育・保育施設等に関するこれまでの取組

平成８年１２月に「池田市行財政みなおし推進計画～みなおし‘９７～」を策定し、平成９年度をみなおし元年と位置付けて以降、現在に至るまで３期にわたる行財政改革を推進しており、公共施設の見直し・統廃合等、効率化に取り組んできました。

公立保育所については、平成１３年度から令和元年度までの間に６所の民営化を実施、公立幼稚園については、平成１６年４月に１１園を４園に再編するとともに、１園を民営化しました。また、平成３１年４月には公立保育所と幼稚園の一体化による幼保連携型認定こども園化を実施しました。これらの取組により、令和２年度現在の公立施設は、保育所２所、幼保連携型認定こども園２園、幼稚園２園となっています。

また、直接的な施設整備以外の方法による保育ニーズへの対応策として、平成１２年度以降、送迎保育ステーションを池田駅エリアに設置することで、市域内における保育の量の偏在解消に努め、現存する市内施設を最大限活用してきました。

＜参考＞令和６年度までの教育・保育の量の見込みと確保内容

※第２期池田市子ども・子育て支援事業計画（令和２年３月策定）を抜粋・編集

（１）教育

		平成30年度実績	実施時期				
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
３歳以上児	①量の見込み（人）（必要利用定員総数）	1,412	1,409	1,294	1,246	1,197	1,170
	②確保の内容（定員・人）	1,962	1,849	1,621	1,630	1,630	1,630
	差②－①	550	440	327	384	433	460

※ ①には、保育の必要性の認定を受けた子どもであって教育ニーズの高い子どもを含む。

（２）保育

		平成30年度実績	実施時期				
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
０歳児	①量の見込み（人）（必要利用定員総数）	145	131	136	140	138	136
	②確保の内容（定員・人）	176	179	179	181	181	181
	差②－①	31	48	43	41	43	45
１・２歳児	①量の見込み（人）（必要利用定員総数）	677	765	789	818	807	798
	②確保の内容（定員・人）	598	670	650	660	660	798
	差②－①	▲ 79	▲ 95	▲ 139	▲ 158	▲ 147	0
３歳以上児	①量の見込み（人）（必要利用定員総数）	938	1,121	1,194	1,248	1,270	1,279
	②確保の内容（定員・人）	896	1,071	1,149	1,173	1,173	1,279
	差②－①	▲ 42	▲ 50	▲ 45	▲ 75	▲ 97	0
計	①量の見込み（人）（必要利用定員総数）	1,760	2,017	2,119	2,206	2,215	2,213
	②確保の内容（定員・人）	1,670	1,920	1,978	2,014	2,014	2,258
	差②－①	▲ 90	▲ 97	▲ 141	▲ 192	▲ 201	45

４　対策の優先順位の考え方

対策の優先順位の考え方は、特定教育・保育施設等の個別の状況や特性に応じて整理する必要があります。優先順位は、以下の考え方を基に判断することとします。

〔優先順位の考え方〕

①　建物の耐震状況

②　施設が果たしている役割

③　施設の利用状況

まずは、利用する子どもの安全・安心の確保の観点から、建物の耐震状況を最優先とします。次に、各施設が市内において果たしている役割や機能等、また、実際の利用状況について整理の上で判断することとします。

５　個別施設の状態等

（１）建物の耐震状況

特定教育・保育施設等はその多くが建築後相当年数を経過しており、必要に応じて修繕等を行っているところですが、特に、公立の石橋保育所については、現在の耐震基準を満たしておらず、また、市営住宅との複合施設の１階部分を活用した施設であることからも、大地震発生時の危険性が高く、子どもの安全・安心の観点から早急な対策を講じる必要があります。

運営主体	施設種別	施設名		建物概要					耐震基準
				建物名	建築年	延床面積（㎡）	構造	階数	
池田市	保育所	1	石橋保育所	石橋保育所	1970	366.9	RC	1	×
		2	古江保育所	古江保育所	1975	1064.0	RC	2	○
	幼保連携型認定こども園	3	なかよしこども園	園舎（増築棟）	2019	487.5	S	1	○
				園舎	1972	581.8	RC	1	○
				園舎	2007	81.5	RC	1	○
		4	ひかりこども園	園舎（増築棟）	2018	564.2	S	1	○
				体育倉庫	2019	19.2	S	1	○
				園舎	1979	618.7	RC	1	○
				園舎	2004	556.0	S	2	○
	送迎保育ステーション	5	カルガモ	池田駅前保育ステーション	1985	171.3	SRC	2	○
		6	もりもりKIDS	城南３丁目保育ステーション	2004	199.5	RC	1	○
池田市教育委員会	幼稚園	7	さくら幼稚園	保育棟	1957	201.0	W	1	－
				保育棟	1962	235.0	W	1	－
				玄関・管理棟	2003	158.0	S	1	○
				玄関・管理棟	2003	40.0	S	1	○
		8	あおぞら幼稚園	管理棟	1971	756.0	RC	2	○
				管理棟	2003	195.0	S	2	○
				玄関・遊戯室棟・保育棟	2003	35.0	S	1	○
				玄関・遊戯室棟・保育棟	2003	122.0	S	1	○
民間事業者	保育所	9	ふしお台保育所	保育所	1982	533.7	RC	2	○
		10	中央保育園	保育所	1982	742.4	RC	2	○
		11	天神保育園	保育所	1981	838.3	RC	2	○
		12	はたの保育園	保育所	1977	867.8	RC	2	○
		13	住吉保育園	保育所	1984	715.0	RC	2	○
		14	緑丘保育園	保育所	1983	765.8	RC	2	○
	幼稚園	15	友星幼稚園	本館	1983	679.5	RC	2	○
				別棟	2010	196.1	S	1	○

※ さくら幼稚園の保育棟の耐震基準について

文部科学省の耐震改修状況調査で示されている耐震改修の対象施設基準において、当該建物は対象に該当せず、また、平成１５年度には当該建物の大規模な改修を行っており、安全面において問題ないことから、教育委員会として耐震診断は不要と判断しているところ。

（２）施設が果たしている役割及び施設の利用状況

運営主体	施設種別	施設名		定員種別	０歳児		１歳児		２歳児		３歳児		４歳児		５歳児		合計			施設が果たしている役割
					定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者	利用率(%)	
池田市	保育所	1	石橋保育所	保育			10	2	10	8	12	4	14	4	14	11	60	29	48.3	市立の施設として地域に必要な保育を提供。
		2	古江保育所	保育	6	2	8	4	10	12	12	8	12	4	12	10	60	40	66.7	
	幼保連携型認定こども園	3	なかよしこども園	教育									20	3	20	16	40	19	47.5	市立の施設として地域に必要な教育・保育を提供するとともに、認定こども園として地域の子育て支援を推進。
				保育	12	6	18	15	20	24	30	34	35	38	35	35	150	152	101.3	
				計	12	6	18	15	20	24	30	34	55	41	55	51	190	171	90.0	
		4	ひかりこども園	教育									36	9	48	26	84	35	41.7	
				保育	12	3	16	15	18	24	30	35	30	42	30	41	136	160	117.7	
				計	12	3	16	15	18	24	30	35	66	51	78	67	220	195	88.6	
	送迎保育ステーション	5	カルガモ	－																既存保育施設を最大限活用し、保育ニーズの偏在を解消する事業として機能。
		6	もりもりKIDS	－																
池田市教育委員会	幼稚園	7	さくら幼稚園	教育									70	34	70	38	140	72	51.4	市立の施設として地域に必要な教育を提供。
		8	あおぞら幼稚園	教育									90	19	105	31	195	50	25.6	
民間事業者	保育所	9	ふしお台保育所	保育	4	6	8	14	12	14	12	13	12	12	12	14	60	73	121.7	民営化保育所・幼稚園として、かつての公立施設としての役割を継承しつつ、民間の活力を生かした効率的かつ効果的な教育・保育を実施。
		10	中央保育園	保育	6	6	12	18	18	18	18	20	18	20	18	20	90	102	113.3	
		11	天神保育園	保育	10	15	18	20	18	24	18	20	18	21	18	21	100	121	121.0	
		12	はたの保育園	保育	6	3	12	12	18	18	16	20	18	20	20	20	90	93	103.3	
		13	住吉保育園	保育	8	9	9	14	14	15	14	15	13	15	12	10	70	78	111.4	
		14	緑丘保育園	保育	12	9	16	19	18	21	20	25	22	24	22	26	110	124	112.7	
	幼稚園	15	友星幼稚園	教育							58	49	56	47	56	50	170	146	85.9	

保育所は保育定員を、幼稚園は教育定員を、認定こども園は教育・保育両方の定員を有し、保護者のニーズに応じて子どもの受入れを行っています。

保育定員については、公立の認定こども園及び私立の保育所においていずれも１００％を超えて受入れを行っており、そのニーズは非常に高いものであると言えます。なお、公立保育所の２施設については定員を下回る受入れとなっていますが、石橋保育所は、耐震不安の観点から新規入所の停止を行っている結果であって、本来は近隣住環境から保育ニーズが高い保育所であり、古江保育所に関しても周辺に他の保育所がないため一定のニーズを有している施設であると言えます。

教育定員については、いずれの施設においても利用者数が定員を下回っており、近年の保育ニーズの高まりの影響によるところが大きいものと考えられますが、一方で、令和元年１０月から始まった幼児教育・保育の無償化は、就学前教育を希望する家庭にとって恩恵が大きく、多様な働き方の在り方を推進していくに当たり、今後も引き続き役割の一端を担っていくものと考えられます。なお、高まる保育ニーズへの対応に当たっては、第２期子ども・子育て支援事業計画に沿って随時検討していく必要があると考えます。

６　対策内容等

（１）対策内容の考え方

建物の耐震状況の観点からは、公立の石橋保育所が基準を満たしていない状況であり、最優先で対策を講じることとします。

また、施設が果たしている役割や個別の利用状況の観点からは、いずれも就学前教育・保育の提供に当たって必要な施設であることから、中長期的な運用のため維持管理を行っていくべきであり、また、保育ニーズの高まりに鑑みた利用定員の変更等の必要な施設整備についても、継続的な検討・実施が必要と考えられます。

なお、既に運営主体が民間事業者へと移っている施設群については、その整備等の方向性について、事業者の意向を十分に尊重しつつ、市民にとってより良いサービスが提供されるものとなるよう、市として必要な協議を行ってまいります。

（２）対策の方向性と実施方針及び対策費用

現時点での対策の方向性は下記のとおりとします。なお、必要に応じてその他の対策についても継続的に検討するものとします。

運営主体	施設種別	施設名		対策の方向性及び実施方針	今後10年間の対策費用(概算)
池田市	保育所	1	石橋保育所	耐震不足のため令和３年３月をもって廃止（令和３年度中に解体工事）。なお、令和６年度を目標に新たな私立保育施設を同敷地に設置することを検討。	保育所の解体設計委託料　５，８００千円 保育所の解体工事費　１１０，０００千円
		2	古江保育所	施設を継続。昭和５０年に建築された園舎については、経年劣化による老朽化がみられる。今後は改修・修繕計画を検討し、維持していく。	改修費用　２７２,０００千円
	幼保連携型認定こども園	3	なかよしこども園	施設を継続。園舎毎に建築年度は違うが、昭和４７年に建築された園舎については、経年劣化による老朽化がみられる。今後は改修・修繕計画を検討し、維持していく。	改修費用　１０８,７９８千円
		4	ひかりこども園	施設を継続。園舎毎に建築年度は違うが、昭和５４年に建築された園舎については、経年劣化による老朽化がみられる。今後は改修・修繕計画を検討し、維持していく。	改修費用　１１５,６７８千円
	送迎保育ステーション	5	カルガモ	事業を継続。事業は複合施設の一部において実施しており、必要な管理費等を支出。昭和６０年に建築された建物であり、区分所有をしているため、今後は改修・修繕計画を検討し、維持していく。	改修費用　３２,０１４千円
		6	もりもりKIDS	事業を継続。事業は複合施設の一部において実施しており、必要な管理費等を支出。区分所有をしているため、今後は改修・修繕計画を検討し、維持していく。	施設自体は事業者の管理によるもの。必要な修繕積立金等を支出。
池田市教育委員会	幼稚園	7	さくら幼稚園	令和２年度中にこども園開園に必要な改修工事を実施し、令和３年４月より、池田市立幼稚園型認定こども園さくら幼稚園として開園予定。こども園開園後は、必要な修繕等を実施しつつ施設を維持していく。	改修費用　３２,６９２千円
		8	あおぞら幼稚園	令和２年度中にこども園開園に必要な改修工事を実施し、令和３年４月より、池田市立幼稚園型認定こども園あおぞら幼稚園として開園予定。こども園開園後は、必要な修繕等を実施しつつ施設を維持していく。	改修費用　２８,１６０千円
民間事業者	保育所	9	ふしお台保育所	民営化施設として、事業者の意向を尊重しつつ継続。なお、10・12・13は建物を市が所有しており、今後の取扱いについて事業者と協議が必要であるものと認識。	子ども・子育て支援法に基づいて支給する特定保育所委託費に施設の修繕費等を含む。委託費の個別具体的な使途は事業者が判断。
		10	中央保育園		
		11	天神保育園		
		12	はたの保育園		
		13	住吉保育園		
		14	緑丘保育園		
	幼稚園	15	友星幼稚園		市からの支出はなし（国府からの補助金等により整備）。

児童発達支援センター

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	発達支援課

子育て支援施設

財産区分	行政財産	中分類	子育て支援施設			1/3
施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
16	児童発達支援センター	やまばと学園	570.0	昭和46年（1971年）	RC造	一部耐震（H18増築部分）

施設の概要

設置目的

成長・発達に課題のある子どもに対して、療育を行う。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
昭和46年4月に開設し、池田市の早期療育の役割を担ってきた。平成24年の児童福祉法改正により「児童発達支援センター」となり、地域の障がい児の特性に応じた専門的な療育を提供することが求められるようになる。平成25年から通園部門の療育に加えて、保育所や小学校等に通いながら利用できる通所支援部門（いわゆる外来）の実施を始め、関係機関と連携しながら療育を進めている。通園については、保護者の障がいへの気付きから受容の難しい時期にあたり、親子通園を通して子どもへの理解が進むよう、保護者に寄り添いながら適切な支援に努めている。
設置日：昭和46年4月1日設置
休園日：土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日
1日あたりの定員：通園部門30名、通所支援部門10名

②劣化状況・維持管理コスト
昭和46年に建築。経年劣化に伴う雨漏りや外壁、内装のひび割れ等が見られる。また災害等による修繕箇所も多く、バリアフリー化も十分とは言えない。
一部借地があり（園庭の一部）、土地借上料年間5,236,200円。

③利用状況
通園部門
令和元年度367人　平成30年度438人　平成29年度459人
通所支援部門
令和元年度1,622人　平成30年度1,988人　平成29年度1,702人

④管理運営状況
市による直営。保育士16名、心理相談員2名、言語聴覚士1名、作業療法士1名、看護師1名、事務職2名、栄養士1名、営繕2名、嘱託医4名、調理師3名、運転士2名の配置により運営している。市内では児童発達支援施設において、通園部門を行っているのは本施設だけであり、定員に対して満員の状態が続いている。

⑤配置状況
民間施設は市内に17施設ある。（令和2年8月現在）しかし、通園部門はなく、通所支援部門のみである。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	○	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
昭和46年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化がみられる。「池田市敬老の里基本構想」により建て替えも検討されていることから、利用者の安全性を優先しつつ、再配置についての検討が必要である。
【機能別再配置方針】
児童発達支援センターについては、施設の複合化や民間活用は可能であると考える。
本施設は、障がい児の療育・保育に特化した施設であり、池田市内で唯一の児童発達支援センターである。また本施設は市内唯一の通園部門を行っており、類似機能施設として民間施設が17施設（令和2年8月現在）あるが、通園部門には取り組んでいない。本施設の所管課である発達支援課とやまばと学園の施設機能の複合化や民間施設の活用等は部分的に可能であるが、「施設立地」や「施設面積」は必要である。

行政財産	中分類	子育て支援施設	小分類	児童発達支援センター	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に1施設しかないため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能についての評価は下記のとおり。
【建物状況】
昭和46年に建築。経年劣化に伴う雨漏りや外壁、内装のひび割れ等が見られる。また災害等による修繕箇所も多く、バリアフリー化も十分とは言えない。早期療育のニーズが年々高まる中、質の高い療育の実施には各部屋のスペースが狭小で、かつ不足している状態である。

【利用状況】
＜通園部門＞
令和元年度367人　平成30年438人　平成29年度459人
＜通所支援部門＞
令和元年度1,622人　平成30年度1,988人　平成29年度1,702人

【コスト】
市による直営。保育士16名、心理相談員2名、言語聴覚士1名、作業療法士1名、看護師1名、事務職2名、栄養士1名、営繕2名、嘱託医4名、調理師3名、運転士2名の配置により運営している。
・管理運営費
令和元年度　27,463千円（人件費除く）
平成30年度　27,077千円（人件費除く）
平成29年度　30,140千円（人件費除く）

利用圏域区分　学校区型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

児童福祉法に基づき、池田市立児童発達支援センター条例により設置。
障がい児福祉計画において、市に1カ所以上設置することとされている。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

最寄り駅から徒歩圏内にあり利便性に優れている。さらに園バスの運行を行うことで利便性の向上に努めている。発達に課題のある子どもの増加に伴い、今後も利用者の増加が見込まれる。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

類似機能をもつ民間事業所はあるが、基幹的な役割を担う児童発達支援センターとしての施設は、市内では当施設のみである。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

運営については、利用者負担及び、公的給付により賄われている。
効果的かつ質の高い療育を保つためにも、直営で行われることが望ましい。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
16	やまばと学園	更新	・「現状と課題」「一次評価結果」から、昭和46年に建築。経年劣化に伴う雨漏りや外壁、内装のひび割れ等が見られる。また災害等による修繕箇所も多く、バリアフリー化も十分とは言えない。早期療育のニーズが年々高まる中、各部屋のスペースが狭小で、かつ不足している状態である。 ・類似機能をもつ民間事業所はあるが、基幹的な役割を担う児童発達支援センターは、市内では当施設のみである。 ・「池田市敬老の里基本構想」により本施設の建て替えの計画が検討されている。施設立地や機能拡充を考慮しつつ、建替えを検討する。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
16	やまばと学園	内容	建替え
		概算額(改修費用)	337
合計		概算額	337

地域子育て
支援拠点

策定年度	令和2年度	所管課	子育て支援課

子育て支援施設

財産区分		行政財産	中分類	子育て支援施設			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	17	地域子育て支援拠点	ホップくん	57.4	昭和50年（1985年）	RC造	補強済
	18		わたぼうし	19.04	令和元年（2019年）	S造	有（新）
	19		もりもりKIDS	199.47	平成16年（2004年）	RC造	有（新）
	20		くるぽん	154.27	平成21年（2009年）	RC造	有（新）

施設の概要

設置目的

地域の子育て力を高め、子育てへの不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。

運営主体

直営、委託（学校法人、特定非営利活動法人）

現状と課題

①施設概略
子育て親子が集える場を設け、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。
【開設日時】
「ホップくん」「わたぼうし」：月～金曜日、午前10時～午後4時（木曜日のみ午後3時まで）
「もりもりKIDS」：月～土曜日、午前10時～午後4時（木曜日のみ午後3時まで）
「くるぽん」：日～木曜日、午前10時～午後4時

②劣化状況・維持管理コスト
「ホップくん」「わたぼうし」「くるぽん」の劣化状況は、母体施設の劣化状況に同じ。施設躯体の修繕は原則母体施設が実施。
「もりもりKIDS」の劣化状況は、大きな損傷なし。施設躯体の修繕はマンション管理会社が実施。設備面について、空調機器等の入替を随時行っている。

③利用状況
【利用者数】
平成29年度　20,405組44,751人
平成30年度　18,204組40,016人
※No.4の母体施設（なかよしこども園）改築工事に伴う事業縮小の影響等により利用者減。
令和元年度　16,479組35,714人
※新型コロナウイルス感染症の影響等により利用者減。

④管理運営状況
「ホップくん」「わたぼうし」は保育士（正職員・任期付短時間任用職員・会計年度任用職員）を配置し運営。
「もりもりKIDS」は学校法人、「くるぽん」は特定非営利活動法人に運営業務を委託。

⑤配置状況
「ホップくん」は古江保育所内、「わたぼうし」はなかよしこども園内、「もりもりKIDS」はザ・ライオンズ池田（民間マンション）内、「くるぽん」は保健福祉総合センター内に配置。

様式１

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方												
再配置手法	集約化	○	複合化	○	機能統合	○	民間活用	○	広域連携	－	転用	○

【対策の優先順位】
第2期池田市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2～6年度）において、ニーズ調査に基づいた事業の市全域の「量の見込み（利用者数）」を設定。現在の事業を継続することで受入可能者数を確保する一方、利便性の向上による利用促進を図るため、施設の新設や適正な配置等を検討することとしている。

【機能別再配置方針】
集約化・複合化・機能統合・転用については、上記計画に沿って、他制度の施行状況や関連施策の動向、市民のニーズ等を踏まえながら、検討することとなる。
民間活用については、「もりもりKIDS」において実施しているところ。令和3年度には集合住宅内での実施を検討中。
広域連携については、市全域の「量の見込み」に基づいて実施する事業であるためそぐわない。

行政財産	中分類	子育て支援施設	小分類	地域子育て支援拠点	2/3

評価結果

一次評価結果

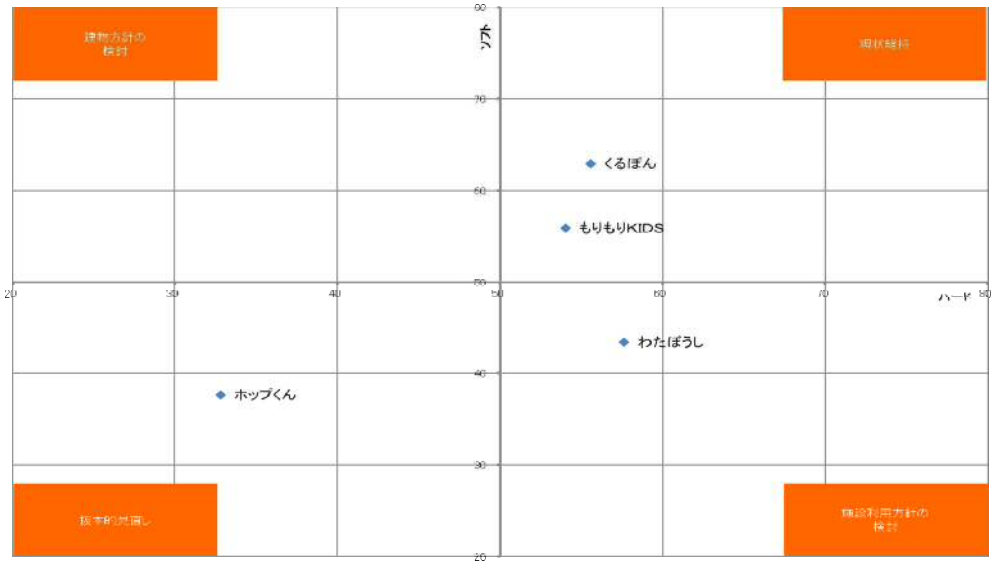

子育て支援施設における共通項目として、ハード面劣化状況（耐震化含む）、バリアフリー状況、ソフト面でコスト評価した。子育て支援施設の性質に鑑み、ソフト面の評価に受入可能人数、利用親子組数の1日平均の項目を追加して評価した。
以上の項目を総合的に判定し、ソフト面・ハード面を分けて偏差値として示した。

利用圏域区分	その他施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による設置義務はない。
児童福祉法において整備と実施について努力義務が定められている。また、子ども・子育て支援法において市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業とし行うものとされている。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

乳幼児と保護者の相互交流の場や、子育ての情報発信・相談援助機能として有効で、利用見込みも十分ある。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

地域の子育て親子への支援拠点としての機能であるため現状のままで代替は不可。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

公立保育所・認定こども園内での実施は直営だが、その他施設では地域の子育て支援事業の実績がある法人へ運営業務を委託している。事業実施にかかる経費については、子ども・子育て支援交付金（国1/3、府1/3）を活用している。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
17	ホップくん	維持	昭和50年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化が見られる。一次評価結果では、「抜本的見直し」との評価であり、母体施設である古江保育所の建物品質や利用者・人口あたりのコストからよるものである。本市北部地域唯一の地域子育て支援拠点として存続が必要であることから、母体施設に依るところがあるが、改修・修繕計画を検討し、維持していく。

	18	わたぼうし	維持	令和元年に建築された建物であり、建物の老朽化は見られない。一次評価結果では、「施設利用方針の検討」との評価であり、ソフト面の利用方針については検討する必要がある。母体施設であるなかよしこども園の実施方針に依るが、施設の予防保全に努め、維持していく。
	19	もりもりKIDS	維持	平成16年に建築された建物であり、建物の老朽化は見られない。一次評価結果では、「現状維持」との評価であり、母体施設であるザ・ライオンズ池田（民間マンション）の実施方針に依るが、施設の予防保全に努め、維持していく。
	20	くるぽん	維持	平成21年に建築された建物であり、建物の老朽化は見られない。一次評価結果では、「現状維持」との評価であり、母体施設である保健福祉総合センターの実施方針に依るが、施設の予防保全に努め、維持していく。
特記事項	令和２年３月に策定した第２期池田市子ども・子育て支援事業計画において、地域の子育て環境の整備・充実を図る具体的施策の一つとして本事業を位置付けている。また、同計画の重点施策である「妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実」の取組みの一つとしても位置付けている。 同計画内での方策として、利便性の向上により利用促進を図るため、施設の新設や適正な配置等を検討することを掲げている。			

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
17	ポップくん	内容	
		概算額(改修費用)	0
18	わたぼうし	内容	
		概算額（改修費用）	0
19	もりもりKIDS	内容	
		概算額（改修費用）	0
20	くるぽん	内容	
		概算額（改修費用）	0
合計		概算額	0

学童保育施設

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	子育て支援課

子育て支援施設

財産区分		行政財産	中分類	子育て支援施設			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	21	学童保育施設	池田留守家庭児童会	131.5	平成19年（2007年）	S造	有（新）
	22		秦野留守家庭児童会	124.8	昭和43年（1968年）	RC造	補強済
	23		北豊島留守家庭児童会	61.3	昭和40年（1965年）	RC造	補強済
	24		呉服留守家庭児童会	124.7	昭和46年（1971年）	RC造	補強済
	25		石橋留守家庭児童会	63.4	昭和47年（1972年）	RC造	補強済
	26		五月丘留守家庭児童会	63.0	昭和40年（1965年）	RC造	補強済
	27		石橋南留守家庭児童会	63.8	昭和55年（1980年）	RC造	補強済
	28		緑丘留守家庭児童会	63.0	昭和38年（1963年）	RC造	補強済
	29		神田留守家庭児童会	126.0	昭和55年（1980年）	RC造	補強済
	30		ほそごう留守家庭児童会	126.0	昭和58年（1983年）	RC造	有（新）

施設の概要

設置目的

放課後及び学校の長期休業中、保護者が就労等で育成できない留守家庭の児童を対象に、家庭的な環境で集団生活を行い、児童の健全な成長を図る。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
児童福祉法に規定する「放課後児童健全育成事業」を実施する。
設置場所：各小学校・義務教育学校前期課程（以下『小学校等』とする。）の敷地内
　　№21　池田留守家庭児童会のみプレハブ施設。その他施設は小学校等の余裕教室を活用
開設時間：【学校のある平日】放課後から19:00まで
　　【土曜日】8:30から17:00まで
　　【学校のない平日（学校の長期休暇期間中など）】8:30から19:00まで
②劣化状況・維持管理コスト
№22～30は小学校等と同じ建物内にあるため、原則として小学校等の劣化状況に同じ。
設備面では、経年劣化による空調機器や照明器具の入替を行っている。
№21の池田留守家庭児童会は平成19年度に建築されたプレハブ教室であり、リース料は773,718円/年（R2）。
ここ数年は施設の床の一部分が柔らかくなってきており危険なため、毎年修繕を実施。
③利用状況
近年の共働き世帯の増加に伴う保育ニーズの高まりにより、入会希望児童は年々増加している。
・入会児童数（入会率〔入会児童数／小学校低学年児童数〕）
平成26年度　610名（23.7%）　令和2年度　803名（32.1%）
④管理運営状況
留守家庭児童会指導員（会計年度任用職員）により運営。
⑤配置状況
池田市の公立小学校等全校に設置。

様式１

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方												
再配置手法	集約化	○	複合化	○	機能統合	○	民間活用	－	広域連携	－	転用	○

【対策の優先順位】
保育所・認定こども園等の未就学児の保育需要が高まっていることから、学童保育のニーズも今後数年間は高まり続けるものと考えられる。今後、受入対象学年の拡大による児童増も予想されるため、現状、施設の延面積の拡大は必須である。

【機能別再配置方針】
機能的には近隣校区での集約化・複合化・統合は可能。ただし、自宅・小学校等からの移動の安全確保の観点から、おもな利用者である小学校低学年児童の行動範囲を十分に考慮する必要がある。
民間活用：現在、市内には民間の放課後児童健全育成事業者がいないため検討不可。
広域連携：他市との間を低学年の児童が一人で移動することは難しいため検討不可。
転用：別施設に移転する等の理由で現在の施設を使用しなくなった場合、転用可能。

行政財産	中分類	子育て支援施設	小分類	学童保育施設	2/3

評価結果

一次評価結果

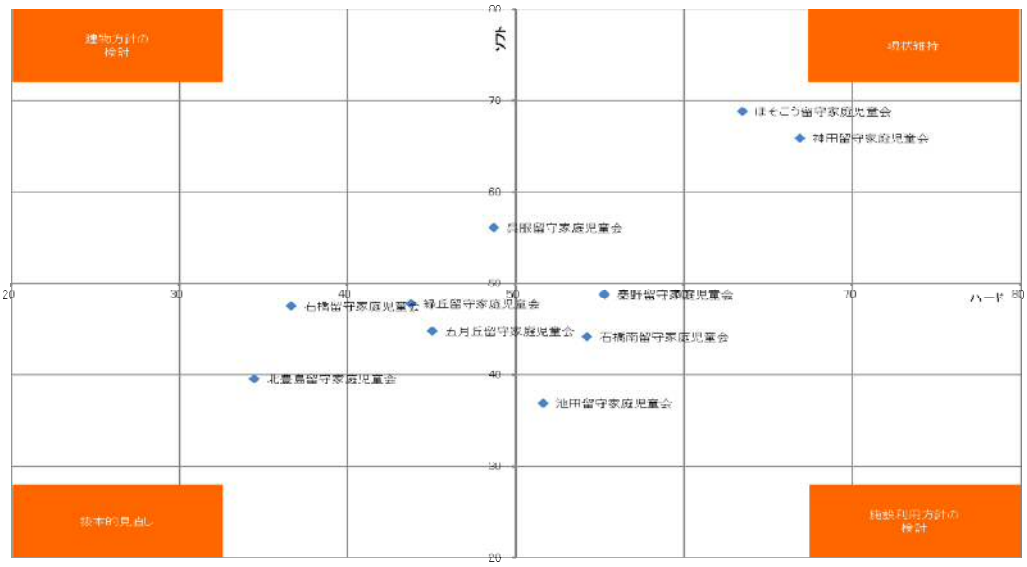

学童保育施設における共通項目として、ハード面劣化状況(耐震化含む)、バリアフリー状況、ソフト面でコスト評価した。
学童保育施設の性質に鑑み、ソフト面の評価に利用者数の項目を追加して評価した。
以上の項目を総合的に判定し、ソフト面・ハード面を分けて偏差値として示した。

利用圏域区分	学校区型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による設置義務はない。
児童福祉法に基づき池田市留守家庭児童会条例により設置。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

保育所等の利用児童の増加状況から、本事業の利用見込児童数も今後数年間は増加し続けるものと考えられる。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

代替可能。ただし、現在は市内に類似機能を持つ施設はない。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

本事業に対し国が示している負担割合(保護者負担1/2、国1/6、府1/6、市町村1/6)から大きく外れない比率で運営できている。ただし、会計年度任用職員制度への移行に伴い、令和2年度から人件費が大幅に増額したため、民間事業者の活用や保育料の見直しについて検討の余地あり。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
21	池田留守家庭児童会	維持	平成19年に建築された建物であり、経年劣化に伴う劣化が見られる。一次評価結果では「施設利用方針の検討」との評価であり、ソフト面について改善を検討していく必要はある。今後は共働き世帯の増加や学年拡大(予定)による利用児童の増加が見込まれることから、必要に応じて修繕を行い、児童が安全に過ごせる場所を提供する。
22	秦野留守家庭児童会	維持	昭和43年に建築された建物であり、経年劣化に伴う劣化が見られる。一次評価結果では「施設利用方針の検討」との評価であり、ソフト面について改善を検討していく必要はある。今後は共働き世帯の増加や学年拡大(予定)による利用児童の増加が見込まれることから、改修・修繕の計画を検討し、児童が安全に過ごせる場所を提供する。
23	北豊島留守家庭児童会	維持	昭和40年に建築された建物であり、経年劣化に伴う劣化が見られる。一次評価結果では「抜本的見直し」との評価であり、ソフト面、ハード面について改善を検討していく必要がある。今後は共働き世帯の増加や学年拡大(予定)による利用児童の増加が見込まれることから、改修・修繕の計画を検討し、児童が安全に過ごせる場所を提供する。

	24	呉服留守家庭児童会	維持	昭和46年に建築された建物であり、経年劣化に伴う劣化が見られる。一次評価結果では「抜本的見直し」との評価であり、ソフト面、ハード面について改善を検討していく必要がある。今後は共働き世帯の増加や学年拡大（予定）による利用児童の増加が見込まれることから、改修・修繕の計画を検討し、児童が安全に過ごせる場所を提供する。
	25	石橋留守家庭児童会	維持	昭和47年に建築された建物であり、経年劣化に伴う劣化が見られる。一次評価結果では「抜本的見直し」との評価であり、ソフト面、ハード面について改善を検討していく必要がある。今後は共働き世帯の増加や学年拡大（予定）による利用児童の増加が見込まれることから、改修・修繕の計画を検討し、児童が安全に過ごせる場所を提供する。
	26	五月丘留守家庭児童会	維持	昭和40年に建築された建物であり、経年劣化に伴う劣化が見られる。一次評価結果では「抜本的見直し」との評価であり、ソフト面、ハード面について改善を検討していく必要がある。今後は共働き世帯の増加や学年拡大（予定）による利用児童の増加が見込まれることから、改修・修繕の計画を検討し、児童が安全に過ごせる場所を提供する。
	27	石橋南留守家庭児童会	維持	昭和55年に建築された建物であり、経年劣化に伴う劣化は見られる。一次評価結果では「施設利用方針の検討」との評価であり、ソフト面について改善を検討していく必要はある。今後は共働き世帯の増加や学年拡大（予定）による利用児童の増加が見込まれることから、改修・修繕の計画を検討し、児童が安全に過ごせる場所を提供する。
	28	緑丘留守家庭児童会	維持	昭和38年に建築された建物であり、経年劣化に伴う劣化が見られる。一次評価結果では「抜本的見直し」との評価であり、ソフト面、ハード面について改善を検討していく必要がある。今後は共働き世帯の増加や学年拡大（予定）による利用児童の増加が見込まれることから、改修・修繕の計画を検討し、児童が安全に過ごせる場所を提供する。
	29	神田留守家庭児童会	維持	昭和55年に建築された建物であり、経年劣化に伴う劣化は見られる。一次評価結果では「現状維持」との評価であり、今後は共働き世帯の増加や学年拡大（予定）による利用児童の増加が見込まれることから、改修・修繕の計画を検討し、児童が安全に過ごせる場所を提供する。
	30	ほそごう留守家庭児童会	維持	昭和58年に建築された建物であり、経年劣化に伴う劣化は見られる。一次評価結果では「現状維持」との評価であり、今後は共働き世帯の増加や学年拡大（予定）による利用児童の増加が見込まれることから、改修・修繕の計画を検討し、児童が安全に過ごせる場所を提供する。
特記事項	子ども・子育て支援法により、市町村は子ども・子育て支援事業計画に従って地域子ども・子育て支援事業（この場合、放課後児童健全育成事業）を行うものとされている。本市においては令和2年3月に池田市子ども・子育て支援事業計画を策定し、令和6年度までに小学6年生までの学年拡大を行う方針を定めているため、それに応じて必要な施設整備を行っていく予定である。			

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
21	池田留守家庭児童会	内容	
		概算額(改修費用)	0
22	秦野留守家庭児童会	内容	改修
		概算額(改修費用)	23
23	北豊島留守家庭児童会	内容	改修
		概算額(改修費用)	11
24	呉服留守家庭児童会	内容	改修
		概算額(改修費用)	23
25	石橋留守家庭児童会	内容	改修
		概算額(改修費用)	12
26	五月丘留守家庭児童会	内容	改修
		概算額(改修費用)	12
27	石橋南留守家庭児童会	内容	改修
		概算額(改修費用)	12
28	緑丘留守家庭児童会	内容	改修
		概算額(改修費用)	12
29	神田留守家庭児童会	内容	改修
		概算額(改修費用)	24
39	ほそごう留守家庭児童会	内容	改修
		概算額(改修費用)	24
合計		概算額	153

その他施設

消費生活センター

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	商工労働課

その他施設

財産区分	行政財産	中分類	産業系施設			1/3
施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
1	消費生活センター	消費生活センター	43.45	昭和60年（1985年）	SRC造	有（新）

施設の概要

設置目的

消費生活に関する相談・苦情のあっせん処理及び情報収集の提供を行うことで、市民生活の安定と向上に努める。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
設置日：平成21年3月9日（昭和60年5月10日に開設）
開所日：月曜日から金曜日まで（年末年始祝祭日は除く）
開所時間：午前9時30分から午後4時まで
②劣化状況・維持管理コスト
池田駅前の複合施設であるステーションNビル内にあり、ステーションNビルの品質に依る。
昭和60年に建築された建物であり、経年劣化による鉄骨・窓の錆、雨漏り等は見られるが、共有部分については、管理会社により都度修繕を実施している。エレベーターやトイレ等のバリアフリー設備は整っている。
③利用状況
利用者については、年度により増減はあるものの、年間900件ほどの相談件数である。
令和元年度：相談件数931件
平成30年度：相談件数853件
令和元年度：相談件数869件
④管理運営状況
設立時より、市による直営。消費生活コンサルタントや消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー等の資格を有する相談員を4名配置している。池田駅直結の建物内にあることから、利用者の利便性はよい。大阪府下において各市町村設置しており、運営においては国からの交付金を活用し、事業の充実に努めている。相談業務だけでなく、出前講座等による啓発活動も実施し、消費者被害の未然防止に努めている。
令和元年度：13,709千円（内補助金：1,995千円）
平成30年度：16,609千円（内補助金：4,881千円）
平成29年度：15,052千円（内補助金：4,252千円）

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	○	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
昭和60年に建築された建物であり、複合施設であるステーションNビル内にある。共有部分については、管理会社により都度修繕を実施しており、市民の利用もあることから内装、設備については修繕・改修を計画しながら維持していく。
【機能別再配置方針】
本施設は、他機能施設との複合化、民間施設の活用が可能であると考える。
現在は池田駅前から直結した複合施設であるステーションNの一室にあり、利用者の利便性に関しては良い。
年齢層は40歳～65歳以上の中・高年齢層の利用率が75%と高いことから、公共交通機関が近い立地が利便性に寄与していると考えられ、今後の再配置においても施設立地に重点を置いて検討する必要がある。

様式2

行政財産	中分類	消費生活センター	小分類	消費生活センター	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に1施設しかないため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物および機能についての評価は以下のとおり。
【建物状況】
池田駅前の民間複合施設であるステーションビルNビル内にあり、ステーションビルの品質に依る。
昭和60年に建築された建物であり、経年劣化による鉄骨や窓の錆、雨漏り等は見られるが、共有部分については、管理会社により都度修繕を実施している。エレベーターやトイレ等のバリアフリー設備は整っている。
【利用状況】
年度により増減はあるものの、年間900件ほどの相談件数がある。
令和元年度：相談件数931件、平成30年度：相談件数853件、平成29年度：相談件数869件
【コスト】
設立時より市による直営。市が所有するステーションNビルの一室にあり、消費生活コンサルタントや消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー等の資格を有する相談員を4名配置している。消費生活センターを運営するにあたる人件費、運営費等の経費を要する。
令和元年度：13,709千円（内補助金：1,995千円）
平成30年度：16,609千円（内補助金：4,881千円）
平成29年度：15,052千円（内補助金：4,252千円）

利用圏域区分　市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

消費者安全法 第10条第2項
市町村は、必要に応じ、第八条第二項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

池田駅直結の建物であることから利便性が高い状態にある。利便性の低い施設への移転を行うと、今後の利用が減少する可能性が考えられる。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

類似性を持つ民間施設や公共施設は市内にはなく、代替不可である。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

現状、低廉な固定費で運営を行っていることから、民間施設へ移転した場合には家賃負担などコスト面の悪化が生じる可能性がある。また、当施設における相談業務は市民サービスの一環であり、受益者負担はそぐわない。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
1	消費生活センター	維持	・「現状と課題」「一次評価結果」から見て、昭和60年に建築された建物であるが、民間複合施設内にあり、共有部分については都度管理会社が修繕を行っている。 ・池田駅から直結した立地であり、利用者の利便性は高い。利用者の年齢層も40歳～65歳以上の中高年齢層の割合が高いことからも、公共交通機関が近い立地にて運用し、利用率の増加に努める。 ・施設内の改修・修繕を検討し、予防保全をしつつ、維持していく。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
1	消費生活センター	内容	改修
		概算額(改修費用)	10
合計		概算額	10

シルバー人材センター

策定年度	令和2年度	所管課	商工労働課

その他施設

財産区分	普通財産	中分類	産業系施設			1/3
施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
3	シルバー人材センター	シルバー人材センター	221.6	平成31年（2019年）	S造	有（新）

施設の概要

設置目的

当施設を公益社団法人池田市シルバー人材センターへ貸与することで、市内在住の60歳以上の高年齢者を対象に、就業を通じた地域貢献と活力ある地域社会の創出を目指す。

運営主体

公益社団法人池田市シルバー人材センター

現状と課題

①施設概略
設置日：平成31年4月3日
開所日：月曜日から金曜日まで（年末年始・祝祭日は除く）
開所時間：午前8時45分から午後5時15分まで
②劣化状況・維持管理コスト
新築施設であり良好。維持管理費は、当施設の賃借人である公益社団法人池田市シルバー人材センターが負担し、建物の主体構造部に係る補修費を本市が負担することとなっているが、新築物件であり経年劣化が見られないことから、当面、本市による補修費の負担は不要と考えられる。
③利用状況
会員数については、年度により増減はあるものの、680名ほどで推移している。
令和元年度：会員数660人
平成30年度：会員数696人
平成29年度：会員数682人
④管理運営状況
同センターは、平成30年度に本市が新築した物件へ入居し、平成31年4月3日付で開館した。
当施設の管理運営は、賃貸借契約に基づき賃借人である同センターが担い、建物の主体構造部の補修については本市が負担することとなっている。
・運営補助金
令和元年度：29,500千円　平成30年度29,500千円　平成29年度29,500千円
・賃料収入
令和元年度：賃料（建物）3,102千円、（土地）1.195千円

機能別再配置方針及び対策の優先順位

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	○	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
平成31年に新築された建物であるほか、バリアフリー環境が整っており高齢者による利用に都合がよいことから、当面は現状維持による利用をするものと考えられる。
【機能別再配置方針】
入居施設の選定は同センターの判断によるが、他施設にて行われている業務との複合化や機能統合のほか、民間施設の活用も可能である。同センターでは、従来、池田市立中央公民館やステーションNビルに分散していた事務所と作業所、倉庫について、当施設への入居により複合化を達成している。

様式2

普通財産	中分類	産業系施設	小分類	シルバー人材センター	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に1施設しかないため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能についての評価は以下のとおり。
【建物状況】
平成31年に新築した建物であり、内装・外装ともに新しく、特段の修繕の必要がない状態。
【利用状況】
年度により増減はあるものの、平均670人ほどの会員数がいる状況。
令和元年度：会員数660人、平成30年度：会員数696人、平成29年度：会員数682人
【コスト】
管理運営費については、当施設の賃借人である公益社団法人池田市シルバー人材センターが負担しており、本市は賃貸による賃料収入を得ている。なお、本市では同所への運営補助金を支出している。
・賃料収入
令和元年度：賃料（建物）3,102千円、（土地）1,195千円
・運営補助費
令和元年度：29,500千円　平成30年度：29,500千円平成29年度：29,500千円

利用圏域区分	その他施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 第5条
国及び地方公共団体は、事業主、労働者その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な援助等を行うとともに、高年齢者等の再就職の促進のために必要な職業紹介、職業訓練等の体制の整備を行う等、高年齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

同センターでは、平成31年4月に当施設へ移転することで、事務所と作業場、倉庫の複合化を達成し、利用者の利便性を向上させた。当施設が平成30年度に新築された物件であるほか、バリアフリー環境が整っており高齢者による利用に都合がよいことから、今後の利用増加に努める。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

類似性を持つ民間施設や公共施設は市内には存在しないため、代替は不可である。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

同センターは、本市に対し賃料を支払っているほか、維持管理費についても負担していることから、適切な受益者負担が行われていると考えられる。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
3	シルバー人材センター	維持	・「現状と課題」「一次評価結果」から見て、平成31年に建築された建物であり、目立った劣化はなく、利用者の健全性・安全性は確保されている。 ・前回は事務所・作業所・倉庫が離れた位置にあり、利便性が非常に悪かったが、新築に伴う移転により、上記の全ての機能を複合化することができた。今後も利用者増加に努め、予防保全をしながら、維持していく。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
3	シルバー人材センター	内容	
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	0

観光施設

策定年度	令和2年度	所管課	空港・観光課

その他施設

財産区分	普通財産	中分類	産業系施設			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	4	観光施設	観光案内所	39.7	平成25年（2013年）	W造	有（新）

施設の概要

設置目的

池田市内の見どころ・名所を観光客に紹介し、回遊促進による市内への消費額の向上を目的とする。

運営主体

委託

現状と課題

①施設概略
設置日：平成25年7月19日
定休日：火曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始
カップヌードルミュージアム大阪池田への利用途中に位置することもあり、多くの観光客でにぎわっている施設である。通常の観光案内業務、土産物の販売に加え、平成30年度の内装改修工事によりリニューアルオープンし、チキンラーメンを使用した創作料理などの提供も行っている。

②劣化状況・維持管理コスト
平成25年に建築。平成30年に内装改修工事を行っており、目立った経年劣化などは見られない。

③利用状況
平成25年に観光案内所を新設。平成30年の内装改修工事により、リニューアルオープンし、チキンラーメンを使用した創作料理などの提供を行うようになった。利用者は年間50,000人程度の推移である。
※令和元年度は新型コロナウイルスの影響により2月から閉鎖）
令和元年度利用者数　45,333人
平成30年度利用者数　53,500人
平成29年度利用者数　46,008人

④管理運営状況
平成25年度から「いけだサンシー株式会社」に管理運営業務を委託。平成30年度に観光案内所をリニューアルオープンし、チキンラーメンを使用した創作料理などの提供も行っている。「カップヌードルミュージアム 大阪池田」へ向かう途中に位置しており、新型コロナウイルスの影響を受けるまで利用者は増加していた。令和2年度からはプロポーザルによる管理運営委託業者の選定を実施しており、10月にIkeda Role and Creation株式会社に運営業者が決定した。今後更なる観光施策による観光客の増加、回遊促進による市内への消費額向上に務める。
管理運営委託
令和元年度5,000千円
平成30年度5,000千円

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	○	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
平成25年に建築されており、現在は雨漏り等の目立った経年劣化は見られないが、今後も維持していく方向であるため修繕・改修等は検討していく。
【機能別再配置方針】
観光案内所については、他の機能施設との複合化・民間活用が可能であると考える。
当初から民間活用を実施しており、「いけだサンシー株式会社」が管理運営。観光案内業務、土産物の物販、平成30年からは飲食物の提供を行っている。全国的に有名である「カップヌードルミュージアム 大阪池田」への利用途中に立地しており、観光客が利用するための効果的な位置に配置している。他の機能施設との複合化は可能であるが、市内への消費額の向上を目的としていることから、「施設立地」及び「類似機能施設との選定」が課題である。

普通財産	中分類	産業系施設	小分類	観光施設	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に1施設しかないため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能についての評価は下記のとおり。
【建物状況】
観光案内所は平成25年に建築し、平成30年に飲食物を提供するために内装改修工事を行っている。雨漏りや災害による急な修繕等もなく、外装・内装ともに比較的新しい状況になっている。
【利用状況】
平成30年の内装改修工事によるリニューアルオープン以降順調に客足が伸びている。
令和元年度は新型コロナウイルスの影響もあり閉鎖期間もあったが、年間50,000人程度の利用者は見込める。
平成29年度　46,333人　平成30年度 53,500人　令和元年度 45,333人
【コスト】
観光案内所は運営当初から「いけだサンシー株式会社」に管理運営を委託している。令和2年度においては「いけだサンシー株式会社」の解散に伴い、管理運営事業者を公募しており、10月にIkeda Role and Creation株式会社に運営業者が決定した。引き続き民間ならではの創意工夫に富んだ運営に期待するところ。
管理運営委託料
平成29年度　5,700千円　平成30年度　5,000千円　令和元年度　5,000千円

利用圏域区分　広域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による規定はない。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

阪急池田駅からカップヌードルミュージアム 大阪池田までの動線に位置しており、今後も多数の利用者が見込まれる。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

当該施設は、池田駅近くという観光客が多い好立地に位置しており、同様の条件での用地確保は困難であり、他施設での代替は難しいと考える。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

民間に委託をし、管理運営を行っている。平成30年度にリニューアルオープンし、飲食物の提供を始めたところであり、観光客の回遊促進による市内への消費額の向上を目的としているが、観光案内所内での利益の向上も図っている。また、民間活用による家賃収入も適正に行われており、今後も民間ならではの創意工夫に富んだ運営を期待しているところ。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
4	観光案内所	維持	・「現状と課題」、「一次評価結果」から見ても、平成25年に建築された建物であり、災害による雨漏りや緊急的な修繕等も発生していないため、健全性・安全性は確保できている。 ・カップヌードルミュージアム 大阪池田へ向かう途中に位置しており、観光客が集う施設の位置としては最適であると考える。 ・平成30年にはリニューアルオープンを実施し、観光案内や土産物の物販に加えて、飲食物の提供を実施。過去から比較すると利用客も増加しており、市内への消費額の向上のため、今後も維持していく方向である。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
4	観光案内所	内容	
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	0

創業支援施設

策定年度	令和2年度	所管課	商工労働課

その他施設

財産区分	普通財産	中分類	産業系施設			1/3
施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
5	創業支援施設	いけだピアまるセンター	678.8	大正14年（1925年）	RC造	補強済

施設の概要

設置目的

平成12年度から、創業間もないまたは、新事業を起こそうとする起業家等を支援するインキュベーションオフィスとして開設

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
設置日：平成12年9月　開館日：平日午前9時～午後5時　休館日：土・日曜日、祝休日、年末年始
同センターは大正14年に株式会社池田実業銀行本店として建設。昭和37年に本市が取得し、昭和38年～昭和56年まで池田市立図書館として、昭和56年～平成12年までは池田市教育研究室として、平成12年9月から現在まではインキュベーション施設として使用。平成15年度には大規模な改修工事を行っており、平成30年度には創業の機運を高めることを目的に更なる改修工事を行っている。

②劣化状況・維持管理コスト
大正14年に建設された建物であり、築年数の経過に伴う雨漏りや内装のひび割れ等が見られる。経年劣化に伴う施設の緊急的な修繕コストも増えている。

③利用状況
創業を目指す市民のインキュベーションオフィスとして安価な値段で貸し出し。
令和元年度　入居者7人（定員9人）
平成30年度　入居者7人（定員7人）
平成29年度　入居者4人（定員7人）

④管理運営状況
平成14年度～令和元年度までいけだサンシー株式会社が管理運営。令和2年度はこれまで管理運営を行っていた同社解散に伴い、市が直営で管理運営を行っている。今後新たな管理運営方法について検討する必要がある。
【管理運営委託費】
令和元年度：8,311,773円
平成30年度：5,909,752円
平成29年度：5,829,832円

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	○	広域連携	○	転用	－

【対策の優先順位】
大正14年に建築された建物であり、平成16年には国の登録有形文化財（建造物）に認定されている。インキュベーション施設として利用があるため、今後も修繕・改修計画を検討しながら維持していく。
【機能別再配置方針】
いけだピアまるセンターは、他の機能施設との複合化、民間活用、広域連携においての再配置手法は可能であると考える。
平成30年度に国の補助金を活用した改修工事を実施したため、事業目的である創業支援以外で使用する場合は、変更計画等を提出する必要があるが、異なった用途の施設を統合した多機能集約も可能であり、普通財産であるためさまざまな用途で活用ができる。

普通財産	中分類	産業系施設	小分類	創業支援施設	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に1施設しかないため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能についての評価は下記のとおり。
【建物状況】
いけだピアまるセンターは大正14年に建築し、平成15年・30年に大規模改修工事を行っているが、外装・内装ともに劣化が進んでいる状況になっている。
【利用状況】
企業育成室の入居状況は順調に推移している。平成30年度リニューアル時に創設したコワーキングスペースの利用状況については、令和元年度に事業を実施しており、過去との比較は不可である。また現在は新型コロナウイルスの影響、管理運営委託会社である「いけだサンシー株式会社」の解散もあり、運営は休止している。
企業育成室入居率　平成29年度:57%　平成30年度: 100%　令和元年度:77%
【コスト】
いけだピアまるセンターは運営当初から「いけだサンシー株式会社」に管理運営を委託している。令和2年度においては「いけだサンシー株式会社」の解散に伴い、現在は市が直営している。今後は民間ならではの創意工夫に富んだ運営に期待し、新たな管理運営事業者を公募する予定。
管理運営委託料　平成29年度:5,829,832円　平成30年度:5,909,752円　令和元年度:8,311,773円

利用圏域区分　広域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による規定はない。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

本市唯一の創業関係施設であることから、事始めのまちいけだをPRする本市にとって重要な拠点である。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

代替可能。ただし、過去に国の交付金で拠点整備を行っているので、一定の役割を果たすまでは既存施設を活用したほうがいいと考える。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

令和3年度以降は、新たな民間事業者に管理運営業務を委託する予定。平成30年度に新たにコワーキングスペースを設ける等、幅広い活用が見込まれるなかで、今後も民間ならではの創意工夫に富んだ運営を期待しているところ。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
5	いけだピアまるセンター	維持	・「現状と課題」、「一次評価結果」から判断すると、大規模な改修工事を数回実施してはいるが、やはり大正14年に建設されていることから、災害による雨漏りや緊急的な修繕等の課題は残る。 ・創業支援施設としては市内に唯一無二の場所であることは明らかで、事始めのまち池田のキャッチフレーズをPRする以上、今後も引き続き新たな創業者を育成していく必要がある。 ・平成30年にコワーキングスペースを新たに設置し、さまざまな業種の関係者が集まる場所となりつつある。新型コロナウイルス感染症の影響や委託会社の解散により、稼働はしていないが、今後も維持していく方向である。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
5	いけだピアまるセンター	内容	
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	0

環境啓発施設

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	環境政策課

その他施設

財産区分	行政財産	中分類	環境啓発施設			1/3
施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
6	環境啓発施設	3R推進センター	128.8	平成26年（2014年）	RC造	有（新）

施設の概要

設置目的

環境に関する各種情報を発信するとともに3Rの普及促進のための啓発及び活動を推進し、地球温暖化防止その他の環境にやさしい社会の創出に寄与するため。

運営主体

指定管理

現状と課題

①施設概略
上記の設置目的を元に、「（愛称）エコミュージアム」とし、環境に関する情報発信、3Rの普及促進のための啓発活動を実施している。①野菜販売②ギャラリー貸出③リユース食器貸出④リサイクル資源の回収⑤リユース品の寄付受付⑥フードドライブを行い、市民が暮らしの中で無理なく楽しく出来るエコを提案・実践している。
（設　置　日）　平成21年4月1日（令和2年4月1日から中央公民館内）
（休　館　日）　毎月第1・3火曜日　年末年始
（開館時間）　月～土　10:00～18:00
　　日・祝　10:00～17:00
②劣化状況・維持管理コスト
中央公民館内施設の為、中央公民館に準ずる。
平成25年に建築された建物であり、築年数の経過に伴う雨漏りや内装のひび割れ等は見られず、バリアフリー化もされている。
③利用状況
令和2年4月より現在の場所に設置されたため、来訪者数は旧場所（栄本町1-8）での実績となる。
令和元年度　来訪者数43,990人
平成30年度　来訪者数41,286人
平成29年度　来訪者数39,214人
④管理運営状況
3R推進センター設置当初から「NPO法人いけだエコスタッフ」が指定管理を行っている。平成21年から商店街内のテナントにて運営していたが、令和2年度に中央公民館内に移転。一部事業規模も縮小しており、市内の環境に関する情報発信、3Rの普及啓発活動を推進するためにも、来訪者数の増加に努める。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	○	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
中央公民館内にあり、現状は劣化は見られない。雨漏りやひび割れが発生した場合は、修繕を行い維持していく。
【機能別再配置方針】
3R推進センターについては、他機能施設との複合化・民間施設の活用が可能であると考える。
本市において類似機能をもった施設は他になく、現在は中央公民館内にて他機能施設と複合化されている。環境に関する各種情報を発信、3Rの普及促進のための啓発及び活動の推進、地球温暖化防止その他の環境にやさしい社会の創出を目的としていることから市民が立ち寄りやすい施設立地が必要である。

様式2

行政財産	中分類	環境啓発施設	小分類	環境啓発施設	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に1施設しかないため、ポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能についての評価は下記のとおり。
【建物状況】
雨漏りや災害による急な修繕等もなく、令和2年に内装の改修工事を行ったため、内装も比較的新しい状況になっている。
【利用状況】
令和2年4月より中央公民館に移転したが、新型コロナウイルスの影響により同年5月末まで閉館していた。移転に伴い、来訪者数の変化が考えられる。
平成29年度 39,214人　平成30年度 41,286人　令和元年度 43,990人
【コスト】
3R推進センターは、平成21年からNPO法人いけだエコスタッフが指定管理を行っている。
平成29年度 7,288,000円　平成30年度 7,288,000円　令和元年度 7,755,440円

利用圏域区分　市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

池田市3R推進センター条例により設置。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

令和2年度の中央公民館内への移転に伴い、阪急池田駅から近くなったことで、利便性は向上した。
しかし、移転に伴う事業見直し等も行ったことから、今後の利用者増加が課題である。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

類似機能を持つ民間施設・公共施設はなく、代替は困難である。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

指定管理による運営でコスト減を図っている。また、リユースショップ売上金の一部を市内公共施設等への新エネルギー導入事業の資金として積み立てている。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
6	3R推進センター	維持	・「現状と課題」「一次評価結果」から見ても、中央公民館は平成25年に建築された建物であり、雨漏り等も発生していないため、健全性・安全性は確保できている。 ・令和2年から中央公民館内に移転し、阪急池田駅から近くなったため、利便性は向上した。 ・移転したばかりであり、現在の立地での実績はない。建物は新しく、利便性も良いことから、設置目的を推進していくためにも、現在の位置にて維持し、来訪客の増加に努める。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
6	3R推進センター	内容	
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	0

葬祭施設

策定年度	令和2年度	所管課	総合窓口課

その他施設

財産区分	行政財産	中分類	葬祭施設			1/3
施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
7	葬祭施設	火葬場	283.6	昭和48年（1973年）	RC造	未診断
8		斎場	192.8	昭和11年（1936年）	W造	未診断
9		やすらぎ会館	311.4	昭和55年（1980年）	RC造	有（新）
10		動物お別れ室	3.6	平成27年（2015年）	W造	有（新）
11		葬祭場駐車場	911.7	平成17年（2005年）	－	－

対象施設

施設の概要

設置目的

【火葬場】死亡された方の火葬を行う
【斎場・やすらぎ会館】市民の皆様に厳粛で低廉な葬儀の提供
【動物お別れ室】ペットとのお別れの場の提供

運営主体

【火葬場・動物お別れ室】業務委託　　【斎場・やすらぎ会館・駐車場】指定管理者

現状と課題

【火葬場】
①施設概略
竣工日：昭和48年3月　休場日：1月1日　開館時間：午前10時～午後6時
②劣化状況・維持管理コスト
昭和48年に建築。平成10年の火葬炉増築ため全面改修を行った。 外壁・内装等にひび割れや雨漏り等はないが、経年劣化による老朽化はしている。
③利用状況
<利用件数>
令和元年度1,075件　平成30年度1,051件　平成29年度1,059件
④管理運営状況
平成20年7月から業務委託による運営。

【斎場】
①施設概略
竣工日：昭和11年3月　休場日：1月1日　開館時間：午前8時45分～午後9時
②劣化状況・維持管理コスト
昭和11年に建築。平成10年に外壁改修、平成23年に屋根改修を行っている。外壁・内装にひび割れや雨漏り等はないが、経年劣化による老朽化はしている。
③利用状況
<利用件数>
令和元年度31件　平成30年度32件　平成29年度59件
④管理運営状況
平成21年4月から指定管理による運営。

【やすらぎ会館】
①施設概略
竣工日：昭和56年3月　休館日：1月1日　開館時間：午前8時45分～午後9時
※お通夜及び申込みについては24時間体制で実施
②劣化状況・維持管理コスト
昭和56年に建築。平成17年に耐震・内装改修を行っている。外壁・内装にひび割れや雨漏り等はないが、経年劣化による老朽化はしている。
③利用状況
<利用件数>
令和元年度　422件　平成30年度　391件　平成29年度　406件
④管理運営状況
平成21年4月から指定管理による運営

【動物お別れ室】
①竣工日:平成27年1月 休場日：1月1日　開館時間：午前9時～午後5時
②劣化状況・維持管理コスト
平成27年に建築。経年劣化による老朽化はない。
③利用状況
<利用件数>
令和元年度349件　平成30年度243件　平成29年度276件
④管理運営状況
平成27年1月から業務委託による運営

【葬祭場駐車場】
①施設概略
竣工日：平成17年9月　開場時間：24時間
②劣化状況・維持管理コスト
平成17年に設置。現在は劣化は見られないが、今後アスファルトの劣化等が進めば修繕が必要となる。
③利用状況
<利用件数>
令和元年度7,360件　平成30年度7,414件　平成29年度10,385件
④管理運営状況
指定管理による運営。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	○	民間活用	－	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
火葬場については、平成10年に大規模改修を実施しており、斎場・やすらぎ会館については部分改修を実施している。しかし、経年劣化による老朽化もみられることから、修繕・改修計画を検討する必要がある。動物お別れ室については、平成27年に建設された建物であり、予防保全に努める。
【機能別再配置方針】
葬祭施設については、複合化や機能統合は可能であると考える。
現在は火葬場・斎場・やすらぎ会館・動物お別れ室と隣接した位置に施設があり、業務を行う上で利便性は悪くない。しかし、今後において一体的な運営をしていくのならば、1施設への複合化や機能を統合した運営は施設面積や立地等の課題はあるが検討する余地はある。ただ、現在の位置から移転をするとなると住民からの厳しい意見も予想されること、建替えをするとなると業務が停止するため、その間の運用の問題があり課題が大きい。また現在は指定管理者により管理運営されているが、火葬場は業務委託にて行っており、統合を行うならば火葬業務を行える事業者等の人材が必要となる。

行政財産	中分類	葬祭施設	小分類	葬祭施設	2/3

評価結果

一次評価結果

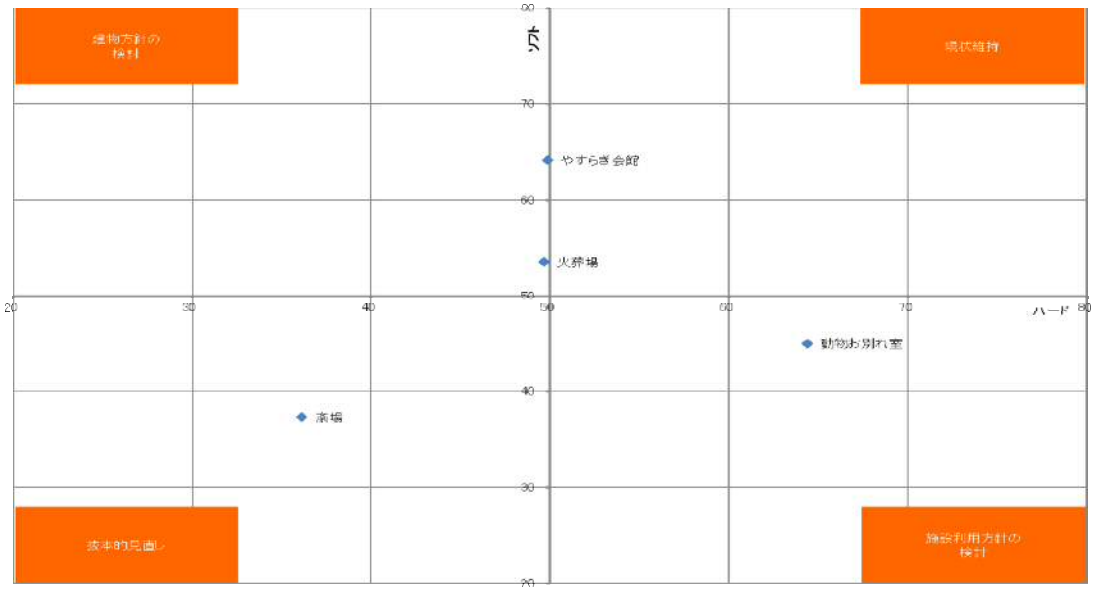

葬祭施設における共通項目として、ハード面劣化状況（耐震化含む）、バリアフリー状況、ソフト面でコスト評価した。葬祭施設の性質に鑑み、ソフト面の評価に利用件数の項目を追加して評価した。
以上の項目を総合的に判定し、ソフト面・ハード面を分けて偏差値として示した。

利用圏域区分	市域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による設置の義務はない。
池田市葬祭条例及び池田市立火葬場条例により設置。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

葬祭施設として運営するにあたり、隣接した位置にあるため、利便性は悪くないといえる。また利用者数については死亡者の人数に左右されることや民間施設もあるため横ばいであると考える。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

葬儀については民間施設も複数あり、代替は可能である。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

火葬場・動物お別れ室は業務委託、斎場・やすらぎ会館・駐車場は指定管理によりコスト改善を実施している。また、指定管理を行っている部分は利用料金制を実施している。適切な受益者負担は行われている。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
7	火葬場	維持	「現状と課題」において、昭和48年に建築しており、経年劣化による老朽化は見られる。「一次評価結果」にて「建物方針の検討」との判定であり、ハード面について改善を検討する必要がある。令和6年から火葬炉等改修を行う必要があるため、適切な改修・修繕計画を検討し、維持していく。
8	斎場	維持	「現状と課題」において、昭和11年に建築しており、経年劣化による老朽化は見られる。「一次評価結果」にて「抜本的見直し」との判定であるが、ソフト面、ハード面ともに改善を検討する必要がある。しかし、葬祭施設としては必要であるため、今後においても、適切な改修・修繕計画を検討し、維持していく。

様式２

	9	やすらぎ会館	維持	「現状と課題」において、昭和55年に建築しており、経年劣化による老朽化は見られる。「一次評価結果」にて「建物方針の検討」との判定であり、ハード面について改善を検討する必要がある。葬祭施設としては必要であるため、今後においても、適切な改修・修繕計画を検討し、維持していく。
	10	動物お別れ室	維持	「現状と課題」において、平成27年に建築しており、経年劣化による老朽化は見られる。「一次評価結果」にて「施設利用方針の検討」との判定であるが、ソフト面の改善を検討する必要である。利用件数は比較的多いことから、予防保全をしつつ維持していく。
	11	葬祭場駐車場	維持	平成１７年に設置されており、今後アスファルトの劣化等が進めば修繕が必要となる。
特記事項				

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
7	火葬場	内容	改修
		概算額(改修費用)	362
8	斎場	内容	改修
		概算額(改修費用)	42
9	やすらぎ会館	内容	
		概算額(改修費用)	0
10	動物お別れ室	内容	
		概算額(改修費用)	0
11	葬祭場駐車場	内容	
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	404

駐車場

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	交通道路課

その他施設

財産区分		行政財産	中分類	駐車場	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	地積（㎡）
	12	駐車場	池田市立駐車場	池田市菅原町3番1－B－105号	18.6

概要

設置目的

池田駅周辺の道路交通の円滑化に資するため。

運営主体

委託(池田市再開発ビル㈱)

現状と課題

（1）施設概略
昭和60年4月に設置。
（2）劣化状況
駐車場に係る部分については3カ月に一度点検を行っている。
施設の老朽化に伴い、雨漏り等生じることはあるが予算計上してある修繕料にて随時対応している。
（3）利用状況の推移
平成30年度　86台／日平均　、令和元年度　74台／日平均
（4）管理運営
令和元年度　光熱費1,254,000円　設備保守点検201,080円

※土地の敷地権割合（駐車場部分）
　敷地　3,065.15㎡×（6,068/1,000,000）＝18.59㎡

対策の優先順位の考え方

建築されてから35年経過しており計画的に修繕等を行っているが、今後も計画的に修繕等を行い予防保全に努める。
基本的には有人で運営・建物の管理を行っているが、適切な管理方法を検討していく。

様式2

行政財産	中分類	駐車場	小分類	駐車場	2/2

個別施設の状態等点検結果

No	12	施設名称	池田市立駐車場

運営している、委託先(池田市再開発ビル㈱)が点検しており、更新等の対策が必要である。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	12	施設名称	池田市立駐車場
実施方針	適切に修繕を行い今後も維持していく。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
R3年度	天井材撤去	1,130	
R3年度	排気ファン等更新	13,900	
	合計	15,030	

特記事項	

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	総務課

その他施設

財産区分		普通財産	中分類	駐車場	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	地積（㎡）
	13	駐車場	旧新町勤労者センター跡地	新町109他（地番）	1,608.2

概要

設置目的

平成12年度末に新町勤労者センターの供用を廃止し普通財産となり、平成13年度に建物の解体工事を行った。その後、一部を売却・所管変更し、残りの部分は駐車場用地として賃貸している。

運営主体

直営

現状と課題

専用駐車場用地として、現在2者と賃貸借契約を結んでいる。
土地の管理については、賃借人が管理者として維持保全に努めることとしている。

対策の優先順位の考え方

利用者の安全確保が最優先である。必要に応じ、整備等をおこなっていく。

様式2

普通財産	中分類	駐車場	小分類	駐車場	2/2

個別施設の状態等点検結果

No	13	施設名称	旧新町勤労者センター跡地

現時点で特に問題はない。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	13	施設名称	旧新町勤労者センター跡地
実施方針	今後も適切な維持管理を行っていく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
	合計	0	

特記事項	

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	人権・文化国際課

その他施設

財産区分		14.行政財産、15.普通財産	中分類	駐車場	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	地積（㎡）
	14	駐車場	古江第2駐車場	池田市伏尾町593－1	671.0
	15		古江第3駐車場	古江町8-2	661.0

概要

設置目的

北古江地区住民の生業を円滑化に資するため。

運営主体

北古江地区駐車場管理組合

現状と課題

①施設概略
昭和44年に開設し、平成14年3月から賃貸借契約し運営している。
②劣化状況
駐車場に係る部分については、老朽化に伴い地面に凹凸等が生じ修繕が必要である。
③利用状況の推移
平成30年度から第2駐車場が14台、第3駐車場が7台、合計21台が契約している。
④管理運営状況
賃貸借契約により北古江地区駐車場管理組合が管理運営している。

対策の優先順位の考え方

開設されてから53年経過しており修繕等を行っているが、今後も必要に応じて修繕等を行い予防保全に努める。

様式2

14.行政財産、15.普通財産	中分類	駐車場	小分類	駐車場	2/2

個別施設の状態等点検結果

No	14	施設名称	古江第2駐車場

運営している、契約先(北古江地区駐車場管理組合)が点検しており、更新等の対策が必要である。

No	15	施設名称	古江第3駐車場

運営している、契約先(北古江地区駐車場管理組合)が点検しており、更新等の対策が必要である。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	14	施設名称	古江第2駐車場
実施方針	適切に修繕を行い、今後も維持していく。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
	合計	0	

No	15	施設名称	古江第3駐車場
実施方針	適切に修繕を行い、今後も維持していく。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
	合計	0	

特記事項	

駐輪場

策定年度	令和2年度	所管課	交通道路課

その他施設

財産区分		行政財産	中分類	駐輪場	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	地積（㎡）
	16	駐輪場	石橋阪大前駅中央第2駐輪場	池田市石橋2丁目1番6号	440.2
	17		石橋駅西駐輪場	池田市石橋1丁目23番	310.7

概要

設置目的

石橋阪大前駅周辺の放置自転車の解消を図るため。

運営主体

石橋阪大前駅中央第2駐輪場・・・(財)自転車駐車場整備センター
石橋駅西駐輪場・・・直営

現状と課題

【石橋阪大前駅中央第2駐輪場】
①施設概略
平成15年9月に設置。
②劣化状況
民間において、適切に管理を行い概ね良好な状態である。
③利用状況の推移
平成30年度　約52人／日平均　、令和元年度　約50人／日平均
④管理運営コスト
(財)自転車駐車場整備センターで負担している。
当該施設の設置及び運営に関し、市と民間の間で協定書を締結(平成15年7月23日付)。
協定書では、民間は施設を概ね15年間所有(令和元年7月23日)した後、市へ無償譲渡することができるとあるが、現時点で民間側に譲渡の意思はなく、今後の協議事項とする。
【石橋駅西駐輪場】
昭和61年に設置したが、利用用途の変更により建物は取り壊し工事を実施した。

対策の優先順位の考え方

【石橋阪大前駅中央第2駐輪場】
建築されてから17年と比較的築浅であり劣化等は見られないが、毎日開設しており、令和元年度のおいては1日平均50人程度の利用がある。基本的には有人で運営・建物の管理を行っており、今後も継続して有人により管理する。利用者の安全を優先し、修繕の計画を検討しつつ、予防保全に努める。
【石橋駅西駐輪場】
(仮称)石橋地域拠点施設の建築に伴い、取り壊し工事を実施した。

様式2

行政財産	中分類	駐輪場	小分類	駐輪場	2/2

個別施設の状態等点検結果

No	16	施設名称	石橋阪大前駅中央第2駐輪場

（財）自転車駐車場整備センターが点検しているが、現状大きな劣化は認められない。

No	17	施設名称	石橋駅西駐輪場

（仮称）石橋地域拠点施設の建築に伴い、取り壊し工事を実施した。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	16	施設名称	石橋阪大前駅中央第2駐輪場
実施方針	適切に修繕を行い今後も維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
	合計	0	

No	17	施設名称	石橋駅西駐輪場
実施方針	石橋地域拠点施設の建築に伴い、取り壊し工事を実施した。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
	合計	0	

特記事項	

様式１

策定年度	令和2年度	所管課	総務課

その他施設

財産区分		行政財産	中分類	駐輪場	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	地積（㎡）
	18	駐輪場	石橋駐輪場	石橋1丁目164－2（地番）	529.6

概要

設置目的

池田市土地開発公社より代物弁済によって取得した土地。

運営主体

直営

現状と課題

・平成26年度よりNPO法人と賃貸借契約を結び、自転車駐車場施設の用途で土地を有償で貸し付けている。
・土地の管理については、賃借人が管理者として維持保全に努めることとしている。

対策の優先順位の考え方

適切に管理し、今後も維持していく。

様式2

行政財産	中分類	駐輪場	小分類	駐輪場	2/2
個別施設の状態等点検結果					
No	18	施設名称	石橋駐輪場		
適切に管理し、今後も維持していく。					
個別施設の実施方針と今後10年間の計画					
No	18	施設名称	石橋駐輪場		
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。				

年度	対策内容	概算（千円）	備考
	合計	0	

特記事項	

事務所等

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	総務課

その他施設

財産区分		普通財産	中分類	事務所等			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	19	事務所等	公民館内貸付部分（店舗・事務所）	236.6	平成26年（2014年）	RC造	有（新）

施設の概要

設置目的

中央公民館建替工事にて新築された建物のうち、1階店舗及び事務所スペース部分を普通財産としたもの。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
1階店舗部分については、出店者を公募し、現在医療法人と賃貸借契約を結び、医院として使用されている。
北側事務室については、池田交通安全協会・池田自家用自動車協会と賃貸借契約を結び、事務所として使用されている。
いずれも建物使用料及び共益費を毎月徴収している。

②劣化状況・維持管理コスト
中央公民館内にあるため、中央公民館の品質に依る。
平成26年に建築された建物であり、経年劣化による雨漏りや外壁のひび割れはみられない。多目的トイレやエレベーターの設置、手摺等のバリアフリー化は十分されている。

③利用状況
店舗、事務所ともに各賃借人が事業の運営を行っている。また、駅から近く立地が良いため、利用者も比較的多いと思われる。

④管理運営状況
賃借人が各貸付部分の管理運営を行っている。また、光熱水費については各賃借人が支払いを行っている。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
平成26年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化はみられない。利用者の安全を優先に、予防保全に努める。
【機能別再配置方針】
本施設については、他機能施設との複合化が可能であると考える。
現在は中央公民館内に設置されており、築年数が浅く、池田駅に近いことから利便性が高い。また現時点では各賃借人から移転・退去等の相談はないことから、10年以内に再配置を行う可能性は低いが、店舗及び事務所スペースの賃貸であることから他施設での運用は可能と考えられる。

普通財産	中分類	事務所等	小分類	事務所等	2/3

評価結果

一次評価結果

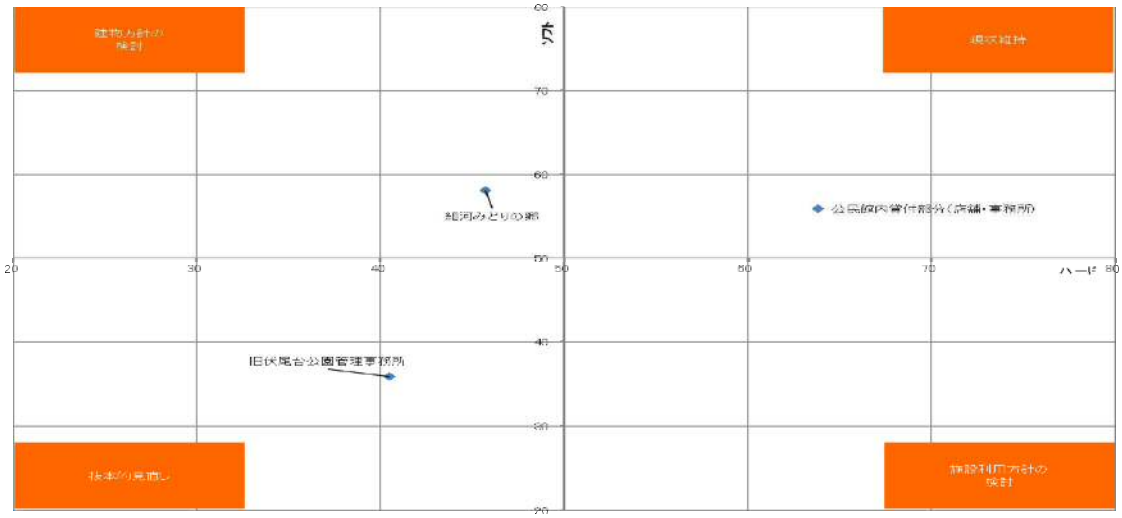

事務所等における共通項目として、ハード面劣化状況（耐震化含む）、バリアフリー状況、ソフト面でコスト評価した。事務所等の性質に鑑み、ソフト面の評価に開館率の項目を追加して評価した。
以上の項目を総合的に判定し、ソフト面・ハード面を分けて偏差値として示した。

利用圏域区分	その他施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による設置義務はない。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

店舗部分については、賃貸借契約の契約期間は令和5年度末までとなっている。再契約については、期間満了前に出店者との調整が必要である。
池田交通安全協会・池田自家用自動車協会との賃貸借契約は毎年自動更新となっており、現時点で移転や退去等の予定はない。
駅からも近く立地が良いことから、両者とも今後も一定の利用者数が見込まれる。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

店舗及び事務所スペースの賃貸であることから代替は可能だが、賃借人と現在の契約が継続している間は難しい。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

賃料・共益費を徴収し、歳入の確保ができている。民間活用による維持管理、運営を実施。適切な受益者負担を行っている。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
19	公民館内貸付部分（店舗・事務所）	維持	・「現状と課題」から、平成26年に建築された建物であり、経年劣化による雨漏りや外壁等のひび割れは見られず、健全性・安全性は確保できている。 ・「一次評価結果」においても「現状維持」であり、池田駅から近く利便性がよいため、今後も予防保全をしつつ、維持していく。

様式2

特記事項	

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
19	公民館内貸付部分（店舗・事務所）	内容	
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	0

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	農政課

その他施設

財産区分		普通財産	中分類	事務所等			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	20	事務所等	細河みどりの郷案内所	61.2	平成12年（2000年）	S造	有（新）

施設の概要

設置目的

細河地域コミュニティ運営に係る事務所として

運営主体

細河地域コミュニティ

現状と課題

①施設概略
細河地域コミュニティの事務所として使用されている施設であり、地域分権事業の推進や地域住民の寄合所として利用されている。前回は消防団の倉庫として利用されていた。

②劣化状況・維持管理コスト
平成12年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化は見られる。

③利用状況
事務所としての利用であり、細川地域コミュニティが利用している。

③管理運営状況
細河地域コミュニティに対し、使用用途を限定した上で使用貸借権の設定を行っている。
また今後においては地域分権制度の廃止が検討されているため、細河地域コミュニティの廃止に伴って当該施設の廃止も考えられる。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
平成12年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化が見られる。利用者の安全性を優先し、予防保全に努める。
【機能別再配置方針】
本施設については、他の機能施設との複合化は可能であると考える。
当該建築物でなくとも設置目的は果たすことができ、他施設への複合といった手法は十分可能である。また地域分権制度の廃止が検討されているため、細河地域コミュニティの廃止に伴って当該施設の廃止も考えられる。

普通財産	中分類	事務所等	小分類	事務所等	2/3

評価結果

一次評価結果

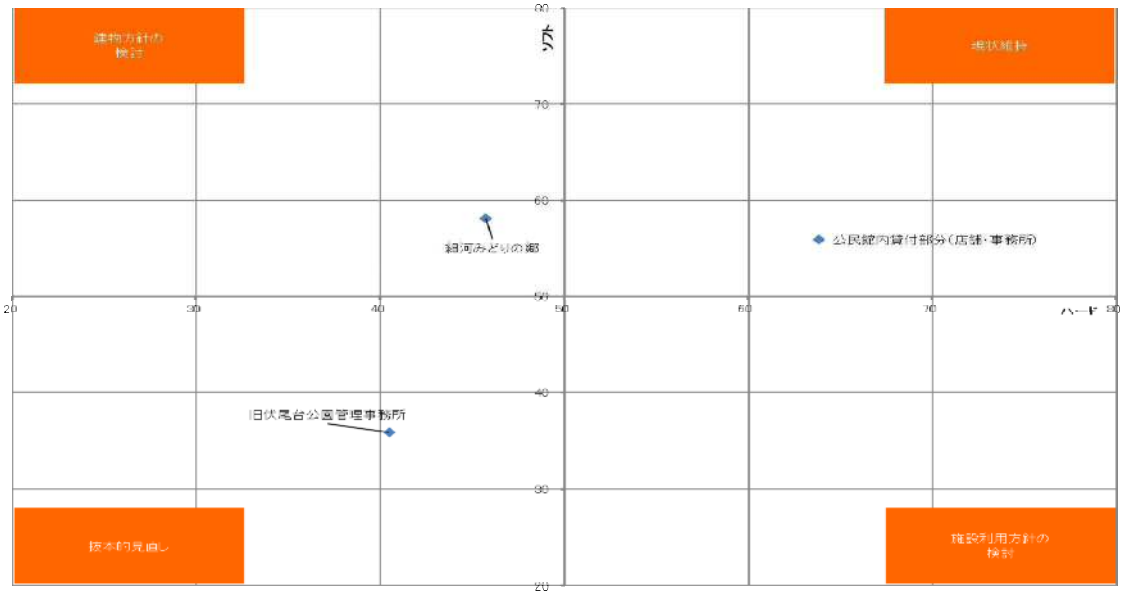

事務所等における共通項目として、ハード面劣化状況（耐震化含む）、バリアフリー状況、ソフト面でコスト評価した。事務所等の性質に鑑み、ソフト面の評価に開館率の項目を追加して評価した。
以上の項目を総合的に判定し、ソフト面・ハード面を分けて偏差値として示した。

利用圏域区分	その他施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による設置義務はない。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

細河地域コミュニティの利用に依る。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

事務所であるため、代替は十分可能。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

細川地域コミュニティが維持管理・運営を行っており、コストはかかっていない。受益者負担はそぐわない。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
20	細河みどりの郷案内所	維持	・「現状と課題」からみると、平成12年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化が見られる。 ・「一次評価結果」からみると、「建物方針の検討」とのことであり、ハード面において対策が必要である。地域分権制度の廃止等が検討されているため、当該施設の廃止も考えられるが、当面の間は予防保全しつつ、維持していく。

様式2

特記事項	

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
20	細河みどりの郷案内所	内容	
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	0

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	公園みどり課

その他施設

財産区分	普通財産	中分類	事務所等			1/3
施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
21	事務所等	旧伏尾台公園管理事務所	23.8	昭和58年（1983年）	軽S造	有（新）

施設の概要

設置目的

ほそごう地域コミュニティ推進協議会(伏尾台地区)運営に係る事務所として使用

運営主体

ほそごう地域コミュニティ推進協議会(伏尾台地区)

現状と課題

①施設概略
ほそごう地域コミュニティ推進協議会(伏尾台地区)の事務所として使用されている施設であり、地域分権事業の推進や地域住民の寄合所として利用されている。

②劣化状況・維持管理コスト
昭和58年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化は見られる。

③利用状況
事務所としての利用であり、ほそごう地域コミュニティ推進協議会(伏尾台地区)が利用している。

③管理運営状況
ほそごう地域コミュニティ推進協議会(伏尾台地区)にて管理運営。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
昭和58年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化が見られる。利用者の安全性を優先し、予防保全に努める。
【機能別再配置方針】
本施設については、他の機能施設との複合化は可能であると考える。
当該建築物でなくとも設置目的は果たすことができ、他施設への複合化といった手法は十分可能である。

普通財産	中分類	事務所等	小分類	事務所等	2/3

評価結果

一次評価結果

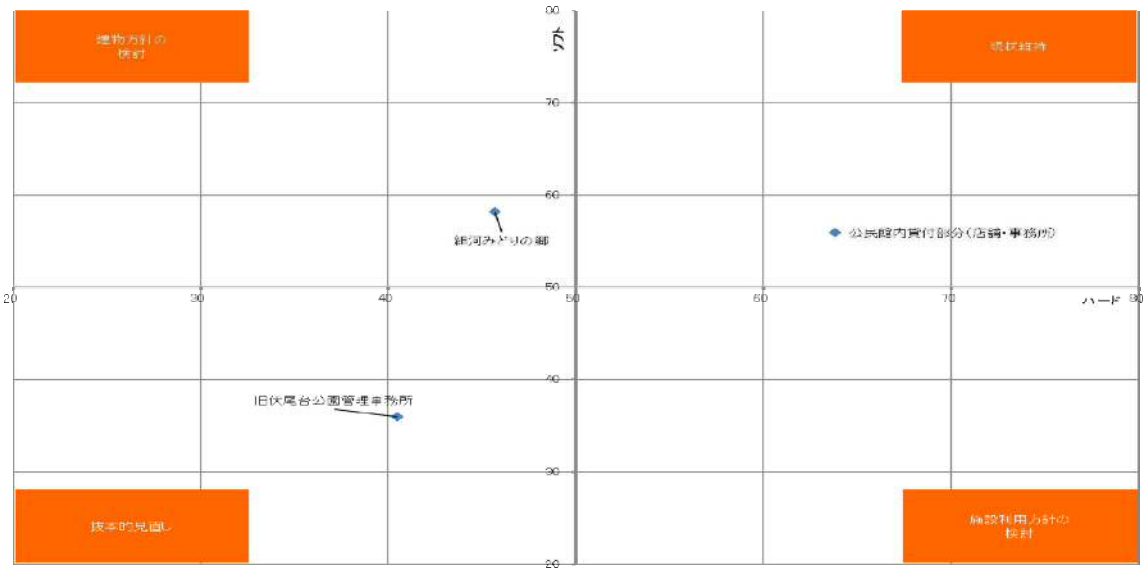

事務所等における共通項目として、ハード面劣化状況（耐震化含む）、バリアフリー状況、ソフト面でコスト評価した。事務所等の性質に鑑み、ソフト面の評価に開館率の項目を追加して評価した。
以上の項目を総合的に判定し、ソフト面・ハード面を分けて偏差値として示した。

利用圏域区分	その他施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による設置義務はない。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

ほそごう地域コミュニティ推進協議会(伏尾台地区)の利用に依る。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

事務所であるため、代替は十分可能。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

ほそごう地域コミュニティ推進協議会(伏尾台地区)が維持管理・運営を行っており、コストはかかっていない。受益者負担はそぐわない。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
21	旧伏尾台公園管理事務所	維持	・「現状と課題」からみると、昭和58年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化が見られる。 ・「一次評価結果」からみると、「抜本的見直し」とのことであり、ソフト面、ハード面ともに対策が必要である。施設の改修・修繕計画を検討し、維持していく。

様式2

特記事項	

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
21	旧伏尾台公園管理事務所	内容	改修
		概算額(改修費用)	5
合計		概算額	5

倉庫等

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	総務課

その他施設

財産区分		普通財産	中分類	倉庫等	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
	22	倉庫等	鉢塚町会倉庫	鉢塚2丁目7番24号	208.0
	23		宮之前町会消防倉庫	住吉2丁目12番8号	56.8
	24		豊島自治会倉庫	豊島南1丁目6番20号	81.0
	25		北轟木町会倉庫	住吉1丁目403（地番）	13.3
	26		井口堂地区倉庫	井口堂3丁目311-1（地番）	34.0
	27		石橋地区倉庫	井口堂3丁目311-1（地番）	18.2
	28		障がい者地域生活支援センター内町会倉庫	城南3丁目4番8号	15.3
	29		元公益質屋（がんがら火祭り準備作業所）	栄本町12番16号	134.8
	30		井口堂高架下倉庫	井口堂1丁目68-2他（地番）	135.1
	31		伏尾台倉庫	伏尾台3丁目4-3（地番）	37.5
	32		中央公民館敷地内倉庫	菅原町１－１	48.5

概要

設置目的

地元財産区より寄附を受けたもの、地元財産区操出金にて買収・建築したもの等

運営主体

地元自治会、会館運営委員会等

現状と課題

井口堂高架下倉庫に関しては、毎年使用許可申請を受けて許可をしている。また当該倉庫に関しては、建物使用料を徴収している。
中央公民館敷地内倉庫については、令和2年度に3R推進センターが中央公民館内に配置されたことに伴い、総務課及び環境政策課が所管している。
上記、中央公民館敷地内倉庫の総務課所管部分及びその他の倉庫については、毎年地元自治会等と使用貸借契約を結び、無償で貸し付けている。

築年数が40年を超過している倉庫が複数あり、建物性能は低くなっていると思われる。必要に応じ修繕を実施し、維持管理に努める。

対策の優先順位の考え方

利用者の安全確保が最優先である。老朽化の進んでいる施設から優先的に予防保全に努める。

普通財産	中分類	倉庫等	小分類	倉庫等	2/2
個別施設の状態等点検結果					
No	22	施設名称	鉢塚町会倉庫		
昭和45(1970)年建築。軽量鉄骨造。地元財産区より寄附を受ける。築年数が50年を経過し、建物性能が低くなっていると考えられる。					
No	23	施設名称	宮之前町会消防倉庫		
昭和46(1971)年建築。CB造。地元財産区より寄附を受ける。築年数が49年を経過し、建物性能が低くなっていると考えられる。					
No	24	施設名称	豊島自治会倉庫		
建築年度不明。木造。地元財産区よりの繰出金にて買収し買収後に改修工事を行う。建物性能が低くなっていると考えられる。					
No	25	施設名称	北轟木町会倉庫		
昭和51(1976)年建築。CB造。地元財産区よりの操出金にて建築される。築年数が45年を経過し、建物性能が低くなっていると考えられる。					
No	26	施設名称	井口堂地区倉庫		
平成7(1995)年建築。S造。					
No	27	施設名称	石橋地区倉庫		
平成23(2011)年建築。S造。地域の防災倉庫として使用されている。					
No	28	施設名称	障がい者地域生活支援センター内町会倉庫		
昭和63(1988)年建築。軽量鉄骨造、プレハブ造。					
No	29	施設名称	元公益質屋(がんがら火祭り準備作業所)		
RC造、S造。一部は平成9(1997)年に新築されたもの。					
No	30	施設名称	井口堂高架下倉庫		
昭和46(1971)年建築。CB造。昭和59年に水道部より引受け、当初は災害用備蓄資材倉庫として利用していた。その後、地元自治会等へ倉庫として使用を許可してきた。建物性能が低くなっていると考えられるが、必要に応じた修繕を実施し、適切な維持管理に努める。					
No	31	施設名称	伏尾台倉庫		
昭和56(1981)年建築。S造。昭和56年に阪急不動産㈱より寄附を受け、教育委員会所管の行政財産となっていたが、平成12年に普通財産へ用途変更された。					
No	32	施設名称	中央公民館敷地内倉庫		
平成26(2014)年建築。S造。令和2年度に中央公民館内に3R推進センターが配置されたことにより、総務課及び環境政策課が所管している。					

様式2

個別施設の実施方針と今後10年間の計画					
No	22	施設名称	鉢塚町会倉庫		
実施方針	適切に修繕を行い今後も維持していく				
年度	対策内容	概算（千円）	備考		
		合計	0		
No	23	施設名称	宮之前町会消防倉庫		
実施方針	適切に修繕を行い今後も維持していく				
年度	対策内容	概算（千円）	備考		
		合計	0		
No	24	施設名称	豊島自治会倉庫		
実施方針	適切に修繕を行い今後も維持していく				
年度	対策内容	概算（千円）	備考		
		合計	0		
No	25	施設名称	北轟木町会倉庫		
実施方針	適切に修繕を行い今後も維持していく				
年度	対策内容	概算（千円）	備考		
		合計	0		
No	26	施設名称	井口堂地区倉庫		
実施方針	適切に修繕を行い今後も維持していく				
年度	対策内容	概算（千円）	備考		
		合計	0		
No	27	施設名称	石橋地区倉庫		
実施方針	適切に修繕を行い今後も維持していく				
年度	対策内容	概算（千円）	備考		
		合計	0		
No	28	施設名称	障がい者地域生活支援センター内町会倉庫		
実施方針	適切に修繕を行い今後も維持していく				
年度	対策内容	概算（千円）	備考		
		合計	0		

様式2

No	29	施設名称	元公益質屋（がんがら火祭り準備作業所）
実施方針	適切に修繕を行い今後も維持していく		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
	合計	0	

No	30	施設名称	井口堂高架下倉庫
実施方針	適切に修繕を行い今後も維持していく		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
	合計	0	

No	31	施設名称	伏尾台倉庫
実施方針	適切に修繕を行い今後も維持していく		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
	合計	0	

No	32	施設名称	中央公民館敷地内倉庫
実施方針	適切に修繕を行い今後も維持していく		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
	合計	0	

特記事項	

様式１

策定年度	令和2年度	所管課	危機管理課

その他施設

財産区分		行政財産	中分類	倉庫等	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
	33	倉庫等	防災備蓄倉庫	池田市中川原町498番地	793.0

概要

設置目的

災害に備えた物資の備蓄、保管及び救援物資受入の円滑化を目的とする。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
旧細河小学校本校舎を解体し、跡地に災害に備えた物資の備蓄、保管及び救援物資受入の円滑化を目的とした、池田市防災備蓄倉庫を建築した。（令和２年３月完成）
②劣化状況
令和２年に建築された倉庫であり、劣化はみられない。
③備蓄状況
姫室の備蓄倉庫等より移送中
④管理運営状況
光熱水費・設備保守点検（消防・自家発など）は実施している。

対策の優先順位の考え方

一部の敷地が土砂災害警戒区域（イエローゾーン：土砂最大想定50cm）のため、基礎を１m上げている。
基本的には無人であるが、有事の際は職員が泊まり込みで物資の受援及び配備にあたる。
新築物件につき、当面１０年間は災害による被害が無いかぎり、安全であると考えており、今後は予防保全に努め維持していく。

様式2

行政財産	中分類	倉庫等	小分類	倉庫等	2/2

個別施設の状態等点検結果

No	33	施設名称	防災備蓄倉庫

・自家発電機の定期点検は問題無し。
・消防設備点検の定期点検は令和2年度より開始予定。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	33	施設名称	防災備蓄倉庫
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
	合計	0	

特記事項	

様式１

策定年度	令和2年度	所管課	教育センター

その他施設

財産区分		行政財産	中分類	倉庫等	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
	34	倉庫等	ボーイスカウト集会場	栄町11番8号	41.3

概要

設置目的

ボーイスカウト訓練用備品格納および団員の集会連絡所。市内全スカウト活動拠点として使用。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
栄町11番8号にある地上１階建て倉庫

②劣化状況
昭和53年に竣工。基本平日は無人。経年劣化による老朽化はみられる。

③利用状況
年間利用者数延べ2,000人

④管理運営状況
無償貸付（ボーイスカウト）、年間開館日数100日

対策の優先順位の考え方

利用者の安全確保が最優先であり、予防保全しつつ、維持していく。

様式２

行政財産	中分類	倉庫等	小分類	倉庫等	2/2

個別施設の状態等点検結果

No	34	施設名称	ボーイスカウト集会所

1978年建築。今後は修繕等を計画しながら維持を図る。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	34	施設名称	ボーイスカウト集会所
実施方針	老朽箇所を修繕しながら維持を図る。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
	合計	0	

特記事項	

車両置き場

様式１

策定年度	令和2年度	所管課	交通道路課

その他施設

財産区分		行政財産	中分類	その他	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
	35	車両置き場	放置自転車等保管場所	池田市鉢塚一丁目9番25号	270.9

概要

設置目的

池田駅、石橋阪大前駅周辺の放置自転車等禁止区域内に放置されている自転車等の移動、保管及び返還手続きを行うため。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
昭和63年6月に設置。
②劣化状況
建物が老朽化し、雨漏り等生じることがあるが、予算の修繕料にて随時対応している。
防犯面は、有刺鉄線の設置、扉の施錠はしているが懸念がある。
③利用状況の推移
【移動台数】
令和元年度　1,613台　平成30年度　1,896台
④維持管理コスト
光熱水費
令和元年度　電気使用料131,869円　水道使用料17,419円

対策の優先順位の考え方

建築されてから32年経過しており計画的に修繕等を行っているが、今後も計画的に修繕等を行い予防保全に努める。
基本的には有人で運営・建物の管理を行っており、今後も継続して適切に管理していく。

様式2

行政財産	中分類	その他	小分類	車両置き場	2/2

個別施設の状態等点検結果

No	35	施設名称	放置自転車等保管場所

直営にて点検しているが、建物の老朽化が見られる。
台風や大雨が降った際には、雨漏り等のが生じる。また、施設をトタンで覆っているため防犯面においても懸念が残る。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	35	施設名称	放置自転車等保管場所
実施方針	適切に修繕を行い、今後も維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和3年度～令和11年度	防犯対策	16	防犯カメラの導入検討。
	合計	16	

特記事項	

旧学校

策定年度	令和2年度	所管課	総務課

その他施設

財産区分	普通財産	中分類	その他施設			1/3
施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
36	旧学校	旧細河幼稚園（建物）	318.8	昭和41年（1966年）	S造	未診断

施設の概要

設置目的

平成16年、市立幼稚園の再編成・再構築により普通財産に用途変更した。平成20年3月31日より教育委員会所管の行政財産となるが、平成24年9月11日より、遊戯室を除く部分について総務課所管の普通財産に用途変更された。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
教室等4室を有する施設であり、うち3室については、NPO法人と使用貸借契約を結び、地域分権事業の一環として高齢者向け福祉事業に利用されている。
②劣化状況・維持管理コスト
築年数が54年を経過し、経年劣化による老朽化が見られる。また耐震診断も未診断である。
③利用状況
3室については、NPO法人が高齢者向け福祉事業に利用している。その他1室については庁内他部署が倉庫等として使用をしている。
④管理運営状況
使用貸借契約を結んでいる3室については、使用者であるNPO法人が管理運営を行っている。
その他1室については、総務課が管理を行っている。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	○	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
昭和41年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化が見られる。利用者の安全性を優先すべく、改修・修繕等の計画を検討し、維持に努める。
【機能別再配置方針】
同様の機能を備えた施設であれば、複合化や民間施設の活用は可能であると考える。

普通財産	中分類	その他施設	小分類	旧学校	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に7施設あるが、使用用途が大きく異なっており、ソフト指標を統一することが不可能であるため、ポートフォリオ分析は実施していない。

【建物状況】
昭和41年に建築され、築年数は54年を経過し、建物基礎部分のひび割れや塗装の剥がれなど、建物全体の老朽化が進んでいる。

【利用状況】
3室については使用貸借契約を結び、NPO法人が利用しており、その他1室については、庁内他部署が倉庫等として利用している。

【コスト】
3室については、使用者であるNPO法人が管理運営を行っている。またその他1室については総務課が管理している状況であり、コストについては緊急的な修繕等がある場合、対応している。

利用圏域区分	その他施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による設置義務はない。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

4室とも、今後も継続的に利用される見込みである。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

同様の機能が整っている施設であれば、民間施設・公共施設での代替は可能。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

施設の使用に関しては、無償で貸付けを行っている。NPO法人の使用部分については、すでに民間活用による状況といえる。当該部分については地域分権事業の一環として使われており、その他1室は庁内他部署によって利用されており、受益者負担を行うべき施設ではないと考えられる。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
36	旧細河幼稚園（建物）	維持	・「現状と課題」「一次評価結果」から見ると、築54年を経過し、建物の老朽化が進んでおり、耐震性も未診断である。 ・地域分権事業の一環として利用されていることから、必要に応じた改修・修繕を行い適切な維持管理に努める。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
36	旧細河幼稚園（建物）	内容	改修
		概算額(改修費用)	70
合計		概算額	70

策定年度	令和2年度	所管課	生涯学習推進課

その他施設

財産区分		行政財産	中分類	その他施設			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	37	旧学校	旧細河幼稚園（遊戯室）	81.0	昭和41年（1966年）	S造	未診断

施設の概要

設置目的

平成16年、市立幼稚園の再編成・再構築により普通財産に用途変更した。平成20年3月31日より教育委員会所管の行政財産となる。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
幼稚園統廃合により、現在は未使用である。
②劣化状況・維持管理コスト
昭和41年に建築された建物であり、経年劣化によるかなりの老朽化が見られる。また耐震診断も未診断である。
③利用状況
現在は利用はない。
④管理運営状況
生涯学習推進課が管理している。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	○	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
昭和40年に建築された建物であり、経年劣化によるかなりの老朽化が見られる。今後は活用方法、施設を維持するための改修・修繕等の計画を検討していく必要がある。
【機能別再配置方針】
本施設については、改修・修繕等を行えば、フリースペース等の複合化した活用が可能であると考える。

様式2

行政財産	中分類	その他施設	小分類	旧学校	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に7施設あるが、使用用途が大きく異なっており、7施設のソフト指標を統一することが不可能であるため、ポートフォリオ分析は実施していない。

【建物状況】
昭和41年に建築され、湿気による床の崩壊や塗装の剥がれなど、建物全体の老朽化がかなり進んでいる。

【利用状況】
現在は未使用であり、利用はない。

【コスト】
市による直営。生涯学習推進課にて管理運営している。

利用圏域区分	その他施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による設置義務はない。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

現在は未使用であり、利用はない。活用方法の検討が必要である。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

現在は未使用であり、活用方法の検討が必要である。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

市による直営。最低限の管理運営費にて運営している状態である。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
37	旧細河幼稚園（遊戯室）	維持	・「現状と課題」「一次評価結果」から見ると、昭和41年に建築された建物であり、建物の老朽化がかなり進んでおり、耐震性も未診断である。 ・現在は未使用であり、維持・活用方法については検討していく必要がある。今後においては、必要に応じた改修・修繕を行い適切な維持管理に努める。

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
37	旧細河幼稚園(遊戯室)	内容	改修
		概算額(改修費用)	18
合計		概算額	18

策定年度	令和2年度	所管課	生涯学習推進課

その他施設

財産区分		普通財産	中分類	その他施設			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	38	旧学校	旧細河小学校（東校舎）	911.0	昭和47年（1972年）	RC造	未診断
	39		旧細河小学校（屋内運動場）	1,183.0	昭和51年（1976年）	RC造	補強済

施設の概要

設置目的

細河小学校廃校後、学校跡地を地域住民の交流拠点及び文化財収蔵庫として活用

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
平成26年4月にほそごう学園開校に伴い細河小学校廃校。
東校舎については、文化財の収蔵庫として活用。
屋内運動場については、主に地域のスポーツ交流の場として活用し、災害時に指定避難場所としても活用。体育館と同棟にある学習室は、地域住民等の活動場所として活用している。
②劣化状況・維持管理コスト
東校舎については、昭和47年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化が進んでいる。
屋内運動場については、昭和51年に建築された建物であり、経年劣化による老朽化が進んでいる。
③利用状況
東校舎については、文化財の収蔵庫として活用されているため、利用はない。
屋内運動場については、地域の団体が継続して利用している状況。
④管理運営状況
市による直営にて管理運営を行っている。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	－	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	－	転用	○

【対策の優先順位】
東校舎（昭和41年）体育館（昭和51年）に建築された建物であり、老朽化が進んでいる。今後の活用について方向性を決めていくことが優先される。また利用者もあることから安全性を優先し、改修・修繕計画を検討しつつ、維持していく。
【機能別再配置方針】
旧細河小学校は廃校となっているため、転用以外の再配置手法の対象とはならないと考えられる。ただし、転用の場合災害時の避難所としての機能の維持について検討が必要。

様式2

普通財産	中分類	その他施設	小分類	旧学校	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に7施設あるが、使用用途が大きく異なっており、ソフト指標を統一することが不可能であるため、ポートフォリオ分析は実施していない。

【建物状況】
東校舎・体育館ともに築年数経過に伴う老朽化が進んでおり、経年劣化による老朽が見られる。

【利用状況】
東校舎については、文化財の収蔵庫として活用されているため、利用はない。
屋内運動場については、地域の団体が継続して利用している状況。また避難所としての役割もある。

【コスト】
市による直営にて管理運営を行っている。
管理運営費
令和元年度1，545千円　平成30年度1，892千円　平成29年度2，076千円

利用圏域区分	その他施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による設置義務はない。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

公共交通機関を利用してのアクセスは良好とはいえない。
主に近隣住民を対象としており、利用状況が大きく変わることは想定されない。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

交流拠点としては他の施設活用の余地もあるが、避難所としての機能は代替不可

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

廃校となっており、積極的な活用を行っていないことからコスト面の改善を図れるほどの管理をしていない。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
38	旧細河小学校（東校舎）	維持	・「現状と課題」「1次評価結果」から両施設ともに、築年数が経過しており、経年劣化による老朽化が見られる。 ・今後の活用方法について方向性を決めていく必要がある。現状は、地域住民の利用もあり、避難所としての役割もあることから、改修・修繕計画を検討し、維持していく。
39	旧細河小学校（屋内運動場）	維持	

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
38	旧細河小学校（東校舎）	内容	改修
		概算額(改修費用)	7
39	旧細河小学校（屋内運動場）	内容	改修
		概算額（改修費用）	55
合計		概算額	62

様式１

策定年度	令和2年度	所管課	生涯学習推進課

その他施設

財産区分		普通財産	中分類	その他施設	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	地積（㎡）
	40	旧学校	旧細河小学校（運動場）	池田市中川原317-1ほか	4,791.0

概要

設置目的

細河小学校廃校後、学校跡地を地域住民の交流拠点として活用

運営主体

直営

現状と課題

・平成26年4月にほそごう学園開校に伴い細河小学校を廃校。
・地域のスポーツ交流の場として活用している
・管理については市が直営にて行っており、シルバー人材センターに依頼し、掃除等を行っている。

対策の優先順位の考え方

旧細河小学校の今後の方針に準ずるところであるが、現状は、利用者の安全性を優先し、維持していく方向である。

様式２

普通財産	中分類	その他施設	小分類	旧学校	2/2

個別施設の状態等点検結果

No	40	施設名称	旧細河小学校（運動場）

シルバー人材センターに依頼し、掃除等を行っている。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	40	施設名称	旧細河小学校（運動場）
実施方針	今後も利用者の安全性を優先し、維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2年～令和11年	清掃作業	738	令和2年8月より実施　6,362円/月
	合計	738	

特記事項	

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	総務課

その他施設

財産区分		普通財産	中分類	その他施設			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	41	旧学校	旧伏尾台小学校（南校舎）	3,310.3	昭和55年（1980年）	RC造	補強済
	42		旧伏尾台小学校（北校舎東）	1,899.6	昭和60年（1985年）	RC造	有（新）
	43		旧伏尾台小学校（北校舎西）	266.2	平成3年（1991年）	RC造	有（新）

施設の概要

設置目的

ほそごう学園の開校に伴い、平成26年度末をもって伏尾台小学校が閉校後、地域住民活動の場、子ども・若者支援を行う拠点、伏尾台地域の創生に向けた取り組み等を行う施設として活用されることとなった。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
現在、6つの団体に教室等を貸与し、それぞれに事業や活動を行っている。施設の主な利用者は、各事業の利用者である。
②劣化状況・維持管理コスト
校舎毎に建築年度は異なるが、最も建築年度の古い南校舎で、築年数が40年を経過しており、一部コンクリートの剥落が見られるなど老朽化が進行している。近年は、毎年複数箇所の修繕が必要となっており、今後も修繕料が増加する見込みである。
近年の大規模な工事としては、平成29年度に南校舎の耐震補強工事及び屋上防水工事を行った。
③利用状況
公募により選定した事業者等、計6つの団体が教室を活用し事業や活動を行っており、ほぼすべての教室が利用されている。
④管理運営状況
事業者の公募や選定については市が行うが、施設の管理業務については委託している。
・管理業務委託料
令和元年度　3,117千円　平成30年度6,645千円　平成29年度5,468千円

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	－	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	－	転用	－

【対策の優先順位】
校舎毎に建築年度は異なるが、最も古い南校舎で築年数が40年経過しており、一部コンクリートの剥落が見られるなど老朽化が見られる。利用者の安全性を優先すべく、改修・修繕等の計画を検討し、維持に努める。
【機能別再配置方針】
本施設は、旧学校を利活用し、伏尾台地域の創生に向けた取り組み等を行う施設として設置しており、再配置については、設置目的から外れることになるため難しいと考える。

様式2

普通財産	中分類	その他施設	小分類	旧学校	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に7施設あるが、使用用途が大きく異なっており、7施設のソフト指標を統一することが不可能であるため、ポートフォリオ分析は実施していない。

【建物状況】
校舎毎に建築年度が違うが、最も古い南校舎で築年数が40年経過しており、一部コンクリートの剥落が見られるなど老朽化が見られる。

【利用状況】
公募により選定した事業者等、計6つの団体が教室を活用し事業や活動を行っており、ほぼ全ての教室が利用されている。

【コスト】
施設の管理業務については委託している。
・管理運営委託
令和元年度　3,117千円　平成30年度6,645千円　平成29年度5,468千円

利用圏域区分	その他施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律による設置義務はない。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

各事業者との賃貸借契約期間中は、継続して利用される見込みである。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

本施設は、旧学校を利活用し、伏尾台地域の創生に向けた取り組み等を行う施設として設置しており、代替については設置目的から外れることになるため難しいと考える。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

コスト面では消防用設備点検や清掃等の管理業務を委託しており、必要に応じて契約内容を見直したうえで管理委託料を支払っている。また、貸付部分に関しては各事業者が維持管理・運営を行っており、すでに民間活用をしている状態といえる。受益者負担については、一部団体を除き、各事業者より使用料及び共益費を徴収しているほか、貸付部分の光熱水費についても原則各事業者の負担としている。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
41	旧伏尾台小学校（南校舎）	維持	「現状と課題」「一次評価結果」から見ると、建築年度が最も古い南校舎で、築年数が40年を経過し、建物の老朽化が進んでいる。各事業者からは賃貸借料を徴収し施設を使用しているため、必要に応じた改修・修繕を計画し、適切な維持管理に努める。
42	旧伏尾台小学校（北校舎東）		
43	旧伏尾台小学校（北校舎西）		

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用(百万円)
41	旧伏尾台小学校(南校舎)	内容	改修
		概算額(改修費用)	728
42	旧伏尾台小学校(北校舎東)	内容	改修
		概算額(改修費用)	418
43	旧伏尾台小学校(北校舎西)	内容	
		概算額(改修費用)	0
合計		概算額	1,146

旧給食センター

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	給食センター

その他施設

財産区分		行政財産	中分類	その他施設			1/3
対象施設	施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
	45	旧給食センター	旧給食センター（本館）	1,593.0	昭和40年（1965年）	S造	未診断（調理場のみ有）
	46		旧給食センター（附属建物）	102.6	昭和40年（1965年）	S造、CB造	未診断

施設の概要

設置目的

学校給食法に基づく、市内学校園への学校給食を提供するために設置。
現在は、令和2年8月に新給食センターを設置したため、使用されていない。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概要
学校給食法に基づく、市内学校園への学校給食を提供するために設置。
現在は、令和2年8月に新給食センターを設置したため、使用されていない。
②劣化状況
本館、附属建物については昭和40年に建築し、その後昭和47年に本館を増築、平成14年に調理場を増築した。耐震性について、調理場のみが新耐震であるが、その他の部分に関しては未診断であり、経年劣化による老朽化が見られる。
③利用状況
現在は使用されておらず、利用はない状況。
④管理運営状況
給食センターが所管となり、管理している状況。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	－	機能統合	－	民間活用	－	広域連携	－	転用	－

新給食センターの設置に伴い、本施設については解体をする方向である。今後については、跡地についての活用方法を検討する。

様式2

行政財産	中分類	その他施設	小分類	旧給食センター	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に2施設あるが、現在利用していない状態であり、ポートフォリオ分析は不可である。
施設の建物及び機能についての評価は下記のとおり。

【建物状況】
昭和40年に本館を建築、その後昭和47年に本館増築、平成14年に調理場を増築した。
経年劣化による老朽化が見られる。
【利用状況】
新給食センターの設置に伴い、現在は使用されておらず、利用はない状況。
【コスト】
給食センターが所管として、管理している状況。

利用圏域区分	その他施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

元は学校給食法第6条に基づき設置。現在は使用しておらず設置義務もない。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

現在、利用はない状況。今後の活用方法については検討する必要がある。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

現在、利用はない状況。今後の活用方法については検討する必要がある。

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

現在は使用しておらず、コストはかかっていない。給食センターにて管理している状況。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
45	旧給食センター（本館）	廃止	新給食センターの設置に伴い、解体をする方向である。跡地について有効活用を検討し、解体時期についても検討していく方向である。
46	旧給食センター（附属建物）	廃止	

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
45	旧給食センター（本館）	内容	解体
		概算額(改修費用)	153
46	旧給食センター（附属建物）	内容	解体
		概算額（改修費用）	10
合計		概算額	163

野菜洗場

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	農政課

その他施設

財産区分		普通財産	中分類	その他施設	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
	47	野菜洗場	共同野菜洗場	神田2丁目662-3	24.9

概要

設置目的

蔬菜栽培の振興及び水田利用再編対策の一環として野菜栽培の定着化を図ることを目的として設置。

運営主体

脇塚農業実行組合

現状と課題

脇塚農業実行組合と管理規定を結んでおり、維持管理及びその他運営に係る経費は農業実行組合が負担することになっている。現在でも数名の利用者がおり、定期的に利用されている。

対策の優先順位の考え方

管理規定により、施設の存続、改修及び撤去については、地元農業実行組合の意向次第である。
またその金銭的負担についても、地元実行組合が負担するものである。

様式2

普通財産	中分類	その他施設	小分類	野菜洗場	2/2

個別施設の状態等点検結果

No	47	施設名称	共同野菜洗場

経年劣化している。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	47	施設名称	共同野菜洗場
実施方針	市としては更新は検討していない。修繕等を行う場合は管理規定に基づき地元負担で行う。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
	合計	0	

特記事項	

公衆便所

様式１

策定年度	令和2年度	所管課	業務センター

公衆便所

財産区分		1.2.4行政財産3.借用	中分類	公衆便所	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
	1	公衆便所	池田駅前公衆便所	栄町3番地	27.8
	2		電話局前公衆便所	栄町2975番地	4.0
	3		栄本町公衆便所	栄本町3029番地	17.6
	4		伏尾町公衆便所	伏尾町11番地の1	15.0

概要

設置目的

公衆衛生の維持向上

運営主体

直営

現状と課題

防疫及び公衆便所清掃維持管理事業の公衆便所清掃のみシルバー人材センターに委託している。
栄本町公衆便所は岸上モータープール建物内にあり無償にて一部借用している。

対策の優先順位の考え方

適切に管理し、維持していく。

1.2.4行政財産3借用	中分類	公衆便所	小分類	公衆便所	2/2

個別施設の状態等点検結果

No	1	施設名称	池田駅前公衆便所

現時点では特に問題ない。

No	2	施設名称	栄町公衆便所

現時点では特に問題ない。

No	3	施設名称	栄本町公衆便所

現時点では特に問題ない。

No	4	施設名称	伏尾町公衆便所

現時点では特に問題ない。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	1	施設名称	池田駅前公衆便所
実施方針	適切に管理し、維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2年～11年	公衆便所清掃委託業務	7,240	公衆便所4カ所をまとめて委託している
	合計	7,240	

No	2	施設名称	電話局前公衆便所
実施方針	適切に管理し、維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2年～11年	公衆便所清掃委託業務	7,240	公衆便所4カ所をまとめて委託している
	合計	7,240	

No	3	施設名称	栄本町公衆便所
実施方針	適切に管理し、維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2年～11年	公衆便所清掃委託業務	7,240	公衆便所4カ所をまとめて委託している
	合計	7,240	

様式2

No	4	施設名称	伏尾町公衆便所	
実施方針		適切に管理し、維持していく。		
年度		対策内容	概算（千円）	備考
令和2年～11年		公衆便所清掃委託業務	7,240	公衆便所4カ所をまとめて委託している
		合計	7,240	
特記事項				

その他土地

土地活用

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	総務課

その他土地

財産区分		普通財産	中分類	土地活用	1/2
	No.	小分類	名称	所在地	地積（㎡）
対象施設	1	土地活用	職業安定所	栄本町12番9号	1,285.8
	2		元室町派出所	室町5番10号	91.4
	3		伏尾台派出所用地	伏尾台2丁目115番地	137.5
	4		荘園口派出所	鉢塚3丁目13番29号	33.1
	5		石橋派出所	天神1丁目427-5（地番）	159.0
	6		満寿美町派出所	満寿美町5番2号	64.6
	7		旧古江共同浴場跡及び道路残地	古江町426番地の1	260.1
	8		元本町市場	栄本町11番13号	950.1
	9		城山住宅跡	城山町1番16号	94.2
	10		旧山の家分室跡地	五月山5丁目13-1、13-2（地番）	821.5
	11		城山町宅地	城山町2548（地番）	165.3
	12		古江町宅地	古江町640-24、640-28（地番）	175.0
	13		五月丘4丁目宅地	五月丘4丁目13（地番）	171.1
	14		旧緑丘幼稚園跡地	緑丘2丁目5番1号	1.2
	15		五月山高台	木部町11-5、中川原町6-47他（地番）	14,025.0
	16		古江町4-3	古江町4番地の3	353.0
	17		古江町12	古江町12番地	89.0
	18		上渋谷雑種地	渋谷3丁目7番、4番	79.5
	19		緑丘公共用地	緑丘1丁目343他（地番）	340.4
	20		五月丘雑種地	五月丘5丁目29他（地番）	5,295.0
	21		杉ヶ谷川雑種地	綾羽2丁目80-2、80-3（地番）	46.0
	22		新町水路用地	綾羽2丁目2401-2他（地番）	4.8
	23		北今在家広場	豊島南1丁目81-1他（地番）	1,248.9
	24		元素面地	石橋2丁目23-15（地番）	2.7
	25		伏尾町雑種地	伏尾町72-261、72-328（地番）	174.0
	26		旧古江消防ポンプ格納庫	古江町132番地の1	9.5
	27		栄本町他町会倉庫	栄本町3137-3（地番）	164.5
	28		元古江町第1駐車場	東山町799-1（地番）	179.0
	29		古江法面保護用地	古江町8-1、8-11、8-14（地番）	1,290.0

	30		井口堂会館残地	井口堂1丁目391－4（地番）	33.0
	31		元杉ヶ谷関連事業用地	城山町67-1他（地番）	1,084.6

概要

設置目的

特定の行政目的を持たない土地（普通財産）であり、有償あるいは無償で貸し付けているものもある。

運営主体

直営

現状と課題

職業安定所、元本町市場、城山住宅跡、旧山の家分室跡地の一部及び五月山高台の一部については、有償で貸し付けを行っている。
元室町派出所、荘園口派出所、石橋派出所、満寿美町派出所、北今在家広場、栄本町他町会倉庫については、無償で貸付けを行っている。
除草や植栽管理のための費用が発生しているものがある。

対策の優先順位の考え方

除草や植栽管理を委託している土地については、今後も継続して業務を委託し、近隣等へ影響がないように配慮する必要がある。

普通財産	中分類	土地活用	小分類	土地活用	2/2
個別施設の状態等点検結果					
No	1	施設名称	職業安定所		
大阪労働局に有償で貸し付けている。					
No	2	施設名称	元室町派出所		
室町会に無償で貸し付けている。					
No	3	施設名称	伏尾台派出所用地		
適切に管理し、今後も維持していく。					
No	4	施設名称	荘園口派出所		
大阪府に無償で貸し付けている。					
No	5	施設名称	石橋派出所		
大阪府に無償で貸し付けている。					
No	6	施設名称	満寿美町派出所		
大阪府に無償で貸し付けている。					
No	7	施設名称	旧古江共同浴場跡及び道路残地		
毎年、除草委託している。					
No	8	施設名称	元本町市場		
有償で貸し付けている。					
No	9	施設名称	城山住宅跡		
有償で貸し付けている。					
No	10	施設名称	旧山の家分室跡地		
一部を有償で貸し付けている。					
No	11	施設名称	城山町宅地		
毎年、除草委託している。					
No	12	施設名称	古江町宅地		
毎年、除草委託している。					

No	13	施設名称	五月丘4丁目宅地
適切に管理し、今後も維持していく。			
No	14	施設名称	旧緑丘幼稚園跡地
適切に管理し、今後も維持していく。			
No	15	施設名称	五月山高台
一部を有償で貸し付けている。			
No	16	施設名称	古江町4-3
適切に管理し、今後も維持していく。			
No	17	施設名称	古江町12
毎年、除草委託している。			
No	18	施設名称	上渋谷雑種地
適切に管理し、今後も維持していく。			
No	19	施設名称	緑丘公共用地
毎年、除草委託している。			
No	20	施設名称	五月丘雑種地
毎年、除草委託している。			
No	21	施設名称	杉ヶ谷川雑種地
適切に管理し、今後も維持していく。			
No	22	施設名称	新町水路用地
適切に管理し、今後も維持していく。			
No	23	施設名称	北今在家広場
地元自治会に無償で貸し付けている。毎年、植栽管理を委託している。			
No	24	施設名称	元素面地
適切に管理し、今後も維持していく。			
No	25	施設名称	伏尾町雑種地
適切に管理し、今後も維持していく。			

No	26	施設名称	旧古江消防ポンプ格納庫
毎年、除草を委託している。			
No	27	施設名称	栄本町他町会倉庫
地元自治会等に倉庫敷地として貸し付けている。			
No	28	施設名称	元古江町第1駐車場
適切に管理し、今後も維持していく。			
No	29	施設名称	古江法面保護用地
毎年、除草委託している。			
No	30	施設名称	井口堂会館残地
適切に管理し、今後も維持していく。			
No	31	施設名称	元杉ヶ谷関連事業用地
適切に管理し、今後も維持していく。			

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	1	施設名称	職業安定所
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく		
年度	対策内容	概算（千円）	備考
		合計	0

No	2	施設名称	元室町派出所
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく		
年度	対策内容	概算（千円）	備考
		合計	0

No	3	施設名称	伏尾台派出所用地
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく		
年度	対策内容	概算（千円）	備考
		合計	0

No	4	施設名称	荘園口派出所
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく		
年度	対策内容	概算（千円）	備考
		合計	0

No	5	施設名称	石橋派出所
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく		
年度	対策内容	概算（千円）	備考
		合計	0

様式2

No	6	施設名称	満寿美町派出所
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく		
年度	対策内容	概算(千円)	備考
		合計	0

No	7	施設名称	旧古江共同浴場跡及び道路残地
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく		
年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11	除草委託	310	
		合計	310

No	8	施設名称	元本町市場
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく		
年度	対策内容	概算(千円)	備考
		合計	0

No	9	施設名称	城山住宅跡
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく		
年度	対策内容	概算(千円)	備考
		合計	0

No	10	施設名称	旧山の家分室跡地
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく		
年度	対策内容	概算(千円)	備考
		合計	0

No	11	施設名称	城山町宅地
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく		
年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11	除草委託	1,500	
		合計	1,500

No	12	施設名称	古江町宅地
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく		
年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11	除草委託	340	
		合計	340

No	13	施設名称	五月丘4丁目宅地
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく		
年度	対策内容	概算(千円)	備考
		合計	0

No	14	施設名称	旧緑丘幼稚園跡地
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく		
年度	対策内容	概算(千円)	備考
		合計	0

No	15	施設名称	五月山高台	
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく			
年度		対策内容	概算(千円)	備考
		合計	0	
No	16	施設名称	古江町4-3	
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく			
年度		対策内容	概算(千円)	備考
		合計	0	
No	17	施設名称	古江町12	
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく			
年度		対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11		除草委託	270	
		合計	270	
No	18	施設名称	上渋谷雑種地	
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく			
年度		対策内容	概算(千円)	備考
		合計	0	
No	19	施設名称	緑丘公共用地	
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく			
年度		対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11		除草委託	1,510	
		合計	1,510	
No	20	施設名称	五月丘雑種地	
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく			
年度		対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11		除草委託	2,660	
		合計	2,660	
No	21	施設名称	杉ヶ谷川雑種地	
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく			
年度		対策内容	概算(千円)	備考
		合計	0	
No	22	施設名称	新町水路用地	
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく			
年度		対策内容	概算(千円)	備考
		合計	0	
No	23	施設名称	北今在家広場	
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく			
年度		対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11		植栽管理委託	5,000	
		合計	5,000	

様式2

No	24	施設名称	元素面地	
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく			
年度		対策内容	概算(千円)	備考
		合計	0	

No	25	施設名称	伏尾町雑種地	
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく			
年度		対策内容	概算(千円)	備考
		合計	0	

No	26	施設名称	旧古江消防ポンプ格納庫	
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく			
年度		対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11		除草委託	270	
		合計	270	

No	27	施設名称	栄本町他町会倉庫	
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく			
年度		対策内容	概算(千円)	備考
		合計	0	

No	28	施設名称	元古江町第1駐車場	
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく			
年度		対策内容	概算(千円)	備考
		合計	0	

No	29	施設名称	古江法面保護用地	
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく			
年度		対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11		除草委託	8,140	
		合計	8,140	

No	30	施設名称	井口堂会館残地	
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく			
年度		対策内容	概算(千円)	備考
		合計	0	

No	31	施設名称	元杉ヶ谷関連事業用地	
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく			
年度		対策内容	概算(千円)	備考
		合計	0	

特記事項	

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	障がい福祉課

その他土地

財産区分		普通財産	中分類	土地活用	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
	32	土地活用	アルパカ工房	池田市新町6番2号	185.6
	33		東山作業所	池田市東山町589番地	661.1
	34		三恵園	池田市中川原町13番の1	2,086.0

概要

設置目的

特定の行政目的を持たない土地（普通財産）であり、有償あるいは無償で貸し付けしているものもある。

運営主体

直営

現状と課題

【アルパカ工房】
社会福祉法人に有償貸し付けしており、管理している。

【東山作業所】
社会福祉法人に無償貸し付けしており、管理している。

【三恵園】
社会福祉法人に有償貸し付けしており、管理している。

対策の優先順位の考え方

現状のまま、貸し付けし維持していく。

様式2

普通財産	中分類	土地活用	小分類	土地活用	2/2

個別施設の状態等点検結果

No	32	施設名称	アルパカ工房

施設運営法人により管理されており良好

No	33	施設名称	東山作業所

施設運営法人により管理されており良好

No	34	施設名称	三恵園

施設運営法人により管理されており良好

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	32	施設名称	アルパカ工房
実施方針	今後も維持していく		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
	合計	0	

No	33	施設名称	東山作業所
実施方針	今後も維持していく		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
	合計	0	

No	34	施設名称	三恵園
実施方針	今後も維持していく		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
	合計	0	

特記事項	

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	公園みどり課

その他土地

財産区分		普通財産	中分類	土地活用	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
	35	土地活用	伏尾台周辺緑地	伏尾台5丁目　地内外	17,630.0

概要

設置目的

主として居住する者が自然とふれあいの場を形成することを目的とする。

運営主体

直営、都市公園管理センター

現状と課題

居住している方が自然とふれあう憩いの場として利用されている。
今後においては、定期的な除草及び危険樹木の伐採を実施していく。

対策の優先順位の考え方

日常的に巡視点検を行い、適切な除草・樹木の伐採時期を選定している。

様式2

普通財産	中分類	土地活用	小分類	土地活用	1/1
No 35	施設名称	伏尾台周辺緑地			
施設等の設置は無く、健全な状態である。					
個別施設の実施方針と今後10年間の計画					
No 35	施設名称	伏尾台周辺緑地			
実施方針	毎年度、植栽管理委託業務を発注し、除草を行う。				
年度	対策内容		概算（千円）	備考	
令和2～11年度	除草		2,350		
		合計	2,350		
特記事項					

策定年度	令和2年度	所管課	生涯学習推進課

その他土地

財産区分		普通財産	中分類	土地活用	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
	36	土地活用	古江古墳保護用地	古江町1番181・182・186	366.0
	37		山の家跡地	五月丘5丁目21-16	10,574.0

概要

設置目的

【古江古墳保護用地】
古江古墳を保護するため。
【山の家跡地】
山の家はないが、跡地を五月山児童文化センターに管理委託し、センター活動に利用している。

運営主体

直営

現状と課題

【古江古墳保護用地】
平成17年12月16日購入。管理のため、年2回除草を行なっている。
【山の家跡地】
五月山児童文化センターが管理運営しており、除草等は任せているが、市としても、高木・崖の危険個所の把握は必要である。

対策の優先順位の考え方

【古江古墳保護用地】
今後も継続して除草作業等を行い、適切に維持していく。
【山の家跡地】
日常的な維持管理は五月山児童文化センターに委託し、危険個所の把握は市で行う。

様式2

普通財産	中分類	土地活用	小分類	土地活用	2/2

個別施設の状態等点検結果

No	36	施設名称	古江古墳保護用地

古墳のフェンスは著しい腐食等はない。

No	37	施設名称	山の家跡地

崖地のため、崩落の危険、高木の管理、除草は必要である

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	36	施設名称	古江古墳保護用地
実施方針	今後も維持していく		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	除草委託	4,400	
	合計	4,400	

No	37	施設名称	山の家跡地
実施方針	今後も維持していく		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
	合計	0	

特記事項	

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	人権・文化国際課

その他土地

財産区分		普通財産	中分類	土地活用	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
	38	土地活用	旧古江産業会館	古江町435-1番地	548.8
	39		元古江第2駐車場	東山町934-1番地	1,031.0

概要

設置目的

特定の行政目的を持たない土地（普通財産）である。

運営主体

直営

現状と課題

・旧古江産業会館
古江産業会館の跡地であり、一部総務課が所管している部分に関しては、有償にて貸し付けしている。
除草作業を行い、管理している。
・元古江第2駐車場
古江第2駐車場の跡地であり、除草作業を行い、管理している。

適切に管理を行い、維持していく。

様式2

普通財産	中分類	土地活用	小分類	土地活用	1/1

No	38	施設名称	旧古江産業会館

・除草作業を行い、管理している。
・一部総務課所管の部分については、有償にて貸し付けを行っている。

No	39	施設名称	元古江第2駐車場

・除草作業を行い、管理している。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	38	施設名称	旧古江産業会館
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	除草	530	
	合計	530	

No	39	施設名称	元古江第2駐車場
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	除草	285	
	合計	285	

特記事項	

市営霊園・墓地

様式１

策定年度	令和2年度	所管課	総合窓口課

その他土地

財産区分		行政財産	中分類	霊園・墓地	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
	40	市営霊園・墓地	桃園墓地	池田市桃園2丁目2番5号	5,081.1

概要

設置目的

市民の皆様に安価な霊園・墓地を提供

運営主体

指定管理者

現状と課題

平成31年4月から指定管理者による管理運営。
共用部分の草刈りを年4回行っているが、繁殖力は旺盛のためすぐに繁ってしまう。
また、区画墓地（私有地）のため、隣接区画墓地の使用権者から雑草等の苦情があれば、当該使用権者に連絡を取らなければならない。

対策の優先順位の考え方

共有部分の整備を行い、区画墓地内は私有地のため、隣接区画墓地の使用権者から雑草等の苦情があれば、当該使用権者に連絡を取って処理していただくよう指導を行う。

様式2

行政財産	中分類	霊園・墓地	小分類	市営霊園・墓地	2/2
個別施設の状態等点検結果					
No	1	施設名称	桃園墓地		
適切に管理を行い今後も維持していく。					
個別施設の実施方針と今後10年間の計画					
No	1	施設名称	桃園墓地		
実施方針	適切に管理を行い今後も維持していく				
年度	対策内容	概算（千円）	備考		
令和2～11年度					
合計		0			
特記事項					

地元管理

霊園・墓地

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	総務課

その他土地

財産区分		普通財産	中分類	霊園・墓地	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	地積（㎡）
	41	地元管理 霊園・墓地	才尊霊園	鉢塚3丁目83他（地番）	1,915.6
	42		宮之前・北轟木地区墓地	住吉2丁目115-2他（地番）	1,826.0
	43		北今在家地区墓地	豊島北1丁目559（地番）	1,233.0
	44		井口堂墓地	井口堂3丁目377（地番）	770.0

概要

設置目的

・才尊霊園敷地は市が買収したもの。
・その他の墓地は地元財産区等より寄附受けしたもの。

運営主体

地元墓地管理会

現状と課題

地元墓地管理会が墓地の維持管理を行っており、維持管理に必要な経費についても、墓地管理会がすべて負担している。

対策の優先順位の考え方

今後も地元墓地管理委員会による維持管理を継続する。

様式2

普通財産	中分類	霊園・墓地	小分類	地元管理墓地・霊園	2/2

個別施設の状態等点検結果

No	41	施設名称	才尊霊園

適切に管理し、今後も維持していく。

No	42	施設名称	宮之前・北轟木地区墓地

適切に管理し、今後も維持していく。

No	43	施設名称	北今在家地区墓地

適切に管理し、今後も維持していく。

No	44	施設名称	井口堂墓地

適切に管理し、今後も維持していく。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	41	施設名称	才尊霊園
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく		
年度	対策内容	概算(千円)	備考
	合計	0	

No	42	施設名称	宮之前・北轟木地区墓地
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく		
年度	対策内容	概算(千円)	備考
	合計	0	

No	43	施設名称	北今在家地区墓地
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく		
年度	対策内容	概算(千円)	備考
	合計	0	

No	44	施設名称	井口堂墓地
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく		
年度	対策内容	概算(千円)	備考
	合計	0	

特記事項	

碑等

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	総務課

その他土地

財産区分		普通財産	中分類	碑等	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	地積（㎡）
	45	碑等	弁慶の泉	豊島南2丁目731-1（地番）	205.0
	46		交通安全記念碑	東山町595-1（地番）	9.5
	47		染殿井	満寿美町681（地番）	37.0
	48		城山町地蔵堂	栄本町3228-2（地番）	26.0

概要

設置目的

市が買収あるいは寄附を受けた碑等。

運営主体

直営

現状と課題

弁慶の泉に関しては、毎年植栽管理を委託している。
染殿井に関しては、毎年除草を委託している。
城山町地蔵堂に関しては、およそ2年ごとに植栽管理を委託している。
その他、適宜修繕を行い維持管理している。

対策の優先順位の考え方

適切に管理し、今後も維持していく。

様式2

普通財産	中分類	碑等	小分類	碑等	2/2

個別施設の状態等点検結果

No	45	施設名称	弁慶の泉
毎年、植栽管理を委託している。			
No	46	施設名称	交通安全記念碑
適切に管理し、今後も維持していく。			
No	47	施設名称	染殿井
毎年、除草を委託している。			
No	48	施設名称	城山町地蔵堂
適切に管理し、今後も維持していく。			

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	45	施設名称	弁慶の泉
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年	植栽管理委託	3,000	
	合計	3,000	

No	46	施設名称	交通安全記念碑
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年	修繕	300	
	合計	300	

No	47	施設名称	染殿井
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年	除草委託	220	
	合計	220	

No	48	施設名称	城山町地蔵堂
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年	植栽管理委託	1,650	
	合計	1,650	

特記事項	

様式１

策定年度	令和2年度	所管課	生涯学習推進課

その他土地

財産区分		普通財産	中分類	碑等	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	地積（㎡）
	49	碑等	日初和尚石碑	池田市城山町2035-1	6.6

概要

設置目的

平成11年12月16日寄付。江戸時代の学僧「釈日初」の業績をたたえ、大正13年6月池田史談会が、日初が住職として住んでいた蓮秀庵跡に建てた碑。

運営主体

直営

現状と課題

・令和2年度に高木を伐採
・不定期に巡回を実施している。

対策の優先順位の考え方

適切に管理し、今後も維持していく。

様式2

普通財産	中分類	碑等	小分類	碑等	2/2
個別施設の状態等点検結果					
No 49	施設名称	日初和尚石碑			
高木はあるが、令和2年度に伐採を行った。碑自体の自然転落の危険性はない。					
個別施設の実施方針と今後10年間の計画					
No 49	施設名称	日初和尚石碑			
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。				
年度	対策内容	概算（千円）	備考		
2020（R2年度）	高木の伐採	847			
	合計	847			
特記事項					

池・沼

溜池

様式１

策定年度	令和2年度	所管課	総務課

池・沼

財産区分		普通財産	中分類	池・沼	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	地積（㎡）
	1	溜池	長尾池	吉田町303-1（地番）	6,596.0
	2		寺池	五月丘4丁目12-1、12-2（地番）	786.0
	3		元古江町第２事業用地（沼池）	古江町21－6、505（地番）	1,472.0

概要

設置目的

長尾池については、池田市制施行前より所有していた（細河村）。
寺池については、一部は土地の交換により取得、一部は買収により取得したもの。
元古江町第２事業用地（沼池）については、池田市土地開発公社より代物弁済によって取得したもの。

運営主体

直営

現状と課題

長尾池については、一部分を有償で貸し付けている。
寺池については、毎年除草を委託している。

対策の優先順位の考え方

適切に管理し、維持していく。

様式2

普通財産	中分類	池・沼	小分類	溜池	2/2

個別施設の状態等点検結果

No	1	施設名称	長尾池

一部分を有償で貸し付けている。

No	2	施設名称	寺池

毎年、除草を委託している。

No	3	施設名称	元古江町第2事業用地（沼池）

適切に管理し、今後も維持していく。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	1	施設名称	長尾池
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
	合計	0	

No	2	施設名称	寺池
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	除草委託	530	
	合計	530	

No	3	施設名称	元古江町第2事業用地（沼池）
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
	合計	0	

特記事項	

道路

様式１

策定年度	令和2年度	所管課	土木管理課

道路

財産区分		行政財産	中分類	道路	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
	1	道路	道路	池田市内一円	1,199,036.0

概要

設置目的

道路網の整備を図り、交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進すること。

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
本市が管理する道路は、概ね「市道」「里道」「市管理道路」に区分される。
なお、市道とは道路法上の道路のこと、里道とは道路法の適用外の道路であり公図上で赤線で着色された道路のこと、市管理道路とは道路法の適用外の道路であり寄付等による道路のこと。

②劣化状況
劣化状況については、路線の交通量や舗装構成等により様々な状態となり、また、高度経済成長期に多くの道路を整備しているため、全体的に劣化が進んでいるところ。

③利用状況
道路利用は路線により様々な状況であるが、補修要望は年々、増加傾向となっている。

④維持管理コスト
道路維持管理に年間69,000千円、道路維持委託に年間30,000千円、道路維持工事に年間100,000千円を継続的に支出。

⑤配置状況
市道については、1,267路線、全延長214.9kmの管理をしている。

対策の優先順位の考え方

幹線道路については、路面性状調査を実施しており、ひび割れやわだち掘れ等の老朽化が進んでいる路線を優先的に補修し、その他の道路については、職員によるパトロールや市民要望により、現地を確認したうえで補修実施の検討をしている。

様式2

行政財産	中分類	道路	小分類	道路	2/2

個別施設の状態等点検結果

No	1	施設名称	道路

幹線道路及び通学路については、路面性状調査を実施し、路線延長毎に基準値（MCI値）により把握している。
その他の道路については、職員による不定期点検を実施し、修繕等を検討している。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	1	施設名称	道路
実施方針	適切に修繕を行い今後も維持していく		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	道路維持工事	1,000,000	財源の一部に道路占用料他
	道路修繕	100,000	
	道路清掃	120,000	
	街路樹維持管理	160,000	
	草刈、簡易修繕等維持管理	430,000	
	合計	1,810,000	

特記事項	

橋梁

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	交通道路課

橋梁

財産区分		行政財産	中分類	橋梁	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
	1	橋梁	橋梁	市内一円	10,983.7

概要

設置目的

市民が安全かつ円滑に目的地へ移動するため。

運営主体

直営

現状と課題

①現状
池田市が管理する道路橋は126橋（15m以上 18橋、15m未満 108橋）、横断歩道橋は9橋ある。

②課題
20年後には、急速に老朽化橋梁が増大する見込みとなっている。限られた予算の中で、橋梁の修繕・架替えを行っていく必要があるためコスト縮減の取組みが急務となっている。

対策の優先順位の考え方

原則として点検結果に基づいて行うものとするが、損傷状況、路線状況などの重要度を加味したうえで修繕の順位付けを行う。

様式２

行政財産	中分類	橋梁	小分類	橋梁	2/2

個別施設の状態等点検結果

No	1	施設名称	橋梁

橋梁15m以上（Ⅰ:1橋、Ⅱ:17橋、Ⅲ:0橋、Ⅳ:0橋　計18橋）
橋梁15m未満（Ⅰ:2橋、Ⅱ:95橋、Ⅲ:11橋、Ⅳ:0橋　計108橋）
横断歩道橋（Ⅰ:0橋、Ⅱ:7橋、Ⅲ:2橋、Ⅳ:0橋　計9橋）

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	1	施設名称	橋梁
実施方針	適切に修繕を行い今後も維持していく		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2年	橋梁補修	150,000	
令和3年	橋梁補修	170,000	
令和4年	橋梁補修	120,000	
令和5～11年	橋梁補修	1,137,500	毎年162,500千円
	合計	1,577,500	

特記事項	

道路敷・河川敷・
廃道敷等

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	総務課

道路敷・河川敷・廃道敷等

財産区分		普通財産	中分類	道路敷・河川敷・廃道敷等	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	地積（㎡）
	1	道路敷・河川敷・廃道敷等	満寿美会館前道路予定地	満寿美町536-5（地番）	109.1
	2		綾羽2丁目道路残地	綾羽2丁目2418-2（地番）	39.7
	3		菅原町道路残地	菅原町3096-1他（地番）	108.3
	4		細河6号線道路残地	木部町164-4、164-7（地番）	35.3
	5		神田18・19号線廃道敷	神田4丁目1070-10、1077－7（地番）	2.0
	6		石橋廃道敷	石橋3丁目202-21（地番）	44.2
	7		鉢塚1丁目廃道敷	鉢塚1丁目160-14、160-17（地番）	12.2
	8		上池田2丁目市有道路	上池田2丁目381-14、382-1（地番）	66.9
	9		天神1丁目水路敷	天神1丁目4-4、4-6（地番）	73.3
	10		建石町廃道敷	建石町1574-8（地番）	52.0
	11		五月丘4丁目水路敷	五月丘4丁目11-16（地番）	6.4
	12		畑4丁目府道残地	畑4丁目1418-3、1418-4（地番）	22.7
	13		天神1丁目旧堤防敷	天神1丁目20-8（地番）	97.0

概要

設置目的

特定の行政目的を持たない廃道敷等。

運営主体

直営

現状と課題

上記の道路敷・廃道敷等に関しては、特定の行政目的を持たないため普通財産として維持している。維持管理についてはコストはかかっていないが、今後売却等の手法を検討していく必要がある。
なお、菅原町道路残地の一部及び天神1丁目旧堤防敷については、有償で貸し付けている。

対策の優先順位の考え方

適切に管理し、維持していく。

様式2

普通財産	中分類	道路敷・河川敷・廃道敷等	小分類	道路敷・河川敷・廃道敷等	2/2
個別施設の状態等点検結果					
No	1	施設名称	満寿美会館前道路予定地		
適切に管理し、今後も維持していく。					
No	2	施設名称	綾羽2丁目道路残地		
適切に管理し、今後も維持していく。					
No	3	施設名称	菅原町道路残地		
適切に管理し、今後も維持していく。					
No	4	施設名称	細河6号線道路残地		
適切に管理し、今後も維持していく。					
No	5	施設名称	神田18・19号線廃道敷		
適切に管理し、今後も維持していく。					
No	6	施設名称	石橋廃道敷		
適切に管理し、今後も維持していく。					
No	7	施設名称	鉢塚1丁目廃道敷		
適切に管理し、今後も維持していく。					
No	8	施設名称	上池田2丁目市有道路		
適切に管理し、今後も維持していく。					
No	9	施設名称	天神1丁目水路敷		
適切に管理し、今後も維持していく。					
No	10	施設名称	建石町廃道敷		
適切に管理し、今後も維持していく。					
No	11	施設名称	五月丘4丁目水路敷		
適切に管理し、今後も維持していく。					
No	12	施設名称	畑4丁目府道残地		
適切に管理し、今後も維持していく。					
No	13	施設名称	天神1丁目旧堤防敷		
駐車場用地として、有償で貸し付けている。					

様式2

個別施設の実施方針と今後10年間の計画					
No	1	施設名称	満寿美会館前道路予定地		
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。				
年度		対策内容	概算（千円）	備考	
		合計	0		
No	2	施設名称	綾羽町道路残地		
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。				
年度			概算（千円）	備考	
		合計	0		
No	3	施設名称	菅原町道路残地		
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。				
年度		対策内容	概算（千円）	備考	
		合計	0		
No	4	施設名称	細河6号線道路残地		
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。				
年度		対策内容	概算（千円）	備考	
		合計	0		
No	5	施設名称	神田18･19号線廃道敷		
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。				
年度		対策内容	概算（千円）	備考	
		合計	0		
No	6	施設名称	石橋廃道敷		
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。				
年度		対策内容	概算（千円）	備考	
		合計	0		
No	7	施設名称	鉢塚1丁目廃道敷		
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。				
年度		対策内容	概算（千円）	備考	
		合計	0		
No	8	施設名称	上池田2丁目市有道路		
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。				
年度		対策内容	概算（千円）	備考	
		合計	0		
No	9	施設名称	天神1丁目水路敷		
実施方針	適切に管理し、今後も維持していく。				
年度		対策内容	概算（千円）	備考	
		合計	0		

様式2

No	10	施設名称	建石町廃道敷	
実施方針		適切に管理し、今後も維持していく。		
年度		対策内容	概算（千円）	備考
		合計	0	

No	11	施設名称	五月丘4丁目水路敷	
実施方針		適切に管理し、今後も維持していく。		
年度		対策内容	概算（千円）	備考
		合計	0	

No	12	施設名称	畑4丁目府道残地	
実施方針		適切に管理し、今後も維持していく。		
年度		対策内容	概算（千円）	備考
		合計	0	

No	13	施設名称	天神1丁目旧堤防敷	
実施方針		適切に管理し、今後も維持していく。		
年度		対策内容	概算（千円）	備考
		合計	0	

公園

都市計画公園

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	公園みどり課

公園

財産区分		行政財産	中分類	都市計画公園	1/3
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
	1	都市計画公園	井口堂公園	井口堂1丁目5地内	2,892.0
	2		石橋玉坂公園	石橋3丁目7地内	1,433.0
	3		夫婦池公園	八王寺2丁目2地内	12,870.0
	4		石橋南公園	石橋4丁目21地内	1,775.0

概要

設置目的

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする。

運営主体

指定管理者

現状と課題

①現状
週2回のゴミ回収及び便所清掃のほか、遊具の目視による日常点検（基本的に月・金曜日）、各法令に基づく頻度での建築物、設備の定期点検を実施している。点検、巡回時、または利用者等による連絡により、施設の不具合、故障等が判明した場合は直ちに状況を確認し、修繕等の処置を実施している。また、遊具については塗装の塗り替えを随時行っている。

②課題
遊具等の施設について、老朽化が進んでおり、毎年点検を行っているが、効率的な更新が求められる。
池田市都市計画により都市計画公園を市内に全27施設設置する方針である。しかし、用地買収等の課題もあり現状は19施設（長寿命化計画策定済み15公園を含む）の設置となっていることから、今後の計画を検討していく。

対策の優先順位の考え方

指定管理者が日常的に点検を行い、劣化の状況に応じて修繕及び更新を実施する。また、緊急性が高い判断されるものについては、その都度対策をしていく。

様式2

行政財産	中分類	都市計画公園	小分類	都市計画公園	2/3

個別施設の状態等点検結果

No	1	施設名称	井口堂公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	2	施設名称	石橋玉坂公園

遊具等の設置はなく、広場の状態は健全である。

No	3	施設名称	夫婦池公園

施設等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。また、状況に応じて広場整備を行う。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	1	施設名称	井口堂公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	8,092	
	合計	8,122	

No	2	施設名称	石橋玉坂公園
実施方針	状態に応じて広場の整備を行う。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	広場整備	2,800	
	合計	2,800	

No	3	施設名称	夫婦池公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新及び状態に応じて広場の整備を行う。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新・広場整備	268,300	
	合計	268,330	

特記事項	夫婦池公園については、管理棟、テニスコートの更新費用についても勘案する。

様式2

行政財産	中分類	都市計画公園	小分類	都市計画公園	3/3

個別施設の状態等点検結果

No	4	施設名称	石橋南公園

遊具等は全て使用可能な状態であり、健全である。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	4	施設名称	石橋南公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
	合計	30	

特記事項	

都市計画緑地

様式１

策定年度	令和2年度	所管課	公園みどり課

公園

財産区分		行政財産	中分類	都市計画緑地	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
	5	都市計画緑地	五月丘緑地	池田市五月丘1丁目74番外	14,693.0

概要

設置目的

現況の丘陵地を生かし緑多い憩いの場として利用することを目的としている。

運営主体

指定管理者

現状と課題

①現状
五月丘団地の入り口付近に位置し、居住者の憩いの場として利用されている。

②課題
照明灯や東屋等の老朽化が進んでおり修繕が必要。

対策の優先順位の考え方

指定管理者が日常的に点検を行い、劣化の状況に応じて修繕及び更新を実施する。また、緊急性が高いと判断されるものについては、その都度対策をしていく。

様式2

行政財産	中分類	都市計画緑地	小分類	都市計画緑地	2/2
No 5	施設名称	五月丘緑地			
施設等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。					
個別施設の実施方針と今後10年間の計画					
No 5	施設名称	五月丘緑地			
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・更新を行う。				

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	4,046	
	合計	4,076	

特記事項	

都市公園施設

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	公園みどり課

公園

財産区分		行政財産	中分類	都市公園施設	1/3
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
	6	都市公園施設	都市緑化植物園	五月丘5丁目2－5	53,000.0
	7		池田城跡公園	城山町3-46	15,600.0
	8		猪名川緑地駐車場	桃園2丁目10	3,580.0
	9		五月山動物園	綾羽2丁目4	4,500.0
	10		五月山緑地駐車場	綾羽2丁目4	5,190.0

概要

設置目的

都市公園区域内に施設を設け、公園の利用を促進する目的。

運営主体

指定管理者

現状と課題

①現状
各法令に基づく頻度での建築物、設備の定期点検を実施している。点検、巡回時、または利用者等による連絡により、施設の不具合、故障等が判明した場合は直ちに状況を確認し、修繕等の処置を実施している。

②課題
空調機器の不具合やバリカーの腐食等、施設の老朽化が進んでいる。

対策の優先順位の考え方

指定管理者が日常的に点検を行い、劣化の状況に応じて修繕及び更新を実施する。また、緊急性が高いと判断されるものについては、その都度対策をしていく。

様式2

行政財産	中分類	都市公園施設	小分類	都市公園施設	2/3

個別施設の状態等点検結果

No	6	施設名称	都市緑化植物園

施設等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	7	施設名称	池田城跡公園

施設等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	8	施設名称	猪名川緑地駐車場

施設等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	6	施設名称	都市緑化植物園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・更新を行う。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	72,348	
	合計	72,378	

No	7	施設名称	池田城跡公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・更新を行う。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	26,610	
	合計	26,640	

No	8	施設名称	猪名川緑地駐車場
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・更新を行う。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	13,200	
	合計	13,230	

特記事項	

様式2

行政財産	中分類	都市公園施設	小分類	都市公園施設	3/3

個別施設の状態等点検結果

No	9	施設名称	五月山動物園

施設等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	10	施設名称	五月山緑地駐車場

施設等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	9	施設名称	五月山動物園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・更新を行う。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	26,610	
	合計	26,640	

No	10	施設名称	五月山緑地駐車場
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・更新を行う。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	19,000	
	合計	19,030	

特記事項	

都市計画墓園

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	総合窓口課

公園

財産区分		行政財産	中分類	都市計画墓園	1/2
対象施設	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
	11	都市計画墓園	五月山霊園	池田市畑3丁目5番地3	92,000.0

概要

設置目的

静寂な近代的公園墓地であり、市民の墓地需要を満たすことを目的としている。

運営主体

指定管理者

現状と課題

①現状
昭和44年に設置されており、市民が利用できる近代的公園墓地である。

②課題
経年劣化による老朽化が進んでおり、点検結果をもとに修繕を実施している。

対策の優先順位の考え方

昭和44年に設置されており、経年劣化による老朽化が進んでいる。点検結果より、ベンチの腐食など利用者の危険度の高いものを優先して対策していく。

様式2

行政財産	中分類	都市計画墓園	小分類	都市計画墓園	2/2

No	11	施設名称	五月山霊園

施設は全て使用可能な状態であるが、利用者の利用頻度の高いものを優先して対策していく。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	11	施設名称	五月山霊園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	1,400	
	合計	1,430	

特記事項	

その他公園

様式１

策定年度	令和2年度	所管課	公園みどり課

公園

財産区分		行政財産	中分類	その他公園	1/32
	No.	小分類	名称	所在地	延床面積（㎡）
対象施設	12		早苗の森公園	神田4丁目1128-1	962.0
	13		駒の森公園	豊島南1丁目810-1	2,074.0
	14		新宅公園	木部町44-4	204.0
	15		久安寺公園	伏尾町11-1.1-2	1,374.0
	16		宇保公園	宇保町3561	273.0
	17		秦野東公園	旭丘1丁目408	348.0
	18		緑丘2丁目公園	緑丘2丁目495	597.0
	19		鉢塚3丁目公園	鉢塚3丁目47-2.95-2	219.0
	20		住吉公園	住吉2丁目地内	1,293.0
	21		石橋東公園	石橋4丁目178	1,325.0
	22		石橋4丁目第2公園	石橋4丁目331-5.331-6	306.0
	23		宮の前公園	住吉2丁目地内	821.0
	24		石橋3丁目公園	石橋3丁目245-1.245-2	137.0
	25		豊島南1丁目公園	豊島南1丁目300-4	180.0
	26		住吉2丁目新池公園	住吉2丁目9-22	135.0
	27		旭丘3丁目第2公園	旭丘3丁目300-2	308.0
	28		渋谷1丁目第1公園	渋谷1丁目467-1.2-1	774.0
	29		吉田公園	吉田町16	265.0
	30		城山第2公園	城山町3222	415.0
	31		鉢塚2丁目第3公園	鉢塚2丁目229-3	299.0
	32		杉ヶ谷西公園	城山町68-1	331.0
	33		栄本町公園	栄本町3146-1	243.0
	34		緑丘1丁目第2公園	緑丘1丁目279-4	166.0
	35		旭丘3丁目第1公園	旭丘3丁目301-4	162.0
	36		陽田北公園	木部町205-6	125.0
	37		鉢塚2丁目第2公園	鉢塚2丁目212-1	331.0

対象施設	38	その他公園	緑丘1丁目第1公園	緑丘1丁目412-11	205.0
	39		五月丘3丁目公園	五月丘3丁目18-5	215.0
	40		天神2丁目公園	天神2丁目地内	365.0
	41		古江南公園	古江町605	161.0
	42		陽田南公園	木部町177-10	142.0
	43		木部公園	木部町152.153	190.0
	44		住吉1丁目公園	住吉1丁目3-12	122.0
	45		伏尾台第1公園	伏尾台1丁目16-13	4,587.0
	46		城山第1公園	城山町227-3	105.0
	47		北轟木公園	住吉1丁目15-1.15-21	400.0
	48		伏尾台1丁目第1公園	伏尾台1丁目177	539.0
	49		伏尾台1丁目第2公園	伏尾台1丁目178	131.0
	50		伏尾台2丁目第1公園	伏尾台2丁目105	72.0
	51		伏尾台2丁目第2公園	伏尾台2丁目106	178.0
	52		伏尾台2丁目第3公園	伏尾台2丁目107	114.0
	53		伏尾台2丁目第4公園	伏尾台2丁目108	96.0
	54		伏尾台2丁目第5公園	伏尾台2丁目109	97.0
	55		伏尾台2丁目第6公園	伏尾台2丁目110	181.0
	56		伏尾台2丁目第7公園	伏尾台2丁目111	141.0
	57		伏尾台3丁目公園	伏尾台3丁目106	253.0
	58		伏尾台センタープラザ	伏尾台3丁目4-2	801.0
	59		伏尾台4丁目公園	伏尾台4丁目105.112	345.0
	60		伏尾台東公園	伏尾台4丁目13	1,781.0
	61		荒堀川公園	渋谷3丁目1579.1580	785.0
	62		城南2丁目公園	城南3丁目78－2　他	368.0
	63		畑4丁目公園	畑4丁目283-27	102.0
	64		池田駅前てるてる広場	栄町1.2.3番の一部	823.0
	65		五月丘2丁目第1公園	五月丘2丁目21-3	107.0
	66		荘園1丁目第2公園	荘園1丁目24-1　他	920.0
	67		渋谷1丁目第3公園	渋谷1丁目5-3	114.0
	68		旭丘1丁目第1公園	旭丘1丁目30-2	188.0
	69		鉢塚1丁目公園	鉢塚1丁目303-7	573.0
	70		脇塚公園	神田2丁目669.670	635.0
	71		東山公園	東山町423	731.0

様式1

対象施設	72		あびこ公園	畑1丁目927	370.0
	73		杉ヶ谷公園	城山町75-5	1,088.0
	74		伏尾台5丁目公園	伏尾台5丁目1-302	446.0
	75		石橋2丁目第2公園	石橋2丁目106-9	110.0
	76		住吉1丁目第2公園	住吉1丁目38-7.44-19	149.0
	77		五月丘2丁目第2公園	五月丘2丁目26-7	150.0
	78		畑5丁目第2公園	畑5丁目1-73	156.0
	79		木部高架下第1公園	木部町180-3	1,189.0
	80		木部高架下第2公園	木部町177-13	2,238.0
	81		つづみ公園	古江町1-223	67.0
	82		木部高架下第3公園	木部町34-1.62-1.77-5	1,741.0
	83		城山第3公園	城山町3213-1　他	310.0
	84		豊島南2丁目公園	豊島南2丁目101-20	100.0
	85		緑丘2丁目第2公園	緑丘2丁目534-39	295.0
	86		畑5丁目第1公園	畑5丁目1192-3	102.0
	87		槻木町第1公園	槻木町169-63 他	628.0
	88		城南3丁目第2公園	城南3丁目103-95	1,101.0
	89		神田4丁目第1公園	神田4丁目1574-2	100.0
	90		空港緑地	空港2丁目地内	7,671.0
	91		ビリケンプラザ	栄本町3151-2	48.0
	92		五月丘5丁目緑地	五月丘5丁目61-2	602.0
	93		鉢塚3丁目第2公園	鉢塚3丁目86-14	100.0
	94		豊島南2丁目第2公園	豊島南2丁目201-3,203-2	188.0
	95		神田4丁目第2公園	神田4丁目1618-13	124.0
	96		渋ケ丘公園	五月丘4丁目28	817.0
	97		池田城跡緑道公園	城山町2069-1　他	257.0
	98		鉢塚2丁目第1公園	鉢塚2丁目433	635.0
	99		古江寺山公園	古江町129	598.0
	100		渋谷1丁目第2公園	渋谷1丁目2-40	667.0
	101		畑2丁目公園	畑2丁目546-12	374.0
	102		荘園2丁目第1公園	荘園2丁目31-5	105.0

様式１

概要
設置目的
主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする。
運営主体
指定管理者
現状と課題
①現状 週2回のゴミ回収及び便所清掃のほか、週2回の遊具の目視による日常点検（基本的に月・金曜日）、各法令に基づく頻度での建築物、設備の定期点検を実施している。点検、巡回時、または利用者等による連絡により、施設の不具合、故障等が判明した場合は直ちに状況を確認し、修繕等の処置を実施している。また、遊具については塗装の塗り替えを随時行っている。 ②課題 遊具の老朽化が進んでおり、毎年点検を行っているが、効率的な更新が求められる。
対策の優先順位の考え方
指定管理者が日常的に点検を行い、劣化の状況に応じて修繕及び更新を実施する。また、緊急性が高いと判断されるものについては、その都度対応していく。

様式2

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	2/32

個別施設の状態等点検結果

No	12	施設名称	早苗の森公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	13	施設名称	駒の森公園

照明は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	14	施設名称	新宅公園

健康器具は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	12	施設名称	早苗の森公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	11,552	
	合計	11,582	

No	13	施設名称	駒の森公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	6,070	
	合計	6,100	

No	14	施設名称	新宅公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	2,902	
	合計	2,932	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	3/32

個別施設の状態等点検結果

No	15	施設名称	久安寺公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	16	施設名称	宇保公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	17	施設名称	秦野東公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	15	施設名称	久安寺公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	3,412	
	合計	3,442	

No	16	施設名称	宇保公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	4,782	
	合計	4,812	

No	17	施設名称	秦野東公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	5,098	
	合計	5,128	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	4/32

個別施設の状態等点検結果

No	18	施設名称	緑丘2丁目公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	19	施設名称	鉢塚3丁目公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	20	施設名称	住吉公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	18	施設名称	緑丘2丁目公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	9,666	
	合計	9,696	

No	19	施設名称	鉢塚3丁目公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	1,700	
	合計	1,730	

No	20	施設名称	住吉公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	8,678	
	合計	8,708	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	5/32

個別施設の状態等点検結果

No	21	施設名称	石橋東公園

高速道路改築事業により令和2年度より遊具一時撤去。高速道路改築事業が竣工予定である令和5年度より遊具再整備。

No	22	施設名称	石橋4丁目第2公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	23	施設名称	宮の前公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	21	施設名称	石橋東公園
実施方針	高速道路改築事業実施後、整備方針を決定する。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和5年度	施設設置	10,000	遊具再設置
令和6～11年度	施設点検	18	
	合計	10,018	

No	22	施設名称	石橋4丁目第2公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	6,774	
	合計	6,804	

No	23	施設名称	宮の前公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	6,036	
	合計	6,066	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	6/32

個別施設の状態等点検結果

No	24	施設名称	石橋3丁目公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	25	施設名称	豊島南1丁目公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	26	施設名称	住吉2丁目新池公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	24	施設名称	石橋3丁目公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	3,814	
	合計	3,844	

No	25	施設名称	豊島南1丁目公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	3,412	
	合計	3,442	

No	26	施設名称	住吉2丁目新池公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	3,208	
	合計	3,238	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	7/32

個別施設の状態等点検結果

No	27	施設名称	旭丘3丁目第2公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	28	施設名称	渋谷1丁目第1公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	29	施設名称	吉田公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	27	施設名称	旭丘3丁目第2公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	6,438	
	合計	6,468	

No	28	施設名称	渋谷1丁目第1公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	2,624	
令和2～11年度	除草	2,000	
	合計	4,654	

No	29	施設名称	吉田公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	5,968	
	合計	5,998	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	8/32

個別施設の状態等点検結果

No	30	施設名称	城山第2公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	31	施設名称	鉢塚2丁目第3公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	32	施設名称	杉ケ谷西公園

遊具等の設置はなく、広場の状態も健全である。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	30	施設名称	城山第2公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	3,026	
	合計	3,056	

No	31	施設名称	鉢塚2丁目第3公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	986	
	合計	1,016	

No	32	施設名称	杉ケ谷西公園
実施方針	状態に応じて広場の整備を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	広場整備	4,200	
	合計	4,200	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	9/32

個別施設の状態等点検結果

No	33	施設名称	栄本町公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	34	施設名称	緑丘1丁目第2公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	35	施設名称	旭丘3丁目第1公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	33	施設名称	栄本町公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	8,874	
	合計	8,904	

No	34	施設名称	緑丘1丁目第2公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	10,108	
	合計	10,138	

No	35	施設名称	旭丘3丁目第1公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	2,426	
	合計	2,456	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	10/32

個別施設の状態等点検結果

No	36	施設名称	陽田北公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	37	施設名称	緑丘2丁目第2公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	38	施設名称	緑丘1丁目第1公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	36	施設名称	陽田北公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	6,036	
	合計	6,066	

No	37	施設名称	緑丘2丁目第2公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	5,968	
	合計	5,998	

No	38	施設名称	緑丘1丁目第1公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	3,372	
	合計	3,402	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	11/32

個別施設の状態等点検結果

No	39	施設名称	五月丘3丁目公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	40	施設名称	天神2丁目公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	41	施設名称	古江南公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	39	施設名称	五月丘3丁目公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	1,388	
	合計	1,418	

No	40	施設名称	天神2丁目公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	6,036	
	合計	6,066	

No	41	施設名称	古江南公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	8,086	
	合計	8,116	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	12/32

個別施設の状態等点検結果

No	42	施設名称	陽田南公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	43	施設名称	木部公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	44	施設名称	住吉1丁目公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	42	施設名称	陽田南公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	2,806	
	合計	2,836	

No	43	施設名称	木部公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	4,012	
	合計	4,042	

No	44	施設名称	住吉1丁目公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	2,998	
	合計	3,028	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	13/32

個別施設の状態等点検結果

No	45	施設名称	伏尾台第1公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	46	施設名称	城山第1公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	47	施設名称	北轟木公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	45	施設名称	伏尾台第1公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	4,046	
	合計	4,076	

No	46	施設名称	城山第1公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	2,596	
	合計	2,626	

No	47	施設名称	北轟木公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	5,032	
	合計	5,062	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	14/32

個別施設の状態等点検結果

No	48	施設名称	伏尾台1丁目第1公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	49	施設名称	伏尾台1丁目第2公園

遊具なし

No	50	施設名称	伏尾台2丁目第1公園

照明は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	48	施設名称	伏尾台1丁目第1公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	3,010	
	合計	3,040	

No	49	施設名称	伏尾台1丁目第2公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	施設点検	30	（撤去・設置費）
令和2～11年度	施設更新	2,998	
	合計	3,028	

No	50	施設名称	伏尾台2丁目第1公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	2,024	
	合計	2,054	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	15/32

個別施設の状態等点検結果

No	51	施設名称	伏尾台2丁目第2公園

照明は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	52	施設名称	伏尾台2丁目第3公園

照明は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	53	施設名称	伏尾台2丁目第4公園

照明は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	51	施設名称	伏尾台2丁目第2公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	施設点検	30	（撤去・設置費）
令和2～11年度	施設更新	2,024	
	合計	2,054	

No	52	施設名称	伏尾台2丁目第3公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	施設点検	30	（撤去・設置費）
令和2～11年度	施設更新	2,024	
	合計	2,054	

No	53	施設名称	伏尾台2丁目第4公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	4,046	
	合計	4,076	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	16/32

個別施設の状態等点検結果

No	54	施設名称	伏尾台2丁目第5公園

照明は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	55	施設名称	伏尾台2丁目第6公園

照明は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	56	施設名称	伏尾台2丁目第7公園

遊具等の設置はなく、広場の状態も健全である。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	54	施設名称	伏尾台2丁目第5公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	(撤去・設置費)
令和2～11年度	施設更新	2,024	
	合計	2,054	

No	55	施設名称	伏尾台2丁目第6公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	(撤去・設置費)
令和2～11年度	施設更新	2,024	
	合計	2,054	

No	56	施設名称	伏尾台2丁目第7公園
実施方針	状態に応じて広場整備を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	広場整備	1,400	
	合計	1,400	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	17/32

個別施設の状態等点検結果

No	57	施設名称	伏尾台3丁目公園

照明は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	58	施設名称	伏尾台センタープラザ

照明は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	59	施設名称	伏尾台4丁目公園

遊具等の設置はなく、広場の状態も健全である。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	57	施設名称	伏尾台3丁目公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	2,024	
	合計	2,054	

No	58	施設名称	伏尾台センタープラザ
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	4,046	
	合計	4,076	

No	59	施設名称	伏尾台4丁目公園
実施方針	状態に応じて広場の整備を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	広場整備	4,200	
	合計	4,200	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	18/32

個別施設の状態等点検結果

No	60	施設名称	伏尾台東公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	61	施設名称	荒堀川公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	62	施設名称	城南2丁目公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	60	施設名称	伏尾台東公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	7,198	
	合計	7,228	

No	61	施設名称	荒堀川公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	8,778	
	合計	8,808	

No	62	施設名称	城南2丁目公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	12,938	
	合計	12,968	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	19/32

個別施設の状態等点検結果

No	63	施設名称	畑4丁目公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	64	施設名称	池田駅前てるてる広場

照明は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	65	施設名称	五月丘2丁目第1公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	63	施設名称	畑4丁目公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	4,216	
	合計	4,246	

No	64	施設名称	池田駅前てるてる広場
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	16,184	
	合計	16,214	

No	65	施設名称	五月丘2丁目第1公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	5,768	
	合計	5,798	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	20/32

個別施設の状態等点検結果

No	66	施設名称	荘園1丁目第2公園

照明は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	67	施設名称	渋谷1丁目第3公園

健康器具は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	68	施設名称	旭丘1丁目第1公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	66	施設名称	荘園1丁目第2公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	6,602	
	合計	6,632	

No	67	施設名称	渋谷1丁目第3公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	1,792	
	合計	1,822	

No	68	施設名称	旭丘1丁目第1公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	4,012	
	合計	4,042	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	21/32

個別施設の状態等点検結果

No	69	施設名称	鉢塚1丁目公園

照明は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	70	施設名称	脇塚公園

健康器具は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	71	施設名称	東山公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	69	施設名称	鉢塚1丁目公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	5,202	
	合計	5,232	

No	70	施設名称	脇塚公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	3,852	
	合計	3,882	

No	71	施設名称	東山公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	2,194	
	合計	2,224	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	22/32

個別施設の状態等点検結果

No	72	施設名称	あびこ公園

照明は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	73	施設名称	杉ケ谷公園

照明は全て使用可能状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	74	施設名称	伏尾台5丁目公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	72	施設名称	あびこ公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	2,024	
	合計	2,054	

No	73	施設名称	杉ケ谷公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	2,024	
	合計	2,054	

No	74	施設名称	伏尾台5丁目公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	4,012	
	合計	4,042	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	23/32

個別施設の状態等点検結果

No	75	施設名称	石橋2丁目第2公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	76	施設名称	住吉1丁目第2公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	77	施設名称	五月丘2丁目第2公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	75	施設名称	石橋2丁目第2公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	2,426	
	合計	2,456	

No	76	施設名称	住吉1丁目第2公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	1,734	
	合計	1,764	

No	77	施設名称	五月丘2丁目第2公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	2,992	
	合計	3,022	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	24/32

個別施設の状態等点検結果

No	78	施設名称	畑5丁目第2公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	79	施設名称	木部高架下第1公園

照明は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	80	施設名称	木部高架下第2公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	78	施設名称	畑5丁目第2公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	5,022	
	合計	5,052	

No	79	施設名称	木部高架下第1公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	4,046	
	合計	4,076	

No	80	施設名称	木部高架下第2公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	6,364	
	合計	6,394	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	25/32

個別施設の状態等点検結果

No	81	施設名称	つづみ公園

遊具等の設置はなく、広場の状態も健全である。

No	82	施設名称	木部高架下第3公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	83	施設名称	城山第3公園

遊具等の設置はなく、広場の状態も健全である。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	81	施設名称	つづみ公園

実施方針	状態に応じて広場整備を行う。		
年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	広場整備	1,400	
	合計	1,400	

No	82	施設名称	木部高架下第3公園

実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		
年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	20,700	
	合計	20,730	

No	83	施設名称	城山第3公園

実施方針	状況に応じて広場整備を行う。		
年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	広場整備	4,200	
	合計	4,200	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	26/32

個別施設の状態等点検結果

No	84	施設名称	豊島南2丁目公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	85	施設名称	緑丘2丁目第2公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	86	施設名称	畑5丁目第1公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	84	施設名称	豊島南2丁目公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	4,896	
	合計	4,926	

No	85	施設名称	緑丘2丁目第2公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	5,968	
	合計	5,998	

No	86	施設名称	畑5丁目第1公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	3,826	
	合計	3,856	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	27/32

個別施設の状態等点検結果

No	87	施設名称	槻木町第1公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	88	施設名称	城南3丁目第2公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	89	施設名称	神田4丁目第1公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	87	施設名称	槻木町第1公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	5,280	
	合計	5,310	

No	88	施設名称	城南3丁目第2公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	7,304	
	合計	7,334	

No	89	施設名称	神田4丁目第1公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	3,258	
	合計	3,288	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	28/32

個別施設の状態等点検結果

No	90	施設名称	空港緑地

遊具等の設置はなく、広場の状態も健全である。

No	91	施設名称	ビリケンプラザ

遊具等の設置はなく、広場の状態も健全である。

No	92	施設名称	五月丘5丁目緑地

遊具等の設置はなく、植栽の状態も健全である。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	90	施設名称	空港緑地
実施方針	状態に応じて広場の整備を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	広場整備	107,800	
	合計	107,800	

No	91	施設名称	ビリケンプラザ
実施方針	状態に応じて広場の整備を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	広場整備	1,400	
	合計	1,400	

No	92	施設名称	五月丘5丁目緑地
実施方針	状態に応じて植栽の整備を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
毎年度	植栽整備	50	
	合計	50	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	29/32

個別施設の状態等点検結果

No	93	施設名称	鉢塚3丁目第2公園

遊具等の設置はなく、広場の状態も健全である。

No	94	施設名称	豊島南2丁目第2公園

遊具等の設置はなく、広場の状態も健全である。

No	95	施設名称	神田4丁目第2公園

遊具等の設置はなく、広場の状態も健全である。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	93	施設名称	鉢塚3丁目第2公園
実施方針	状態に応じて広場の整備を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	広場整備	1,400	
	合計	1,400	

No	94	施設名称	豊島南2丁目第2公園
実施方針	状態に応じて広場の整備を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	広場整備	2,800	
	合計	2,800	

No	95	施設名称	神田4丁目第2公園
実施方針	状態に応じて広場の整備を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	広場整備	1,400	
	合計	1,400	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	30/32

個別施設の状態等点検結果

No	96	施設名称	渋ケ丘公園

遊具等は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	97	施設名称	池田城跡緑道公園

施設は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	98	施設名称	鉢塚2丁目第1公園

施設は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	96	施設名称	渋ケ丘公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
	合計	30	

No	97	施設名称	池田城跡緑道公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和7～11年度	境界塀更新	11,600	
	合計	11,630	

No	98	施設名称	鉢塚2丁目第1公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	7,672	
	合計	7,702	

特記事項	

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	31/32

個別施設の状態等点検結果

No	99	施設名称	古江寺山公園

施設は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	100	施設名称	渋谷1丁目第2公園

施設は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

No	101	施設名称	畑2丁目公園

施設は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	99	施設名称	古江寺山公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	4,012	
	合計	4,042	

No	100	施設名称	渋谷1丁目第2公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	5,775	
	合計	5,805	

No	101	施設名称	畑2丁目公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算(千円)	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	4,165	
	合計	4,195	

特記事項	

様式2

行政財産	中分類	その他公園	小分類	その他公園	32/32

個別施設の状態等点検結果

No	102	施設名称	荘園2丁目第1公園

施設は全て使用可能な状態であるが、全体的に軽微な劣化が見られる。

個別施設の実施方針と今後10年間の計画

No	102	施設名称	荘園2丁目第1公園
実施方針	施設状態を点検しながら、劣化状況に応じて施設補修・撤去・更新を行う。		

年度	対策内容	概算（千円）	備考
令和2～11年度	施設点検	30	
令和2～11年度	施設更新	935	
	合計	965	

特記事項	

病院

様式1

策定年度	令和2年度	所管課	市立池田病院（管理課）

病院

財産区分	行政財産	中分類	病院			1/3
対象施設 施設No.	小分類	施設名称	延床面積（㎡）	建築年度	構造	耐震性
1	病院	病院（本館）	28,132.4	平成9年（1997年）	SRC造	有（新）
2		病院（東館）	10,754.6	平成16年（2004年）	RC造	有（新）
3		病院（MRI検査棟）	118.0	平成18年（2006年）	RC造	有（新）

施設の概要

設置目的

市民の健康保持に必要な医療を提供するため

運営主体

直営

現状と課題

①施設概略
本館　SRC造　地下1階　地上5階（1997年10月）
東館　RC造　地下1階　地上4階（2004年7月）
MRI検査棟　RC造　地上1階　（2006年10月）
診療科　23科
病床数　364床
その他　手術室8、分娩室1、人口透析室等
駐車場　280台（うち地下機械式駐車場180台、自走式駐車場100台）
付属施設　院内学級、院内保育所、屋上施設（リハビリ庭園、こどもの遊び場）

②劣化状況・維持管理コスト
建築物は一部の内装改修やレイアウト変更等は行っているものの、大規模な外装工事（防水工事等）は、平成9年の開院以来未実施となっている。電気・空調設備や衛生設備の修繕を必要に応じて実施している。今後、耐用年数を大幅に経過した設備への対応が必要となる。

③利用状況
外来診療日数　244日　／　外来・延患者数　222,847人　／　一日あたり患者数　913.3人（平成30年度）

④管理運営状況
中央監視や営繕を行う常駐業者（委託契約）と担当課が連携して施設の維持管理を行っている。

機能別再配置方針及び対策の優先順位の考え方

再配置手法	集約化	－	複合化	－	機能統合	－	民間活用	○	広域連携	○	転用	－

【対策の優先順位】
本館（平成9年）東館（平成16年）MRI検査棟（平成18年）に建築された建物であり、必要に応じて修繕等にて対応している状態であるが、老朽化が顕著な建物や既存設備の更新を財政難を理由に先送りできない状況。安定した病院経営、機能を維持するため、可能な限り負担の軽減・平準化を図ることを主眼に最低限の機能更新を進める。
【機能別再配置方針】
病院については、民間施設の活用や広域連携は可能であると考える。
今後については、市民の健康保持に必要な医療サービスを提供するために最低限必要な更新や保全を行いつつ、建替えや新築移転に向け建築費や財源、候補地等の基本プランの策定を目指す方向である。

様式2

行政財産	中分類	病院	小分類	病院	2/3

評価結果

一次評価結果

同一評価単位内に3施設あるが、病院の建物の建築年度が違うためであり、ソフト指標を比較することが困難であるためポートフォリオ分析は実施していない。施設の建物及び機能についての評価は下記のとおり。

【建築状況】
本館（平成9年）東館（平成16年）MRI検査棟（平成18年）に建築された建物であり、必要に応じて修繕等にて対応している状況。

【利用状況】
平成30年度　外来診療日数244日 / 外来・延患者数　222,847人　/　一日あたり患者数　913.3人

【コスト】
中央監視や営繕を行う常駐業者（委託契約）と担当課が連携して施設の維持管理を行っている。
（管理運営費等委託料+修繕費）
令和元年度　117,759千円、平成30年度　119,819千円、平成29年度　107,409千円

利用圏域区分　広域型施設

二次評価結果

公共性（法律により設置が義務付けられているか）

法律の定めはあるが必置ではない。
医療法に基づき池田市病院事業の設置等に関する条例により設置。

有効性（利便性、今後の利用見込み）

平成30年度については延患者数222,847人であり対前年度比1.8%（3,936人）の増。

代替性（類似機能を持つ民間施設・公共施設で代替可能か）

約10Km圏内に当院を含め公立病院が5施設所在。
（川西/250床、豊中/613床、吹田/431床、箕面/317床、池田/364床）

効率性（コストの改善が見られるか。維持管理・運営面で民間活用が可能か。適切な受益者負担が行われているか）

中央監視や営繕等の施設管理業務の一部は委託業者にアウトソーシングしているところである。

個別実施方針

施設No	施設名称	実施方針	詳細
1	病院（本館）	維持	・「現状と課題」「一次評価結果」からみると、最も古い建物は本館の平成9年に建築されたものであり、計画的に予防保全をしていく必要がある。 ・地域医療支援病院として地域への安全で質の高い医療の提供は必須と考える。従って患者らの利用頻度の高い施設や設備の維持管理を優先しつつ、それらの長寿命化・財政負担の平準化を行うためのスケジュールを検討し、維持していく。
2	病院（東館）	維持	
3	病院（MRI検査棟）	維持	

特記事項

スケジュール（令和2年度～令和11年度）			3/3
施設No.	施設名称		対策費用（百万円）
1	病院（本館）	内容	改修
		概算額(改修費用)	6,086
2	病院（東館）	内容	改修
		概算額（改修費用）	60
3	病院（MRI棟）	内容	
		概算額（改修費用）	0
合計		概算額	6,146

※病院については一体にて改修する必要があり本館にて計上
※東館については一部東館のみの改修が必要な箇所があるため区分し計上